

山口大学大学院東アジア研究科
博士論文

秦漢時代「朝」空間研究

2019年9月

聶 寧

学位論文要旨

学位論文題目 秦漢時代「朝」空間研究

申請者氏名 聶 寧

「朝」は、朝政を行う空間である。秦漢時代の「朝」空間は帝国の誕生に伴って新たに構築された国家核心空間であり、前例のない空間である。さらに、秦漢時代は徐々に中国古代帝国「朝」空間の建設様式を形成した時代である。秦漢以降の帝国の「朝」空間は、秦漢時代に形成された建設様式に基づいて構築された。そのため、秦漢時代「朝」空間という課題は、中国の「朝」の変遷研究の不可欠な一環であり、究明する必要がある。しかし、この課題に関する専論はなかった。したがって、本論では、秦漢時代の「朝」空間を研究する対象に限定し、「朝」空間構成の変遷と特徴・「朝位」空間の特徴を明らかにする。

本論は史料（文献資料を主として出土文字・考古資料も共に参照として）に基づき、論を進める。

第一章は、上古三代の「朝」空間の沿革から検討をはじめ、秦代以前の上古三代および東周秦国の「朝」空間の構成・特徴を明らかにした上で、秦帝国の「朝」空間の構築背景を究明し、中国最初の帝国である秦帝国の「朝」空間の建設プランを検討するものである。

君主が政務をとる場所である「朝」空間は、堯舜時代の「廟」を中心とする状態から、夏殷時代の「廟」・「寢」並立を経て、周代に至って「寢」を中心とする状態へと変化した。東周秦国の「朝」空間はすでに「五門」・「三朝」の特徴をもっていた。その中で、君主の所在を表明する「帷幄」を設置する陸上の「殿」、「東西両階」で設ける「陛」（天子階）、陸下の「廷」、および「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」は全て東周秦国の「朝」空間を構成する不可欠な要件となった。秦帝国の新都城の営造プランには、渭水北側の咸陽宮と渭水南側の極廟・阿房宮が、新たな「朝」空間における「三朝」を形成し、秦帝国「朝」空間の中核部分を構成して、帝国の「朝」空間が南を向く基本的方向性を確立した。秦帝国の「朝」空間の建設様式は漢帝国の「朝」空間の構築にも影響を与えた。

第二章は、前漢の「朝」空間の構成と特徴を究明するものである。

本章では、「朝」空間の殿・陛・廷・門・闕・垣などの空間要素を検討し、前漢「朝」空間の上下・内外構成と特徴を明らかにする。前漢「朝」空間の中心部は、「大朝会」

中枢の前殿と、「常朝」中枢の宣室からなり、「殿」の下に「左城右平」・「重軒三階」の「陛」を設けた。「陛」（天子階）は秦帝国の「両正階」建設様式を採用し、正階に「東西両階」を設け、そのうえに、左中右の殿廷として「除」・「堂塗」を設け、内外三重の廷として殿垣（「朝」内垣）と宮垣（「朝」外垣）を構築した。このような三重構成をとることが前漢「朝」空間の特徴である。

第三章は、殿・門・闕・垣から、後漢の南宮の光武帝「朝」空間、北宮の正式的な皇帝「朝」空間、南宮の太后「朝」空間の構成と特徴を明らかにするものである。

後漢洛陽において、帝国「大朝会」を行い、且つ皇帝が親ら国政を執る空間である皇帝「朝」空間があり、また、太后が少帝の代わりに国政を執る空間である太后「朝」空間もあった。光武帝時代に、南宮に一時的に皇帝「朝」空間を設置したが、明帝以後、正式的な皇帝「朝」空間が北宮に設置されることは固定化した。正式的な皇帝「朝」空間が北宮に設置された際、後漢の南宮は「離宮」になり、北宮は「正宮」になった。南宮の光武帝「朝」・太后「朝」空間が、前漢「朝」空間の建設様式を採用し、北宮の正式的な皇帝「朝」空間は周礼を参照し築いたのである。この正式的な皇帝「朝」空間の建設様式は、後漢以後の帝国「朝」空間に受け継がれていくのである。

第四章は、皇帝の朝位を重点に置いた上に、秦漢時代の「朝」空間における（皇帝・皇太子・臨朝皇太后・官吏らの）朝位を明らかにするものである。

「朝」空間における朝位の位置関係は上下・南北・東西・居中・内外がある。上下の位置関係は、立体的な「朝」空間にある上・中・下層の区画を表現し、南北・東西・居中・内外の位置関係は、平面的な「朝」空間にある区画を表している。立体的な「朝」空間において、上層「朝位」空間にあるのは皇帝位である。これは皇帝が臣下の上に「君臨」していることを可視化しているのである。「朝」空間において、皇帝が絶対的に上位にいることを表現している。君主が「南面」し、臣下が「北面」という君臣間に見られる朝位の差異は、その身分の差を表現している。「南面」する皇帝位は親政している皇帝専用の朝位である。太后臨朝期の太后位は西にあり、少帝位は東にある。太后が尊敬される身分を表現し、少帝の「朝」の主人身分を反映している。且つまた、文官と武官の朝位が明確に区分され、前者が東に、後者が西に配置されている。「朝位」空間の全体を検討すると、諸朝位の中には「居中」位が存在していることがわかる。この「居中」区画には、帝国の君主位・帝国の准君主位・君主に拝謁する位がある。ここで注目したいのは、この「居中」区画に設置される「朝位」は全て帝国の君主に関連している位のことである。「朝位」の内外関係は、人々が皇帝との親近程度を表明し、帝国にとっての重要性を表現している。また、「朝」空間内における固定化された皇帝と百官等の朝位により、非「朝」空間において、朝位を定める役割を果たしたことも検討する。

終章は、「朝」空間の変遷と特徴を論ずるものである。第一章・第二章・第三章の検討に基づき、秦代以前・秦・前漢・後漢の「朝」空間構成の変遷を究明することを通して、「朝」空間の沿革を分析する。そのうえに、秦漢時代の「朝」空間の諸要素と特徴を探究し、秦漢帝国においてどのような空間は「朝」と称されるか、という問に答えることを試みる。最後に、本論での検討に基づき、将来の研究課題を提起する。

目 次

序章	1
1. 秦漢時代「朝」空間に着目する意義	1
2. 先行研究の現状と課題	3
3. 本論の構成	7
第一章 「祖」「宗」より「路寝」への上古三代秦「朝」	
一帝国「朝」空間の草創	10
1. 上古三代「朝」空間の沿革	10
1.1. 堯舜時代の「祖」	12
1.2. 夏殷時代の「宗」と「寝」	14
1.3. 周代の三「朝」構成	20
1.4. 「左祖右社」の形成	23
2. 東周秦国の雍城・咸陽の「朝」空間	28
2.1. 雍城の「三朝」・「五門」	28
2.2. 咸陽の「宮廷」・「冀闕」	33
2.2.1. 「帷幄」所在の陸上の「殿」	34
2.2.2. 「東西両階」の「陞」（天子階）	40
2.2.3. 「朝中」にある「廷」	45
2.2.4. 「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」	47
3. 秦帝国「朝」空間の構築プラン	48
3.1. 「天極に象る」極廟（信宮）	49
3.2. 「朝宮」とする阿房宮	50
4. 結び	54
第二章 「重威」の「重軒三階」前漢「朝」	
一帝国「朝」空間の形成	57
1. 前漢大朝会から見る「朝」空間の諸要素	57

2. 「大朝会」中枢の前殿と「常朝」中枢の宣室	60
3. 「陛」(天子階) から見る「階級」	66
3.1. 「東西両正階」の「陛」	67
3.2. 「城」・「平」を持つ「陛」	69
3.3. 「陛」の「重軒三階」	72
3.4. 二十七級の「天子階」	73
4. 「廷」の「三重」構成	78
4.1. 「除」・「堂塗」に区切られた左中右三重「殿廷」	78
4.2. 殿垣・宮垣に構築された内外三重「廷」	80
5. 結び	85

第三章 後漢の「正宮」帝朝と「離宮」后朝

一 帝国「朝」空間の変容	87
1. 後漢「朝」空間の問題	87
2. 後漢の皇帝「朝」空間	89
2.1. 光武帝時代の南宮皇帝「朝」空間	89
2.1.1. 散在的な「朝」中枢の「殿」	91
2.1.2. 朝垣・北闕廷を持つ南宮光武帝「朝」空間	94
2.2. 明帝以後の北宮皇帝「朝」空間	96
2.2.1. 集中的な「朝」中枢の「殿」	98
2.2.2. 「三重」朝垣・南闕廷を持つ北宮皇帝「朝」空間	101
3. 後漢の南宮太后「朝」空間	104
3.1. 禁中内外の「朝」中枢の「殿」	107
3.2. 「二重」朝垣を持つ南宮太后「朝」空間	110
4. 北「正宮」皇帝「朝」・南「離宮」太后「朝」の空間特徴	113
4.1. 後漢の皇帝「朝」空間の沿革と特徴	113
4.2. 後漢の太后「朝」空間の特徴	117
4.3. 後漢の北「正宮」・南「離宮」	118
5. 結び	120

第四章 秦漢帝国の「朝位」空間

一 「貴賤の等を辨ず」る「朝儀の位」	122
1. 「殿上」における帝位・太后位・臣位	124

1.1. 「兩楹間」の「南面」する皇帝位	124
1.2. 「東面」する太后位と「西面」する少帝位	128
1.3. 「殿上」における臣位	133
2. 「殿上」・「殿下」の「太子」位	134
3. 「陛」における「臨軒」・「陛戟」位	136
3.1. 陛上における「臨軒」位	136
3.2. 「陛側」・「殿下」の「陛戟」位	137
4. 「廷」における「百僚」・「陛觀」位	138
4.1. 「左右廷中」の「百僚」位	138
4.2. 「中廷」の「陛觀」位	140
5. 結び	141
終章 秦漢時代「朝」空間の変遷と特徴	145
1. 「朝」空間構成の変遷と特徴	145
1.1. 「朝」空間構成の「承」	145
1.2. 「朝」空間構成の「変」	146
2. 「朝位」空間の特徴	148
3. 秦漢帝国「朝」空間の定義および将来課題の提出	149
附録 後漢の崇徳殿所在に関する再検討	151
謝辞	161
参考文献一覧	162

序 章

1. 秦漢時代「朝」空間に着目する意義

中国の古典において、「朝」という語は、「一朝一夕」(『易』坤)という時間、「漢朝」(韓愈『答劉正夫書])という時代、「来朝」(『左伝』文公十五年)という動作、「朝日」「朝朔」(『穀梁伝』莊公十八年)という儀礼、「聴朝」(『呂氏春秋』直諫)という政務、「立朝」(孔融『薦祢衡表])という空間などの多様な意味に用いられているが、本論において研究対象とするそれは、「朝政を行うところ」²、すなわち政治空間としての「朝」である。

「朝」空間に関しては、『詩経』齊風・鷄鳴に「朝既に盈ちたり(朝既盈矣)」、『毛伝』に「朝盈ち而して君作き(朝盈而君作)」、孔穎達の疏に「朝盈、群臣色を辨じて入り、朝上に満つと謂う(朝盈、謂群臣辨色入、満於朝上)」、『孟子』公孫丑下に「〔孟仲子言えらく〕昔者王命あり、采薪の憂あり、朝に造る能はざりき。今病小しく愈ゆ、趨りて朝に造りぬ〔孟仲子言〕昔者有王命、有采薪之憂、不能造朝。今病小愈、趨造於朝」とある。「群臣」が「満ち」、「君」が「作き」、孟仲子がいたる「朝」はいずれも君主の政務空間を指している。

古典にはまた「朝」空間には不可欠な空間要素をのせてある。

『史記』刺客列伝の荊軻が秦王を暗殺する事件の記録に、

秦王 之を聞き、大いに喜び、乃ち朝服³して九賓を設け、燕の使者を咸陽宮に見る。荊軻 樊於期の頭函^{とうかん}を奉ず。而して秦舞陽 地図の柙^{はこ}を奉ず。次を以て進み、陛⁴に至るや、秦舞陽 色変じ、振恐す。群臣之を怪しむ……(荊)軻 既に図を取りて之を奏す。秦王 図をひらく。図窮まりてあらわす。因りて左手に秦王の袖をと把りて右手にあらわすをと持ちて之をたす。未だ身に至らず。秦王驚き、自ら引きて起つ。袖絶ゆ。劍を抜かんとす。劍長し。其の室をと操る。時に惶急にして、劍堅し。故に立ちどころに抜くべからず。荊軻 秦王をお逐う。秦王 柱を還りて走る……而して秦の

¹ 本論文は全稿新字体を使用する。

² 白川静『字通』にも「朝は旦なり(中略)殷には朝日の礼があり、そのとき重要な政務を決したので、朝政といい、そのところを朝廷という」とある。

³ 大朝会のとき、用いる正式な服を着ることである。

⁴ 『戦国策』燕策・燕三には「至陛下」との記載がある。

法、群臣の殿上に侍する者、尺寸の兵を持するを得ず。諸郎中 兵を執りて皆殿下に陳す。詔有りて召さるるに非ざれば上るを得ず。急時に方たり、下兵を召すに及ばず。故を以て荊軻 乃ち秦王を逐う。而して卒かに惶急なり、以て軻を撃つもの無くして手を以て共に之を搏つ。是の時 侍医夏無且 其の奉ずる所の薬囊を以て荊軻に提つなり。

（秦王聞之、大喜。乃朝服、設九賓、見燕使者咸陽宮。荊軻奉樊於期頭函、而秦舞陽奉地圖柙、以次進、至陞、秦舞陽色変振恐、群臣怪之……軻既取函奏之、秦王発函、函窮而匕首見。因左手把秦王之袖、而右手持匕首搃之。未至身、秦王驚、自引而起、袖絶。拔劍、劍長、操其室。時惶急、劍堅、故不可立拔。荊軻逐秦王、秦王還柱而走……而秦法、群臣侍殿上者不得持尺寸之兵。諸郎中執兵皆陳殿下、非有詔不得上。方急時、不及召下兵、以故荊軻乃逐秦王、而卒惶急、無以擊軻、而以手共搏之。是時侍医夏無且以其所奉薬囊提荊軻也。

とある。

「秦王暗殺」事件は「朝」空間で発生したことである。この史料には、「咸陽宮」・「陞」・「柱」・「殿上」・「殿下」などの「朝」空間の要素を見て取ることができる。「宮」は「朝」空間の所在であり、「陞」・「柱」・「殿」は「朝」空間の施設である。

また、「九賓」については、『史記』廉頗藺相如列伝に「廷において九賓礼を設く（設九賓礼於廷）」と記されており、「廷」も「朝」空間の要素の一つであった。

加えて、「殿上」・「殿下」は「朝」空間にある人々の位置を示している。特に下線部の「秦の法、群臣の殿上に侍する者」、「諸郎中 兵を執りて皆殿下に陳す」という記述により、「朝」空間にある人々の位置は法律によって定められたことがわかる。

すなわち、秦漢時代の「朝」空間を究明するためには、「宮」・「陞」・「殿」・「廷」・「柱」、および人々の位置など、「朝」における空間的要素を検討する必要があるのである。

加えて、空間は、時間や思想と異なり、可視的なものであり、文明の形成や国の時代的遷移とともに変化するものでもある。故に、空間の変化は、各時代の文化と思想の遷移を検討するためには不可欠な要素であり、歴史的変化を具象化する媒体でもある。故に、空間としての「朝」についての研究は、時代や儀礼としての「朝」を研究するためにも重要であると考えられる。

秦漢時代における「朝」空間は中国史上最初の帝国の誕生に伴って構築された国家核心空間であり、前例のない空間であるともいえる。帝国の確立とともに、新たな国家システムの皇帝制度も構築された。国の変化に伴い、社会のあらゆる次元で新たな発展が起こった。皇帝が全国を支配する核心的な場所としての「朝」は皇帝の身分を強調し、その空間構造も再構築された。

さらに、秦漢時代は徐々に中国古代帝国「朝」空間の建設様式を形成した時代である。秦漢以降の帝国の「朝」空間は、秦漢時代に形成された建設様式に基づいて構築された。秦漢時代の「朝」の空間構造は皇帝制度と共に、後世に伝承された。すなわち、秦漢時代の「朝」空間は後世の「朝」空間の原点であると言える。しかも、秦漢時代の「朝」空間に関する研究は、中国の「朝」変遷に関する研究の不可欠な一環でもあり、究明すべき重要な論題でもあった。しかし、この論題についてまだ専論はない。したがって、本論では、「朝」空間を研究対象とし、「朝」が秦以前・秦・前漢・後漢を経て変遷していく様相を検討していくこととする。

2. 先行研究の現状と課題

「朝」空間の問題と密接に関連している主な研究成果としては、次のような研究が挙げられる。

①朝会制度および朝礼に関する研究

「朝」に関係する史料は主に儀礼制度の記録と朝政の展開の場所に関する記録からなる。これまで秦漢時代の「朝」に関する研究は、朝会制度および儀礼という方面からの検討を主として、様々な成果が得られた。或いはまた、儀礼に基づき、秦漢時代の政治の情勢と変化を論述する研究も学界で注目されている。

例えば、渡辺信一郎の『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼—』は、皇帝制度の権力構造の成立と根拠、関係儀礼を探った⁵。

尾形勇の『中国古代の「家」と国家—皇帝支配下の秩序構造—』は、国家・官家・家、天子・皇帝・臣・民などに関する中国古代の儀礼制度を検討した⁶。

李俊方の「漢代皇帝施政礼儀研究」は、漢代の朝会を行う時間の変化、および官吏が常朝における儀礼を検討した⁷。

陳戍国の『中国礼制史（秦漢巻）』との著書において、漢代の朝覲の礼について検討した⁸。

張英梅の「漢文帝七年『朝儀』詔書研究」は、『肩水金關漢簡』（四）の積文にある漢文帝七年『朝儀』詔書の大朝会時間記録に基づき、漢代朝礼を再検討した⁹。

⁵ 渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼—』（柏書房、1996年）

⁶ 尾形勇『中国古代の「家」と国家—皇帝支配下の秩序構造—』（岩波書店、1979年）

⁷ 李俊方「漢代皇帝施政礼儀研究」（吉林大学博士論文、2006年）

⁸ 陳戍国『中国礼制史（秦漢巻）』（湖南教育出版社、2011年）

⁹ 張英梅「漢文帝七年『朝儀』詔書研究」（『敦煌学輯刊』、2018年第1期）

しかし、朝会制度および朝礼の基礎は空間であるはずである。朝会を開催する空間、および朝礼を行う空間に関する研究がなければ、朝会制度および朝礼の研究は十全とは言えない。

②政治空間に基づく政治制度の研究

秦漢史に関する研究は、正史や地理志等の文献史料を中心とするものからはじまり、近年では現地調査の成果や考古出土文物を文献史料とあわせて検討するものに変わってきた。したがって、秦漢帝国の支配体制と政治制度の構造に関する研究成果において、「空間」に関わる検討も、少数ながら、見られるようになった。そのような研究として代表的なものは、渡邊将智の「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」¹⁰と「政治空間よりみた後漢の外戚輔政—後漢皇帝支配体制の限界をめぐって—」¹¹である。

しかし、その主な論点は、空間そのものではなく、政治空間に代表される政治権力の構造と特徴に関するものである。さらに、検討した空間は、皇帝（および「臨朝」皇太后）の政務をとる宮殿の所在に限定されており、後漢の政治空間自体の構成と特徴については論じていないため、政治空間自体の構成と特徴を明らかにすれば、おそらく政治制度研究に新たな視点を与えると考えられる。

③宮城空間に基づく宮禁制度の研究

近年、前漢長安の未央宮や後漢洛陽の南・北宮などの宮城空間に基づく宮禁制度の研究が、空間研究における詳細な成果を出した。

例えば、孫福喜の「宮省制度与秦漢政治」は制度を検討する際、「宮省」空間にも言及し¹²、また、曲柄睿の「漢代宮省宿衛的四重体系研究」は長安の未央宮の発掘記録と文献記録を合わせて、前漢の宮省制度を検討した¹³。

2014年以來、注目されているのは陳蘇鎮による「宮禁制度」に着目した研究¹⁴である。「未央宮四殿考」¹⁵、「秦漢殿式建築的布局」¹⁶、「漢未央宮「殿中」考」¹⁷、「東漢的南

¹⁰ 渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」(『史学雑誌』119巻(12号)、2010年)

¹¹ 渡邊将智「政治空間よりみた後漢の外戚輔政—後漢皇帝支配体制の限界をめぐって—」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第4分冊、2010年)

¹² 孫福喜「宮省制度与秦漢政治」(『西北大学学报(哲学社会科学版)』、1997年第3期)

¹³ 曲柄睿「漢代宮省宿衛的四重体系研究」(『古代文明』、2012年第3期)

¹⁴ 陳蘇鎮が担当している中国教育部人文社会科学重点研究基地北京大学中国古代史研究中心重大プロジェクト「兩漢魏晋南北朝宮禁制度研究」(14JJD770013)である。

¹⁵ 陳蘇鎮「未央宮四殿考」(『歴史研究』、2016年第5期)

¹⁶ 陳蘇鎮「秦漢殿式建築的布局」(『中国史研究』、2016年第3期)

¹⁷ 陳蘇鎮「漢未央宮「殿中」考」(『文史』、2016年第2期)

宮和北宮」¹⁸、「東漢的「殿中」和「禁中」」¹⁹は秦漢時代の宮禁制度を究明するために、宮城空間を検討対象として考証した。残念なことに、この方面の先行研究は、都城史・宮城史研究の域を大きく出るものではない。

④秦漢宮城史の研究

まず、宮城建築に関する歴史的研究が目立つ。例えば、楽嘉藻の1933年初版の『中国建築史』²⁰は、「凡そ朝 皆空き地に在り」という定義を出した。劉敦楨の『中国古代建築史』²¹、蕭黙の『中国建築史』²²、傅熹年の『中国古代建築史 第二卷』²³、劉敘傑主編の『中国古代建築史 第一卷』²⁴、王其鈞の『華夏營造：中国古代建築史』²⁵、潘谷西主編の『中国建築史（第六版）』²⁶は秦漢時代の宮城について検討した。

さらに、韓偉の「秦公朝寝鈎探図考釈」は帝国以前に秦が「五門」・「三朝」の構成を持っていたことを論じた²⁷。

高木智見の「古代中国の庭について」は、庭を検討対象として論じ、聖なる庭が中国古代の天人意識を表すことを明らかにした²⁸。

雷從雲等の『中国宮殿史』²⁹、于倬雲の『中国宮殿建築論文集』³⁰、張鳴華の「東漢南宮考」³¹、楊鴻勛の『宮殿考古通論』³²は宮城の全体構造を論じた。

王学理の「以訛伝訛「咸陽宮」一掃蒙塵頭「冀闕」一対秦都咸陽1号宮殿遺址定性的匡正一」³³と「阿房前殿」与「前殿阿房」³⁴は、発掘された秦の「朝」空間にある殿跡について論じた。

李久昌の『国家、空間与社会—古代洛陽都城空間演變研究—』³⁵、劉慶柱主編の『中

¹⁸ 陳蘇鎮「東漢的南宮和北宮」（『文史』、2018年第1期）

¹⁹ 陳蘇鎮「東漢的「殿中」和「禁中」」（『中華文史論叢』、2018年第1期）

²⁰ 楽嘉藻『中国建築史』（團結出版社、2005年、初版1933年）

²¹ 劉敦楨『中国古代建築史』（中国建築工業出版社、1984年）

²² 蕭黙『中国建築史』（文津出版社、1994年）

²³ 傅熹年『中国古代建築史 第二卷』（中国建築工業出版社、2000年）

²⁴ 劉敘傑主編『中国古代建築史 第一卷』（中国建築工業出版社、2003年）

²⁵ 王其鈞『華夏營造：中国古代建築史』（中国建築工業出版社、2005年）

²⁶ 潘谷西主編『中国建築史（第六版）』（中国建築工業出版社、2009年）

²⁷ 韓偉「秦公朝寝鈎探図考釈」（『考古与文物』、1985年第2期）

²⁸ 高木智見「古代中国の庭について」（『名古屋大学東洋史研究報告』第16号、1992年）

²⁹ 雷從雲・陳紹棣・林秀貞『中国宮殿史』（文津出版社、1995年）

³⁰ 于倬雲『中国宮殿建築論文集』（紫禁城出版社、2002年）

³¹ 張鳴華「東漢南宮考」（『中国史研究』、2004年第2期）

³² 楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）。2008年に楊鴻勛『楊鴻勛建築考古学論文集（増訂版）』（清華大学出版社、2008年）も出版された。

³³ 王学理「以訛伝訛「咸陽宮」一掃蒙塵頭「冀闕」一対秦都咸陽1号宮殿遺址定性的匡正一」（『文博』、2011年第2期）

³⁴ 王学理「阿房前殿」与「前殿阿房」（『文博』、2017年第1期）

³⁵ 李久昌『国家、空間与社会—古代洛陽都城空間演變研究—』（三秦出版社、2007年）

国考古発見と研究 1949-2009』³⁶、方原の「東漢洛陽城的特点及影響」³⁷、佐川英治の『中国古代都城の設計と思想—円丘祭祀の歴史的展開—』³⁸、銭国祥の「中国古代漢唐都城形制的演進—由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源—」³⁹、村元健一の『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』⁴⁰は、都城の変遷を検討し、「朝」空間の要素にも言及した。

長年にわたり、秦漢時代の都城と宮城に関する研究は、都城空間の様相と宮城全体の空間配置に焦点を当ててきた。加えて、咸陽・長安・洛陽の空間構造に関する討論では、この3つの帝国首都を比較し、諸論考でその類似性、継承関係などについて言及されたことはあっても、空間という方面の変遷問題に関する検討も十分だったとは言えない。特に宮城に深く関連している「朝」空間は論題として検討されなかった。

総じていえば、「朝」空間を主題として本格的に考証した専論がないのが現状である。本論は、秦漢時代の「朝」空間の問題を重点的に検証することにより、この分野の研究の手薄な研究の空白を補うことが可能だと思われる。

秦漢時代の「朝」空間を明らかにするためには、2つの問題を究明する必要がある。一つは、「朝」がどこにあったか、もう一つは、「朝」がどのような空間構成であったか、という問題である。残念ながら、この2つの問題に関して直接的に答えているのは、樂嘉藻の「凡そ朝 皆空き地に在り（凡朝皆在空地）」との指摘のみである。しかし、『後漢書』礼儀志に「正月（大朝会）……御（天子） 臨軒す（正月……御臨軒）」とある。この記載により、「軒」も「朝」の構造の一部であることがわかる。そのため、樂嘉藻の「空き地」説は十分に検証されたとは言えない。

幸いに、上記の先行研究の成果に恵まれ、新しい史料に基づき、考古学の研究成果も採り入れつつ、秦漢時代における「朝」空間を究明することが可能になった。

近年、秦漢時代の都城空間（咸陽、長安、洛陽を主とする）および宮城空間に対して、考古学的発掘が行われ、秦漢建築史・宮殿史など空間の関連分野で多くの著しい成果が得られた。都城空間と宮城空間の研究の発展に基づき、秦漢時代における「朝」空間に関する考証が可能になった。「朝」に対する検討は、文献資料のみからではなく、出土文字・考古学的データも論拠として、文字記録と発掘現場とを対比して考証することも可能になった。

³⁶ 劉慶柱主編『中国考古発見と研究 1949-2009』（人民出版社、2010年）

³⁷ 方原「東漢洛陽城的特点及影響」（『河南科技大学学報（社会科学版）』、2008年第5期）

³⁸ 佐川英治『中国古代都城の設計と思想—円丘祭祀の歴史的展開—』（勉誠出版、2016年）

³⁹ 銭国祥「中国古代漢唐都城形制的演進—由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源—」（『中原文物』、2016年第4期）

⁴⁰ 村元健一『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』（汲古書院、2016年）

したがって、本論では、分析対象を「空間」に限定し、新たな帝国で設けられる「朝」空間の具体的な空間構成、及びその変遷を考証する。すなわち、秦漢帝国の「朝」空間が、

- ①どこにあったか、
- ②どのような空間構成であったか、
- ③どのように変遷したか、
- ④どのような特徴はあったか、
- ⑤どのように機能を果たしたか、
- ⑥どのように後世の「朝」空間に影響を与えたか、

という問題の究明に努める。

3. 本論の構成

以上の述べてきた課題を究明するために、本論は史料（文献資料を主として出土文字・考古資料も共に参照として）に基づき、論を進める。

なお、構成は以下のようなになる。

第一章は、上古三代の「朝」空間の沿革から検討をはじめ、秦代以前の上古三代および東周秦国の「朝」空間の構成・特徴を明らかにした上で、秦帝国の「朝」空間の構築背景を究明し、中国最初の帝国である秦帝国の「朝」空間の建設プランを検討するものである。

君主が政務をとる場所である「朝」空間は、堯舜時代の「廟」を中心とする状態から、夏殷時代の「廟」・「寢」並立を経て、周代に至って「寢」を中心とする状態へと変化した。東周秦国の「朝」空間はすでに「五門」・「三朝」の特徴をもっていた。その中で、君主の所在を表明する「帷幄」を設置する陸上の「殿」、「東西兩階」で設ける「陛」（天子階）、陛下の「廷」、および「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」は全て東周秦国の「朝」空間を構成する不可欠な要件となった。秦帝国の新都城の営造プランには、渭水北側の咸陽宮と渭水南側の極廟・阿房宮が、新たな「朝」空間における「三朝」を形成し、秦帝国「朝」空間の中核部分を構成して、帝国の「朝」空間が南を向く基本的方向性を確立した。秦帝国の「朝」空間の建設様式は漢帝国の「朝」空間の構築にも影響を与えた。

第二章は、前漢の「朝」空間の構成と特徴を究明するものである。

本章では、「朝」空間の殿・陛・廷・門・闕・垣などの空間要素を検討し、前漢

「朝」空間の上下・内外構成と特徴を明らかにする。前漢「朝」空間の中心部は、「大朝会」中枢の前殿と、「常朝」中枢の宣室からなり、「殿」の下に「左城右平」・「重軒三階」の「陛」を設けた。「陛」（天子階）は秦帝国の「両正階」建設様式を採用し、正階に「東西両階」を設け、そのうえに、左中右の殿廷として「除」・「堂塗」を設け、内外三重の廷として殿垣（「朝」内垣）と宮垣（「朝」外垣）を構築した。このような三重構成をとることが前漢「朝」空間の特徴である。

第三章は、殿・門・闕・垣から、後漢の南宮の光武帝「朝」空間、北宮の正式的な皇帝「朝」空間、南宮の太后「朝」空間の構成と特徴を明らかにするものである。

後漢洛陽において、帝国「大朝会」を行い、且つ皇帝が親ら国政を執る空間である皇帝「朝」空間があり、また、太后が少帝の代わりに国政を執る空間である太后「朝」空間もあった。光武帝時代に、南宮に一時的に皇帝「朝」空間を設置したが、明帝以後、正式的な皇帝「朝」空間は北宮に固定されるようになった。この固定された際、後漢の南宮は「離宮」になり、北宮は「正宮」になった。南宮の光武帝「朝」・太后「朝」空間が、前漢「朝」空間の建築様式を採用し、北宮の正式的な皇帝「朝」空間は周礼を参照し築いたのである。この正式的な皇帝「朝」空間の建築様式は、後漢以後の帝国「朝」空間に受け継がれていくのである。

第四章は、皇帝の朝位を重点に置いた上に、秦漢時代の「朝」空間における（皇帝・皇太子・臨朝皇太后・官吏らの）朝位を明らかにするものである。

「朝」空間における朝位の位置関係は上下・南北・東西・居中・内外がある。上下の位置関係は、立体的な「朝」空間にある上・中・下層の区画を表現し、南北・東西・居中・内外の位置関係は、平面的な「朝」空間にある区画を表している。立体的な「朝」空間において、上層「朝位」空間にあるのは皇帝位である。これは皇帝が臣下の上に「君臨」していることを可視化しているのである。「朝」空間において、皇帝が絶対的に上位にいることを表現している。君主が「南面」し、臣下が「北面」という君臣間に見られる朝位の差異は、その身分の差を表現している。「南面」する皇帝位は親政している皇帝専用の朝位である。太后臨朝期の太后位は西にあり、少帝位は東にある。太后が尊敬される身分を表現し、少帝の「朝」の主人身分を反映している。且つまた、文官と武官の朝位が明確に区分され、前者が東に、後者が西に配置されている。「朝位」空間の全体を検討すると、諸朝位の中には「居中」位が存在していることがわかる。この「居中」区画には、帝国の君主位・帝国の准君主位・君主に拝謁する位がある。ここで注目したいのは、この「居中」区画に設置される「朝位」は全て帝国の君主に関連している位のことである。「朝位」の内外関係は、人々が皇帝との親近程度を表明し、帝国にとっての重要性を表現している。また、「朝」空間内における固定化された皇帝と百官等の朝位により、非「朝」空間において、朝位を定める役割を果たしたことも検討する。

終章は、「朝」空間の変遷と特徴を論ずるものである。第一章・第二章・第三章の検討に基づき、秦代以前・秦・前漢・後漢の「朝」空間構成の変遷を究明することを通して、「朝」空間の沿革を分析する。そのうえに、秦漢時代の「朝」空間の諸要素と特徴を探究し、秦漢帝国においてどのような空間は「朝」と称されるか、という問いに答えることを試みる。最後に、本論での検討に基づき、将来の研究課題を提起する。

第一章

「祖」「宗」より「路寝」への上古三代秦「朝」

— 帝国「朝」空間の草創 —

『詩経』齊風・鷄鳴に「鷄既に鳴きぬ、朝既に盈ちたり（鷄既鳴矣、朝既盈矣）」とある。唐代の孔穎達の解釈によれば、ここの「朝盈」は「群臣色を辨じて入り、朝上に満つと謂う（謂群臣辨色入、満於朝上）」ことである。すなわち、あさになり、群臣が太陽の光を見てから「朝」の上に集まる、ということである。『管子』の立政には、君主が「百吏朝に在る（百吏在朝）」時に「令を出し、憲を国に布く（出令布憲於国）」ことを通して国の支配を実施することを記載している。すなわち、「朝」空間は秦漢時代の特有のものではなく、秦漢時代以前にも存在した。秦漢時代の「朝」空間を明らかにするために、秦漢時代の「朝」空間の構築背景を究明する必要があるため、秦漢時代以前の「朝」空間の特徴と変遷に関する検討は本論の不可欠な部分である。

したがって、本章は、上古三代の「朝」空間の沿革から検討をはじめ、秦代以前の「朝」空間の構成・特徴を明らかにした上で、秦帝国「朝」空間の構築背景を究明し、中国最初の帝国である秦帝国の「朝」空間の建設プランを検討する。

1. 上古三代「朝」空間の沿革

中国において、「朝」という空間は、帝国時代に入る前にすでに存在した。空間は可視的なものである。可視的な空間の分析を通して、視覚的に把握することのできない各時代の特徴を明らかにすることができる。

古代中国の時代的特徴を解明するためには、国家の中心である都城⁴¹空間を検討することが有効であると思われる。都城の空間的配置は、国・先祖・君主・官吏・庶民などの関係を反映し、時代とともに変化している。都城のなかで、最も重要な場所は君主が居る空間であろう。しかし、「朝」とは一体この君主が居る空間のどの部分を示すか。この間に答える史料は次の2つである。後漢の蔡邕の『独断』に「人君の居は、前に朝

⁴¹「都城」という言葉はみやこの城壁という狭義があり、また「シロ」という一般的な意味もあるが、本論ではその狭義のみ用いる。（馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」（東アジア研究叢書3『東アジア伝統の継承と交流』、白帝社、2016年）25頁の注6より引用。）

あり、後に寝⁴²あり（人君之居、前有朝、後有寝）」⁴³とある。また、宋の程大昌『雍録』には、「天子の居、正宮と為すべし……既に以て居と為し、又た以て朝を受く（天子之居、当為正宮……既以為居、又以受朝）」と記されている。つまり、「人君の居」・「天子の居」は「正宮」であり、その「正宮」は、前後2つの部分からなっていたのである。君主が政務を処理するところは、「朝」とよばれる空間である。この「朝」は、君主とその家族が日常生活を送る「寝」というところの前に位置し、君主がその場所でもって、「朝（政務）を受く」空間である。故に、「朝」空間は宮城のみならず、国家の中心である都城の中核とも見なせる。したがって、「朝」空間に関する研究は時代的特徴を明らかにする上で不可欠であるといえる。

そこで、第1節では中国古代帝国の「朝」空間のあり方を究明する前提として、上古三代（堯舜時代から周代まで）⁴⁴の「朝」空間の変遷と特徴を明らかにする。具体的には、その変遷のプロセス、および変遷と君主の地位の変化との関連性、すなわち「生君」（生きていた君主 以下「生君」と「先君」（亡くなった君主 以下「先君」）に対する認識の変化を検討する。特に、馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」⁴⁵の上古三代都城に関する考証成果に基づき、劉敘傑主編の『中国古代建築史 第一巻』⁴⁶および楊鴻勛の『宮殿考古通論』⁴⁷などの考古学の成果を用い、宮城の「朝」空間に限定して帝国時代以前の「朝」空間の特徴を明らかにする。

⁴² 史料にある「寝」という字は二種類の空間を示す。1つは、「朝」の中に設けられた君主の政務場所（周代で「路寝」と称され）であり、もう1つは、君主とその家族が日常生活を送るところである。本論で検討する「寝」は前者の「寝」である。しかし、ここで引用した『独断』に記されていた「寝」は日常生活を送るところであり、政務を執る空間としての「朝」には属していない。

⁴³ 『後漢書』光武帝紀の建武二年条の李賢の注に「漢礼制度曰、人君之居、前有朝、後有寝」ともある。

⁴⁴ 堯舜時代より前に存在した陝西省臨潼姜寨の新石器時代の集落遺跡や、西安にある「半坡遺跡」が発掘された。これらの遺跡において、いずれも中心部に広場があることに注目したい。広場は人々の活動場所である。広場が中心部に位置することは、この場所が重視されていたことを意味するのではないだろうか。また、陝西省臨潼姜寨の広場の西側には、一軒の大きな建物があり、「大房子」と呼ばれる。この「大房子」の入り口は東に、つまり広場に向いている。これは今日知られている中国最古の「前堂後室」構造の建築物である。「前堂」は当時の氏族のメンバーが会議や儀式を行った場所とみられる。この「前堂後室」の「前堂」は、および「大房子」の向いている広場をあわせて、「朝」空間の原型として定義される。（侯幼彬・李婉貞編『中国古代建築歴史図説』（中国建築工業出版社、2002年）4-6頁を参照）

⁴⁵ 馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」（東アジア研究叢書3『東アジア伝統の継承と交流』、白帝社、2016年）

⁴⁶ 劉敘傑主編『中国古代建築史 第一巻』（中国建築工業出版社、2003年）

⁴⁷ 楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）

1.1. 堯舜時代の「祖」

『左伝』莊公二十八年に「凡そ邑に宗廟と先君の主有るを都と曰い、無きを邑と曰う（凡邑、有宗廟先君之主曰都、無曰邑）」とある。帝国時代以前、「先君」を祀る宗廟を建てることは都城の第一要件である。

さらに『礼記』曲礼に「君子 宮室を営るに、宗廟を先と為し、厩庫を次と為し、居室を後と為す（君子将営宮室、宗廟為先、厩庫為次、居室為後）」とある。つまり、宮室を築くにあたって、宗廟→厩庫→居室の順に建設するのだという。この建設順は先祖を重視する⁴⁸意識を表している。

都城に欠かすことのできない施設としての宗廟が宮城に占める位置について、『呂氏春秋』慎勢に「古の王者、天下の中を択び国を立て、国の中を択び宮を立て、宮の中を択び廟を立つ（古之王者、択天下之中而立国、択国之中而立宮、択宮之中而立廟）」と記されている。この記述によれば、「廟」は宮城の中央部に位置する可能性が高い。では、宮城の中央部に位置する「廟」は「朝」空間に属するのだろうか。

『左伝』成公十三年の条に「国の大事、祀と戎に在り（国之大事、在祀与戎）」とある。この『左伝』の記述の通り、古代中国では先祖を重視する意識の影響により、祭祀は国の重大な活動とされた。ならば、祖先を祀る機能を有する「廟」は、果たしている「朝」空間に属するのであろうか。

上記の疑問に対して、『竹書紀年』が手がかりを与えてくれる。『竹書紀年』帝堯陶唐氏に「七十三年春正月、舜 終わりを文祖に受く（七十三年春正月、舜受終於文祖）」とある⁴⁹。この記述は、正月の朔日に、（堯の帝位の）終わりを廟で受けたことを意味する。それと同時に、舜が「百吏在朝」の際に、「文祖」という「廟」で即位したことをも示している。即位礼は君主の最も重要な政務であり、「朝」空間で行われる最も重要な儀式でもある。君主の政治生活において最も重要な活動である「即位」が「廟」で行われることは、「立政」の場、すなわち政務空間である「朝」が堯舜時代には「廟」と切り離せなかったことを表している。

かつまた、王国維は『今本竹書紀年疏証』において、『竹書紀年』の「十五年、（舜）

⁴⁸ 鄭玄は『礼記』曲礼に「重先祖及国之用」と注した。

⁴⁹ 『尚書』虞書・舜典に「正月上日、終わりを文祖に受く（正月上日、受終於文祖）」とあり、『史記』五帝本紀に「正月上日、舜 終わりを文祖に受く。文祖は、堯の大祖なり（正月上日、舜受終於文祖。文祖者、堯大祖也）」とある。「正月上日」は後漢の馬融によると正月の朔日とされ、つまり「大朝の日」を意味し、「百吏」の「朝」に在る日を示すのである。「祖」は「始廟」を指す。（楊朝明が「『今本竹書紀年』並非偽書説」（『齊魯学刊』、1997年第6期）において、『今本竹書紀年』の記載と出土文字を比較してその内容を考証した。考証結果に基づき、氏は『今本竹書紀年』が偽書ではないことを明示している。よって、論者は孔子研究院院長の楊朝明の考証成果を参照したうえに、『竹書紀年』の記載を本論の史料として使用しているのである。）

帝夏后を命じて太室に事むることを有らしむ（十五年、帝命夏后有事於太室）」という記載にある「太室」について解釈した。王国維は、舜の時代の「太室」が『周礼』考工記・匠人の「夏后氏世室」と同じような施設であり、君主の政務空間であると指摘した。この「世室」について、後漢の鄭玄は、『周礼』考工記・匠人の注で「世室」を「宗廟なり」と指摘した。したがって、王国維によると、舜の政務空間である「太室」は同様に「廟」でもあることになる。くわえて、舜以後の時代の「太室」はほとんど「廟」を示すこと⁵⁰から判断すれば、王国維の解釈が妥当であると考えられる。

上記の史料により、堯舜時代には、「廟」は確かに「朝」空間に属していたと考えられる。言い換えれば、「廟」は「朝」に存在し、宮城の建設当初より築かれていたのである。さらに、「廟」は宮城の中心部に作られた可能性が高い。近年の堯舜都城の考古学的発掘調査の結果（表 1-1）から、この可能性は証明されており、「廟」の中枢部に位置するという特徴も確認できる。

表 1-1 堯舜時代宮城中祭祀遺跡⁵¹

時期	所在、年代	遺 跡	宮城中祭祀遺跡位置
竜山文化期	山西・襄汾、約 4300 ～ 4000 年前	陶寺王都（堯の都） ⁵²	宮城内の南部には大型天文台である 祭祀建築遺跡 II FJT1 がある。 中央部に宮殿区 がある。
竜山文化期	江蘇・連雲港、約 4300 年前～	藤花落淮夷方国都（堯	内城は、T45+F7 の大型屋遺跡があり、II 号台基の 中央 に位置する F26 回字型建築である 祭祀と集会の場所 や F48 の小高台を中心する

⁵⁰ 例えば、『尚書』周書・洛誥に「王入太室」とあり、孔穎達はこの条について「太室、室之大者、故為清廟」と説明した。

⁵¹ 表 1-1 は馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」（東アジア研究叢書 3『東アジア伝統の継承と交流』、白帝社、2016 年）に記載されている考証結果より論者作成。

⁵² 「2015 年 06 月 26 日人民網日本語版に中国社会科学院考古研究所の王巍所長は、「陶寺遺跡は『堯の都』であったと推定される。堯舜時代はもはや伝説ではなく、確実な史実によって証明された」と述べた。その理由の 1 つは「王宮と外郭、下層の貴族居住区、倉庫、王族の墓地（王陵）、天文観測・祭祀用の壇、手工業に用いられる作業部屋、庶民居住区によって構成されていた。建設・使用の時代は、今から 4000-4300 年前」とある」ということは、馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」（東アジア研究叢書 3『東アジア伝統の継承と交流』、白帝社、2016 年、8 頁）に引用された。2015 年 06 月 26 日人民網日本語版の「山西省・陶寺遺跡、伝説の「堯の都」か」（<http://j.people.com.cn/n/2015/0626/c95952-8911781.html>）を（2019 年 5 月 19 日に）確認したうえで、また、李伯謙「陶寺遺址—中原地区最早出現的王国都城所在地—」（『華夏文明』、2016 年第 3 期）において明確に陶寺遺址が「堯都平陽」であることは指摘されたため、堯や舜の時代が実在の時代であることを判断した。

		舜時代)	300m ² の大型紅焼土広場（紅焼土堆・祭祀坑ある）の 大型祭祀広場 がある。
竜山文化 晩期	河南・登封、 約 4100 年前	王城崗城	内城は東西両城からなる。保存されてきた西城内に 祭祀建築跡 が見つかった。

表 1-1 に示した堯の都の「陶寺王都」遺跡、堯舜時代の都の「藤花落淮夷方国都」遺跡および「王城崗城」遺跡の宮城内でいずれも祭祀建築遺構が見つかった。これらの考古学遺構の存在は、「宮の中を択び廟を立つ」との記述の真実性を表している。「朝」空間に属する「廟」は宮城の中枢部に位置し、宮城内で最も重要な施設である。「廟」が中枢に位置することは、①当時の政権・権力が「先君」と深く結びついていること、②国の管理をスムーズに実施するためには、かならず「先君」を祭祀する空間で政務を展開する必要があること、を明確に示している。すなわち、「生君」の政権の基礎は「先君」による承認であるといえる。この時代において、「先君」を祀る場所は「朝」空間の不可欠な要素である。

1.2. 夏殷時代の「宗」と「寢」⁵³

夏殷時代に入ると、「先君」を重視するだけでなく、「生君」に対する重視も強まってくる。『竹書紀年』帝舜有虞氏に「三十三年春正月、夏后 命を神宗に受く（三十三年春正月、夏后受命於神宗）」とある⁵⁴。ここで注目したいのは「神宗」という空間である。「宗」は『説文解字』宀部において「尊祖廟なり」と解釈され、「神宗」は、『尚書正義』において舜の神霊の宗廟と定義されている。

すなわち、『竹書紀年』帝舜有虞氏の条には、舜が位についてから三十三年目に、禹が帝位につくことになり、禹が帝舜に摂位の命を「神宗」（廟）で受けたことが記されている。

禹は舜と同じく「廟」で即位した。そのため、夏代の「朝」空間は前代と同様に「廟」と密接に関連している。

加えて、『墨子』明鬼に「且つ昔者虞夏・商・周三代の聖王といえど惟も、其の始めて国を

⁵³ 本論で検討する「寢」は生活空間としての場所ではなく、「朝」のなかに設けられた君主の政務場所の一部である。周代において「路寢」（「大寢」とも称された）とされたところを指す。

⁵⁴ 同じ内容は『尚書』大禹謨に「正月朔旦、命を神宗に受く。百官を率い、帝の初めの若し（正月朔旦、受命於神宗、率百官若帝之初）」と記されている。（『竹書紀年』記事の使用について、前掲注 49 を参照。）

建て都を営むの日に、必ず国の正壇を択び、置きて以て宗廟と為し、必ず木の修茂なる者を択び、立てて以て**菑位**と為す（且惟昔者虞夏商周三代之聖王、其始建国営都日、必択国之正壇、置以為宗廟。必択木之修茂者、立以為菑位）」とある。つまり、夏・殷（商とも称され）・周代の君主は堯舜時代と同じように、建国に当たり、都城を築く際、最初に宗廟を建てたのである。宗廟を都城の第一要件とするという認識は変わっていない。そのため、夏殷時代において、「廟」を中枢に設置するという特徴にも明白な変化は見られない。換言すれば、「先祖を重視する」意識も継続しているといつてよい。

その反面、徐々に変わっていることもある。それは、「朝」において、「先君」を祭る「廟」以外の空間、すなわち「生君」の「寢」が「廟」と異なる空間として意識され、重視されるようになったことである。『詩経』商頌・殷武には「寢成りて孔だ安んぜり（寢成孔安）」とある。ここでの「寢」は君主が政務をとる機能を持っている空間施設を示し、「廟」とは異なるものである。『毛詩正義』に記載されている漢代および唐代の検討は、『詩経』商頌・殷武の「寢」が「生君」に属することを表している。『毛詩正義』には次のように記されている。

（漢の毛亨の）『伝』に「……寢、路寢なり」と。（漢の鄭玄の）『箋』に云く、「……路寢 既に成り。王 之に居て甚安んぜり。政教を施すに其の所を得るといふ。高宗の前、王 政教を廃し寢・廟を修まざるものあり、高宗 成湯の道を復し、故に路寢を新にす」と。（唐の陸徳明の）『音義』に「……寢室 既になり、王 之に居て甚安んぜり」と……（唐の孔穎達の）『正義』曰く、「……王の所居路寢 寢の尊者、故に知りて路寢と謂うなり……寢に居る所以に政を行い、政 所を得ずに王者不安、故に知りて之に居て甚安んぜり、政教を施すに其の所を得ると謂う……案ずるに『殷本紀』、盤庚崩じ、弟（の）小辛立つ。崩じ、弟（の）小乙立つ。崩じ、子（の）武丁立つ。盤庚 始て殷に遷り、明らかに即ち寢・廟を為る。その修まざるものは、蓋し小辛小乙なり……（漢の鄭玄の）『箋』に廟を並びに言うものは、君子は宮室を営むに、宗廟を先に為し、明らかに亦た廟も修み、故に之を連言す。『経』に廟なきものは、詩人の意 寢を美しくするを主んずるなり」と。

（（漢毛亨）伝……寢、路寢也。（漢鄭玄）箋云……路寢既成、王居之甚安、謂施政教得其所也。高宗之前、王有廢政教不修寢廟者、高宗復成湯之道、故新路寢焉。（唐陸徳明）音義……寢室既成、王居之而甚安矣。……（唐孔穎達）正義曰……王之所居路寢是寢之尊者、故知謂路寢也……居寢所以行政、政不得所、王者不安、故知居之甚安、謂施政教得其所也……案殷本紀、盤庚崩、弟小辛立。崩、弟小乙立。崩、子武丁立。盤庚始遷於殷、明即為寢廟。其不修者、蓋小辛小乙耳……箋并言廟者、君子將営宮室、宗廟為先、明亦修廟故連言之。経無廟者、詩人之意主美寢也。）

漢代の毛亨の『伝』および鄭玄の『箋』によれば、『詩経』商頌・殷武の「寢」は「路寢」と同様に「生君」の空間を示している。さらに、「寢」の建設が完了したため、「政教を施すに其の所を得る（謂施政教得其所）」ようになったこと、つまり、「寢」が設けられたため、「生君」が政務を処理して命令を發布するところを得たとしている。

政務を処理して命令を發布するのは「朝」空間の機能である。したがって、漢代の人間の思考において、『詩経』商頌・殷武の「寢」は「廟」とは異なり、「生君」の政務空間として建設され、「朝」空間の一部とされたのである。

また、「高宗 成湯の道を復し、故に路寢を新にす」と「盤庚 始て殷に遷り、明らかに即ち寢・廟を為る」との記載により、遅くとも殷代において、「朝」空間ではすでに「宗」（廟）と「寢」とが並立していたことは確実であることがわかる。

さらに、「商頌」の詩人が「寢」と記した目的は「寢を美しくする」こと、すなわち「寢」を強調することであると孔穎達は指摘している。さらに深く検討すれば、「寢を美しくする」ことの目的は「寢」の強調を通して「生君」の存在感を増すことではないかと思われる。

このほかに、殷代甲骨卜辞の中に「東寢」（『燕』595）⁵⁵および「西寢」（『京津』4614）⁵⁶に関する記載が発見されている。これらの出土文字により、遅くとも殷代には、「寢」が存在し、かつまた、夏殷時代の宮城に関する考古学の成果（表 1-2）からも、当時、「廟」と「寢」が並立していた状況を見て取ることができる。

表 1-2 夏殷時代宮城中祭祀遺跡⁵⁷

時期	所在、年代	遺 跡	宮城中祭祀遺跡位置
夏・殷時代	河南・偃師、 約 3800 年前	二里头 夏殷城	遺跡西南部に 1 号建築群がある。 遺跡東部に祭祀建築と判断される 2 号大型廊院建築跡がある。 (1、2 号建築群およびその位置関係は図 1-1・図 1-2 を参照)
殷代初期	河南・偃師、 約 前 1600 年に始建	偃師尸郷 商城	尸郷跡は大城・小城からなる。小城において、「廟堂区」（大型建築跡）と判断される宮城跡はほぼ中央部に位置している ⁵⁸ 。宮城内の中央に

⁵⁵ 陳夢家『甲骨卜辞総述』（中華書局、1988 年）479 頁。

⁵⁶ 陳夢家『甲骨卜辞総述』（中華書局、1988 年）479 頁。

⁵⁷ 表 1-2 は馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」（東アジア研究叢書 3『東アジア伝統の継承と交流』、白帝社、2016 年）に記載されている考証結果より論者作成。

⁵⁸ 中国社会科学院考古研究所河南二隊「1984 年春偃師尸郷溝商城宮殿遺址発掘簡報」（『考古』1985 年、第 4 期）

			位置している D1 跡は「宗廟」跡と判明される。まわりの D2(9)・D10・D4 などは政治空間である可能性がある ⁵⁹ 。(図 1-3)
殷の初期～中期	河南・鄭州、 約前 1500 年に始建	鄭州 商城	宮城内の 東北部 から多数の宮殿址が発掘された。この中で規模の大きな宮殿は2つある。残された柱の穴などから復元すると、これらの建物は、回廊を持つ、二重屋根の大きな建物で、 政治を行う御殿や寢殿 として使われたと見られる。同時に祭石遺跡なども発掘された。
殷の晩期	河南・安陽、 約前 1400 年に始建	洹北・ 殷墟商 城	宮城内の「宮殿宗廟区」は、 宮城中央 に位置する 1号と 2号建築址と判断される ⁶⁰ 。

表 1-2 に示した夏殷時代の宮城の「二里頭夏殷城」・「偃師尸郷商城」・「洹北・殷墟商城」遺跡において、宮城の中で「祭祀廟堂」の遺構が発掘されている。「鄭州商城」の宮城遺跡にも、祭祀用の「祭石」などがある。これらの発掘成果は、「廟」の第一要件としての位置づけが変わっていないことを証明している。しかし、前述した通り、夏殷時代の「朝」空間には、「廟」のみならず、「寢」も存在していた可能性が高い。表 1-2 に掲示した 4 か所全ての遺跡から宮城内で複数の宮殿建物群が発見されていたことに注目したい。これらの複数の宮殿建物群は、「廟」か、または「寢」であると推測される。「二里頭夏殷城」遺跡の宮城内に共存している東西両組（1号・2号基址）の大規模な建築遺構（図 1-1・図 1-2）は、その一例である。

⁵⁹ 中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師商城宮城第五号宮殿建築基址」（『考古』2017年、第10期）

⁶⁰ 1999年に発掘された1号宮殿跡は二里頭遺跡の祭祀建築（2号基址）と同じの大型廊院建築跡である。（中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師商城発掘簡報」（『考古』、1999年第2期）を参照）

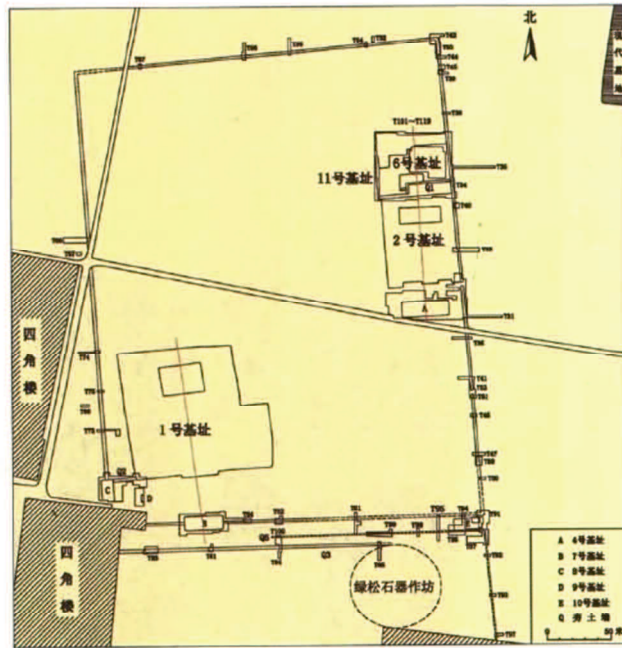


図 1-1 二里头遗址宫城平面图

出所：許宏『最早的中国』（科学出版社、2009年）82頁より転載

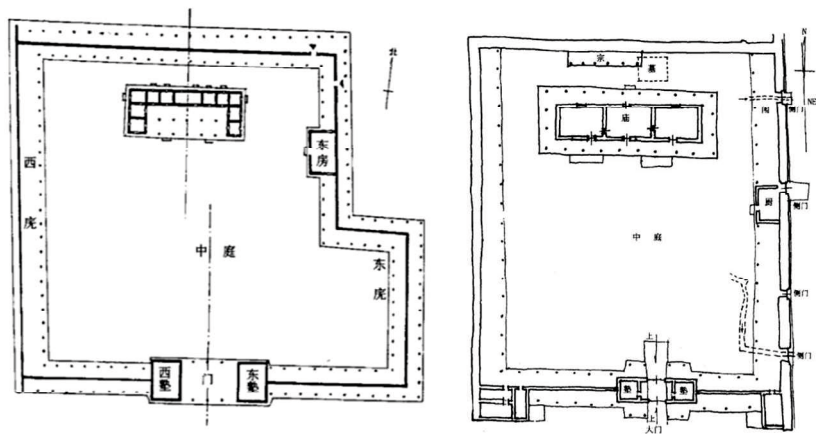


図 1-2 東：二里头1号基址

西：二里头2号基址

出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）28頁、37頁より転載

図 1-1・図 1-2 の示すように、二里头宫城遺跡には、おもに二組の建築遺構がある。主殿（堂）、中庭、および門、壁などからなるこれらの建築遺構では、ともに、祭祀儀式の遺物が見つかった。この遺跡で注目しなければならないことは、2号基址（西）の主殿の後ろで、主殿と同時期の大きな墓が発見されたことである。これにより、2号基址は宗廟の跡と推定された⁶¹。東の1号基址でも祭祀用の物品が見つかったが、機能からいうと、1号基址は宗廟ではなく、後世帝王の宮殿、すなわち、「生君」の「寝」

⁶¹ 劉敘杰主編『中国古代建築史 第一卷』（中国建築工業出版社、2003年）134頁。

と推測された⁶²。「生君」の空間に祭祀用の遺物があることは、「寝」が祭祀的性格を有していたことを表している。

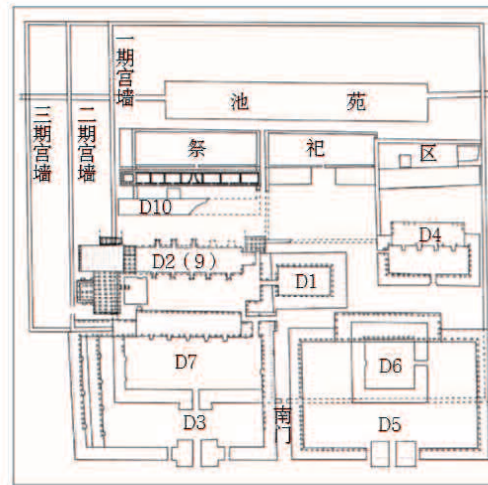


図 1-3 偃師尸郷商城宮城遺跡内部図

出所：中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師商城宮城第五号宮殿建築基址」

(『考古』2017年、第10期)より転載

図 1-3 の「偃師尸郷商城」の「廟」・「寝」跡については、宮城の中央に位置している D1 跡が「宗廟」跡と判明し、D2(9)・D10・D4 などが政治空間、すなわち「生君」の「寝」として使用された可能性があるかと判断された⁶³。

第 1 節で検討した文献資料と考古学的成果からみると、夏殷時代の「朝」空間は、前代から継承された部分と、時代の移り変わりとともに変化を遂げた部分があることがわかる。変わっていない点は、夏殷時代の「廟」は前代と同様に宮城の第一要件であったことである。「偃師尸郷商城」・「鄭州商城」・「洹北・殷墟商城」遺跡の宮城内の各所で祭祀遺物の出土があったことは、祭祀を重視していたことを明示している。『墨子』明鬼が「故に古の聖王は天下を治め、必ず鬼神を先にし、而して人者を後にす(故古聖王治天下也、故必先鬼神而後人者)」と言ったように、古えの国家政務は「先君」への尊敬に基づいて展開されたのである。

それに対して、変わった点は、遅くとも殷代までには、「廟」以外に「生君」の「寝」も重視され、政務空間としての機能を発揮するようになっていたことである。つまり、「朝」空間における「廟」・「寝」共存の状況が出現したのである。

⁶² 楊鴻勛『宮殿考古通論』(紫禁城出版社、2001年)35頁。

⁶³ 中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師商城宮城第五号宮殿建築基址」(『考古』2017年、第10期)

1.3. 周代の三「朝」構成

周代に至り、「朝」の空間構成は更に複雑になった。『詩経』大雅・緜に記載されている周代初期の都城建設についての史料には、先ず「廟」をつくり、後に「皋門」「応門」などの施設を建てるとある。この順番からすると、周代の都城の建設には依然として「宗廟」の設営が先行したことを示している。また、『詩経』魯頌に「松栢せきのきあり、路寢ははなは孔くわう碩せき。新廟奕奕、奚斯の作る所（松栢有き、路寢孔碩。新廟奕奕、奚斯所作）」とある。これにより、「路寢」が「廟」と異なる施設であり、大規模な建築だったことがわかる。

周代の「朝」空間は前代の「廟」・「寢」並立を基礎としてより発展し、更に複雑な「三朝」構成になった。「三朝」の中に、「外朝」は一つ、「内朝」は二つある⁶⁴。『周礼』秋官司寇によると、外朝は「吏」も「民」も入れる領域であり、内朝は「民」の入れない領域である。二つの内朝は路寢の正門、つまり「路門」によって区分される。路門内の「路寢」およびその庭は最も奥にある内朝であり、燕朝とも称された⁶⁵。路門の外側はもう一つの内朝であり、治朝とも称される⁶⁶。その位置関係は図1-4のようになる。

この三朝の使用について、『礼記』玉藻には以下のように記されている。

諸侯 玄端して以て祭り、裨冕して以て朝し、皮弁して以て朔を大廟に聴き、朝服して以て日朝を内朝みに視る。朝、色を辨じて始めて入る。君 日出でて之を視、退きて路寢に適まきて政まつりごとを聴く。人をして大夫を視しめ、大夫退きて然る後に小寢に適まきて服を積く。

（諸侯玄端以祭、裨冕以朝、皮弁以聴朔於大廟、朝服以日視朝於内朝。朝、辨色始入。君日出而視之、退適路寢聴政。使人視大夫、大夫退、然後適小寢、積服。）

諸侯は玄冕の礼装で祭礼を執り行い、裨冕の礼装で天子の朝廷に参り、皮弁をかぶって大廟で朔を聴き、朝服を着て日々の政務を内朝でとる。群臣は朝早く内朝に入って君主の出御を待つ。日の出るところ、君主は内朝で群臣に会見して政務をとる。終わった後、路寢に行き、また政務を聴く。路寢での「聴政」のあと、大臣たちが退出したあと、君主は小寢に行き、朝服を脱いで休むのである。

ここで注目すべきは「大廟」・「内朝」（治朝を示す）・「路寢」（燕朝にある）である。「聴朔」は大朝の日で開催する朝会であり、「大廟」で行われる。治朝での朝会は日常

⁶⁴ 鄭玄は「周天子・諸侯皆有三朝、外朝一、内朝二。内朝之在路門内者、或謂之燕朝」と指摘する。

⁶⁵ 以下、燕朝と称することとする。

⁶⁶ 以下、治朝と称することとする。

的に行われる。治朝での朝会が終わった後、君主は燕朝にある「路寝」において政務を聴くことや、他の公務を行うのである。

このような三朝構成は西周時代(前 1046 年—前 771 年)に形成されたのであろうか。『尚書』康王之誥の記述は、この疑問についての手がかりを提供する。『尚書』康王之誥に「王 出でて応門の内に在り。太保 西方の諸侯を率いて、応門に入りて左す。畢公 東方の諸侯を率いて、応門に入りて右す (王出、在応門之内、太保率西方諸侯入応門左、畢公率東方諸侯入応門右)」とある。この史料は西周初期の康王が即位した直後に、「朝」において諸侯に会見する様子を記述したものである。

応門の位置について、鄭玄は「周礼に、五門、一に曰く皋門、二に曰く雉門、三に曰く庫門、四に曰く応門、五に曰く路門、と。路門、一には畢門と曰う。外朝は、路門の外に在れば、則ち応門の内は、蓋し内朝の在る所なり (周礼、五門、一曰皋門、二曰雉門、三曰庫門、四曰応門、五曰路門。路門、一曰畢門。外朝、在路門外、則ち応門之内、蓋し内朝所在也)」と検討している。すなわち、鄭玄の考えに於いて、応門は路門の外側・庫門の内側にあるのである。

さらに、『礼記』玉藻の「朝服して以て日朝を内朝に視る (朝服以日視朝於内朝)」について、鄭玄は「この内朝、路寝門外の正朝なり (此内朝、路寝門外之正朝也)」と解説している。正朝であるため、応門は正門とも称されて、「朝」に欠かせない施設である。路寝門は路門で、応門の内側にある。王がこの応門の内側にある路門を出て、応門の内に至ることになったと考えられる。西周の康王が諸侯を朝す「応門の内」は正朝とも称される「治朝」を指す。すなわち、西周の康王は、路門内より出て、路門外・応門内の「治朝」で「諸侯を朝す」。これは、鄭玄の三朝説と一致している。したがって、西周康王の即位時には、すでに三朝構成となっていたといえる。

また、西周の小孟鼎銘文⁶⁷に記載された内容⁶⁸には、西周の「朝」空間内の主要な構成および分布配置がある。銘文に刻まれた「朝」空間に関する内容を要約すれば、「孟 (人物名) は南門に入り、「大廷」に即き、「周廟」で祭祀した。また三つの門を通過して入り、「中廷」に至りて立ち、北向して天子に報告した」となり、この内容について、陳夢家は小孟鼎銘文と西周銅器の銘文を比較しながら、考証を行った。その結果、孟が北向して天子に報告したとき、周天子は路寝に在ったと指摘した⁶⁹。「周廟」は「大廟」

⁶⁷ 銘文「……孟以多旂佩鬼方□□□□□、入□門、告曰、王〔令〕孟、以□□伐鬼方……孟……即大廷……□□入燎周廟、□□□□□□□□入三門、即立中廷、北嚮 (向)、孟告…… (……孟、多旂を以て鬼方の (俘馘の名・数などを記せる帛を) 佩びて、□ (陳説：南) 門に入る。告げて曰く、王、孟に命じて、□□を以て鬼方を伐たしめたまいしに……孟……大廷に即く……□□入りて周廟に燎せしむ。□□□□□□□□三門に入り、位に中廷に即き、北向す。孟、告ぐ……)」(白川静『白川静著作集別巻 金文通釈 1 下』平凡社、2004 年、682—718 頁を参照)

⁶⁸ 孟が鬼方を征伐して凱旋して帰ってきたあと、周天子に報告したとする内容である。

⁶⁹ 陳夢家『西周銅器断代』(中華書局、2004 年) 109 頁。

を指し、「大廷」に位置し、大朝会などの重大な政務儀式および活動を行う場所であることも明らかにした⁷⁰。すなわち、盂は南門に入り、外朝の大廟で祀り、また三つの門を通過して入り、路寝の庭で北向して天子に報告したのである。

上記のような西周「朝」空間における内外構造の確立は、政治形態から切り離すことはできない。周代は前代とは異なり、「殷周革命」の結果、宗族の血縁関係によって国の支配者層をつなぎとめる力は弱くなっており、周天子とは宗族を異にする「異姓諸侯」が国家支配者層のかなりの部分を占めていた。「異姓諸侯」と周天子とは姓を異にしているため、「先祖」（同族）・祭祀を重視する周代では、「朝」空間において同姓・異姓のスペースを区別する必要があった。

『礼記』文王世子によれば、路門の内側と外側に形成された路門内の「燕朝」と路門外の「治朝」は同姓・異姓を区別する機能を持っているという。路門内の「燕朝」は、「親を内にするなり（内親也）」⁷¹との規範を反映し、周天子と同族の諸侯・官吏のみが入れる領域であり、異姓の諸侯・官吏が普通に入れない領域である。路門外の「治朝」は、「異姓を体するなり（体異姓也）」⁷²を反映し、異姓の諸侯・官吏も入れる領域である。「燕朝」と「治朝」は「生君」の空間として、「生君」との親疎関係、および宗族関係を表現している。このような内外の差異は、周代の「分封」制度成立によって必然的に出現したものと考えられる。

ほかにも、宗廟のある「外朝」は大朝会の開催場所であり、「徳を崇くする（崇徳）」⁷³ことを反映している。ここで注目すべきことが2点ある。1つは、大朝会においては、同姓・異姓を問わず、ともに参加することであり、もう1つは、民衆が「外朝」に入れることである。

『礼記』文王世子に「宗廟之中、爵を以て位を為すは、徳を崇ぶなり（宗廟之中、以爵為位、崇徳也）」とある。つまり、公族は燕朝で君主にまみえるが、これは親族を内のものとするからである。治朝では官位にしたがって席次を設定するが、これは「朝」において異姓を差別しないことを示す。宗廟においては、爵位に基づいて席次を設定するのは、人それぞれの才能を重んずるからであろう。これは、「生君」の統治の正統性を「先祖」からの承認という血統に根拠を求めていたのではなく、道徳的行動基準に基づいて賢人を選び、それらを任命し、「朝」の席次を決定したことに求めていたことを表している。したがって、宗廟のある「外朝」での朝位⁷⁴は、「燕朝」の「内親」関係

⁷⁰ 白川静も「廷礼と貴族制」（『白川静著作集第五卷 金文と経典』所収）において、「小盂鼎の献捷の礼は国家的な大典である」ことを指摘している。（白川静『白川静著作集第五卷 金文と経典』、平凡社、2000年、106頁）

⁷¹ 『礼記』文王世子より。

⁷² 『礼記』文王世子より。

⁷³ 『礼記』文王世子より。

⁷⁴ 人々が「朝」空間における位置（席次）。

を反映する朝位とは異なり、「(路寝門) 外朝の位に如く (如 (路寝門) 外朝之位)」⁷⁵すなわち「治朝」の朝位の順次と同じく、徳行・才能によって定められ、賢人を尊ぶことを重視するのである。

また、周代の政務において、「民事」も重視されていたため、日常的に使用される君・吏の政務空間とは別に、君・吏・民の政務空間が必要となった。この政務空間が「外朝」である。庶民の入れる「外朝」の設置は、「生君」が「先祖」に見られるうえに、国・民を管理することを象徴していると考えられる。

1.4. 「左祖右社」の形成

ところで、周代の「朝」空間を検討する際、「廟」と「寝」の具体的な位置関係を明らかにする必要がある。とくに『周礼』考工記にある都城の構築理念を看過することはできない。「匠人営国。方九里、旁三門。國中九經九緯、經塗九軌。左祖右社、面朝後市」とある。つまり、都城を築くとき、王宮を中央に配置する。中央に宮闕を築くことを強調する。都城の城壁の長さは9里、各城壁に門三箇所、南北・東西に各九本の街路が走る。幅は九軌。左に祖先を祀る祖廟、右に土地神を祀る社稷を設ける。前方に朝廷、後方に市場である。ここで注目すべきは「廟」の設置場所について、「左祖右社」としていることである。「祖」は「廟」を意味し、また「社は地主なり」とされ⁷⁶、土地神を祀る場を指す。土地神は農耕社会の中国で古くから重視されてきた。したがって、「社」の設立は重要性において宗廟の設立に匹敵する。前引した「且つ昔者虞夏・商・周三代の聖王と惟も、其の始めて国を建て都を営むの日に、必ず国の正壇を扞び、置き以て宗廟と為し、必ず木の修茂なる者を扞び、立てて以て^{ちゆうい}敢位と為す」⁷⁷との史料には宗廟と「敢位」は「都を営む」要件であることを記述している。『墨子』の諸注⁷⁸によれば、「敢位」は「(叢)社」と見るのが妥当であるという。すなわち、夏・殷・周代とも、都城を建設する際には、宗廟のみならず「社」も同時に建設すべきであると明記しているのである。

また、『尚書』夏書・甘誓に記されている禹の子の啓が有扈氏を討伐するまえに誓った話には「命を用いば祖に賞せん、命を用いざれば社に戮さん (用命賞於祖、弗用命戮於社)」とある。「賞すること祖に於いてするは何ぞや。分の^{ひと}均しきを告ぐるなり。僂^{りく}すること社に於いてするは何ぞや。聴^{あた}の中るを告ぐるなり (賞於祖者何也？告分之均也。

⁷⁵ 『礼記』文王世子より。

⁷⁶ 『説文解字』示部より。

⁷⁷ 『墨子』明鬼より。

⁷⁸ 『墨子問詁』(中華書局、2001年) 236頁。

僂於社者何也？告聽之中也）」⁷⁹。すなわち、戦いの後、功ある者は必ず祖先の前で賞し、罪ある者は必ず「社」で処罰するとされている。

上記の『尚書』夏書・甘誓により、夏代の都城には先祖を祭る宗廟と土地神を祀る「社」があったことは確実である。しかし、夏代の宗廟と「社」の位置関係は「左祖右社」ではない。『史記』封禪書に「禹より興して社祀を修め、后稷稼穡、故に稷祠あり、郊社よりて来た所尚なり（自禹興而修社祀、后稷稼穡、故有稷祠、郊社所從來尚矣）」とある。したがって、「社」の祀りは遅くとも禹の時代にはあった。また、夏代の「社」は郊社であり、都城の郊外に位置していた。つまり、『史記』封禪書の記載は夏代の「社」が「朝」にないことを示している。

その後、殷代に至り、「社」の数は前代より多くなった。『史記』殷本紀に「湯 既に夏に勝ち、其の社を遷さんと欲す。不可なり（湯既勝夏、欲遷其社、不可）」とある。また、『竹書紀年』殷商成湯に「十八年癸亥、王 即位し、亳に居る。始て夏社を屋す（十八年癸亥、王即位、居亳。始屋⁸⁰夏社）」とある。『史記』と『竹書紀年』により、殷の「社」は複数あると推定できる。その1つは、もとの夏代の「社」で、移動できないものである。もう1つは、亳で都城を建てたときに築いた「夏社」である。「社」は土地神を祀るところで、露天に建てるべきであるが、前代の「社」であるため「屋」をつけた。それ以外に、殷の君主は殷代の「社」を構築する必要があった。では、殷代の「社」と「朝」の位置関係はどのようであったのだろうか。周武王の殷討滅に関する『史記』の記述がこの疑問を解く鍵を与えてくれる。『史記』周本紀には、次のように記されている。

遂に入りて紂の死せる所に至り、武王 自ら之を射、三発して後車を下り、輕劍を以て之を撃ち、黄鉞を以て紂の頭を斬り、大白の旗を懸く……武王已にして乃ち出でて軍に復る。其の明日、道を除い、社および商紂の宮を修む。期に及びて、百夫罕旗を荷いて以て先駆す。武王の弟叔振鐸 常車を奉陳し、周公旦 大鉞を把り、畢公 小鉞を把り、以て武王を夾み、散宜生・太顛・閔夭 皆劍を執り、以て武王を衛る。

（遂入、至紂死所。武王自射之、三発而後下車、以輕劍擊之、以黄鉞斬紂頭、懸大白之旗……武王已乃出復軍。其明日、除道、修社及商紂宮。及期、百夫荷罕旗以先駆。武王弟叔振鐸奉陳常車、周公旦把大鉞、畢公把小鉞、以夾武王。散宜生・太顛・閔夭皆執劍以衛武王。）

⁷⁹ 『墨子』明鬼より。

⁸⁰ 劉向『五經通義』に「社皆有垣無屋」とある。（この条は『北史』劉芳伝に引用される。）「社」は屋根のない祭祀施設である。ゆえに、亡国の「社」には屋根を築くことを通して、国の滅亡を示すのである。

下線部の「道を除い、社および商紂の宮を修む（除道、修社及商紂宮）」により、「社」と「商紂宮」（商紂王の宮城）が1か所に構築された建物ではないことがわかる。「社」は「商紂宮」に位置しておらず、宮外に位置していたものと考えられる。故に、殷代の「社」は「朝」空間の外にあったと推定できる。

さらにまた、「鄭州商城」遺跡からは、「社」の祭祀儀式で使われた遺物が発見されている。「社」は「高地」に建てられ、「商城」の北東にあり、北城壁を背にしている。「社」から南西に約150メートルのところは「宮殿宗廟区」にあたる⁸¹。この「宮殿宗廟区」は宮城の一部と推定されている⁸²。

また、この遺跡内では、「亳」「亳丘」という刻字された陶器や「毛土」と刻字された牛の肋骨が発掘されている。この「毛土」は「亳社」を意味するとされているが⁸³、「亳社」は「亡国の社」を意味している⁸⁴。「亳社」の設置は、殷代に始まると推測できる。なぜならば、堯・舜・禹の天子位の交替は、周知のとおり「禪讓」で完成したからである。堯は天子の位を舜に譲り、舜は禹に位を譲った。したがって、堯舜時代と夏代においては武力で前代を滅ぼすことはなかったため、「亡国」という事態は起こり得なかった。しかし、夏の桀王が無道であったため、殷の湯王が夏王朝を倒し、天子となった。このとき夏は「亡国」となり、「亡国之社」としての「亳社」の設置が必要になったのである。さらに、殷の紂王も無道であったため、周の武王が紂王を討ち、天命を受けて天子となった。その際、周も「亳社」を設置した。

くわえて、『逸周書』作雒に「乃ち大社を国中に建つ（乃建大社於国中）」とある。前代と同様に、国の創立後、周の「社」が設置されたが、周の「社」の数は前代に比べて増加した。『礼記』祭法に「王、群姓のために社を立つるを大社と曰う。王自らの為に社を立つるを王社と曰う。諸侯、百姓の為に社を立つるを国社と曰う。諸侯自らの為に社を立つるを侯社と曰う（王為群姓立社、曰大社。王自為立社、曰王社。諸侯為百姓立社、曰国社。諸侯自立社、曰侯社）」とあり、また『春秋』に「（哀公）四年……亳社災」とある。周代には、「大社」・「王社」・「国社」・「侯社」・「亳社」があったことがわかる。つまり、周の天子に関わっては、「亳社」以外に「大社」・「王社」があったのである。

『穀梁伝』に「亡国の社を以て廟の屏と為す（亡国之社以為廟屏）」とある。この記載により、「亳社」は廟の前に位置していたことが理解できる。また、『礼記』祭義に「国の神位を建つ。社稷を右にして宗廟を左にする（建国之神位、右社稷、而左宗廟）」とある。さらに『独断』に「左宗廟、東を左と曰い……右社稷、西を右と曰う。宗廟・社稷皆な庫門の内・雉門の外に在り（左宗廟、東曰左……右社稷、西曰右、宗廟・社稷

⁸¹ 謝肅「簡論商代的社」（『中原文物』、2008年第5期）

⁸² 鄭傑祥「鄭州商城社祭遺址新探究」（『中原文物』2010年、第5期）

⁸³ 常玉芝「鄭州出土的商代牛骨刻辞与社祀遺址」（『中原文物』、2007年第5期）

⁸⁴ 『穀梁伝』哀公四年より。

皆在庫門之内、雉門之外)」とある。

このほか、『通典』社稷には以下のような記述がある。

周の制、天子 三社を立つ。祭法に云えらく「王、群姓のために社を立つるを大社と曰う」と。庫門内の西に之を立つ。「王自らの為に社を立つるを王社と曰う」と。籍田に之を立つ。亡国の社を亳社と曰い、廟門の外に之を立つ。諸侯三社を立つ。祭法に云えらく「諸侯、百姓の為に社を立つるを国社と曰う」と、皋門の西に之を立つ。「諸侯自らの為に社を立つるを侯社と曰う」と、亦た籍田の中に之を立つ。

(周制、天子立三社。祭法云「王為群姓立社曰大社」、於庫門内之西立之。「王自為立社曰王社」、於籍田立之。亡国之社曰亳社、廟門之外立之。諸侯立三社。祭法云「諸侯為百姓立社曰国社」、於皋門之西立之。「自為立社曰侯社」、亦於籍田中立之。)

以上から、大社は廟の西に位置していたことがわかる⁸⁵。さらに、大社と亳社は宮城の中、すなわち「庫門の内、雉門の外」にあったと思われる。具体的な配置は図 1-4 のようになる。大社と亳社の「両社の間」は「朝廷執政所在」⁸⁶であり、「外朝」であったことを意味している。要約すれば、「左祖右社」という空間配置は、周代に完成され、「外朝」に設けられた。周代の「朝」空間は、路門内の「燕朝」、路門外の「治朝」、「左祖右社」の「外朝」からなるのである。

「外朝」に宗廟に加えて「社」も設置したということは、「徳を崇くする（崇徳）」ことを意味するほかに、もう 1 つの意味もしていると考えられる。それは「普天の下、王土に非ざるは莫し。率土の濱、王臣に非ざるは莫し（普天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣）」⁸⁷であろう。つまり、土地神を祀る「社」は基本的に祭祀を行うための施設であるが、「朝」空間に設置されていたことに鑑みれば、「大社」と「亳社」は政治的な機能も有していたと思われる。「大社」は王が群姓すなわち国内の諸姓のために建てた施設であり、他方、亳社は亡国を象徴する施設である。こうした両「社」は国家に対する認識を表している。天下はあまねく、王の土地でないところはなく、見渡す限り、王の臣でない者はいない、という思想を、「朝」空間の社によって表しているといえる。周代は分封制を採っており、全国が多数の諸侯国があったことは確かであるが、それらは周天子が君臨している天下の一部に過ぎない。この君臨の様態は「朝」空間に設置

⁸⁵ 漢代には右が廟で、左が社とする見解もあった。（佐川英治『中国古代都城の設計と思想—円丘祭祀の歴史的展開—』（勉誠出版、2016年）35—37頁を参照。）

⁸⁶ 杜預は『左伝』閔公二年の「男也、其名曰友、在公之右、間於両社、為公室輔」について「両社、周社・亳社、両社之間、朝廷執政所在」という注をつけた。

⁸⁷ 『詩経』小雅・北山より。

された「社」を通して可視化されたのである。

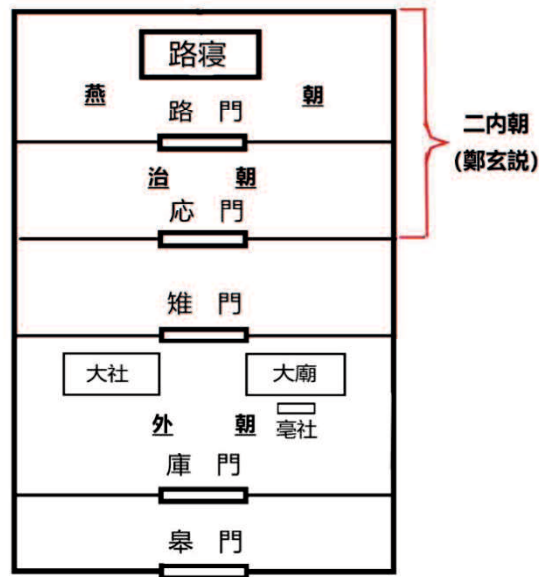


図 1-4 周代「朝」空間構成推定図

論者作成

総じていえば、空間は、可視的なものであり、時代の移り変わりとともに変化している。「朝」空間の分析を通して、視覚的に把握することのできない各時代の君主の重要性と地位の変化を明らかにすることができると思われる。

堯舜時代から周代までの「朝」空間の変遷を振り返ると、空間構成において、変わった点と変わらない点がある。変わった点は、堯舜時代から周代にかけて、君主の「立政」場所としての「朝」空間は、「廟」を中心とする状態から、「廟」・「寝」並立の状態を経て、「生君」に対する認識の強化に伴い、中心は「廟」から「寝」へと移っていったことである。清代の秦蕙田による「古え 廟に於いて告朔の礼を行うは、祖を尊ぶ所以なり。後世 朝に於いて賀歳之礼を挙ぐるは、乃ち君を尊ぶを以てなり（古者於廟行告朔之礼、所以尊祖。後世於朝挙賀歳之礼、乃以尊君）」⁸⁸との指摘のように、「廟」から「寝」への移転は、「尊祖」から「尊君」へという思想的変化を具現化したものであった。

こうした変化が見られた一方で、「朝」空間の祭祀的性格は変わらなかった。「朝」には、必ず祭祀施設が設けられた。その理由は「国の大事、祀と戎にあり」という意識にあるものと思われる。「先君」は「生君」の政権を支え、「生君」王権の正統性を保障した。「生君」の重要性と地位は時代とともに強化されていったが、「先祖」を重視すると

⁸⁸ 『五礼通考』卷一三六・嘉礼九・朝礼より。

いう伝統意識そのものは変わらなかった。

これが秦帝国の出現前の天子の「朝」の状態である。しかし、諸侯国を前身とする秦帝国の「朝」空間を分析するには、上記の検討のみでは十分ではない。東周秦国の「朝」空間の変遷も帝国「朝」空間の前史として検討する必要がある。

2. 東周秦国の雍城・咸陽の「朝」空間

秦は諸侯国から帝国へと発展したもので、帝国の誕生以前、東周秦国の「朝」空間を持っていた。したがって、秦帝国の「朝」空間を分析する前に、第1節の上古三代の天子の「朝」空間の分析に基づき、東周秦国の「朝」空間の特徴を分析する必要がある。秦帝国が誕生する前には、雍城と咸陽が、諸侯国の都として国の政治的中枢の役割を果たしていた。したがって、本節（第2節）では、秦帝国時代以前における雍城・咸陽の「朝」空間について検討する。

2.1. 雍城の「三朝」・「五門」

『史記』秦本紀に「徳公元年、初めて雍城の大鄭宮に居す（徳公元年、初居雍城大鄭宮）」とあり、商君列伝に「咸陽に冀闕宮庭を築く。秦、雍より徙りて之に都す（築冀闕宮庭於咸陽、秦自雍徙都之）」とある。雍城は、秦の徳公元年（前677年）から、咸陽に遷都した秦の孝公十二年（前350年）⁸⁹まで、300余年にわたり諸侯国の都の役割を果たしていた。雍城の秦の国君の「朝」空間について、表1-3のような関連史料がある。

表1-3 雍城の「朝」空間の関係記録

秦公	年代	記録	出典
徳公享国二年	前677-前676	居雍大鄭宮	『史記』秦始皇本紀
宣公享国十二年	前675-前664	居陽宮	『史記』秦始皇本紀
成公享国四年	前663-前660	居雍之宮	『史記』秦始皇本紀
康公享国十二年	前620-前609	居雍高寢	『史記』秦始皇本紀
共公享国五年	前608-前604	居雍高寢	『史記』秦始皇本紀

⁸⁹ 咸陽が秦の都になった年について、史料には、紀元前350年と紀元前349年の2説がある。『史記』秦本紀には「(孝公)十二年、咸陽を作り為す、冀闕を築き、秦都を之に徙す(十二年、作為咸陽、築冀闕、秦徙都之)」とあり、『史記』秦始皇本紀には「孝公……其の十三年、始て咸陽に都す(孝公……其十三年、始都咸陽)」とある。

桓公享国二十七年	前 603-前 577	居雍太寝	『史記』秦始皇本紀
景公享国四十年	前 576-前 537	居雍高寝	『史記』秦始皇本紀
厲共公十四年	前 463	居受寝	『史記』秦始皇本紀引「正義」
躁公享国四十年	前 442-前 429	居受寝	『史記』秦始皇本紀

文献史料の限界により、文献のみでは雍城の「朝」空間の詳細な状況は分からない。幸いなことに秦の雍城の考古的発掘調査は実りある結果を出した。それによれば、雍城は、大規模な宮殿群・貴族の建築群および民間の居留地からなっていた。構築年代の早い順に、初・中・後期の宮城区がある。初期の瓦窯頭宮城区、中期の馬家荘宮城区、および後期の姚家崗-鉄豊-高王寺宮城区⁹⁰である。

まず、瓦窯頭宮城区⁹¹は、雍城城址の東南部に位置している。大規模な宮殿、貴族の住居、民間の居住地は、隙間のない分布になっている。宮城と判断された遺跡は複合構造であり、「五門」・「五院」・「前朝後寝」のパターンで構築された。宮城全体は「南向」の特徴を表現している。宮城には、屏・門・前殿・大殿・寝殿・回廊・階・碑・闕などの施設がある（図 1-5）。このエリアの地層の状態および出土の瓦当から判断すれば、瓦窯頭宮城区の年代は岐山鳳雛村の西周宗廟建築遺跡の年代より新しい。瓦窯頭宮城区は雍城の初期のものであると判明される。この判断に基づき、瓦窯頭宮城区は秦の徳公・宣公・成公（前 677 年-前 660 年）の時期に属している可能性がある。すなわち、ここは前引した『史記』秦本紀の徳公元年の記載にある「大鄭宮」の所在地と推測できる。

瓦窯頭宮城区が表している雍の初期の「朝」空間においては、既に周天子のような「五門」を設けた。田亜岐などの学者は雍が「三朝」（外朝・治朝・内朝）構成を持ち、さらに「宮（廟）・寝合一」という特徴も持っている指摘した⁹²。つまり、雍初期の「朝」空間は祭祀機能を果たしていたのである。

⁹⁰ 陝西省考古研究院秦漢考古研究室「2008—2017 陝西秦漢考古総述」（『考古与文物』、2018 年第 5 期）

⁹¹ 田亜岐・王元・郁彩玲「秦雍城城郭形態与演變的新視察」（『秦始皇帝陵博物院』2015 年）、田亜岐「秦雍城沿革与歴史地位研究」（『秦始皇帝陵博物院』2013 年）、陝西省考古研究院秦漢考古研究室「2008—2017 陝西秦漢考古総述」（『考古与文物』、2018 年第 5 期）を参照。

⁹² 田亜岐・王元・郁彩玲「秦雍城城郭形態与演變的新視察」（『秦始皇帝陵博物院』2015 年）

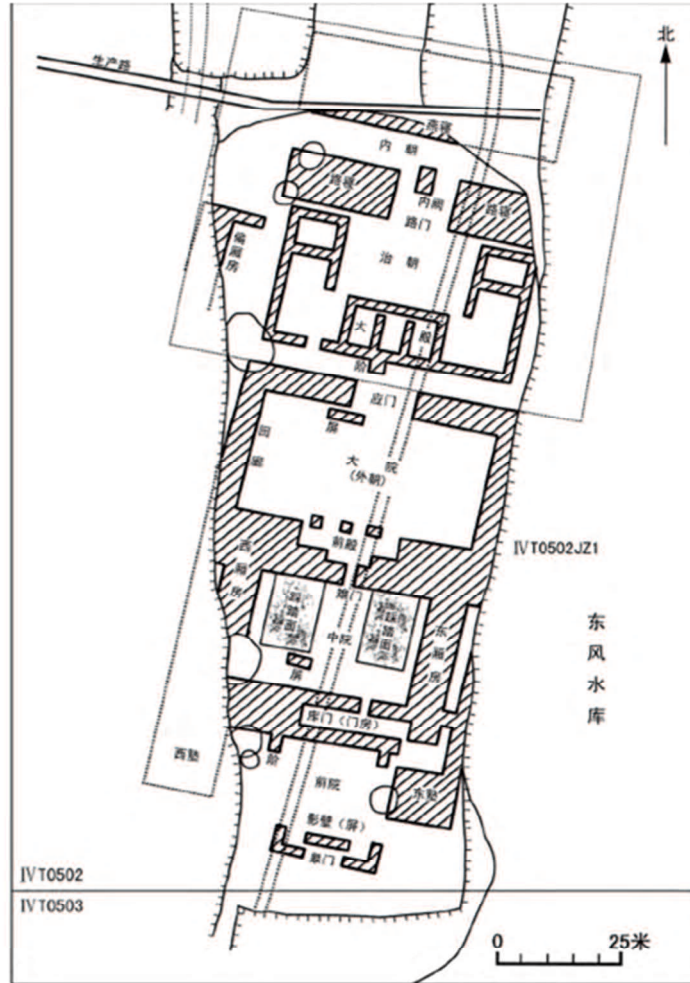


図 1-5 秦雍城瓦窯頭宮城平面図⁹³

出所：陝西省考古研究院秦漢考古研究室「2008—2017 陝西秦漢考古總述」
 (『考古与文物』、2018 年第 5 期) より転載

次は、中期の馬家莊宮城区を見よう。馬家莊宮城区は、雍城中部に位置し、「悼公…
 …雍に城す（悼公……城雍）」(『史記』秦始皇本紀) 以前の穆公・康公・共公・桓公・
 景公・哀公・夷公・惠公の執政時期（前 659-前 491 年）に属し、春秋時代の中後期の
 ものと判断される⁹⁴。宮城区で注目すべき点は、図 1-6 に表示したように宮殿群跡と
 その東にある宗廟跡である。この宮殿群跡は「朝」の所在地と推定され、瓦窯頭宮城区
 の「朝」空間と同様、概ね南向き、「五院」・「五門」からなっていた。

⁹³ 陝西省考古研究院秦漢考古研究室「2008—2017 陝西秦漢考古總述」(『考古与文物』、
 2018 年第 5 期)

⁹⁴ 田亜岐・王元・郁彩玲「秦雍城城郭形態与演变的新視察」(『秦始皇帝陵博物院』2015
 年)



図 1-6 秦雍城馬家莊宮殿群（左・3号遺址）・宗廟（右・1号遺址）平面図
 出所：陝西省雍城考古隊「秦都雍城鉆探試掘簡報」（『考古与文物』1985年2期）より転載

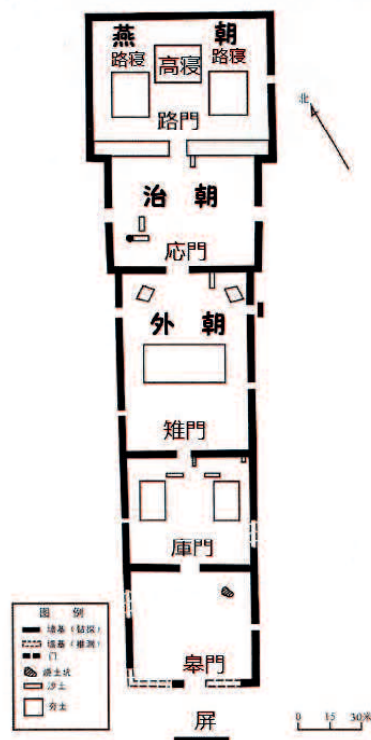


図 1-7 秦雍城馬家莊宮殿群（3号遺址）平面図

出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）127頁の原図を元に、韓偉の「秦公朝寢鉆探図考釈」の検討結果によって五門名・三朝を論者加筆

韓偉は「秦公朝寢鉆探図考釈」⁹⁵において、3号遺址の宮殿群を秦の国君「朝寢」と判断し、さらに、それが、図1-7のような「五門三朝」を備えていることも指摘した。

⁹⁵ 韓偉の「秦公朝寢鉆探図考釈」（『考古与文物』、1985年第2期）

この韓偉の指摘には注意が必要である。それは、①「廟」は「朝」にないこと。図1-6のように3号遺址の東に、1号遺址がある。そこは宗廟と判断されたため、春秋時代、秦国の「廟」と「社」⁹⁶はすでに「朝」空間にない。②「外朝」は雉門外ではなく雉門内に位置すること。③「燕朝」において、「三寢」があること。この3点は周天子の「朝」空間との相違である。この相違は、天子と諸侯との相違を反映している。雍城の瓦窯頭宮城遺跡と馬家荘宮城遺跡にある「五門」「三朝」構成は周天子の「朝」空間に似た空間要素を持っている。これはさらに春秋時代の「礼崩楽壊」の時代性も反映していると考えられる。

しかし、瓦窯頭宮城遺跡の考古学的結論と馬家荘宮城構成に対する韓偉の分析において、雉門内の「三朝」は燕朝（内朝）・治朝・外朝と定義される（図1-8）。この定義は妥当であろうか。燕朝・治朝・外朝は元に周天子の「三朝」のタイトルである。燕朝・治朝は「内朝」とも称される。ここから見れば、周天子の「朝」空間には内・外の区別があることがわかる。その内・外の区別がある原因は、外朝が庶民の入れる「朝」であり、内朝（燕朝と治朝）が庶民の入れない「朝」であることにある⁹⁷。「朝」における内・外の区別は、雉門に設置された「闕」⁹⁸によって明確に表現される。「闕」は「朝」空間の内・外を区別する装置だと言える⁹⁹。

雍城の考古成果を要約すれば、初期の瓦窯頭宮城区と中期の馬家荘宮城区は「三朝」構成である。したがって、春秋時代の秦国の「朝」空間はすでに「五門」・「三朝」の特徴をもっていたと言える。雍城の「朝」空間の配置は後の咸陽「朝」空間の建設にとって、重要な配置モデルとなったと考えられる。

⁹⁶ 社の遺跡はまだ発見されていない。

⁹⁷ 『周礼』秋官司寇に「朝士 掌建邦外朝之法。左九棘、孤・卿・大夫位焉、群士在其後。右九棘、公・侯・伯・子・男位焉、群吏在其後。面三槐、三公位焉、州長衆庶在其後。左嘉石、平罷民焉。右肺石、達窮民焉」とある。

⁹⁸ 『周礼』秋官司寇の朝士の条に対して、「雉門設兩觀、与今之宮門同」という漢の鄭玄の注釈がある。

⁹⁹ ただし、図1-8の示すように、瓦窯頭宮城と馬家荘宮城の外朝と称される部分が雉門内にあるため、その呼び方は適切であろうか。この疑問については、現在までの雍城の考古学的成果だけでは明確な答えを与えることはできない。後に、発掘された瓦当の形状が戦国初期と中期の特徴を示していたことにより、雍城後期に属している姚家崗-鉄豊-高王寺宮城区は、厲共公・躁公のものと判断された。しかし残念ながら、この宮城区内の空間構成はまだ不明である。

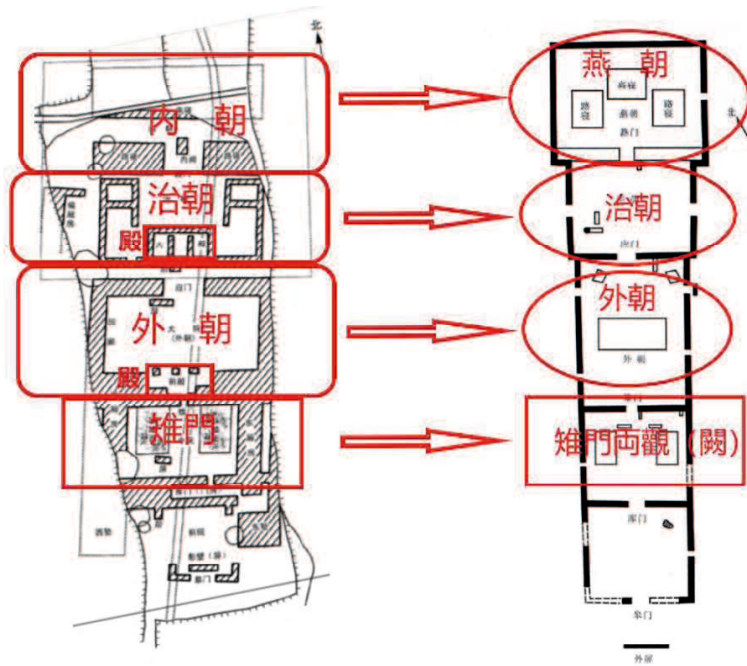


図 1-8 雍城瓦窯頭遺跡と馬家莊遺跡の「三朝」図

出所：図 1-5 と図 1-7 を元に論者加筆

2.2. 咸陽の「宮廷¹⁰⁰」・「冀闕」

前引した「咸陽に冀闕宮庭を築く。秦、雍より徙りて之に都す」という史料により、秦の孝公十二年（前 350 年）に「五門」・「三朝」の雍城から直接咸陽に都が遷されたように記載されている。

『三輔黄図』に「秦の孝公より始皇帝・胡亥に至り、並に此の城に都す（自秦孝公至始皇帝・胡亥、並都此城）」とある。咸陽は秦の孝公の時期から秦代の終わりまで都の機能を果たしていた。以下、咸陽における「朝」の構造を検討する。

咸陽は戦国秦と統一秦の首都であった。この間、咸陽の規模は拡大し続けており、咸陽の都城の性質も（諸侯国の都から帝国の都へと）変化した。図 1-9 に示したように、「現在の渭水（渭河）は咸陽城址の中央を分断するように流れて」¹⁰¹おり、「咸陽宮」は渭水の北側に位置していた。

¹⁰⁰ 『史記』において、「宮廷」は「宮庭」に通じる。例えば、『史記』商君列伝に「築冀闕宮庭於咸陽」とあり、『史記』秦始皇本紀の始皇三十五年条に「始皇以為咸陽人多、先王之宮廷小」とある。

¹⁰¹ 鶴間和幸『秦帝国の形成と地域』（汲古書院、2013 年）389 頁。

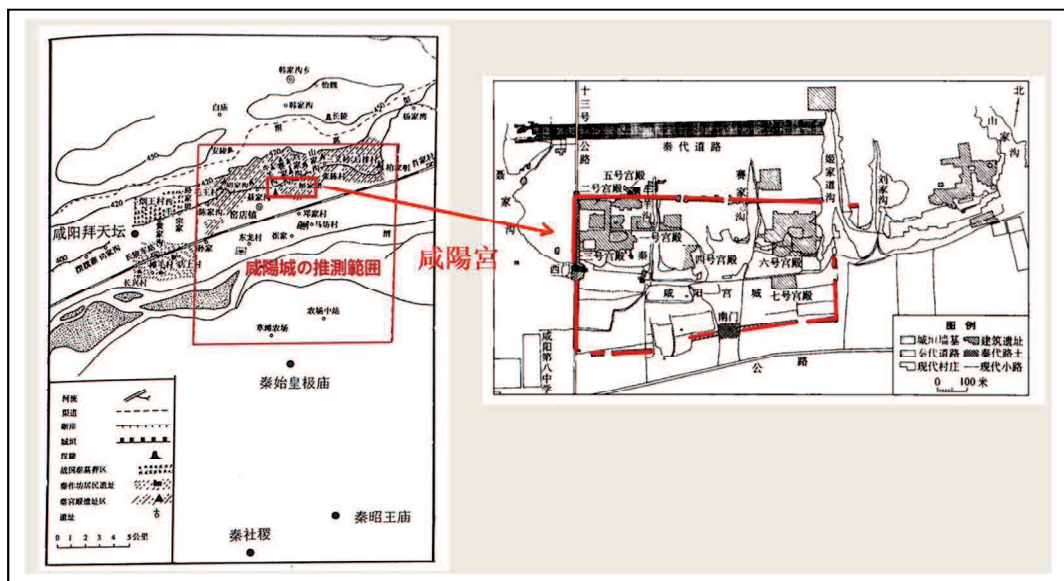


図 1-9 咸陽城と咸陽宮の位置関係図

出所：(左図) 姜波『漢唐都城礼制建築研究』(文物出版社、2003年) および(右図) 中国社会科学院考古研究所編『中国考古学・秦漢卷』(中国社会科学出版社、2010年) の原図を元に論者説明付け

咸陽が都になったとき、秦の新しい「朝」空間も再構築された。

『史記』秦始皇本紀に「事を聴き、群臣、決事を受くるに、悉く咸陽宮に於てす(聴事、群臣受決事、悉於咸陽宮)」とあり、「咸陽宮」は始皇帝が政務を執る場であり、秦国の「朝」空間所在地でもあったと判断できる。確かに統一の後、朝宮とする阿房宮も建てられていたが、阿房宮は完成に至らなかったため、秦代の終わりまで、「咸陽宮」が「朝」空間として使用されたに相違ない。

「咸陽宮」には宮廷と冀闕との2つの空間的な要素がある。宮廷は「咸陽宮」の宮城を意味し、冀闕は咸陽宮の門闕を意味する。したがって、次に、咸陽の宮廷と冀闕を中心にする戦国咸陽の「朝」空間の構成の諸要素(殿・陛・廷・闕)について検討する。

2.2.1. 「帷幄」所在の陸上の「殿」

咸陽の都城建設の際、宮廷と冀闕は必須要件として建設された。しかし、ここで1つのことを注目したい。それは「廟」を重要視していないことである。雍城を都とした時期において、宗廟は既に宮廷から分離され、独立した建物となっていたが、咸陽に遷都した後に、「諸廟・章台・上林皆在渭南の南にあり(諸廟・章台・上林皆在渭南)」(『史記』

秦始皇本紀)とあるように、それは渭水の南側に建設され、渭水の北側に位置する咸陽宮から明確に分離されていた。そのため、咸陽宮内で最も重要視された「朝」空間的要素は「生君」の「寝」であろう。ただし「而して秦の法、群臣の殿上に侍する者は、尺の兵を持するを得ず」とあるように、咸陽宮の「生君」の「寝」はすでに「殿」と称されていたのである。そこで、戦国咸陽の「朝」空間構造の検討は、この「殿」からはじめる。

まず、「秦王刺殺」の記事を見てみよう。

史料 1-1

秦王 之を聞き、大いに喜び、乃ち朝服¹⁰²して九賓を設け、燕の使者を咸陽宮に見る。荊軻 樊於期の頭函^{とうかん}を奉ず。而して秦武陽 地図^{はこ}の匣を奉ず。次を以て進み陛下¹⁰³に至るや、秦武陽 色変じ、振恐す。群臣 之を怪しむ。

(秦王聞之、大喜。乃朝服、設九賓、見燕使者咸陽宮。荊軻奉樊於期頭函、而秦武陽奉地図匣、以次進至陛下、秦武陽色変振恐、群臣怪之。) ¹⁰⁴

これは戦国末期、「咸陽宮」で発生したことである。秦王は「九賓」を設けて大朝会のとき用いる正式の服を着て燕の使者を接見した。さらに、『周礼』春官宗伯に「九儀の命を以て邦国の位を正す(以九儀之命正邦国之位)」とあり、『史記』廉頗藺相如列伝には「九賓、則ち周礼の九儀(九賓則周礼九儀)」との呉の韋昭の注があり、『漢書儀』に「皇帝 諸侯を会する(時)……九賓を設ける……(皇帝会諸侯……設九賓……)」¹⁰⁵とある。この3つの記載により、「九賓」は周代より漢代に至るまで、国家の重要な儀礼であったことがわかる。秦王(後の始皇帝)は燕の使者の接見をなぜこれほど重視したのであろうか。荊軻が持っていた函にあるのは秦から亡命した元の將軍の樊於期の首であり、秦武陽が持っていた匣にあるのは燕が秦に割譲する地区の地図である。これは、燕国の秦への降伏の象徴と言える。燕は地図などを奉ずることを通して偽装し、秦王に降伏するふりをして、秦王に接近して刺殺しようとした。秦王は燕の意図を知らず、国の重要な儀礼と考え、国家における最高級の朝礼である「九賓」を設け、荊軻たちを接見したのである。したがって、「秦王刺殺」が秦国の「朝」空間で発生したのは確実である。

史料 1-1 の記載によれば、咸陽宮の「朝」空間には「陛」という施設がある。『説文解字』には「階は陛なり(階、陛也)」および「陛は高きに升る階なり(陛、升高階也)」

¹⁰² 大朝会のとき、用いる正式な服を着ることである。

¹⁰³ 『史記』刺客列伝には「至陛」との記載がある。

¹⁰⁴ 『戦国策』燕策・燕三より。

¹⁰⁵ 『芸文類聚』卷三十八・礼部上・宗廟所収。

とあり、『独断』には「陛は階なり。由りて堂に升る所なり（陛、階也。所由升堂也）」とある。すなわち、「陛」の本義は階段である。つまり、「陛」という施設によって陛の下の空間と陛の上の空間が区分され、陛の下と陛の上からなる立体的な空間構造が形成されたのである。

陛の上にあるのは刺殺事件の発生地、咸陽宮の主殿である。史料 1-1 によれば、秦王を刺殺しようとした荊軻と秦武陽はまず「陛下」に到着した。これは咸陽宮の主殿の殿陛の下である。この場所は秦王から離れている。そのあと、荊軻は陛を登って陛の上に至り、刺殺を試みた。その後、

史料 1-2

（荊）軻 既に凶を取りて之を奏す。凶を^{ひら}く。凶窮まりて^{あらわ}し首見る。因りて左手に秦王の袖を^と抜き、右（手）に^きし首を持ちて之を^き搥す。未だ身に^まならず。秦王驚き、自ら引きて^ひきつ。袖絶ゆ。劍を抜かんとす。劍長し。其の室を^と摻る。時に^{おん}怨急にして、劍堅し。故に立ちどころに抜くべからず。荊軻 秦王を^お逐う。秦王 柱を^め還りて走る。

（軻既取凶奉之、発凶、凶窮而^し首見。因左手拔秦王之袖、右持^し首搥之。未至身、秦王驚、自引而起、絶袖。拔劍、劍長、摻其室。時怨急、劍堅、故不可立拔。荊軻逐秦王、秦王還柱而走。）¹⁰⁶

と史料 1-2 にあるように、荊軻は陛を登って殿の中に入り、秦王に接近した。これにより、秦王の袖を引くことも可能になったのである。

史料 1-3

而して秦の法、群臣の殿上に侍する者は、尺^{せき}の兵を持するを得ず。諸郎中 兵を執りて皆殿下に陳す。詔有りて召さるるに非ざれば上るを得ず。急時に^む方たり、下兵を召すに及ばず。故を以て荊軻 秦王を^お逐う。而して卒かに^に惶急なり、以て軻を撃つもの無くして手を以て共に之を^と搏つ。

（而秦法、群臣侍殿上者、不得持尺兵。諸郎中執兵、皆陳殿下、非有詔不得上。方急時、不及召下兵、以故荊軻逐秦王、而卒惶急無以擊軻、而乃以手共搏之。）¹⁰⁷

また、史料 1-3 より、秦の法律は武器を持っている者は殿に入れないことになっていたことがわかる。殿上にいる者たちは秦王以外、全員自衛のための武器を持っていなかった。このような状況で、秦王がまさに刺殺されようとしたとき、荊軻を衝撃する

¹⁰⁶ 『戦国策』燕策・燕三より。

¹⁰⁷ 『戦国策』燕策・燕三より。

武器は周囲になく、秦王は素手で防衛せざるを得なかったのである。この事件が起こった空間は正殿の内であり、かつ陛の上であった。つまり、殿は陛の上であり、秦王はそこにいたのである。

史料 1-1・1-2・1-3 において、「陛」という施設によって陸上空間および陛下空間が現れてきた。これに加えて、『漢書』息夫躬伝に「荆軻の変……帷幄に起こる（荆軻の変……起於帷幄）」とあることから、この事件が発生した際には、殿内に君主の所在を示す「帷幄」が設けられていたことがわかる。帷幄は垂れ幕と引き幕をめぐらせた空間を指す。その後の秦漢時代においても設置されていた。『漢儀』に「帝輦動き、則ち左右帷幄を侍する者警を称す（帝輦動、則ち左右侍帷幄者称警）」とあり、『漢書』王莽伝に「外則王公列侯、内則帷幄侍御」とあり、『後漢書』百官志に「近侍帷幄」とある。これらの記述により、秦漢時代において「帷幄」は皇帝を象徴する装置であったことがわかる。すなわち、陛上の主殿で「帷幄」を設けることを通して、君主の専用空間を表明し、君主と臣下の身分の区別も表現したのである。

この「帷幄」を設けた主殿について、考古調査が行なわれた。1959 年から咸陽城の発掘調査が開始され、現在までに、咸陽宮の遺跡で発掘された重要な宮殿遺跡には第一号・第二号・第三号宮殿遺跡がある¹⁰⁸。

第一号宮殿遺跡の「身分」については 2 つの説がある。一つの説は咸陽宮の主殿ではないが、宮室類の建築とするものである¹⁰⁹。すなわち、宮城の中にあるということを強調する。もう一つの説は、第一号宮殿の遺跡は宮城の中にある宮殿ではなく、「冀闕」の西闕であるとするものである¹¹⁰。

第二号宮殿遺跡は今日までに咸陽宮の遺跡で発掘された最大規模の宮殿建築遺構である。考古学者はこれが宮城内の君主の政務展開の重要な建築遺構であろうと推定した。残念ながら、咸陽宮の主殿であるかどうかは、文献記録および現段階の発掘結果では断定できない¹¹¹。

第三号宮殿遺跡は付属建築と推定された¹¹²。

咸陽宮の「朝」の主殿の具体的な位置は不明であっても、考古調査の結果には 1 つ注目したいことがある。それは咸陽宮の第一号宮殿と第二号宮殿の遺跡において、最上層の部屋の屋内の地面は朱色または暗赤色であり、磨かれた痕跡もある¹¹³、というこ

¹⁰⁸ 劉慶柱主編『中国考古発見与研究 1949-2009』（人民出版社、2010 年）308 頁。

¹⁰⁹ 劉慶柱主編『中国考古発見与研究 1949-2009』（人民出版社、2010 年）308 頁。

¹¹⁰ 王学理「以訛伝訛「咸陽宮」一掃蒙塵頭「冀闕」一対秦都咸陽 1 号宮殿遺址定性的匡正一」（『文博』2011 年第 2 期）を参照。また、中国国家博物館編『文物中国史・秦漢時代』（山西教育出版社、2003 年）は王学理の主張を採用する。

¹¹¹ 劉慶柱主編『中国考古発見与研究 1949-2009』（人民出版社、2010 年）308 頁。

¹¹² 劉慶柱主編『中国考古発見与研究 1949-2009』（人民出版社、2010 年）308 頁。

¹¹³ 雷從雲・陳紹棣・林秀貞『中国宮殿史』（文津出版社、1995 年）63 頁。

とである。

漢代の史料によれば、皇帝の宮殿の殿上の地面は赤い泥で塗られたとのことである。『説文解字』には「墀、地を塗るなり……『礼』「天子赤墀」（墀、塗地也……『礼』「天子赤墀）」とあり、『漢書』梅福伝には「文石の陛に登り、赤き墀の塗に^{わた}（登文石之陛¹¹⁴、洪赤墀之塗）」とあり、『漢書』元后伝には「殿上赤墀」¹¹⁵とある。それには、「丹を以て泥に淹み、殿上に塗るなり（以丹淹泥塗殿上也）」という後漢の応劭の説明が付けられている。この4つの史料によってわかるのは赤い泥で塗られた地面を持つ宮殿は皇帝の宮殿に相違ないということである。

さらにまた、応劭の説明により、秦の咸陽宮の第一号宮殿と第二号宮殿にある朱色または暗赤色の地面は「赤墀」の遺跡である、ということも推測できる。

『説文解字』に引用された「天子赤墀」という記載により、周天子の空間に「赤墀」があると推定できる。漢代の史料から判断すると、「赤墀」は天子の空間にのみ現れる。しかし、阿房宮が未完成のため、阿房宮前殿の地面にも「赤墀」があったかどうかかわからないが、咸陽宮の宮殿地面にある「赤墀」と同様の痕跡は無視できない。

「赤墀」の伝承過程において、2つの可能性がある。

一つは、「赤墀」は周代より秦を通して漢代に伝えられたという可能性である。恐らく咸陽宮の一号宮殿・二号宮殿の遺跡における朱色・暗赤色の地面は咸陽宮の宮殿の「赤墀」の遺跡であろう。戦国秦においては、既に「赤墀」の建築の特徴を持っていたと考えられる。この空間設計の特徴は漢代に続いた。漢代の「殿上赤墀」は戦国秦において既に設けられていたのである。

それでは、周天子の空間設計はなぜ諸侯の宮殿に現れたのであろうか。

周知のように、中国の春秋時代・戦国時代には、周天子の力が衰え、宗法血統に基づく政治パターンが徐々に崩壊していった。「礼壊楽崩」の社会的変化の時代である。諸侯たちが自分の宮殿にも天子の「赤墀」を施し、自分の地位を高めるという「下剋上」とも言える行為は当時の社会的現実と一致していたのである。「秦王刺殺」の際、荊軻が秦王を「天子」¹¹⁶と称したことは一つの証左である。

しかし、「赤墀」は統一秦の「朝」空間で使われたかどうかは阿房宮が未完成であっ

¹¹⁴ ここの「陛」は前殿の「陛」を示している。

¹¹⁵ この記述があるのは「元后伝」であるが、「赤墀」は皇帝の空間を示している。これに対して、后妃の殿には「玄墀」がある。

¹¹⁶ 『戦国策』燕策・燕三に「荊軻 顧みて武陽を笑い、前みて謝して曰く、「北蛮夷の鄙人にて、未だ嘗て天子に見えず……願わくは大王少しく之を仮借し、使いを前に畢うるを得しめよ。」と。秦王 軻に謂いて曰く、「武陽の持する所の地図を取れ。」と。軻 既に図を取りて之を奏す。図を^{ひら}発く。図窮まりて^{あらわ}七首見る（荊軻顧笑武陽、前為謝曰「北蛮夷之鄙人、未嘗見天子……願大王少仮借之、使畢使於前。」秦王謂軻曰「取武陽所持地図。」軻既取図奏之。発図。図窮而七首見）」とある。

たためわからない。つまり、「赤墀」は戦国秦の咸陽宮でのみ使われ、統一秦の「朝宮」の阿房宮（阿房宮完成と仮定すれば）では使われなかった、というもう一つの可能性があるのである。

この後者の可能性が妥当であれば、「秦の制を承る」前漢前期の未央宮前殿にも「赤墀」を設けなかったことになる。しかしながら、前述の史料¹¹⁷により、「赤墀」は未央宮前殿に設けられたのは確かであり、となると、その設けられた時期は前漢前期ではなく前漢後期である可能性が高い。つまり、「赤墀」は「秦制」ではなく、「周制」であり、前漢後期（漢元帝以降）の「是古非今を好む」改革および王莽復古改革の影響に基づいて設けられるようになったと推定される。

「是古非今を好む」改革は「漢元帝の時代からの前漢後期に流行していた儒者皇帝・士大夫集団に現実の不合理的な制度を改革したい意識とその意識による行動である」¹¹⁸。それは、礼制の不合理的なところを強調することに基づき、周礼を復活し、漢代の政治の倫理的意義を再構築しようと試みた改革である。元帝・成帝・哀帝および王莽の時期にわたり、種々の儀礼制度を再構築し、その「新たな」礼制に基づく様々な建築が建てられた。そのような事情を考慮すれば、「赤墀」は前漢後期に「朝」において周礼を復元した空間表現であると考えられる。

このように、「赤墀」が漢代に登場した時期はおそらく前漢代後期（漢元帝以降）であろうと筆者は推測する。この点について、『史記』には「赤墀」に関する記載が皆無である一方で、『漢書』にはそれが存在し、しかも関係する記載がすべて前漢代後期にかかわるものであることは、一つの傍証となる。

以上、述べてきたように、「赤墀」の具体的な継承と変化のプロセスは、現時点の研究成果では明確にすることはできない。しかし、咸陽第一号宮殿・第二号宮殿の遺跡にある「赤墀」の痕跡により、咸陽第一号宮殿・第二号宮殿は秦国の君主空間であると推測でき、戦国秦の「朝」空間に属する可能性が高いが、より正確なことは今後の考古学的発掘調査に期待することとする。

総じていえば、咸陽の「朝」空間においては、それを構成する重要な要素である「殿」は陸上にあり、「赤墀」を設けた。殿上においては、君主の所在を明示する「帷幄」を設置し、君主の身分を顕示した。

陸上空間と陸下空間は「陸」の設置により形成された空間であるため、「陸」は「殿」と深く関わり、咸陽の「朝」空間の諸要素の一つであると明言できる。以下、「陸」を検討する。

¹¹⁷ 前文に引用した『漢書』梅福伝「文石の陸に登り、赤き墀の塗に洩る。（登文石之陸、洩赤墀之塗）」と『漢書』元后伝「殿上赤墀」との記載である。

¹¹⁸ 馬彪「漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について—新莽復古改革の由来も含めて」（『異文化研究』第12号、2018年）

2.2.2. 「東西両階」の「陞」(天子階)

「陞」(階段)という施設は咸陽宮の「朝」空間を陞上・陞下に分けるもので、「朝」空間にある重要な施設である。

しかし残念ながら、咸陽宮主殿の「陞」の具体的な状況について、文献資料においては詳細な記載はない。咸陽宮の考古調査の成果では、宮殿の「陞」の状況に関する報告もなく、咸陽宮第一号・第二号・第三号宮殿の調査報告にも、「陞」のことにほとんど言及していない。咸陽宮主殿の「陞」に関する直接の記載はないが、幸い、いくつかの手掛かりがあり、これらを通して「陞」の様相、特に正階の「東西両階」建設様式を推定し分析することができる。以下に先秦の賓阼「両階」・秦の離宮の「両階」・「封禪壇」の「両陞」設置について詳述する。

①先秦の賓阼「両階」

『大戴礼記』朝事には「天子南向して諸侯に見ゆ(天子南向見諸侯)」とあり、これは周天子が南に向いて諸侯と会見した際の記述である。また、『申鑒』時事にも「天子は南面し天下を聴き、明に向いて治む(天子南面聴天下、向明而治)」とあり、先秦時代の君主の主殿の正階は南にあったと判断できる。

先秦時代、主殿の南にある階は「(東西)両階」構造であった。『儀礼』覲礼には天子に拝謁する儀礼についての記述がある。その中に「両階」の一つを明白に「西階」と記述している。

中庭……侯氏 西階より降りて、東面し宰幣を授けられ、西階の前で再拝稽首す。馬を以て出づ。人に授け、九馬之に従う。事畢る。

(中庭……侯氏降自西階、東面授宰幣、西階前再拝稽首、以馬出、授人、九馬随之。事畢。) ¹¹⁹

ここに「中庭」・「西階」の空間構造が記述されている。「中庭」は「階」を通して階の上にある空間と繋がっている。「西階」が存在しているため、階は一つではないということが判断できる。また、『尚書』顧命には、

二人雀弁し、恵を執り、畢門ひつもんの内に立つ。四人綦弁し、戈を執りて刃を上げ、両階の庀はき¹²⁰を夾んでたつ。

¹¹⁹ 『儀礼』覲礼より。

¹²⁰ 庀について、程瑤田『釈宮小記』に「庀、謂階之両旁自堂至庭地斜安一石、掄階齒而輔之、如今楼梯必有兩髀以安步級、俗謂之楼梯腿也」とある。すなわち、庀は階段の両

(二人雀弁、執惠、立於畢門之内。四人綦弁、執戈上刃、夾兩階庀。)

とあり、「兩階」と明白に記されている。

「路寢の門、一名畢門（路寢門、一名畢門）」という孔伝の注釈により、この条が路寢を中心とする空間について記述していることがわかる。「畢門」は「路寢」の正門を指す。「路寢」は君主の正室¹²¹であり、聴政の場¹²²でもある。唐代の『通典』には「紫宸殿は、(即ち)漢の前殿、周の路寢なり（紫宸殿者、漢之前殿、周之路寢）」とあり、唐代の紫宸殿が漢代の前殿・周代の路寢のような君主の主殿であると説明している。周代の「路寢」は燕朝に位置し、「生君」の主殿である。よって、同じく「生君」の主殿としての「前殿」は同様に「朝」空間に設置されたに違いないとも判断できる。故に、「前殿」の建設形式を検討する際、「路寢」の特徴から分析することは妥当であると思われる。

『尚書』顧命の「兩階」は「路寢」の南にある階を指す。天子に拝謁するとき、「側階」ではなく、正面にある階を升るのが礼儀であった。そのため、「西階」は「側階」に属しておらず、正面にある階に相違ない。したがって、正面にある階は「西階」と「東階」の「兩階」である。この「兩階」は「畢門」に向いている。この「兩階」は殯礼を行うときは、「賓階」・「阼階」と呼ばれる。

『史記』孔子世家および『説文解字』の史料にはこの兩階に関わる記載がある。

夏人 東階に殯し、周人 西階に（殯し）、殷人 兩柱の間に（殯す）。

（夏人殯於東階、周人於西階、殷人兩柱間。）¹²³

夏后 阼階¹²⁴に殯し、殷人 兩楹の間に殯し、周人 賓階に殯す。

（夏后殯於阼階、殷人殯於兩楹之間、周人殯於賓階。）¹²⁵

上記2条の内容を対応すれば、「阼階」は「東階」を指し、「賓階」は「西階」を指すことがわかる。

さらに、『礼記』文王世子には「成王は幼く、阼に泣むこと能わず（成王幼、不能泣

側に設置された石である。また、兪樾『群經平議』は「従之、其說是也」というように程瑤田の説明に賛成している。

¹²¹ 「路寢者何？正寢也。」（『公羊伝』）「路寢、正寢也。」（『穀梁伝』）晋の杜預は「公之正居也」と注をつけた。

¹²² 『礼記』玉藻に「朝、辨色始入。君日出而視之、退適路寢聴政、使人視大夫、大夫退、然後適小寝积服」とある。

¹²³ 『史記』孔子世家より。

¹²⁴ 阼、主階也。（『説文解字』）

¹²⁵ 『説文解字』夕部より。

阼)」とある。鄭玄はこれに「涖は視なり、阼階を視て人君の事を行う能わず（涖、視也、不能視阼階行人君之事）」と注を付した。すなわち、阼階は君主に深く関わる正階である。

且つまた、『呂氏春秋』安死には「闕庭を設けて宮室と為し、賓阼を造りて都邑の若くす（設闕庭為宮室、造賓阼也若都邑）」とあり、宮城では「賓阼」両階を築いたと明白に記されている。「殿」と陛下の廷とを繋ぐ南向きの正階は東西「両階」である。つまり、先秦時代、正殿の正階は南向きの東西両本の階段によって構成されていたのである。咸陽の「朝」空間の正階構築がこの構築様式を採用して構築された、という推測は妥当と考えられる。

②秦の離宮の「両階」

秦の「謁石宮」離宮と「尚家嶺」離宮の主殿には「両階」の正階を設けたことに注目したい。

まず、「謁石宮」遺跡の「両階」痕跡からみよう。

1980年代以降、考古学者は、中国遼寧省綏中から河北省秦皇島市までの沿岸地域に多くの秦漢建築遺跡を発見している。これらの遺跡は、「石碑地」「止錨湾」「黒山頭」「瓦子地」「大金絲屯」および「周家南山」を含む6つの相互に接続された秦漢の建築遺跡から構成され、900万平方メートルの範囲に分布している。そのうち、「石碑地」「止錨湾」「黒山頭」遺跡はすべて海に面しており、主要部分に属している。この3つの遺跡の中では、遼寧省葫蘆島市綏中県萬家鎮の南部沿岸にある「石碑地」が最も注目される遺跡であり、この遺跡の中から、秦代の宮殿と皇帝陵に特有の「變紋式大瓦当」（図1-10）も出土している。そのため、考古学者は「石碑地」遺跡は一般人の住宅ではなく、秦代の離宮の遺構であると判断し、さらに、始皇帝三十二年（前215年）東巡の際、行幸した離宮の「謁石宮」であると確定した¹²⁶。

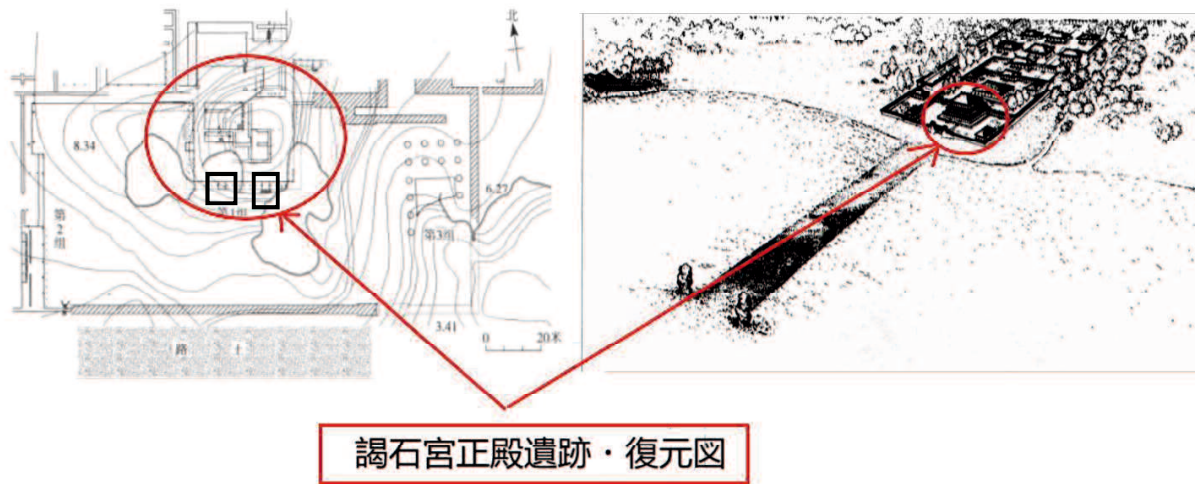
¹²⁶ 中国社会科学院考古研究所編『中国考古学 秦漢卷』（中国社会科学出版社、2010年）55-70頁。



図 1-10 變紋大瓦当比較図

出所：(左図) 石碑地秦謁石宮遺跡出土變紋大瓦当（遼寧省文物考古研究所編『姜女石—秦行宮遺址発掘報告』下冊、文物出版社、2010年、図版十）(右図) 秦始皇陵出土變紋大瓦当（徐偉民『秦帝王陵』中国青年出版社、2002年、挿頁6）より転載

発掘報告によると、この遺跡は、南向きで海に面し、連続し堅実な東西南北四面の壁に囲まれ、完全な宮城を構成していたと見られる。宮城にある主殿の遺構（第Ⅰ組）は、南部の第1区に位置し、版築によって建設された建造物である。主殿は三層からなり、殿の基壇の長さと同幅はともに約40メートルで、高さは3.6メートルである。東階・西階および東西面の側階の痕跡がある。各階段は「空心踏歩磚」（中空のレンガ）を用いて建築されており¹²⁷、「謁石宮」の主殿の正階は、図1-11の左図の○で囲んで示したように、主殿の南部に2つの階段（2つの方形□で示したところ）すなわち、「兩階」が設けられている。



謁石宮正殿遺跡・復元図

図 1-11 謁石宮正殿の考古発掘遺跡図および復元図

出所：(左図) 遼寧省文物考古研究所編『姜女石—秦行宮遺址発掘報告』（上冊、文物出版社、2010年）56頁、(右図) 楊鴻勛『楊鴻勛建築考古学論文集（増訂版）』（清華大学出版社、2008年）236頁の原図を元に論者加筆

¹²⁷ 遼寧省文物考古研究所姜女石工作站「遼寧綏中県「姜女石」秦漢建築群址石碑地遺址的勘探与試掘」（『考古』1997年第10期）。

また、「尚家嶺」遺跡の主殿の正階も「両階」として造られている。「尚家嶺」遺跡は陝西省千陽県南寨鎮馮家堡村の南部に位置し、村の集落から約 300 メートル離れたところにある。2010 年には、陝西省考古学研究所・宝鶏市考古学研究所と千陽県文化館が共同して、この遺跡で考古学調査・発掘を行なった。この総面積 2.2 万平方メートルの遺跡は戦国晩期に建てられ、前漢まで使用された建築群からなる。既に発掘された敷地の主要建物部分（第 I 号）では、動物紋・變紋・格子紋・雲紋の瓦当が出土した。その紋様は始皇帝陵二号建築で出土した瓦当、および咸陽一号宮殿遺跡で出土した瓦当の紋様とほぼ一致するため、第 I 号建築遺跡は秦代離宮の正殿の遺構であると考古学者は結論づけた。図 1-12 の示すように、この建物の北側に東西「両階」がある¹²⁸。

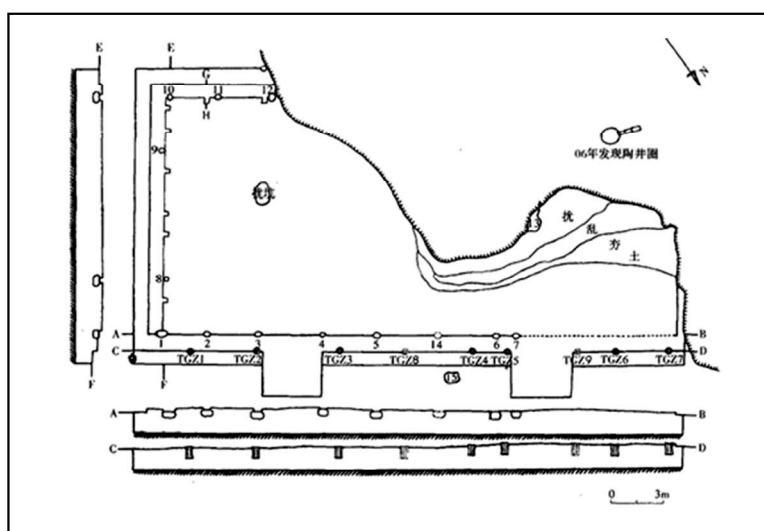


図 1-12 「尚家嶺」遺跡第 I 号建築平面・側面発掘図

出所：陝西省考古研究院・宝鶏市考古研究所・千陽県文化館「陝西千陽尚家嶺秦漢建築遺址発掘簡報」

（『考古与文物』、2010 年第 6 期）より転載

秦の離宮と判明された「謁石宮」遺跡と「尚家嶺」遺跡の主殿にはともに「両階」からなる正階が建設されていることは注目に値する。「謁石宮」が始皇帝三十二年（前 215 年）の始皇帝東巡の際、使用された離宮であることは確かであり、それに対して「尚家嶺」の離宮は「天下統一」前の戦国末期に建てられたものである。すなわち、この両遺跡の正階に「両階」形式が用いられているということは、戦国時代と帝国時代を通して、秦の君主空間に属する主殿の正階には「両階」形式が用いられていたことになり、このことから、同じく君主空間に属する咸陽宮の主殿の正階も、「両階」形式を用いて建設されていた可能性が高いという推定が成り立つ。

¹²⁸ 陝西省考古研究院・宝鶏市考古研究所・千陽県文化館「陝西千陽尚家嶺秦漢建築遺址発掘簡報」（『考古与文物』、2010 年第 6 期）

③「封禪壇」の「兩陞」

秦帝国の最高の儀礼の場である封禪壇に「兩陞」を設けることから、秦帝国最上級空間における正階を「兩階」形式で構築したと推定できる。

下文は秦漢封禪壇の記載である。

応劭の漢官に、馬第伯の封禪儀記に曰く、「(封禪壇) ……始皇の立石及び闕は南方に在り、漢武は其の北に在り。二十余歩して北垂の円台を得たり。高さ九尺、方は円三丈所、兩陞有り。人 従うを得ず、上 (のみ) 東陞より^{のぼ}る。台の上に壇あり、方は一丈二尺所、上に方石有り。四維に距石有り。四面に闕有り……」と。

(応劭漢官馬第伯封禪儀記曰「(封禪壇) ……始皇立石及闕在南方、漢武在其北。二十余歩得北垂円台、高九尺、方円三丈所、有兩陞。人不得従、上従東陞上。台上有壇、方一丈二尺所、上有方石、四維有距石、四面有闕……」)¹²⁹

泰山で封禪を行うため、封禪壇が設けられた。封禪壇は、下の基台と上の祭壇からなっていた。下の基台は大きく、上の祭壇は基台より小さい。さらに、基台に兩陞を設置し、皇帝は東陞より基台の上に登り、この基台の上で封禪儀を執り行った。

封禪は皇帝親祭の儀礼である。封禪を行う封禪壇は国家における最上級の空間の一つである。封禪壇というこの国の最重要の空間において「兩陞」を設置したということは、秦国最上級の空間においては、必ず「兩階」を設けることとなっていたと推定する傍証となる。それゆえに、秦の「朝」空間の主殿の正階も「兩階」を採用したと判断できる。しかも、この「兩階」は戦国秦のみならず統一秦にも採用され、帝国「朝」空間の主殿正階の建設様式でもあった可能性が高いと考えられる。

先秦時代の主殿正階の「東西兩階」構築様式、秦の離宮の「兩階」および封禪壇の「兩陞」設置は、咸陽「朝」空間の主殿の「陞」の正階構築様式に対して手掛かりを提供する。つまり、秦の君主空間において、正階を「兩階」で構築したと容易に推定できる。

ところが、「陞」の上にあるのは「殿」、「陞」の下にあるのは「廷」である。

2.2.3. 「朝中」にある「廷」

史料 1-1・史料 1-2・史料 1-3 により、荊軻らはまず陞の下に到着し、その後、陞を登って殿に入ったことがわかる。「陞」によって「朝」空間を陞の上(殿)と陞の下に分けた。陞の下にあるのは「廷」である。

¹²⁹ 『後漢書』祭祀志より。

ところで、陛の下にある「廷」は「朝」空間に属するのであるだろうか。漢代の辞書『説文解字』がこの間に答えており、「廷、朝中なり（廷、朝中也）」とあり、明確に「廷」は「朝」空間に属すると記している。

また、『釈名』釈宮室に「廷、停なり。人の集る所の処なり（廷、停也、人所集之处也）」とある。すなわち、「廷」は広場のような空間であり、古代中国において「天と地に対して開かれた露天空間で、天地双方から祖先神の意志や天意が表れる神聖な場所」¹³⁰でもあった。そのため、「朝中」にある「廷」は儀礼の主要空間として存在していた。

『史記』廉頗藺相如列伝には「秦王 齋^{いっ}き、五日後、乃ち廷に九賓礼を設け、趙の使者藺相如を引く（秦王齋五日後、乃設九賓礼於廷、引趙使者藺相如）」とある。有名な「璧を完^{まっ}うして趙に帰す（完璧帰趙）」の話である。戦国のとき、趙国の使者である藺相如は、「和^か氏^しの璧」を持って秦国に行った。秦王は「和氏の璧」を迎えるために、潔^もの^いみ^み齋をして、「廷」に「九賓」を設けた。

史料 1-1・史料 1-2・史料 1-3 に基づいて前述したように、秦王（始皇帝）も咸陽宮の主殿で燕の使者の拝謁を受けた際、同じように「廷」に「九賓」を設けているが、この「廷」は咸陽宮の主殿の殿陛の下にある「廷」と判断できる。

以上のように、「廷」は「朝」空間の重要な一部分であり、その本質は楽嘉藻の指摘した「空地」である¹³¹。しかし、空地自体は意味をなさない。「廷」は、儀礼を行なう際、官吏たちが活動する際、官僚の「朝位」（第四章 秦漢帝国の「朝位」空間を参照）が設置される際、はじめて意味を有するようになる。「廷」は、殿陛の下にあり、陛・門・壁などの空間施設とつながり、複合的な空間を構築している。楽嘉藻の「凡そ朝皆空地に在り（凡朝皆在空地）」¹³²という指摘は、「朝」における「廷」の不可欠な重要性を強調している。

「廷」は「朝」の重要な一部分であるが、「廷」に対する考古学的発掘は非常に困難である。「廷」の本質は広場のような「空地」なので、壁や門などの周囲の建物の遺構を見つけないことができない場合、「廷」自体の痕跡は判断しにくい。それゆえに、「廷」に関する研究成果も少ない。しかし、この露天空間は人間の活動によって意味づけられ、人間の活動にとって最も重要な空間となる。よって、「廷」は無視できない。前述したように、「陛」は陛の上の「殿」と陛の下の「廷」を連結する。「廷」は咸陽「朝」空間の不可欠な一要素である。そのため、帝国時代に入っても「廷」は「朝」空間に不可欠な要素として制度化されたと考えられる。

而して、咸陽「朝」空間には、殿・陛・廷以外にもう一つの要素がある。それは「冀

¹³⁰ 高木智見「古代中国の庭について」（『名古屋大学東洋史研究報告』第16号、1992年）

¹³¹ 楽嘉藻『中国建築史』（団結出版社、2005年、初版1933年）143頁。

¹³² 楽嘉藻『中国建築史』（団結出版社、2005年、初版1933年）143頁。

闕」である。以下、検討の対象を「冀闕」に移そう。

2.2.4. 「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」

「冀闕」は咸陽宮の殿・陛・廷と同様、咸陽「朝」空間を構築したとき最初に建てられたものである。『史記』秦本紀と『史記』商君列伝に關係記録がある。

『史記』秦本紀には「(孝公)十二年、咸陽を作為し、冀闕を築く。秦徙りて之に都す(十二年、作為咸陽、築冀闕、秦徙都之)」とあり、『史記』商君列伝には「咸陽に冀闕宮庭を築く。秦雍より徙りて之に都す(築冀闕宮庭於咸陽、秦自雍徙都之)」とある。

唐代の司馬貞は「冀闕、即ち魏闕なり。冀、記なり。教令を出列し、^{まさ}當に此の門闕に記すべし(冀闕、即魏闕也。冀、記也。出列教令、當記於此門闕)」と注釈した。「魏」は巍と通じて、『説文解字』巍字条に「高なり」とある。

すなわち、冀闕は、咸陽城を建設した時、宮廷とともに最初に建築したものである。冀闕は法令を「記」して公布する咸陽宮城門の外側に設置した高大な闕である。ゆえに、「闕門は政治的な場であ」¹³³、「先秦時代から存在し、望楼をもつことがあるので観とも呼ばれた」¹³⁴ものである。

『爾雅』積宮には「観、之を闕と謂う(観、謂之闕)」とあり、『説文解字』には「闕、門観なり(闕、門観也)」とある。また、『積名』積宮室には「闕、門の両旁に在り、中央闕然として道を為すなり(闕、在門両旁、中央闕然為道也)」とあり、つまり、闕は「門の両側にあり、中央がカラリと空いていて道になっている」¹³⁵ものである。

晋の『古今注』に「闕、観なり。古えは門ごとに両観を其の前に樹つるは、宮門を標表する所以なり。其の上に居くべし、之に登りて則ち遠観すべくして、故に之を観と謂う。人臣まさに朝せんとして、此に至りて則ち其の闕する所多少なるを思い、故に之を闕と謂う。其の上に皆丹堊にして、其の下に皆雲氣仙靈奇禽怪獸を画くを以て四方に昭示するなり(闕、観也。古每門樹両観於其前、所以標表宮門也。其上可居、登之則可遠観、故謂之観。人臣將朝、至此則思其所闕多少、故謂之闕。其上皆丹堊、其下皆画雲氣仙靈奇禽怪獸、以昭示四方焉)」とあり、その意味は、

¹³³ 渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』(校倉書房、2003年)158頁。

¹³⁴ 渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』(校倉書房、2003年)158頁。

¹³⁵ この説明は渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』(校倉書房、2003年、158頁)より引用。

闕は観である。古えは門ごとに二つの観をその前に建造し、宮門を区別する標識とした。その上部は部屋になっており、そこに登れば遠くまで観ることができる。それゆえに観というのである。人臣が入朝せんとして、ここまで来た時には、どれだけ欠点があるか反省する。それゆえに闕というのである。その上層部はみな朱の塗り壁になっており、下層部はみな雲気・仙霊・珍鳥・怪獣が描かれていて、四方に明示するようになっている¹³⁶。

となる。ここでわかるのは官吏らが「朝」空間に入る前に、欠点・不足があるか反省する必要があり、その反省するところが「闕」であるということである。冀闕は咸陽の宮廷外の法令を公布する闕門であり、政治的な施設である。門に必ず闕を設ける理由は、「闕が門を飾って尊卑を明らかにする装置である」¹³⁷ことにある。

よって、咸陽宮の「冀闕」は尊卑を区別する礼的な施設でもあるのである。

第2節を要約すれば、「朝」と称される空間は単なる一つの建物で構築された空間ではなく、組み合わせた建築群で構築されたものである、ということである。その中で、君主の所在を象徴する「帷幄」を設置する陸上の殿・陛（天子階）・陛下の廷・「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」は全て咸陽宮の「朝」空間の不可欠な要素である。

秦帝国の「朝」空間は中国最初の帝国の「朝」として、前代のそれを継承して後代に影響を与える役割を果たした。つまり、統一後の帝国の新たな「朝」の構築に対して初期建設の参考スキームを提供した。

3. 秦帝国「朝」空間の構築プラン

咸陽は、初めてそこに都を置いた秦の孝公から二百余年を経て、始皇帝の帝都となり、秦の滅亡に至るまで前後244年間も「都」としてありつづけた。「(始皇帝)事を聴き、群臣、決事を受くるに、悉く咸陽宮に於いてす((始皇帝)聴事、群臣受決事、悉於咸陽宮)」(『史記』秦始皇本紀)という史料により、天下統一した後も、咸陽宮が秦帝国の「朝」空間に属していたことがわかる。しかし、帝国の成立とともに、新たな帝国の「朝」空間も創設されることとなった。この新しい帝国の「朝」空間に渭水北側の咸陽宮のみならず、渭水南側の信宮(極廟)および阿房宮も含まれることとなった。し

¹³⁶ この『古今注』の記載に対する説明は渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序一日中比較史の視点から一』(校倉書房、2003年、158頁)より引用。

¹³⁷ 渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序一日中比較史の視点から一』(校倉書房、2003年)158頁。

かし、秦帝国が短命であったため、この新しい帝国の「朝」空間も未完成に終わった。

秦帝国の「朝」空間は未完成であったが、中国史上最初の帝国の「朝」空間であり、その構築プランは検討に値する。さらに、「秦の制を覽、周の法を跨ゆ（覽秦制、跨周法）」（張衡『西京賦』）といわれる前漢帝国の「朝」空間を明らかにする前提として、それに影響を与えたであろう秦帝国における「朝」空間の構築プランを理解することも必要である。

よって、本節（第3節）においては、秦帝国における「朝」空間の構築プランを検討する。帝国成立後、咸陽の都城としての規模が続いて拡大し、渭水の北側のみならず、南側も含めている。帝国時代に建設された施設はほとんど渭水南側にあり、その中で重要なものは極廟（信宮）と阿房宮であり、検討の重心を渭水南側の極廟（信宮）と阿房宮に置くこととする。

3.1. 「天極に象る」極廟（信宮）

『史記』秦始皇本紀には「二十七年……焉に信宮を渭南に作る。已にして信宮を更命けて極廟と為し、天極に象る（二十七年……焉作信宮渭南、已更命信宮為極廟、象天極）」とあるように、紀元前220年、渭水南側に信宮が構築され、極廟と改名された。ここで注目したいのは極廟が統一秦の「天極に象る」ところであることである。すなわち、極廟は帝国の新たな中心と言える。

それでは、果たして、この新たな中心は秦帝国の秦帝国の「朝」空間に属しているのだろうか。この間に対して、先行研究では二種類の解答がある。一つは、極廟は大朝会と重要な祭儀を行う場であったことから¹³⁸、用途においては、秦帝国の「朝」空間であったと考えるものであり、この場合、渭水北側の咸陽宮は正寝・後宮であったと考えるのである。もう一つは、極廟が咸陽宮の代わりに朝宮として使用された場合があり、渭水北側の咸陽宮も「朝」空間の機能を失わず実務的には朝宮として使用されたと考えるのである¹³⁹。つまり、極廟に関する先行研究においては、いずれにしても、極廟が秦帝国の「朝」空間に属するとされているのである。

「天極に象る」極廟は始皇帝の生前に築かれ、始皇帝の時代において、「天極」を地上に表した印であった。『史記』天官書の「中宮、天極星」という記述から、極廟は地上における帝国の中心空間として設けられたことがわかる。秦二世皇帝の即位当初に、

¹³⁸ 劉敦楨『中国古代建築史』（中国建築工業出版社、1984年）48頁。伊東忠太『支那建築史』（雄山閣、1931年）にも、王其鈞『華夏營造：中国古代建築史』（中国建築工業出版社、2005年）にも同じような考えがある。

¹³⁹ 何清谷『三輔黄図校釈』（中華書局、2005年）44頁。

群臣が「今始皇を極廟と為し、四海の内 皆貢職^{こうしよく}を献じ、犠牲を増し、礼^{ことごと}咸^{ことごと}く備へ、以て加うる事^な母^なからん（今始皇為極廟、四海之内皆献貢職、増犠牲、礼咸備、母以加）」（『史記』秦始皇本紀）と述べていることから、極廟が帝国における儀礼の中心地となったことがわかる。したがって、始皇帝の時代においても、秦二世皇帝の時代においても、極廟は統一秦の中心として認識され、帝国の最も重要な空間であったのである。

さらにまた、秦帝国において、極廟は大朝会を行う場としての役割を果たし、咸陽宮は「(皇帝) 事を聴き、群臣 決事を受く」機能を果たした。つまり、極廟と咸陽宮はともに「朝」空間に属するが、ただ大朝会を行う空間と日常政務をとる空間が分離され、役割を分担することとなったのである。

なぜ分離されたかという点、秦帝国の成立後、それに相応しい新たな「朝」空間はまだ完全には構築し得ず、一方、元の「朝」空間は小さすぎて帝国のニーズを十分に満たし得ないという過渡期特有の事情が存したからであった。こうした事情のもとで、大朝会は帝国の中心たる極廟で挙行し、それ以外の「朝」空間の機能の一部を別の場所に担わせることとしたというのもごく自然なことであった。

これに加えて、始皇帝が咸陽の「朝」空間を渭水の北側より渭水の南側へと拡大する方向性を有していたことは明らかである。

しかし、極廟の建設は秦帝国の「朝」空間建設事業の終点ではない。始皇帝は戦国時代の諸強国を滅ぼし、ついに天下を統一して支配したのだから、比較にならない強大国家になるに連れて、帝都の咸陽城も漸次増築を重ねたと想像される。秦帝国の「朝」空間建設計画では、極廟に加え、渭水南側にも、「朝宮」¹⁴⁰を建設することになっていた。これが「阿房宮」である。秦の滅亡まで建設され続けられた阿房宮に関する史料決して多くはないが、それらの多くない史料からも、秦帝国の「朝」空間の建設プランを推定することは可能であるため、次に阿房宮を中心として検討を加えることとする。

3.2. 「朝宮」とする阿房宮

『史記』秦始皇本紀には「二世元年……四月、二世……曰く、「先帝、咸陽の朝廷の小なるが為に、故に阿房宮を営み、室堂^{むく}を為る」と。(二世元年……四月、二世……曰「先帝為咸陽朝廷小、故宮阿房宮為室堂)」とあり、明白に咸陽宮の「朝」は小さすぎて帝国のニーズを満たすことができないため、新たな阿房宮の「朝」を建設すると記している。

¹⁴⁰ 『史記』秦始皇本紀より。

また、

史料 1-4

三十五年……乃ち朝宮^{ちやうきやう}を渭南^{じやうりんえん}の上林苑中に営作す。先ず前殿阿房を作る。東西五百歩、南北五十丈、上は以て万人を坐せしむ可く、下は以て五丈の旗を建つ可し。周馳して閣道を^{つぐ}為り、殿下より直^{ただち}に南山^{いた}に抵る。南山の顛^{いただき}を表し以て闕^{けつ}と為す。復道を為り、阿房より渭を渡り、之を咸陽^{かんやう}に属し、以て天極の閣道の漢^{わん}を絶^{えいしつ}り營室に抵るに象る。阿房宮未だ成らず。成らば、更に令名を挾びて之に名づけんと欲す。
(三十五年……乃営作朝宮渭南上林苑中。先作前殿阿房、東西五百歩、南北五十丈、上可以坐万人、下可以建五丈旗。周馳為閣道、自殿下直抵南山。表南山之顛以為闕。為復道、自阿房渡渭、属之咸陽、以象天極閣道絶漢抵營室也。阿房宮未成。成、欲更挾令名名之。) ¹⁴¹

とある。

始皇帝三十五年（前 212 年）、秦帝国が成立し（始皇二十六年天下統一）、咸陽は秦帝国の都城になった。始皇帝は咸陽の人口増加、宮廷の狭隘化を理由に、渭水南側にあった上林苑の敷地内に「朝宮」を造営しはじめた。そこにまず阿房という東西 500 歩（690 メートル）、南北 50 丈（115 メートル）、上には万人が座れる規模の前殿を建設した。

ここで注目したいのは、造営しはじめた「朝宮」の空間構成、および渭水南側・渭水北側にある「朝」空間の繋がりである。

まず、「朝宮」の空間構成について、前引した「先ず前殿阿房を作る。東西五百歩、南北五十丈、上は以て万人を坐せしむ可く、下は以て五丈の旗を建つ可し」という記述により、万人が座れる規模の「殿」が築かれ、また、同条に「南山の顛を表し以て闕と為す」とあることから、「朝」空間要素の一つとしての高大な「闕」が設置されたことがわかる。

上述以外にも、『史記』秦始皇本紀には「天下の兵を収めて、之を咸陽に聚め、銷かして以て鐘鐻・金人十二を為る。重さ各々千石、廷宮の中に置く（収天下兵、聚之咸陽、銷以為鐘鐻、金人十二、重各千石、置廷宮中）」とあり、これと、史料 1-4 に「殿下」という語が見えることを考え合わせると、「朝宮」には、「朝」空間の要素としての陸上の殿・陛下の廷（五丈旗の設置場所および鐘・金人十二の設置場所）・高大な闕があることがわかる。

さらに、前述したように（2.2.2「東西両階」の「陛」（天子階））、咸陽宮主殿、また

¹⁴¹ 『史記』秦始皇本紀より。

「謁石宮」の主殿、および「尚家嶺」宮城の主殿の全てにおいて、正階を「両階」形式で構築し、さらには封禅壇にも、「両階」を設けていることから、秦の最上級の空間においては、正階を「両階」形式で設けることとなっていたと推定され、当然、阿房宮前殿の正階も「両階」形式で造られていた可能性が高いと思われる。

しかも、『史記』秦始皇本紀に「今、秦 南面して天下に王たり（今秦南面而王天下）」とあることから、秦帝国も中国古代の「南面し天下を聴く」の君位伝統（君南面・臣北面）を継承していたと考えられる。また、南部にある南山を闕としており、阿房宮が南向きであったことは確実である。ゆえに、阿房宮前殿の正階は殿の南にあり、東西両階であったと考えられる。このようにして、陸上の殿・陸・陸下の廷・南山の闕などが阿房宮の「朝」空間の主要部分を構成していたのである。（図 1-13）

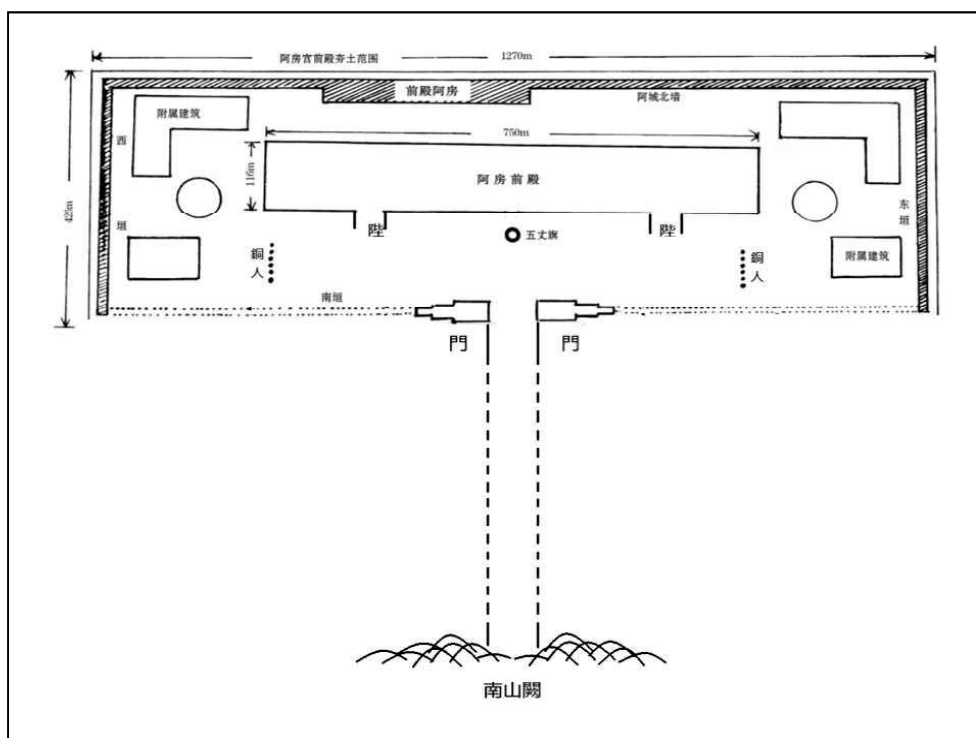


図 1-13 阿房宮前殿構造イメージ図

出所：王学理「阿房前殿」与「前殿阿房」（『文博』、2017年第1期）の原図を元に論者加筆¹⁴²

ちなみに、前引した「阿房より渭を渡り、之を咸陽に属し、以て天極の閣道の漢を絶り宮室に抵るに象る」という史料から、咸陽城と渭水南側を結ぶ大橋梁を架けて、渭水北側と南側の諸施設を結合したことがわかる。始皇帝の統一帝国の帝都にふさわしい

¹⁴² 原図に基づいて、正階の「東西両階」を追加し、南山闕の部分を増やし、南山闕の北側の接続線を増やす。この接続線は、殿下の道を示している。また、銅人の位置を中央から両側に移動する。

新咸陽の形態は、渭水南側の新しく構築される部分と渭水北側の戦国咸陽旧城部分とを連結して表現され、加えて、「象天法地」で設計された新たな帝都の構想さえも表現されていた。つまり、渭水北側の咸陽宮と渭水南側の阿房宮は、天象に則って配置・建造されたのであるその位置関係は図 1-14 のようになる。

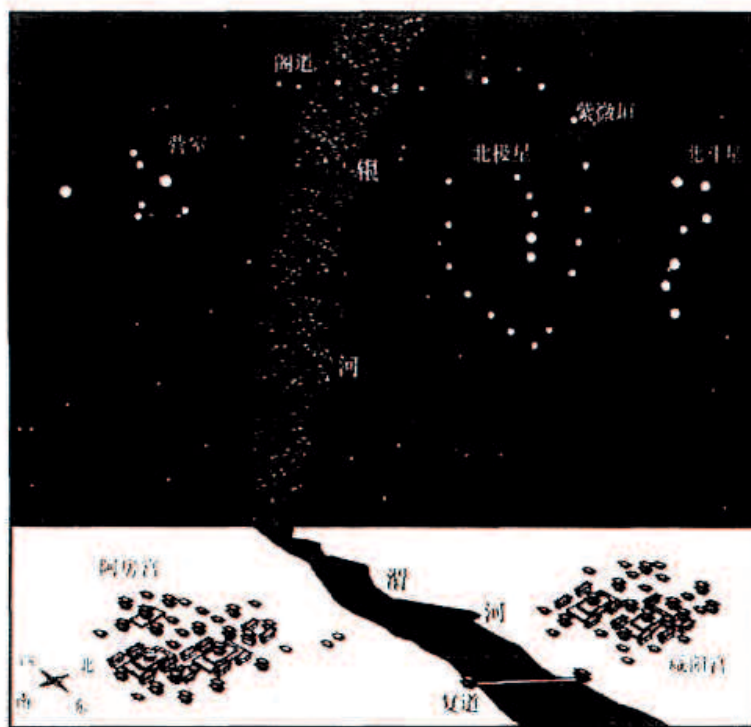


図 1-14 秦咸陽の宮殿と天象の対照図

出所：李令福『古都西安・秦都咸陽』（西安出版社、2010年）87頁より転載

すなわち、渭水を銀河（天の河）に、渭水北側の咸陽宮を紫微宮に、渭水南側の阿房宮などの宮殿を宮室（28宿の1つ、天帝の宮殿）にそれぞれ擬えるのである。これは恐らく、始皇帝の帝都構想であったと思われる。ここで強調したいのは、統一秦の都城建設は渭水北側と渭水南側を総合的に考える必要があることである。つまり、秦帝国の「朝」空間を検討するには、渭水北側と渭水南側とを共に全体として分析する必要があるのである。

同時に、また東周秦国が保持していた「朝」空間の特徴、すなわち雍城に既に現れた「三朝」、および咸陽宮の「朝」空間に既に現れていた諸要素を考慮に入れる必要もある。雍城の「朝」空間は数百年使用され、秦帝国「朝」空間の建設の参照モデルとして利用された可能性がある。咸陽宮の「朝」空間に存在した諸要素は当然、新しい帝国にも適用されたと考えられる。渭水北側と渭水南側に配置された「朝」空間に属する施設を総合的に分析すれば、咸陽宮・極廟・阿房宮は帝国の新たな「朝」空間の「三朝」を

形成していたことがわかる。

帝国の新都城の营造プランには、北から南への延長線が常に存在していた。「朝」空間に属する咸陽宮・極廟・阿房宮は「朝」の中核部分を構成するのである。この3つの新帝都の重要な部分は咸陽の北から南への营造プランの延長線に位置すると考えられる。これは基本的に帝国「朝」空間の南向きの方向性が存在していることを明示する。

さらに、天子階（陛）の設置に認められる陸上・陛下空間によって構築された「朝」中核部分の空間モデル（陸上の殿・陛・陛下の廷）も存在している。また、「尊卑を別」し「教令を列」する「闕」の設置は、皇帝の身分を明示する。しかし、帝国の「朝」空間の「闕」は宮城内に位置するのではなく、宮城の城門とセットになり、宮城の最外部に移された。このような建設様式は阿房宮の建設プランに既にみられており（図 1-15）、漢代以降の「朝」空間の構築にも継承された。

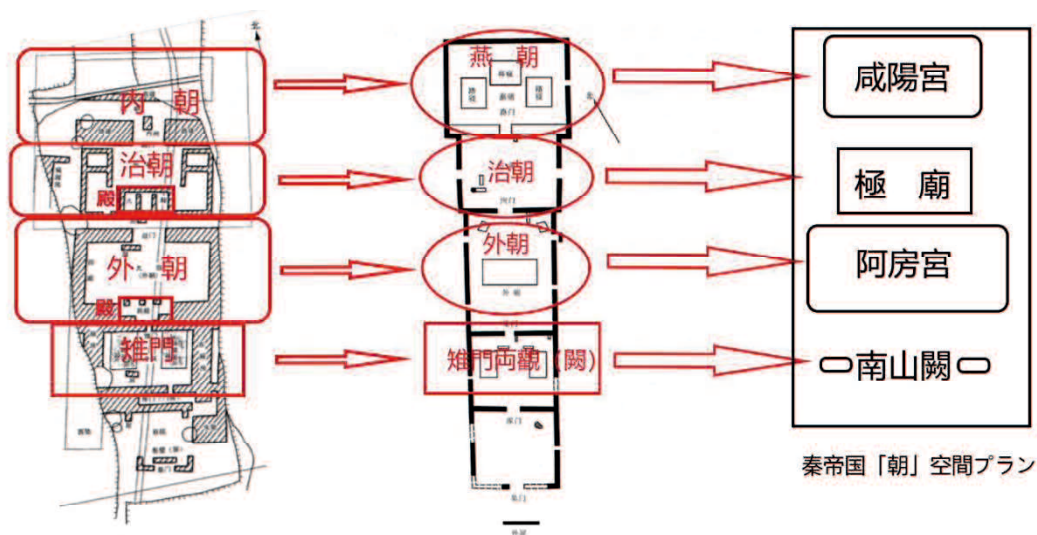


図 1-15 秦帝国「朝」空間プラン

図 1-5 と図 1-7 を元に論者作成

4. 結び

「朝」は朝政を行う空間であり、君主の国家支配・権力を象徴する空間でもある。空間とは可視的なものであり、歴史的に変化する。空間の変化は、各時代の文化と思想の変遷を検討する上で欠かせない要素であり、抽象的な歴史的変化を具象化する媒体でもある。したがって、可視的な空間の分析を通して、視覚的に把握することのできない各時代の特徴を明らかにすることができる。

古代中国の時代的特徴を解明するとき、国家支配の中核部としての「朝」空間を検討

することが有効であると思われる。

宋の欧陽修が「三代已に亡ぶに及び、秦の古えを變うるに遭い、後の天下を有つ者、天子百官の名号位序より、国家制度・宮車服器まで一切秦を用う（及三代已亡、遭秦變古、後之有天下者、自天子百官名号位序、国家制度・宮車服器一切用秦）」¹⁴³と記したように、秦帝国は古えの制度を変えて、新しい皇帝制度を創設した。秦以後の帝国は秦帝国の制度を継承したのである。秦代の特徴は「草創」であり、後世の源となったことである。そのため、秦帝国「朝」空間の特徴を究明するには、帝国時代以前の「朝」空間配置をも明らかにする必要があった。そのような必要性に基づき、本章では秦帝国の「朝」空間の形成を重点として、上古三代から秦帝国までの「朝」空間について検討した。

堯舜時代から周代までの「朝」空間のあり方を見てみると、空間構成において、変化した点と変化していない点があった。堯舜時代から周代にかけて、「朝」空間の祭祀的性格に変化は見られなかった。当時の君主である「生君」の重要性と地位が時代とともに強化されていったが、「先祖」を重視するという伝統意識は変わらなかった。「先君」は「生君」政権の支えであり、「生君」王権の正統性を保障するものであった。他方、君主が政治を行う場である「朝」空間は、「廟」を中心とする形態から、夏殷時代の「廟」・「寢」並立を経て、周代に至って「寢」を中心とする形態へと変化した。こうした変遷は、先祖を重視する「尊祖」から君主を重視する「尊君」へという思想的変化を具象化するものであった。

東周秦国の「朝」空間はすでに「五門」・「三朝」の特徴を有していた。さらに、「朝」空間は単なる一つの建物で構築された空間ではなく、組み合わせた建築群で構成されていた。その中で、君主の所在を表明する「帷幄」を設置する陸上の「殿」、「東西兩階」で設ける「陛」（天子階）、陛下の「廷」、および「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」は秦の「朝」空間の不可欠な要素となった。

加えて、東周秦国の「先君」を祭る「廟」が「朝」空間外に構築された。すなわち、「先君」空間と「生君」空間が明確に区別された。これは、秦の「朝」空間が「生君」の空間であることを明示している。「生君」を重視する「尊君」思想は東周秦国の「朝」空間を通して顕示されるようになっていった。

秦帝国の新都城の営造プランには、北から南への延長線が常に存在していた。始皇帝の統一帝国の帝都にふさわしい新都城は、渭水南側に新たに構築されつつある部分と渭水北側の戦国咸陽旧城部分とを連結して構築された。渭水北側の咸陽宮と渭水南側の極廟・阿房宮は、帝国の新たな「朝」空間における「三朝」を形成し、秦帝国「朝」空間の中核部分を構成し、基本的に帝国「朝」空間の南向きの方向性を確定した。ま

¹⁴³ 『新唐書』卷十一・礼楽一より。

た、天子階（陛）の設置で現れた陸上・陛下空間によって構築された「朝」中枢部分の空間モデル（陸上の殿・陛・陛下の廷）も形成された。さらに、「尊卑を別」し「教令を列」する「闕」も設置され、皇帝の身分を顕示した。しかし、帝国の「朝」空間における「闕」は宮城内に位置するのではなく、宮城の城門とセットとなり、宮城の最外部に設置されたことは注目される。このような建設様式は阿房宮の建設プランにおいて既にみられており、漢代以降の「朝」空間の構築にも継承されることとなった。これは帝国の「闕」の特徴であろうと思われる。

秦帝国が短命に終わったため、完全な帝国「朝」空間が秦代に完成することはなかったが、中国最初の帝国の「朝」として、後代の基礎となる役割を担い、その構築プランは秦代以後の帝国に影響を与えた。秦帝国の「朝」空間構築プランは統一後の帝国の新たな「朝」の構築に対して初期建設参考スキームを提供したのである。

総じていえば、中国上古三代秦の「朝」空間は、「祖」・「宗」を中枢とした状態より「路寝」（殿）を中枢とした状態へと変遷してきたものである。

第二章

「重威」の「重軒三階」前漢「朝」

— 帝国「朝」空間の形成 —

中国の帝国時期は秦代から始まったが、「朝宮」の阿房宮未完成のため、秦帝国の「朝」空間が完成していなかったと言える。中国史上最初に実際に完備された帝国「朝」空間は前漢時代の「朝」空間である。昔から前漢の「朝」空間は長安未央宮にあったという定論があるため、本章では、長安未央宮にあった「朝」空間を検討する。

1. 前漢大朝会から見る「朝」空間の諸要素

第一章の検討により、陸上の「殿」・天子階（陸）・陸下の「廷」・尊卑を別して教令を列する「闕」などは、秦帝国「朝」空間の要素であることがわかる。後漢の張衡「西京賦」には、前漢の長安城が「秦制を覽、周法を跨ゆ（覽秦制、跨周法）」という指摘があり、すなわち、前漢の帝都は秦の制度にならい、周のやり方を超えている特徴を持っていたのである。しかし、張衡が述べたのは前漢の帝都の特徴であり、「朝」空間の特徴については検討していなかった。よって、前漢帝国「朝」空間は秦帝国「朝」空間の建築形式を継承したかどうかは、まだ検討する必要がある。

故に、具体的に検討する前に、前漢初期の大朝会の朝儀記録から、前漢「朝」空間の諸要素を出してみよう。

史料 2-1

漢の七年、長樂宮成り。諸侯 群臣皆な十月に朝す。儀、平明に先だつて謁者 礼を治め、(朝謁の人を) 引いて(順) 次を以て殿門に入れ、廷中では車騎・歩卒を陳べ、宮を守らせ、兵を設ね、旗志を張る。「趨」と伝言す。殿の下で郎中 陸を挟み、陸(ごとに) 数百人。功臣・列侯・諸將軍・軍吏、(順) 次を以て西方に陳んで東向す。文官の丞相以下、東方に陳んで西向す。大行 九賓・臚句伝を設ける。是に於いて皇帝の輦、房を出づ。百官 戟を執り 警を伝え、諸侯王以下吏六百石までを引き、(順) 次を以て賀を奉ずる。諸侯王より以下、振恐して肅み敬わぬ(者) ならず。礼畢に至り、尽伏し、法酒が置かれ、諸侍 殿上に坐り皆な伏して首を抑め、尊卑の(順) 次を以て起ち、寿を上る。

(漢七年、長樂宮成、諸侯群臣皆朝十月¹⁴⁴。儀、先平明、謁者治礼、引以次入殿門、廷中陳車騎歩卒衛宮、設兵張旗志。伝言「趨」。殿下郎中俠陛、陛数百人。功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東向。文官丞相以下陳東方、西向。大行設九賓、臚句伝。於是皇帝輦出房、百官執戟伝警、引諸侯王以下至吏六百石以次奉賀。自諸侯王以下莫不振恐肅敬。至礼畢、尽伏、置法酒。諸侍坐殿上皆伏抑首、以尊卑次起上寿。)

145

史料 2-1 は長樂宮で行った大朝会の内容であるが、この記録から見る「朝」空間諸要素は未央宮の「朝」空間にもあるであろうか。湖北省江陵張家山 336 号漢墓で発掘された簡牘の内容がこの間に回答している。

湖北省江陵張家山 336 号漢墓で発掘された簡牘には、史料 2-1 の記録と一致している内容がある。その内容は前漢文帝時期のことを記し、漢代「朝律」の一部であると推定された¹⁴⁶。すなわち、張家山 336 号漢墓簡牘は間違いなく未央宮の朝会を記している¹⁴⁷。簡牘にある「朝律」の内容は史料 2-2 である。

史料 2-2¹⁴⁸

王使者進至來 = 賓 = 出
趨 下就立 (位) 少府中郎進
並 趨 (跪) 大行左 大行進 趨 (跪) 曰
後五歩 北上 謁者一人立東陛者 南面 立定 典客言具 謁者以聞 皇帝出房 賓九賓 及朝者
王使者進む 至り 來賓 來賓 出づ
趨る 下立 (位) に就く 少府中郎進む
並 (跪く) 大行左 大行進む (跪) 曰く
後五歩 北上 謁者一人東陛に立つ者 南面し 立定む 典客 具 ^{そなわり} と言う
謁者聞を以つて 皇帝房より出づ 九賓を賓す 朝者に及ぶ

¹⁴⁴ 顔師古は「漢以十月為正、故行朝歲之礼」と注をつけた。それに従い、漢七年十月の朝会は大朝会と推定できる。

¹⁴⁵ 『漢書』叔孫通伝より。

¹⁴⁶ 発掘された簡牘本体には「朝律」という言葉はないが、簡牘の内容により、「朝律」であると考古学者は推測している。

¹⁴⁷ 曹旅寧「張家山 336 号漢墓『朝律』的幾個問題」(『華東政法大学学报』、2008 年第 4 期)。

¹⁴⁸ 曹旅寧「張家山 336 号漢墓『朝律』的幾個問題」(『華東政法大学学报』、2008 年第 4 期) より転載。

では、長楽宮の大朝会の記録（『漢書』大朝会記録）と上述した出土した未央宮の大朝会の記録（張家山 336 号漢墓簡牘「朝律」内容）を比較してみよう。

表 2-1 『漢書』大朝会記録と張家山 336 号漢墓簡牘「朝律」内容の比較¹⁴⁹

長楽宮【史料 2-1】	未央宮【史料 2-2】
諸侯群臣皆朝十月	朝者
伝言「趨」	趨
郎中	少府中郎
殿下郎中俠陛、陛数百人	東陛
功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東向。文官丞相以下陳東方、西向。	下就立（位） 立定
大行	大行
謁者言	謁者一人立東陛者 南面 謁者以聞
於是皇帝輦出房	皇帝出房
大行設九賓	賓九賓

この比較により、前漢の文帝のときの大朝会は前漢初期とほぼ一致し、未央宮の大朝会の朝儀次第は長楽宮での大朝会と一致することがわかる。そのため、史料 2-1（文献記録）および史料 2-2（出土文字）を総括して、前漢の「朝」空間の諸要素を分析することは妥当である。

史料 2-1 と史料 2-2 において、注目すべきは「殿門」「廷中」「殿下」「陛」「西方・東向」「東方・西向」および「殿上」などの空間にかかわる内容である。

殿門に入ると、廷に至る。廷の中には、宮城を守る「車騎歩卒」（兵士）がいる。「車騎歩卒」は兵器を持つ。また、廷の中には、「旗」も設けられた。秦代では、兵器を持つ者は「殿下」に位置し、旗は「殿下」に設けるという規定がある¹⁵⁰。「漢 秦の制を承る（漢承秦制）」¹⁵¹ため、前漢初期の大朝会において、兵器を持つ「車騎歩卒」の位置も「旗」の位置も「殿下」にあることがわかる。そのため、「殿門」が「殿下」にあることも判断できる。すなわち、「殿門」は陛の上にある建物の門ではなく、前殿の殿廷を囲む殿垣にある門である。

¹⁴⁹ 表 2-1 は曹旅寧「張家山 336 号漢墓『朝律』的幾個問題」にある比較表を元に作成される。

¹⁵⁰ 『史記』刺客列伝には「秦法、群臣侍殿上者不得持尺寸之兵、諸郎中持兵皆陳殿下」とある。また、『史記』秦始皇本紀には「（前殿）東西五百歩、南北五十丈、上は以て万人を坐せしむ可く、下は以て五丈の旗を建つ可し（（前殿）東西五百歩、南北五十丈、上可以坐万人、下可以建五丈旗）」とある。

¹⁵¹ 『後漢書』礼儀志より。

門があると垣がある。垣は空間領域を区別する役割を果たし、空間研究では無視できないものである。史料 2-1 の記録では、殿門に入ると、大朝会を行う空間内に入る。この大朝会空間の内側と外側は、殿門が設置されている殿垣によって隔てられている。そのため、「朝」空間にある門や垣は空間的要素の一部である。

ところが、「趨^{すう}」は「はやく行って敬をいたすなり（疾行致敬也）」¹⁵²、すなわち、敬意を表現するために、小走りに行くことである。『礼記』曲礼には「帷薄^{いぼく}の外では趨せず、堂の上では趨せず（帷薄^{いぼく}之外不趨、堂上不趨）」とあり、鄭玄は「堂の下では趨す（堂下則趨）」と注をつけた。更にまた、『太平御覧』所収の『説文解字』には「殿、堂の高大なるものなり（殿、堂之高大者也）」とあり、『玉篇』にも「暨、堂なり（暨、堂也）」とあるため、鄭玄が指摘した堂の下は、殿の下と推測できる。これに基づき、「趨」の場所は殿の下であると推定できる。

また、「陛」も「殿下」にあり、郎中は「陛」を挟んで立つ。殿の下において、功臣・列侯・諸将軍・軍吏は西に並んで東面し、丞相以下は東に並んで西面する。これは「文東武西」という位置関係である。大朝会に参加した官吏が全員着位したあと、皇帝の輦は「房」（予備の場所）から出る。

上述の分析を総括すれば、史料 2-1・史料 2-2 から見えた空間的要素は、①君主所在の「殿」、②「天子階」（陛）、③「趨」を行って官吏席を設ける「廷」、④大朝会領域を区別する「門」と「垣」は「朝」空間の諸要素であることがわかる。

したがって、次に殿・陛・廷・門および垣から前漢の「朝」空間の特徴を検討する。

2. 「大朝会」中樞の前殿と「常朝」中樞の宣室

「朝」の機能は、主に「大朝会」と「常朝」に分かれている。「大朝会」と「常朝」の両方面から探究すれば、「大朝会」および「常朝」の中樞については、『漢書』翼奉伝の記載より手掛かりが得られる。

史料 2-3

孝文皇帝……時、未だ甘泉、建章及び上林の中の諸離宮館あらず。未央宮 又た高門・武台・麒麟・鳳皇・白虎・玉堂・金華の殿あらず、独だ前殿・曲台・漸台・宣室・温室・承明有るのみ。

（孝文皇帝……時、未有甘泉、建章及上林中諸離宮館也。未央宮又無高門・武台・麒麟・鳳皇・白虎・玉堂・金華之殿、独有前殿・曲台・漸台・宣室・温室・承明耳。）

¹⁵² 顔師古による注釈である。

¹⁵³ 「帷薄」は天子の飾りであるため、天子のいる場所を示す。

上文により、前漢の文帝の時、未央宮の主要宮殿は「前殿・曲台・漸台・宣室・温室・承明」しかないことがわかる。当時は、未央宮成立のとき（紀元前 198 年）から、漢の高祖・恵帝・二少帝・文帝と、数十年経ている。皇帝の政務をとり、朝礼を行う場所として、「朝」空間の諸要素は必ず完備された。つまり、「前殿・曲台・漸台・宣室・温室・承明」のなかには、「大朝会」と「常朝」の中枢としての殿がある。

『漢書』王商伝に建始三年（紀元前 30 年）「長安中 大いに乱る。天子 公卿を召して議せしむ（長安中大乱。天子親御前殿、召公卿議）」とある。これは、首都の長安が、大いに混乱したため、皇帝が前殿に行き、公卿たちを召し出して解決方法を議らせた記載である。ここで、明白に前殿が皇帝の政務をとる空間であることを指摘している。

また、『漢書』陳湯伝に「湯を召し、宣室に見ゆ（召湯見宣室）」とある。これは成帝が陳湯を宣室に召見して、西域の軍事情勢に関する考えを聞いたものである。他にも、『漢書』王嘉伝に「宣室に召見し、政事の得失を対^{たい}う（召見宣室、対政事得失）」とある。これは王嘉が宣室で皇帝の政務の得失について上奏した記載である。この 2 つの宣室議政の史料により、宣室も「朝」空間に属することがわかる。

然るに、「曲台に礼の射を行う（行礼射於曲台）」¹⁵⁴という曹魏の如淳の説明および「天子の射宮なり。西京に太学あらず、ここに礼を行うなり（天子射宮也。西京無太学、於此行礼也）」¹⁵⁵という西晋の晋灼の解釈により、曲台は「射礼」を行う場所であり、「朝」空間ではないことがわかる。また、「未央殿の西南に蒼池あり、池の中に漸台ある（未央殿西南有蒼池、池中有漸台）」¹⁵⁶という唐の顔師古の注釈により、漸台は池の中に位置し、これも「朝」空間に属していないことがわかる。

更にまた、『漢書』王莽伝に「火が掖廷・承明、黄皇室主の居る所に及ぶ（火及掖廷承明、黄皇室主所居也）」とあり、班固の『西都賦』に「又承明金馬、著作の庭あり（又有承明金馬、著作之庭）」とある。承明殿は掖廷に近く、皇帝の生活空間として建てられたと推定でき、政務をとるために構築された宮殿ではない。

上記以外にも、『漢書』霍光伝に、

（霍）光 即ち群臣と与に太后に（謁）見して白し、^{もう}具^{つぎ}に昌邑王が宗廟を承るべからず（事）状を陳ぶ。皇太后 乃ち……詔して諸々禁門に昌邑（王の）群臣をいれなかれ、と。（昌邑）王……^{てぐるま}輦に乗り、温室に帰らんと欲す。中黄門の宦者^{それぞれ}各門の扇^{とびら}を持し、王 入るや門を閉じ、昌邑（王の）群臣 入るを得ず。

（光即与群臣俱見白太后、具陳昌邑王不可以承宗廟状。皇太后乃……詔諸禁門毋内昌邑群臣。王……乘輦欲帰温室、中黄門宦者各持門扇、王入、門閉、昌邑群臣不得入。）

¹⁵⁴ 『漢書』芸文志の顔師古注引より。

¹⁵⁵ 『漢書』芸文志の顔師古注引より。

¹⁵⁶ 『漢書』鄧通伝の顔師古注より。

とある。

これにより、昌邑王が温室に戻る途中で禁門に入る。禁門は禁中（群臣入れず）と禁中の外を区別する空間装置である。したがって、温室は禁中に位置し、日常生活をおくる宮殿であることが判明する。

このように、曲台・漸台・承明・温室は「朝」空間に位置していない可能性が高く、前殿および宣室は未央宮の「朝」空間の中核とされたのであろう。

『史記』高祖本紀に（漢初）「蕭丞相、未央宮を営作し、東闕・北闕・前殿・武庫・太倉を立つ（蕭丞相営作未央宮、立東闕・北闕・前殿・武庫・太倉）」とある。この中の東闕は未央宮東側の長樂宮と連結して宗室と諸侯の皇帝に拝謁する出入口であり、北闕は群臣の入朝・上書・拝謁の出入口であり、前殿は宮城の主殿であり、武庫は軍事施設であり、太倉は穀物貯蔵の施設である。

さらに、紀元前 198 年の「未央宮成り。（漢の）高祖 諸侯・群臣を大朝し、未央前殿に酒を置け……殿上の群臣 皆な万歳を呼べる（未央宮成。高祖大朝諸侯群臣、置酒未央前殿……殿上群臣皆呼万歳）」（『史記』高祖本紀）という史料により、未央宮を建設したとき、最初に建てられた前殿は前漢が「大朝会」を行うとき、玉座を設置する場所であり、「大朝会」の中核施設であるといえる。秦代の前殿を朝宮中核とする空間構成を考えれば、未央宮の前殿は秦帝国の「朝」空間構築の伝統を続けたのであろう。

また、宣室について、「宣室は先帝の正処なり、法度の政に非ざれば、入るを得ずなり（夫宣室者、先帝之正処也、非法度之政不得入焉）」¹⁵⁷、および「時に上（宣帝）が常に宣室に幸し、齋居して決事す（時上常幸宣室、齋居而決事）」¹⁵⁸という記載により、宣室は一般的な宮殿ではなく、「政教を布す室なり（布政教之室也）」¹⁵⁹、未央宮の「朝」空間における主要宮殿の一つ、皇帝の「決事」の場所であり、「常朝」の中核施設であると推定できる。

ところで、前殿と宣室はどのような位置関係にあるのであろうか。『三輔黄図』には「未央前殿の正室なり（未央前殿正室也）」とあり、宣室は前殿の一部と指摘した。なお、前殿と宣室の空間関係について、いくつかの先行研究が見られる。

第一、中国社会科学院考古研究所編の『漢長安城未央宮 1980-1989 年考古發掘報告』は、未央宮前殿の遺跡においては北部・中部・南部の 3 つの宮殿の版築遺跡（図 2-1 を参照）が見られると指摘した。前殿遺跡の南部宮殿跡は群臣朝会用の前殿であり、中部と北部の宮殿跡は、既存の発掘結果に基づいて判断することは困難であるが、中部の宮殿跡は宣室の可能性が高く、北部の宮殿跡は皇帝休憩用の便殿であると推測された¹⁶⁰。

¹⁵⁷ 『漢書』東方朔伝より。

¹⁵⁸ 『漢書』刑法志より。

¹⁵⁹ 『漢書』刑法志の顔師古注引如淳の説明より。

¹⁶⁰ 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980-1989 年考古發掘報告』（中国大百

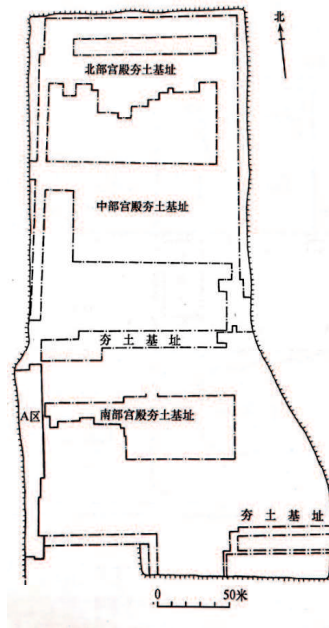


図 2-1 未央宮前殿の考古遺址平面図

出所：劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003年）61頁より転載

第二、前殿遺跡の3つの宮殿跡の面積は、(南→北) 3476平方メートル、8280平方メートル、4230平方メートルである。周長山の考えによると、中部の宮殿は正室とされる宣室であり、北部の宮殿は宣室の付属建築で「更衣中室」¹⁶¹と称される後閣である¹⁶²。

第三、劉慶柱は、北部の宮殿は前殿遺跡の最高位置にあるため、宣室であると最初に推断した¹⁶³が、後に出版された『漢長安城』では、宣室の位置を中部の宮殿に変更して確定した¹⁶⁴。

第四、楊鴻勛は2001年に出版した『宮殿考古通論』で劉慶柱の最初の主張に賛成し、前殿遺跡の3つの宮殿は前殿・路寝・宣室と称されると指摘した¹⁶⁵。しかし、2008年の『楊鴻勛建築考古学論文集』において、宣室は路寝であることを強調するようになった。つまり、南部の宮殿跡は前殿、中部の宮殿跡は宣室（路寝）、北部の宮殿跡は後殿である、としている主張した¹⁶⁶。

第五、陳蘇鎮は「未央宮四殿考」において、新しい推論を出した。まず、前殿は3つの宮殿を含むはずはない。次に、南部の宮殿の遺跡は、宮殿の遺跡ではなく、門の痕跡

科全書出版社、1996年）266頁。

¹⁶¹ 『漢書』王莽伝より。

¹⁶² 周長山『漢代城市研究』（人民出版社、2001年）70-71頁。

¹⁶³ 劉慶柱編『長安春秋』（人民出版社、1988年）32頁。

¹⁶⁴ 劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003年）66頁。

¹⁶⁵ 楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）234頁。

¹⁶⁶ 楊鴻勛『楊鴻勛建築考古学論文集』（清華大学出版社、2008年）240-241頁。

であるべきだと指摘した。中部の宮殿跡は最も広大であるため、「大朝」空間の前殿の所在と判断した¹⁶⁷。陳蘇鎮の結論は以前の先行研究の主張とは異なる。

しかし、陳蘇鎮の主張には問題がある。南部宮殿跡と中部宮殿跡の間に「屏」¹⁶⁸に類似する遺跡があることである。陳蘇鎮の考えによれば、この跡には門があるべきであるが、考古報告はこの門の存在に言及しておらず、陳蘇鎮の考えはただの推論だと判断できる。加えて、陳蘇鎮の指摘では、南部宮殿跡は正門の跡である。しかし、その遺跡の測定面積は約 3500 平方メートルで、正門が実際にこれほど大きく構築されたかどうかは疑問である。さらにまた、陳蘇鎮の判断によれば、前殿の前には四重の門があるようになる。第一重は「屏」に類似する遺跡にある門（考古発掘で見られない）、第二重は面積約 3500 平方メートルの門（南部宮殿跡）、第三重は前殿の版築された遺跡の南部に見つけられた門（この門は東西 46 メートル・南北 26 メートルで、南部宮殿の跡から 50 メートル離れている¹⁶⁹）、第四重は未央宮の宮城門とされる南司馬門である。この四重の門の中では、第二重の門は最大であり、門の様子は全て異なっている。いかなる原因で様子が異なっているか、という問題について陳蘇鎮は究明していない。

上記の研究成果に基づき、前殿と宣室の空間関係を再検討する必要があると考えられる。

前殿と宣室の機能から分析すれば、『史記』と『漢書』にある前殿と宣室の史料によって異なる役割を果たしていたことがわかる。

前殿は平常的に使用される空間場所ではなく、前漢において、「歳首朝謁」（元日大朝会）の時、皇帝即位および即位後の「大赦詔書」の頒布の時、天子大婚の時、寿誕慶賀のとき、皇帝入殯等の大朝会および国家の重要儀礼をおこなうときに使用された。王莽の時期になっても、このことは変化していなかった。

例えば、王莽が安漢公になったときに「太后 前殿に臨し、親から封拜す（太后臨前殿、親封拜）」¹⁷⁰ることを受け、皇帝になったときに「未央宮前殿に坐り、（詔）書を下す（坐未央宮前殿、下書）」¹⁷¹、皇后を迎えるときに「（王）莽 親から前殿両階の間に迎える（莽親迎於前殿両階間）」¹⁷²のであった。王莽時期の重要な政務・儀礼は前殿で行ったのである。

¹⁶⁷ 陳蘇鎮「未央宮四殿考」（『歴史研究』2016年第5期）。

¹⁶⁸ 南部と中央の宮殿の遺跡の間には、南部の宮殿から 33 メートル離れ、中央の宮殿から 47 メートル離れたところに、東西 134 メートル・南北 12-15 メートルのギャラリーのような建物の跡がある。（中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980-1989 年考古発掘報告』（中国大百科全書出版社、1996 年）17 頁）

¹⁶⁹ 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980-1989 年考古発掘報告』（中国大百科全書出版社、1996 年）17 頁。

¹⁷⁰ 『漢書』王莽伝より。

¹⁷¹ 『漢書』王莽伝より。

¹⁷² 『漢書』王莽伝より。

ところで、「孝文帝……宣室に坐り（孝文帝……坐宣室）」¹⁷³、「（その）時に上（宣帝）常に宣室に幸し……決事す（時上（宣帝）常幸宣室……決事）」¹⁷⁴との記載、および前にあげた「（成帝）（陳）湯を召して宣室に見ゆ（（成帝）召（陳）湯見宣室）」¹⁷⁵と「宣室に召見し、政事の得失を対う（召見宣室、対政事得失）」¹⁷⁶という記載により、平日の皇帝の朝政の展開場所は宣室であることが判明する。そのため、宣室は「法度の政」¹⁷⁷をとるところであり、皇帝の「正室」・「正処」と称される。さらに、宋代右諫議大夫張洎は「今の崇徳殿……漢に在りては宣室と為し……常朝の殿なり（今之崇徳殿……在漢為宣室……常朝之殿也）」¹⁷⁸と語り、宣室が常朝の空間であることを明言した。しかも、『漢書』において、宣室が「皇室主所居」¹⁷⁹に分類されなかったことも、前漢の文帝・武帝・宣帝・成帝の宣室で「政を聴く」ことも、宣室常朝説を支えている。

したがって、「朝」空間に属している前殿と宣室は、「大朝会」と「常朝」をおこなう機能を持っていた。前殿を「大朝会」の中核とし、宣室を「常朝」の中核としたのである。両中核の空間関係について、『三輔故事』に「宣室 未央殿の北にあり（宣室在未央殿北）」とあるため、宣室は前殿の北に位置することも推察できるが、この「未央殿」を前殿とすることは妥当であろうか。

『漢書』王莽伝に、

十月戊申朔、（漢）兵は宣平城門より入り……作室門を焼き、敬法（殿）の闔を斧り……火は掖廷・承明、黄皇室主の居る所に及ぶ。（王）莽 火を宣室・前殿に避け、火は輒く之を随う。

（十月戊申朔、兵從宣平城門入……焼作室門、斧敬法闔……火及掖廷承明、黄皇室主所居也。莽避火宣室前殿¹⁸⁰、火輒随之。）

とある。

作室門は未央宮の北垣の西側の門¹⁸¹であるため、火災は北より南へ蔓延し、作室門か

¹⁷³ 『史記』賈誼伝より。

¹⁷⁴ 『漢書』刑法志より。

¹⁷⁵ 『漢書』陳湯伝より。

¹⁷⁶ 『漢書』王嘉伝より。

¹⁷⁷ 『漢書』東方朔伝より。

¹⁷⁸ 清の畢沅『続資治通鑑』巻16に収録される。

¹⁷⁹ 『漢書』王莽伝より。

¹⁸⁰ 『前漢紀』平帝紀に「十一月戊申朔。漢兵入城。城中人皆降。（王莽）避火前殿」とあるため、王莽は避難するため、前殿に行ったのは確かである。そのあと、前殿も攻められたため、王莽は「自前殿南下椒除……西出白虎門」（『漢書』王莽伝）、「漸台」に至り、最後に「漸台」で殺された。

¹⁸¹ 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980-1989年考古発掘報告』（中国大百科全書出版社、1996年）13頁。

ら掖廷・承明・宣室・前殿へ拡大していった。これにより、宣室は前殿の北に位置したことは間違いない。『漢長安城未央宮 1980-1989 年考古発掘報告』で示す未央宮前殿版築遺跡における南部の宮殿跡は前殿の跡で、中部の宮殿跡は宣室の跡であると判断でき、両跡の間にある「屏」のような建築装置は大朝会・常朝の領域を区別する役割を果たしたと考えられる。また『漢書』王莽伝に「列風 王路¹⁸²西廂及び後閣更衣中室を毀つ（列風毀王路西廂及後閣更衣中室）」とあり、周長山の指摘のように、未央宮前殿版築遺跡における北部の宮殿跡は付属建築とする便殿のようなどころである可能性が高い。つまり、その「屏」のような建築装置は未央宮の大朝会・常朝の境界線であり、日常は皇帝は「屏」の南にある前殿に行かない。「屏」により、未央宮の大朝会・常朝の中枢を区別するのである。

したがって、前漢「朝」空間の中心部は、「大朝会」中枢としての前殿と、「常朝」中枢としての宣室およびその後ろにある便殿からなることがわかる。この中心部は、龍首山をベースとした高台に構築される。これは皇帝の空間が他の空間より高いことを強調し、皇帝を尊ぶことを表現している。皇帝を尊ぶ空間装置は「朝」空間において、高台に構築された中心部以外に、「陞」（天子階）という装置もある。

3. 「陞」（天子階）から見る「階級」

『玉篇』に「陞、天子階なり（陞、天子階也）」とある。「朝」という立体的な空間において、「陞」は空間の上下を区別する役割を果たす装置として設けられた。そのうえに、「朝」は皇帝の身分を表明する空間でもあり、「陞」を通して、「朝」における身分の上下区別を可視的にすることも「朝」空間の一つの特徴と考えられる。

本論の第一章の「天子階」の検討により、秦帝国の「天子階」は正階が「東西両階」であることはわかるが、それは漢帝国の「天子階」の構築に影響を与えたのであろうか。漢帝国の「天子階」はどのような特徴を持っていたか。前漢の「朝」空間を究明するために、これらの問題に答える必要がある。さいわいに、未央宮の「天子階」に関する研究成果は下記のように少ないが、重要な資料を学界に提供している。

例えば、陳蘇鎮は「秦漢殿式建築的布局」において、未央宮前殿の構造を詳しく分析し、前殿の殿陞にも言及し、考古学の発掘成果に基づいて未央宮の前殿の正階は東西両陞であると断定した¹⁸³。しかし、前殿の殿陞の特徴について詳細に分析していない。劉敦楨は、未央宮前殿の正階は東西両陞であると指摘したが¹⁸⁴、未央宮前殿に関する分

¹⁸² 王莽が即位後、未央宮前殿を「王路堂」に変名した。

¹⁸³ 陳蘇鎮「秦漢殿式建築的布局」（『中国史研究』、2016年第3期）を参照。

¹⁸⁴ 劉敦楨「漢長安城及未央宮」（中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊・西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安城遺址研究』、科学出版社、2006年、256頁）を参照。

析では、前殿の殿陛の機能とその特徴は探究していない。楊鴻勛は、陳蘇鎮と劉敦楨の主張とは異なり、未央宮前殿の正階は3つあり、皇后の正殿である椒房殿の正階は2つあると指摘した。加えて、詳細な構造図を作成し、具体的な未央宮の宮殿の構造を示した¹⁸⁵。しかし、楊鴻勛の説において、未央宮前殿の正階はなぜ3つあるか、という理由は論述していない。さらに、李毓芳は発掘調査に基づき、未央宮の空間構造について総合的に検討し、前殿の台基の高低差までも調べた¹⁸⁶。李毓芳の研究の重要なところは、発掘調査の結果から、未央宮前殿における南・中・北三殿の遺跡の台基の高低差を記していることである。前殿の殿陛の構造については言及していないが、殿陛の研究のために前殿に関する考古学の調査結果を提供した。その調査結果があるため、未央宮の前殿の「陛」について、史料と考古学の成果の対比的な検討ができるようになった。

本節（第3節）では、上記の研究成果に基づき、未央宮の「天子階」（陛）の構成、特徴および機能について検討する。

3.1. 「東西両正階」の「陛」

『漢書』王莽伝には「安漢公（王莽） 撰に居して踐祚するに、天子のを服し、斧依を戸牖の間に背にし、南面して群臣を朝し、政事を聴く（安漢公居撰踐祚、服天子鞞冕、背斧依於戸牖之間、南面朝群臣、聴政事）」とある。この記録は、安漢公（王莽）が天子の代行となり、天子の服装を着て、朝廷において戸の間に斧の模様の屏風を背にして群臣たちに南向きに対面して政治を行うことを記録した。これにより、群臣は王莽の南に位置したことがわかる。故に、漢代の前殿の正階は南階であることが断言できる。

加えて、前殿の正階の構造について、『漢書』王莽伝には「（王）莽 ^{みづか}親ら前殿の両階の間に迎える（莽親迎於前殿両階間）」とある。これは王莽が未央宮の前殿の両階の間で皇后を迎えたことを記している。皇后を迎えることは大礼の一つであるため、この「両階」は前殿の南の正階を指すことがわかる。

また、中国社会科学院考古研究所によって編著された『漢長安城未央宮 1980—1989年考古発掘報告』によれば、未央宮前殿の基壇の南部では、東段と西段にはそれぞれ一つずつ南北向きの版築された土台の遺跡がある。その版築の土台の長さは16～26メートルで、幅は3～4メートルぐらいである。これは前殿の基壇の南部と繋がっているため、前殿の南部の殿に登る「踏道」と判断された¹⁸⁷。史料の記録と合わせて分析すると、

¹⁸⁵ 楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）を参照。

¹⁸⁶ 李毓芳「漢長安城未央宮的考古発掘与研究」（『文博』、1995年第3期）を参照。

¹⁸⁷ 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980—1989年考古発掘報告』（中国大

この二つの「踏道」は前殿の両階の基壇の遺跡と推定できる。

更にまた、前漢の長安城にある未央宮の椒房殿も（図 2-2）、桂宮の正殿も「両階」を正階とするのである。桂宮は前漢の武帝の太初四年（紀元前 101 年）に築かれた。桂宮の南院で主殿の遺跡が発掘された。宮殿の遺跡は中心部にあり、その東西の両側には付属建物がある。宮殿の南は広い庭であり、北にはいくつかの小さい庭がある。この構造から宮殿の正階は南にあり、東西両階であることがわかる¹⁸⁸（図 2-3）。ほか、前漢の閩越王（諸侯王）の王宮の前殿の正階（図 2-4）も「両階」である。『漢書』諸侯王表に「（諸侯王）藩国……宮室百官、制を京師に同じくす（（諸侯王）藩国……宮室百官、同制京師）」とあるため、南越王と閩越王の宮殿の正階の形は未央宮前殿の正階の形を証明する証拠となる。

したがって、「両階」は確実に前漢の「天子階」の正階の特徴と言える。

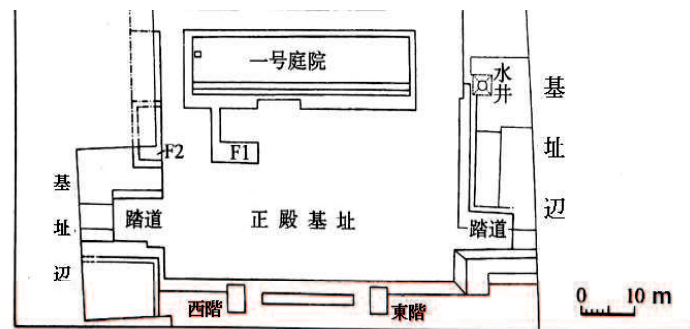


図 2-2 未央宮の椒房殿の考古発掘平面図

出所：中国社会科学院考古研究所編著『中国考古学 秦漢卷』（中国社会科学出版社、2010 年）189 頁より転載

百科全書出版社、1996 年）17 頁。

¹⁸⁸ 劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003 年）116 頁。

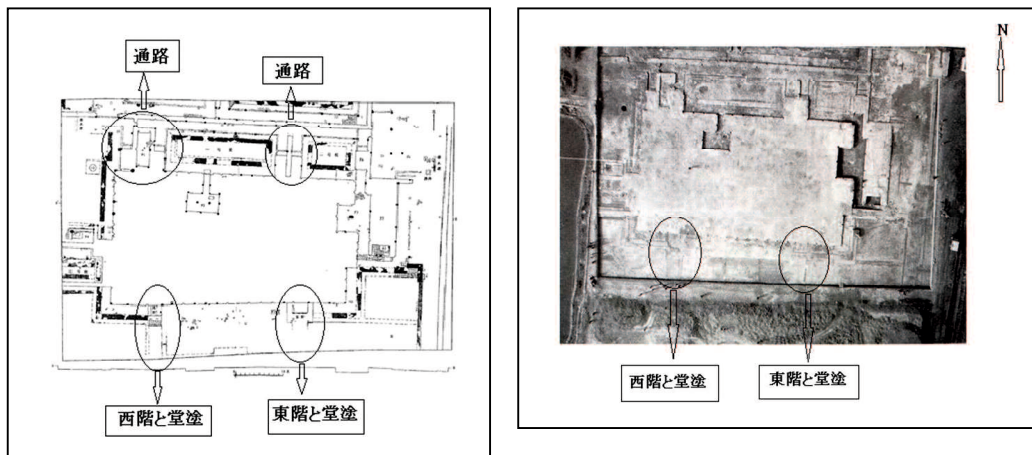


図 2-3 桂宮の南院宮殿（二号）建築遺跡平面図・俯瞰図

左図出所：劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003年）116・117頁の間に載せる附図より転載された原図を元に論者加筆

右図出所：劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003年）115頁より転載された原図を元に論者加筆

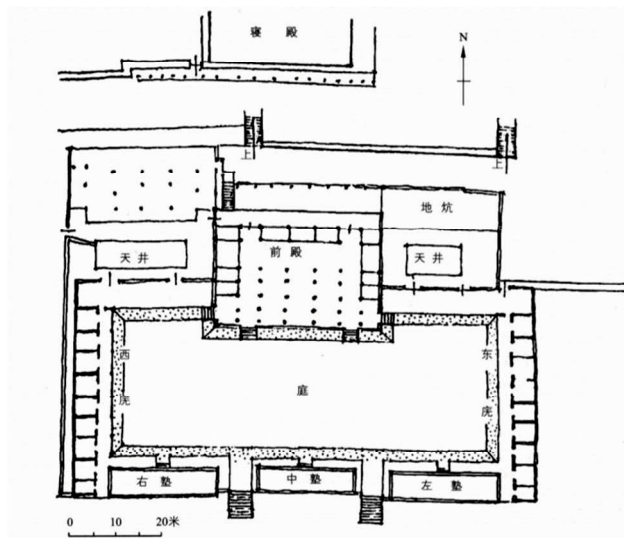


図 2-4 福建崇安閩越王王宮前殿図

出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）316頁より転載

3.2. 「城」・「平」を持つ「陞」

未央宮前殿の殿陞について、後漢の班固は「左城右平」（『西都賦』）と説明している。この言葉は、前殿の南にある二つの正階の特徴を示しているのであろう。この「左城右

平」とはどのような構造で、どのような機能をもっていたか、検討してみる。

『説文解字』に「殿、堂の高大なるものなり（殿、堂之高大者也）」とあるため、堂は殿の前身と言えるのであるが、堂と殿の構造は全く同じであろうか。これについて、前漢の劉歆『七略』には「王者の宮の中、必ず城を左にし、平を右にす（王者宮中、必左城而右平）」とあり、晋の摯虞『決疑要注』には「凡そ大殿は乃ち陞あり、堂は則ち階あり陞無きなり。左城右平は……城は階級と為すなり（凡大殿乃有陞、堂則有階無陞也。左城右平者……城者為階級也）」とある。すなわち、堂と殿の区別は「陞」によって表現された。殿には「陞」があり、堂には「陞」がなく「階」がある。殿の「陞」の特徴は「左城右平」である。ここで注目したいのは、この「左城右平」のことである。

「城」・「平」というのはどのような構造であろうか。「城」については、幾つかの説明がある。『決疑要注』には「城は階級と為すなり（城者為階級也）」とあり、『広韻』に「城、階齒なり（城、階齒）」とある。すなわち、「城」は「階齒」を持つ階段である。

これに対して、唐の呂延済は班固の『西都賦』について「城は階級なり。右は車に乗りて上り、故に平らかならしむ。左は人が上り、故に級と為す（城、階級也。右乗車上、故使平。左人上、故為級）」と注をつけた。唐の『通典』元正冬至受朝賀の条には（漢代皇帝）「則ち小車に乗り、殿に升る（則乗小車升殿）」とある。すなわち、「平」は「階齒」のない、車の通過できる「階」である。更にまた、この「城」・「平」の構造は西周時代の祭祀の建築ですで見られる（図2-5）。

図2-5で注目したいのは中央の一番大きい建物の階の構造である。その建物の正面に向いている階は三つある。左側と中央にある階は「階級」のない階段であり、右側の階は「階級」のある階段である。これは間違いなく「城」・「平」構造を表している。

また、漢代の画像石の「謁見図」（図2-6）にも「城」・「平」の階段構造が見られる。この「謁見図」は建物の中の最も大きく描かれた人物に謁見する場面である。ここで注目したいのは建物のある「両階」である。この「謁見図」は「左城右平」の階段構造を明白に描いている。左側は「階級」のある「城」であり、右側は「階級」のない「平」である。そのため、「左城右平」の階の構造は周代および秦漢時代には確実に存在していた。加えて、『三輔黄図』にある「左城右平」は前殿の南にある正階の構造と推定できる。前殿の「天子階」の構造には、人が登れる「城」の「陞」もあり、車の登れる「平」の「陞」もあるのである。

ところで、「左城右平」の「平」は東にあるのであろうか、或いは西にあるのであろうか。鳳雛村西周祭祀建築図（図2-5）と「謁見図」（図2-6）を比較すると、「城」と「平」は反対面に位置づけられた。鳳雛村西周祭祀建築図にある「平」は西階であるが、「謁見図」の「平」は東階である。その「平」の位置が正反対であるため、前殿の「城」・「平」の位置についても検討する必要がある。

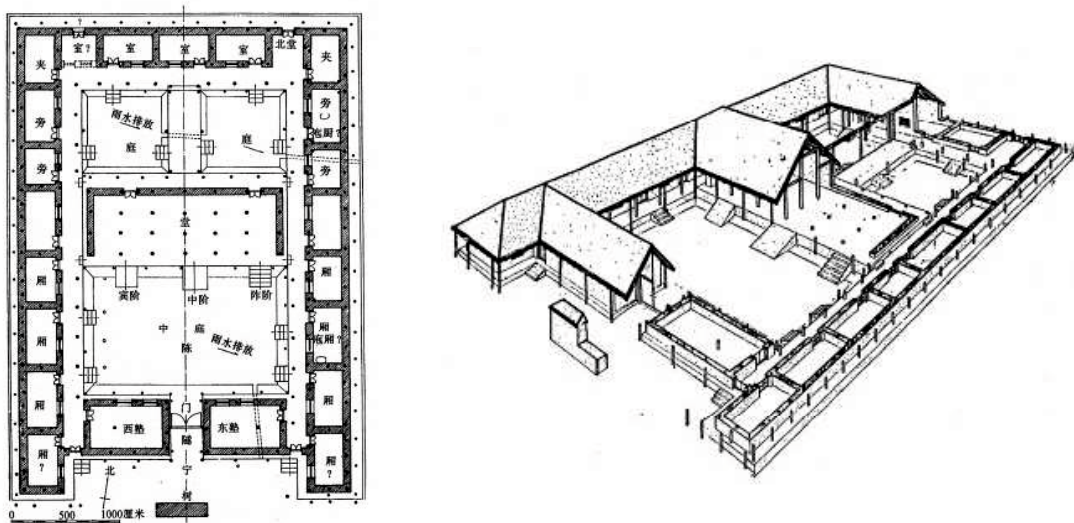


図 2-5 陝西岐山県鳳雛村西周祭祀建築平面構造図・立体復元図

出所：劉叙傑主編『中国古代建築史 第一卷』（中国建築工業出版社、2003年）246頁より転載



図 2-6 謁見図（局部）

出所：任日新「山東諸城漢墓画像石」（『文物』、1981年第10期）より転載

まず、儀礼という視角から考察してみよう。東階は阼階であり、主階とも称され、西階は賓階と称される。帝国「朝」空間の主人は無論皇帝である。主人としての皇帝の利用する階段は主階であるに違いない。したがって、皇帝の即位、あるいは「朝」空間の主人の身分を手に入れる事も「踐阼¹⁸⁹」と称されるのである。前述した通り、「朝」空

¹⁸⁹ 阼に通じる。

間において、漢代の皇帝は「小車」で殿に升る。そのため、「小車」の通過できる「平」は皇帝の主人身分を表明する阼階（東階）であると考えられる。これは儀礼に基づく判断である。

次に、『晋起居注』の記載は側面より上記の説を支えると思われる。『晋起居注』に「太始四年正月、上臨軒し、群臣を太極前殿に朝せしめ、安平王に詔して、輿車に載りて殿に升らしむ。上阼階において迎えて拜す（太始四年正月、上臨軒朝群臣於太極前殿、詔安平王載輿車升殿、上迎拜於阼階）」¹⁹⁰とある。この史料により、太極前殿には輿車の殿に升れる階があることがわかる。加えて、「阼階」は殿の正面にある東階であるため、安平王の輿車が通過した階は前殿の正面にある「平」は「阼階」であり、「東」にあることが推定できる。さらに、安平王は皇帝の許可（詔）を承って、「阼階」を使用することができるようになることも東階の特別な「身分」を強調している。この史料は実に漢代を記述した史料ではないが、漢代と同様、帝国制度に基づく「朝」空間に設けられた「天子階」であり、皇帝の身分を強調しているため、ここで一つの手がかりとしての史実を出して、上記の儀礼に基づく判断を証明してみたのである。

故に、「左城右平」の「城」は西階であり、「平」は東階であるといえる。その「左城右平」を復元してみると、図2-7のようになる。

3.3. 「陞」の「重軒三階」

前漢の「天子階」の特徴は「左城右平」以外に「重軒三階」（『西都賦』）もある。

『西京雜記』には「漢の高（祖皇）帝七年、蕭相国未央宮を營る。龍首山によって前殿を製り、北闕を建つ（漢高帝七年、蕭相国營未央宮。因龍首山製前殿、建北闕）」とある。また、『水経注』渭水には「高祖 関東にあり、蕭何に令して未央宮を成さしむ。（蕭）何 龍首山を斬りて之を営めり（高祖在関東、令蕭何成未央宮、何斬龍首山而營之）」とある。この二条により、未央宮の前殿の基壇は龍首山を削って築かれたことがわかる。

すなわち、未央宮の前殿を構築する前に、山を削って殿の基壇を築いたのである。その基壇は高く、上に木造の軒欄が基壇を囲んで設けられていた¹⁹¹。

高い基壇を築き、基壇のうゑに殿や堂などの建物を建てる建築方法は戦国時代に既に存在していた。例えば、斉国の桓公台、趙国の宮城にある龍台、燕下都の武陽台の宮殿基壇、秦国の咸陽宮にある宮殿基壇¹⁹²などである。しかし、秦漢時代の基壇の築き方

¹⁹⁰ 『太平御覽』卷二十九・時序部十四所収。

¹⁹¹ 劉敦楨「漢長安城及未央宮」（中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊・西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安城遺址研究』、科学出版社、2006年）256頁。

¹⁹² 劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003年）67頁。

は戦国時代の築き方とは異なっていた。戦国時代の基壇は人力で土を重ねあげた。秦代に阿房宮を築いた時、高い地形を利用して龍首塚というところに基壇を作ったのである。未央宮は秦代の阿房宮の前殿の基壇の築き方を継承し、地形の特徴を利用し、龍首山を基壇としたのである。このような築き方は、一方で蕭何の言ったように「壮麗に非ざれば以て威を重くするなし（非壯麗無以重威）」¹⁹³、すなわち、皇帝の権威を強調する。一方では、戦国時代の建築方法よりかなり人力を節約できる。「陛」は基壇の壇上・壇下を結びつけるものであるため、「重軒三階」は壇上・壇下の上下の異なりを表している。

また、「軒」は大朝会を行う時の重要な空間となった。「正月旦、天子……臨軒す（正月旦、天子……臨軒）」（『漢儀』）という記載があり、『鄴中記』に「石虎 正会するに、虎 正殿において南面して臨軒す（石虎正会、虎於正殿南面臨軒）」とあり、『晋起居注』に「太始四年正月、上 臨軒して太極前殿において群臣を朝す（太始四年正月、上臨軒朝群臣於太極前殿）」および「御 臨軒し、太極殿前において大会せり（御臨軒、大会於太極殿前）」とある。

この5条の記載により、大朝会を行う時、皇帝が臨軒位に立ち、群臣と会見する。その軒は軒欄で囲まれた陛の一部であろう。その一番上にある軒は殿に近く、皇帝が大朝会の時、群臣の拝謁を受ける空間になった。

また、『西都賦』の「重軒三階」の記述により、皇帝の「臨」する「軒」は単純な構造ではなく、複数（複層）であることが判る。「軒」は縁側のような構造である。漢代では「壤の陛は三象あり（壤陛三象）」¹⁹⁴を通して殿の素朴さを表現する。ここで注目したいのは「壤（土）」で築いた三重の殿陛のことである。この記述により、前殿の殿陛の「重軒」は上下の「三層」構造で築かれたと考えられる。すなわち、前殿の南にある正階は左右両階（一つは城であり、もう一つは平である）があり、上下三重である（図2-7・図2-8を参照）。

3.4. 二十七級の「天子階」

ところで、「城」の西階は「階齒」のある陛である。その「陛」の級数は、文献記録と考古成果に基づいて推定される。『新書』階級には「陛九級者」と記されている。『説文解字』に、「級は次第なり（級、絲次第也）」とあり、清の段玉裁『説文解字注』に、級は「階の次第（階之次第）」と注釈している。すなわち、「階齒」のある「城」は級という構造を持ち、「城」ごとに「九級」ある。それで、「城」の階は一重が九級あり、三

¹⁹³ 『史記』高祖本紀より。

¹⁹⁴ 『新書』退讓より。

重で二十七級となる。つまり、「重軒三階」の前殿の正階は合わせて二十七級あるという階数の推定が出る。

しかし、この推定は正しいか。ここで李毓芳の未央宮前殿の調査に基づいて検討してみる。

未央宮前殿の基址は南北約 350 メートル、東西約 200 メートルである。北は高く、南は低い。北の一番高いところは地面より 15 メートル高い。基址は南・中・北という三つの台面からなる（図 2-1 を参照）。南の台面は 1~5 メートル高く、中の台面は 5~10 メートル高く、北の台面は 15 メートル高い。台面ごとに一つの大型の宮殿の遺跡¹⁹⁵が発掘されている¹⁹⁶。ここから判ることは殿跡の段差は約 5 メートルであるということである。

「陞」を築くものは、「陞石」および「^{れんが}塼」である。

「陞石」については、1942 年に前漢時代の「北陞石」が発掘された。石の上には「魯六年九月所造北陞」¹⁹⁷との刻銘が見られる。この石の発掘場所は前漢景帝時代の諸侯王の魯恭王の古城であったため、『後漢書』光武十王列伝にある「魯恭王は宮室を好み、靈光殿を^た起て、甚だ壯麗なり（魯恭王好宮室、起靈光殿、甚壯麗）」という記述が大いに参考となる。魯六年は魯恭王が靈光殿を建てた年であり、この石は靈光殿の北陞が築かれた時のものであると判断できる。『新書』等齊に「諸侯王在る所の宮は……皇帝在る所の宮の法を以て之を論ず（諸侯王所在之宮……以皇帝在所宮法論之）」とあるため、魯恭王の靈光殿の構造は未央宮の前殿の構造を模倣したと言える。

前漢「北陞石」の「長さは 95 センチメートル、幅は 42 センチメートル、高さは 19.5 センチメートル」¹⁹⁸である。これは諸侯王の宮にある「陞」であるため、皇帝の階段はそれより低いわけではない。また、漢の長樂宮の遺跡で漢代の階段を築いた材料である「中空の^{れんが}塼（空心塼）」が 2003 年に発掘された。この「中空の塼」は宮殿の「上殿踏歩塼」¹⁹⁹として使われた。すなわち、殿に登る階段に使われた「塼」である。加えて、その大きさは固定化されており、長さ約 70 センチメートル、幅 33 センチメートル、高さ 20 センチメートルである²⁰⁰。長樂宮は劉邦（漢の高祖）が朝会を行う空間であっ

¹⁹⁵ 南の殿跡は東西 75 メートル、南北 50 メートルであり、中の殿跡は東西 130 メートル、南北 70 メートルであり、北の殿跡は東西 120 メートル、南北 50 メートルである。（李毓芳「漢長安城未央宮的考古発掘与研究」（『文博』、1995 年第 3 期）を参照。）

¹⁹⁶ 李毓芳「漢長安城未央宮的考古発掘与研究」（『文博』、1995 年第 3 期）。

¹⁹⁷ 孔凡敏・丁輝「曲阜魯国故城靈光殿北陞石」（『中国書法・書学』、2017 年第 3 期）。

¹⁹⁸ 孔凡敏・丁輝「曲阜魯国故城靈光殿北陞石」（『中国書法・書学』、2017 年第 3 期）。

¹⁹⁹ 長樂宮の「上殿空心踏歩磚」は孤証ではない。一九八一~一九八三年に発掘された未央宮の椒房殿の遺跡でも「上殿空心踏歩磚」が出土した。（中国国家博物館編『文物中国史・秦漢時代』山西教育出版社、2003 年、45 頁による。）

²⁰⁰ 王曉梅「漢長安城所見西漢宮殿建築室内裝修手法浅析」（中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊・西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安城遺址研究』、科学出版社、2006 年、656 頁）による。

たため、未央宮で使われた階は同じ大きさのものと考えられる。さらに「北陛石」より高く、礼儀に相応しい。この「踏歩磚」の高さから推定すると、二十七級の階段の高さは概ね 5.4 メートルになり、遺跡にある殿跡の高低差とほぼ一致している。したがって、遺跡の削平の実態を含めて考慮すると、二十七は「陛」の級数であると推測できる。(図 2-7・図 2-8 を参照)

ところで、秦咸陽宮第一号宮殿の基壇の遺跡は、東西約 60 メートルで、南北約 45 メートル、高さ(現在の耕地より高くなる)は 6 メートルである²⁰¹。ちなみに、紀家道の秦宮殿の基壇の遺跡の高さは 5.8 メートルである²⁰²。ここで注目したいのはこの二つの殿跡の高さである。この二つの数値から、戦国秦の宮殿の基壇の高さは未央宮前殿の一つの殿跡の高さとほぼ同じであることがわかる。そのため、前漢の建築構造は秦の建築構造の築き方を継承したと考えられる。

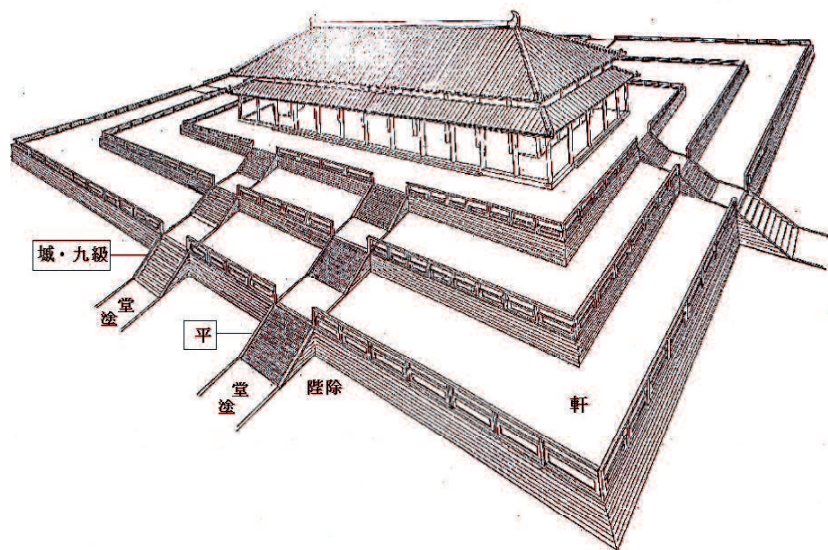


図 2-7 「天子階」(陛)の構造立体イメージ図

論者の考えに基づき、原田輝代雄²⁰³が作成

²⁰¹ 秦都咸陽考古工作站「秦都咸陽第一号宮殿建築遺址簡報」(『文物』、1976 年第 11 期)。

²⁰² 劉慶柱・李毓芳『漢長安城』(文物出版社、2003 年) 67 頁。

²⁰³ 山口県山口市に在住する篆刻家である。

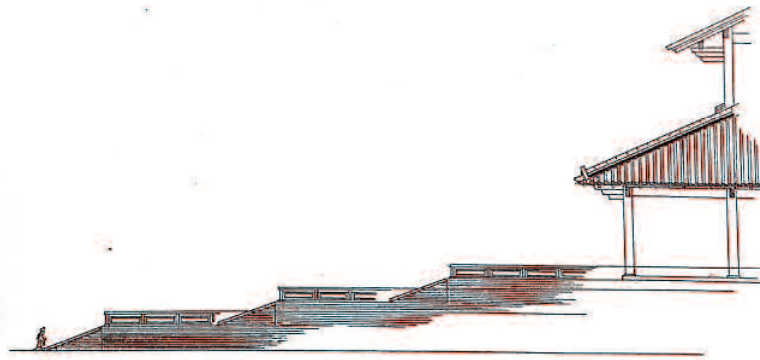


図 2-8 「天子階」(陛)の側面イメージ図

論者の考えに基づき、原田輝代雄が作成

さらにまた、未央宮前殿跡において、大朝の中樞とする前殿、常朝の中樞とする宣室およびその北にある便殿があり、三殿の上下の差がほぼ一致しているため、三殿において同様に「二十七級」の階段を設ける可能性がある。この可能性は漢代の「皇陛九重」(『焦氏易林』)の認識と一致しているが、史料の制約のため、将来の新たな史料の支えが必要であると考えられる。

『新書』階級「天子 堂の如き、群臣 陛の如き、衆庶 地の如し(天子如堂、群臣如陛、衆庶如地)」のように、漢帝国の「天子階」は「殿」と「廷」の媒介とし、両者を連結する施設である。「天子階」によって、殿を中心とする朝廷空間の上下関係は表現され、皇帝の身分も強調され、官吏の等級も反映され、秦漢時代の「階級」意識も表明された。

「壮麗に非ざれば以て威を重くするなし(非壮麗無以重威)」²⁰⁴と前漢の蕭何の言ったように、帝国の宮城の構築は皇帝の「威」を表現するのである。すなわち、「皇権」を強調することが宮城建設の目的の一つである。皇帝の御座は陛の上に位置するため、「陛」は皇帝の「威」を表現する施設である。

「天子階」の正陛は「左城右平」という階段の特徴を通して、「天子階」全体は高い地勢を利用して築いた「重軒三階」の「陛」の上下構造を通して、皇帝の身分を表明し、皇帝の高い地位を体現する。

官吏は「陛」のように連結の役割を果たすのである。すなわち、官吏は皇帝と平民を結びつける存在である。皇帝は官吏を管理することを通して帝国に対する統治を実現する。加えて、「三公……九卿(を設け)……一卿ごとに大夫三人を置け、一大夫に元士三人を置ける。凡そ二十七大夫、八十一元士、分けて中都の官の諸職に主る」²⁰⁵と

²⁰⁴ 『史記』高祖本紀より。

²⁰⁵ 『漢書』王莽伝より。

いう官吏設置の記載により、秦漢時代の官吏の等級は明白であったことがわかる。漢帝国の「等級分明」²⁰⁶の官吏制度は「陞」の「階級」で表現される。更に、それは「二十七級」で築かれた「階」という空間施設によって可視的に反映されると考えられる。

そのうえに、「天子階」は南の陞のみならず、側面にも陞（以下「側陞」と称する）がある。

「重軒三階」についてはすでに分析したように、軒と基壇を囲んで築いた木造の欄によって設けられた（図 2-7）。軒で表現された空間は一面だけでなく、「周旋」的な空間である。軒のほか、側陞も存在していた。

側陞については、前漢の出土品の表面に「北陞」という側陞の記録がある。前節で言及した「北陞石」に、明白に「魯六年九月所造北陞」と刻まれた。『漢書』諸侯王表の記録により、前漢諸侯王の藩国の宮室は都を模倣して構築されたのである。

そのうえに、未央宮の椒房殿の正殿遺跡において、東西にそれぞれ一つの殿に登る踏道（殿の南にある東西両階ではない）が見つかった。東踏道の東西の長さは 10.5 メートルで、南北の幅は 4 メートルである。一方、西踏道の東西の長さは 9.8 メートルで、南北の幅は 7.1~8.3 メートルである。椒房殿は皇后の正殿であることがわかる。椒房殿の東西にある踏道は「側階」とすると楊鴻勛は指摘した²⁰⁷。椒房殿に「側階」があることにより、皇帝の前殿の構造は皇后の主殿より更に完備されたため、皇帝の前殿の東西にも側陞があることは推定できる。ちなみに、前殿遺跡における南部宮殿跡と中部宮殿跡の南北には空地のような広場があるため、「天子階」の繋がる廷は一面の空間ではなく、殿とそのまわりにある「周旋」的な空間であることも確定できる。

「陞」の全体からみると、「天子階」を通して築いたのは万人の入れる「周旋」的な空間であることがわかる。

さらに、「陞」という空間施設によって陞上空間・陞下空間も現れる。陞上に位置しているのは「殿」であり、陞下に位置しているのは「廷」である。

次は検討視線を「陞」から「廷」に移す。

²⁰⁶ 『新書』階級より。

²⁰⁷ 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980—1989 年考古発掘報告』（中国大百科全書出版社、1996 年）および楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001 年）240 頁を参照。

4. 「廷」の「三重」構成

4.1. 「除」・「堂塗」に区切られた左中右三重「殿廷」

『漢書』夏侯勝伝に「群臣 廷の中に大議す（群臣大議廷中）」とある。この記述にある「廷」は官吏らが政治について議論するための空間である。また、史料 2-1（1. 前漢大朝会から見る「朝」空間の諸要素）の「殿の下で郎中 陛を挟み、陛（ごとに）数百人。功臣・列侯・諸將軍・軍吏、（順）次を以て西方に陳んで東向す。文官の丞相以下、東方に陳んで西向す（殿下郎中挾陛、陛数百人。功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東向。文官丞相以下陳東方、西向）」²⁰⁸という記述により、「廷」は「大朝会」を行うとき、官吏らの席次を設置する空間でもある。「廷」は「朝」空間の重要な部分に違いない。

「廷」を検討するとき、見過ごせない部分がある。それは「陛」と「廷」を直接結び付ける「除」と「堂塗」である。

『漢書』王莽伝に「前殿より南へ椒除を下る（自前殿南下椒除）」²⁰⁹とある。これは王莽が殺される前に前殿から逃げ出した記載である。ここから「椒除」は前殿の南にあることがわかるが、どの部分を示すのであろうか。「除」に関する説明は下記のように数条ある。

『説文解字』には「除は殿陛なり（除、殿陛也）」と、「人君は除陛を上る（人君上除陛）」とある。唐代の顔師古は未央宮の前殿の「椒除」について、「除は殿陛の道なり。椒は芬香の名を取るなり（除、殿陛之道也。椒、取芬香之名也）」と注釈した。宋代の李誠『营造法式』は漢代の「除」について「除、これを階という（除謂之階）」と説明した。『説文解字注』に「（除）殿陛なり。殿は宮殿という。殿陛はこれを除という（殿陛也。殿謂宮殿。殿陛謂之除）」と説明してある。

「殿陛」については、『漢書』東方朔伝に「その時、（東方）朔 殿下で陛載す（是時、朔陛載殿下）」とあり、『太平御覧』に引用された『漢書』東方朔伝の同条の内容には「（前漢）武帝 未央前殿に坐せば、天雨は新たに止まる。（東方）朔 殿陛に在りて載を執り、遙かに（もの）を指し、独語す（武帝坐未央前殿、天雨新止。朔執載在殿陛遙指独語）」とある。この二条の内容は同じ時期のことを記載しているため、これによって、「殿陛」は「殿下」にあることが判明する。「除」は殿下にある。

「除」は「殿」のどのような「陛」であろうか。陳蘇鎮は「未央宮四殿考」²¹⁰の中で、「椒除」は前殿の階ではなく、前殿の大門の南にある「踏道」あるいは「慢道」と判断

²⁰⁸ 『漢書』叔孫通伝より。

²⁰⁹ 『漢書』王莽伝に「三日庚戌、晨旦明、群臣扶掖莽、自前殿南下椒除、西出白虎門、和新公王揖奉車待門外、莽就車」とある。

²¹⁰ 陳蘇鎮「未央宮四殿考」（『歴史研究』、2016年第5期）を参照。

した。この「踏道」あるいは「慢道」は現在、未央宮の前殿遺跡の台基の南にある遺跡によって推定された。しかし、ここには問題がある。これは陳蘇鎮が未央宮の前殿遺跡にある中部の殿址を前殿と判断し、南部の殿址を前殿の大門と判断したことに基づく推論である。本論で強調したいのは陳蘇鎮が指摘した「踏道」と「慢道」が前殿遺跡の台基の階を示す、ということである。すなわち、それも「殿陛」の一部ではなからうか。

また、『漢書』蘇武伝に「前に長君 奉車と為り、雍棧陽宮に従って至る。輦^{てのりま}を扶し、除に下りる。柱に触れ輶^{ながえ}を折る（前長君為奉車、從至雍棧陽宮、扶輦下除、触柱折輶）」という記載がある。ここの「輦^{ながえ}」と「輶^{ながえ}」によって、「除」は「輦」の通過できる階段を示す。前述したように、「平」は車の通過できる階段であるが、「平」以外に車の通過できるところがある。それは「軒」にあり、斜面の「平」ではない平途の部分である。この平途は「殿陛」の一部である。すなわち、「除」は顔師古の述べたように、「階齒」のない「殿陛」の道を示しており、車が通過できる「軒」にある「平途」である。

また、「殿陛」の構成にはもう一つ見過ごせない部分がある。それは「堂塗」というものである。『説文通訓定声』に「字は古は塗に借り、後に変じて途に作り、又た塗に作る（字古借塗、後変作途。又作塗）」とあり、「堂塗」、「堂途」および「堂塗」は同義であったことがわかる。

『周礼』考工記には「堂塗」の記載がある²¹¹。「堂塗」は先秦時代において既に設けられたものである²¹²。また、『玉篇』に「途、路なり（途、路也）」、および『広韻』に「道なり（道也）」という解釈がある。これら以外に、歴代の学者たちも「堂塗」について次のように説明している。

後漢の鄭玄は「階の前をいう。今の令甃^{じやう}の若くなり（謂階前、若今令甃也）」と注をつけた。唐の賈公彦は「漢の時、堂塗を名づけて令甃と為す。令甃、則ち今の塼なり。甃、則ち塼道のものなり（漢時名堂塗為令甃、令甃、則今之塼也。甃、則塼道者也）」と解釈した。『朱子語類』に「行、堂塗なり。古人廊屋なき、ただ堂の階下において両条の路をとる（行、堂塗也。古人無廊屋、只於堂階下取両条路）」とあり、また「堂途、堂下より門に至る徑なり（堂途、堂下至門之徑也）」とある。

この4条の説明により、「堂塗」は階の前で階の下にある「途」ということがわかる。この構造は先秦時代から継承されてきた。図2-3のように漢長安城の桂宮の南院にある主殿の遺跡で東西両階と繋がっている「堂塗」の遺跡が発見されている。宮殿の南にある両階は殿に登るために築かれた。その両階は対称に設けられた。東階の南部は塼を敷きつめ道と繋がっている。その道の幅は3.1メートルである。西階の南部も塼を敷きつめた道と繋がっている。その道の幅は4.4メートルである。この二つの道は南

²¹¹ 『周礼』考工記に「堂塗十有二分」とある。

²¹² 『爾雅』積宮には「堂途、陳という（堂途、謂之陳）」とあり、『釈名』積宮室には「陳、堂塗なり、賓主相い迎えて陳列する処を言うなり（陳、堂塗也、言賓主相迎陳列之処也）」とある。

へ延びており、宮殿の南部の庭につながる²¹³。これは桂宮の主殿の「堂塗」と推定できる。

しかしながら、未央宮の「堂塗」の場合、「三軒」にある「堂塗」の部分を無視できない。この部分は「除」の一部と重なっている。「軒」の「堂塗」は同じく階の前・階の下に築かれた。つまり、三重の「軒」にも「堂塗」があったのである。漢代の「堂塗」はすでに殿の「途」に発展してきた。三重の「軒」にある「堂塗」および階の下にある「廷」にある「堂塗」は立体的な廷の空間を作った。「軒」にある「堂塗」は三重の「城」・「平」をつなげた。「堂塗」全体は階と廷の空間を総合的に西・中・東部に分けた。中部は皇帝に直面する空間であり、「朝」において儀礼を行なう中心空間である。多くの研究者たちはこれを宮城の中軸線で表現した。また、「堂塗」で分けた西・東部は官吏の位置である。この西・中・東に分けた空間構造は後世の朝廷空間の原点になって継承されたのである。(図2-7を参照)

『説文解字』には「中庭の左右に列し、之を位という(列中庭之左右謂之位)」とあるため、官吏の位置は中庭の左右であることがわかる。『儀礼』積宮には「堂の下から門に至り、之を庭という(堂下至門謂之庭)」とあるため、官吏の位置は門の内・殿の下の廷の左右にあることがわかる。

これらの歴代の説明により、「堂塗」は階の前で階の下にある「道」ということがわかる。しかも、「廷」の中にある。その数は「两条」である。「堂塗」の北端は階と繋がり、南端は門の下と繋がる。朝会における「文東武西」の領域は「堂塗」によって区別された。その具体的な位置関係は本論の第四章(秦漢帝国の「朝位」空間—「貴賤の等を辨ず」る「朝儀の位」—)で分析するため、本章で論証しない。

ここまで究明するのは前殿の殿門内の空間である。殿門外に「朝」空間に属する空間装置があるか。この問に回答するには、「朝」空間の門・垣を明らかにする必要がある。第1節で記した通り、門があれば、必ず垣がある。垣は空間領域を区別する役割を果たし、空間研究では無視できないものである。そのため、次に「朝」空間の門・垣を検討する。

4.2. 殿垣・宮垣に構築された内外三重「廷」

『漢書』王莽伝に「廬は摂省と為り、府は摂殿と為り、第は摂宮と為す(廬為摂省、府為摂殿、第為摂宮)」とある。これは王莽が「摂に居て祚を踐(居摂踐祚)」んだ後、王莽の専用空間を皇帝の空間に対照して摂省・摂殿・摂宮と称した記述である。対照するのは省・殿・宮である。この史料により、未央宮において、省・殿・宮という空間領

²¹³ 劉慶柱・李毓芳『漢長安城』(文物出版社、2003年)116頁。

域があったことがわかる。本章の最初にあげた史料 2-1 に基づき、「殿門」は陛の上にある建物の門ではなく、殿廷を囲む垣にある門であることを分析した。故に、ここで考察している殿の領域は殿門・殿廷を囲む垣に限定する。そのため、宮城の領域を限定するのは宮垣であり、省中を限定するのは省門であると推定できる。加えて、省は皇帝の生活空間であり、「非侍御者が入れず」「省中」、すなわち「禁中」を示すと考えられ、宮は未央宮の宮城全体を示すと判断できるが、殿はおそらく省と異なり、皇帝の政務展開の場所を指す前殿・宣室を中枢とした「朝」空間に属する空間であろう。

「朝」空間の範囲を把握するには、「朝」空間の垣の位置を明らかにする必要がある、しかもどのような区画を囲むか、ということをも究明する必要もある。しかし、史料では、「朝」空間の垣に関する直接の記載は容易に手に入らない。幸いなことに、門があれば必ず垣があるため、垣の存在は門の位置によって判断することができる。したがって、「殿門」のような門の位置は、「朝」空間の領域を明白にすることに手掛かりを提供している。

『史記』張積之伝の（文帝の時）「（張）積之 公車令と為り……太子と梁王 共車して入朝し、司馬門で下くださず。是に於いて積之、太子・梁王の（車）を追い止め、殿門に入るを得ざらしむ（積之為公車令……太子与梁王共車入朝、不下司馬門、於是積之追止太子、梁王無得入殿門）」という記述により、「朝」に入る過程において、司馬門と殿門を通過する必要があることがわかる。太子と梁王はまず司馬門を通過し、その後殿門に入る前に止められた。これにより、殿門は司馬門の中に位置することがわかる。

ここで明確にわかることは、太子と梁王が「朝」に入る過程で二重の垣を通る必要があったということである。一重は殿門を設ける殿垣で、もう一重は司馬門を設ける宮垣である。そのため、前漢の「朝」空間はこの二重の垣を含んでいるか。どの部分が「朝」空間に属するか。これらの問題に解答するために、殿門から分析しよう。

『漢書』五行志に（成帝の時、王褒という男子が）「劍を帶び、北司馬門・殿東門に入り、前殿に上る（帶劍入北司馬門・殿東門、上前殿）」とある。未央宮の「大朝会」の中枢であった前殿に至る前に、北司馬門と殿東門を通った。さらに、「殿東門」の存在は殿門の唯一性を否定し、「殿西門」などの存在を証明している。

諸殿門のなかに、正門としての殿の端門がある²¹⁴。『漢書』周勃伝に「（文帝）未央宮に入り、謁者十人有り、戟を持し、端門を衛る（入未央宮、有謁者十人持戟衛端門）」とある。『資治通鑑』高后八年の条に此事を記載し、南宋末期の胡三省は「端門、未央宮前殿の正南門なり」と注をつけた。前殿の「陛」の正階の南向きを考慮すると、胡三省の注釈は妥当である。さらにまた、未央宮の考古発掘調査により、前殿遺跡において、南部宮殿跡から 50 メートル離れたところに門の跡が発掘された。これは東西 46

²¹⁴ 唐の顔師古は「端門、殿之正門」と注釈する。

メートル・南北 26 メートルである²¹⁵。劉慶柱と李毓芳の指摘によれば、この跡は前殿の端門である可能性が高く、王莽の時におそらく「朱鳥門」²¹⁶と改名されたものであろう²¹⁷。

また、『漢書』王莽伝に「三日庚戌、晨旦明……前殿より南へ椒除を下り、西へ白虎門を出づ……莽 車に就く（三日庚戌、晨旦明……自前殿南下椒除、西出白虎門……莽就車）」とある。3日明け方、王莽は前殿から南へ「平」の階を下り、西の白虎門に出たあと、門外に用意されて待っていた車に乗った。王莽の移動路線により、この白虎門は前殿の西門であることがわかる。したがって、殿南門（端門）・殿東門・殿西門が殿垣に構築され、前殿の領域を宮城から区別したことは確実である。

これ以外に、もう一つの殿門を重視する必要がある。それは「金馬門」である。『漢書』揚雄伝には「金馬門に策を対う（対策金馬門）」とある。金馬門は官吏らが常日頃に天子の命令を待ち、政治について自分の考えを上奏する場所の一つである。金馬門の位置について、『漢書』霍光伝には関係記録がある。

王 殿を下り、金馬門を出、群臣随うて送る。王 西面して拜す。曰く、「愚^{おろかもの} 戇^{たえ}ゆえ漢の事に任ず」と。

（王下殿、出金馬門。群臣随送。王西面拜、曰「愚戇不任漢事。」）

この条は昌邑王劉賀が廃位された後、まず殿から降りて、金馬門より出て、西に向いて拜する、という場面を記している。劉賀が西面して拜するので、金馬門は間違いなく殿の東側にある。官吏らが日常的に金馬門で待ち合わせをしたり、政治の策について皇帝に上奏をしたりしている記載により、金馬門は「常朝」中樞の宣室の近くにあると推定される。したがって、金馬門はおそらく前殿の殿東門の北に位置したであろう。

上記の端門、殿東門、殿西門、しかも金馬門を設ける殿の垣は、「朝」空間の内層の垣であり、「朝」内垣と称されるのであろう。この「朝」内垣の外側には、もう一層の垣がある。この外垣にあるのは司馬門である。

賈誼『新書』等斉に「天子宫門、司馬と曰う（天子宫門曰司馬）」とあり、『三輔黄図』に「漢未央・長樂・甘泉宮、四面に皆な公車司馬門ある（漢未央・長樂・甘泉宮四面皆有公車司馬門）」とある。この2つの史料により、未央宮の宮城門は司馬門と称され、東・南・西・北の宮垣に設置されたことがわかる。

『漢官旧儀』には「宮司馬の内、百官 籍を案じ、出でて入る（宮司馬内、百官案籍出入）」とあり、『漢官解詁』には「凡そ宮中に居る者、皆な門に籍を施し、其の姓名を

²¹⁵ 中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮 1980—1989 年考古発掘報告』（中国大百科全書出版社、1996 年）17 頁。

²¹⁶ 『漢書』王莽伝（天鳳三年（紀元 16 年）十月）「王路朱鳥門鳴、昼夜不絶」とある。

²¹⁷ 劉慶柱・李毓芳『漢長安城』（文物出版社、2003 年）60 頁。

案ずる) (凡居宮中者、皆施籍於門、案其姓名)」²¹⁸とある。籍は二尺の竹牒であり、その上に司馬門に入る者の年齢・姓名・服色などを記して、門に掛けられる。籍に記載された者と異なる者は門に入れない。このような門の出入りの禁制があるため、門内と門外を2つの領域に分ける必要があった。ただ司馬門に入れる者は殿門にも入れるわけではない。

『史記』呂后本紀に高后八年(紀元前180年)、

呂祿・呂産 乱を發せんと欲す……呂産……^{すなわ} 迺ち未央宮に入り、乱を為さんと欲す。殿門 入ることを得ず、^{はいくわい} 裴回往来す。平陽侯 勝たざらんことを恐れ、馳せて太尉に語ぐ。太尉 尚ほ諸呂に勝たざらんことを恐れ、未だ敢て之を誅するを訟言せず。迺ち朱虚侯を遣はして、謂いて曰く、「急に宮に入りて帝を衛れ」と。朱虚侯 卒を請う。太尉 卒千余人を予う。未央宮門に入り、遂に産を廷中に見る。日餽時なり、遂に産を撃つ。産走る。天風大いに起る。故を以て其の從官乱れ、敢て闘うものなし。産を逐い、之を郎中府の吏の廁中に殺す。

(呂祿・呂産欲發乱……呂産……迺入未央宮、欲為乱、殿門弗得入、裴回往来。平陽侯恐弗勝、馳語太尉。太尉尚恐不勝諸呂、未敢訟言誅之、迺遣朱虚侯謂曰「急入宮衛帝。」朱虚侯請卒、太尉予卒千余人。入未央宮門、遂見産廷中。日餽時、遂撃産。産走、天風大起、以故其從官乱、莫敢闘。逐産、殺之郎中府吏廁中。)

とある。

呂産は未央宮に入ったが、殿門には入れなかった。未央宮門と殿門の間に殿垣外・宮垣内の廷がある。すなわち、殿垣の内外には二重の「廷」空間がある。この宮垣・殿垣によって現れた二重空間は、二重の内・外空間関係を示している。この二重の内・外空間は、可視的な空間において、臣下と皇帝の距離を表現している。例えば、東方朔に関する記事はこのことを表す。東方朔は武帝に才能を認められて活躍した。最初に東方朔が「文辞不遜にして、高く自ら称譽す。上、之を偉とし、公車に待詔せしむる(文辞不遜、高自称譽、上偉之、令待詔公車)」²¹⁹のであった。この時の東方朔は宮門に入る権利はない。自分の才能を発揮して待遇改善を訴えるため、その後、武帝に政策の意見を提出し、武帝の認めを得て、その結果、「金馬門に待詔せしめ、稍く親近せらるるを得る(待詔金馬門、稍得親近)」²²⁰となった。金馬門が宮内にあるため、この時の東方朔は宮門に入る許可を得て、武帝に前より近くなった。これは空間からみられる臣下と皇帝の親近程度の例であろう。つまり、門に入る権利・許可を持っている者は皇帝に近く、入れないものは皇帝に遠い。皇帝に近い人は「内」の位に立ち、遠い者は「外」

²¹⁸ 『芸文類聚』衛尉の条所収。

²¹⁹ 『漢書』東方朔伝より。

²²⁰ 『漢書』東方朔伝より。

の位にいる。それは門によって表現された内・外の本質的な意義ではなからうか。

因って、殿門を設ける殿垣で二重の「廷」が出来上がった。第一重は殿門内の廷で、第二重は殿門外・司馬門内の廷である。しかし、司馬門があるため、司馬門内の「廷」だけでなく、司馬門外にも「廷」がある。それは第三重の「廷」であろう。

蕭何が未央宮を造営するとき、最初に宮城中心の前殿を構築するとともに、東闕・北闕を建てた。未央宮においては、東・西・南・北の四面に宮門を設けたが、闕は東闕・北闕のみである。東闕は東司馬門とセットになり、北闕は西司馬門とともに構築された。闕は皇帝の威儀を表現する施設であり、「法令 従りて出るところなり（法令所従出也）」²²¹ということで、「政治的な場」²²²である。因って、「朝」空間における最も外部の空間施設としての機能を遂行する。

ただし、東闕は「諸侯を朝する門（朝諸侯之門）」²²³であり、皇室および諸侯王の活動場所であるため、「朝」における施設としての闕の政治機能は公車機構（公車府）所在の北闕によって遂行されることになる。故に、上書・奏事・謁見しようとする者は皆な北闕に詣る必要がある。未央宮に入ることができない官吏たちにとって、北闕は待詔する場所である。『漢書』王莽伝に「庶民・諸生・郎吏以上 闕を守もって上書する者 日に千余人（庶民・諸生・郎吏以上守闕上書者日千余人）」と「諸生・吏民が翕然と辞し、連びに闕庭を守り、故に其章を下る（諸生・吏民翕然同辞、連守闕庭、故下其章）」とある。北闕は吏民の請願・庭争・請罪の場所でもある。実際、これらを遂行する機能により、北闕は人の集まる場所として構築された。

そのうえ、『釈名』釈宮室に「廷、停なり。人の集る所の処なり（廷、停也、人所集之処也）」とあることにより、そのような必要性に基づき、闕と広場のような「廷」を合わせて開放的な「闕廷」空間は構築されたことが推定できる。

また、「天下の布衣 各々志を励み、精を竭して闕廷に赴き、自ら銜鬻こむ者、数うるに勝うべからず（天下布衣各立志竭精以赴闕廷自銜鬻者不可勝数）」²²⁴ということで、闕廷は皇帝が吏・民を連結する空間となったことがわかる。加えて、『漢書』雋不疑伝に「始元五年、一男子有り 黄犢車に乗り、黄旒を建ち、黄檐褕を衣、黄冒を著り、北闕に詣り、自ら衛太子と謂う。公車 聞を以て詔して公卿・將軍・中二千石らをして識視しめる。長安中の吏民 聚まって観る者 数万人。右將軍 闕下に兵を勒え、以て非常に備ふ（始元五年、有一男子乘黄犢車、建黄旒、衣黄檐褕、著黄冒、詣北闕、自謂衛太子。公車以聞、詔使公卿將軍中二千石雜識視。長安中吏民聚觀者数万人。右將軍勒兵闕下、以備非常）」とあることにより、吏民所在の闕廷は闕の下・闕の外側に位置するこ

²²¹ 『漢書』五行志より。

²²² 渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序一日中比較史の視点から一』（校倉書房、2003年）158頁。

²²³ 『漢書』五行志より。

²²⁴ 『漢書』梅福伝より。

とがわかる。

つまり、公車所在の北闕は朝の内・外を連ねる役割も果たし、漢代の帝・吏・民を直接に連結することができた装置だと言える。

さらに、闕において、「衆罍」も設けられる。『漢書』五行志に「文帝七年六月癸酉、未央宮東闕衆罍災」とある。「東闕と其の両傍の衆罍、皆な災すなり（東闕与其両傍衆罍皆災也）」（『漢書』文帝紀所収の如淳の説明）および「衆罍在外」（『前漢紀』文帝紀）という記述により、「衆罍」が闕外に設けられ、両側にもあることがわかる。すなわち、衆罍は「闕と連なる曲閣（連闕曲閣也）」（顔師古注）である。したがって、漢代で、衆罍は闕とセットとなり、闕の予備空間として使用され可能性がある。しかも、漢代以後の闕門にも構築された²²⁵。

このようにして、殿垣（「朝」内垣）と宮垣（「朝」外垣）で「廷」の三重構成が出来上がった。第一重は殿門内の廷、第二重は殿垣外・宮垣内の廷、第三重は宮垣外の闕下の廷である。この三重構成は閉鎖的な空間と開放的な空間を組み合わせる存在である。

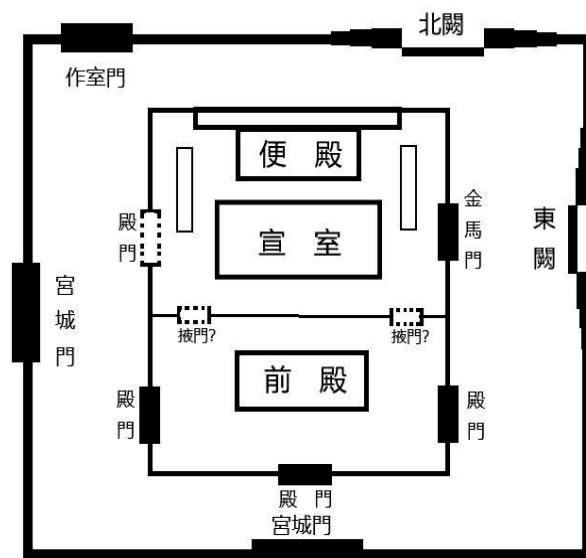


図2-9 前漢「朝」空間イメージ図

論者作成

5. 結び

前漢の「朝」空間は中国史上最初の完備された帝国「朝」空間である。

この建てられた「朝」空間に、殿・陛・廷・門闕・垣などの空間要素を以て、形成さ

²²⁵ 『三国志』魏書・明帝紀に引く「魏略」に「起太極諸殿……備如漢西京之制、築圍闔諸門闕外衆罍」とある。

れたのは複合的な空間である。

前漢「朝」空間の中心部は、「大朝会」中枢としての前殿と、「常朝」中枢としての宣室およびその後ろにある便殿からなっていた。この中心部は、龍首山をベースとした高台に構築された。これは皇帝の空間が他の空間より高いことを強調し、皇帝を尊ぶことを表現している。

「陛」(天子階)は秦帝国の「陛」と同様の「両正階」建設様式を採用し、正階に「東西両階」を設けた。「左城右平」・「重軒三階」の特徴を持っていた。漢の皇帝は車に乗り、「平」の東階より殿に上る。皇帝が「朝」空間において主階と称される東階を利用する動きは皇帝の「朝」の主人的身分を表現し強調している。

殿垣(「朝」内垣)と宮垣(「朝」外垣)で「廷」の三重構成が出来上がった。第一重は殿門内の廷、第二重は殿垣外・宮垣内の廷、第三重は宮垣外の闕下の廷である。この三重構成は閉鎖的な空間と開放的な空間を組み合わせる存在である。第一重・第二重の「廷」は帝と吏を連結する空間であり、第三重の「廷」は帝・吏・民を直接に連結する。帝国の「朝」空間において庶民に属する領域があったことは、先秦時代にはすでに存在していた民を重視する政治理念を可視的にしたのではなかろうか。

さらに、前漢の「朝」空間の「陛」、「殿門」および「闕」は注目すべきものである。「陛」があるため、陛上・陛下空間があった。「殿門」があるため、「殿門」内の殿廷と「殿門」外の殿外空間があった。「闕」があるため、「闕」内の宮城内空間と「闕」外の闕廷があった。「陛」で形成された陛上・陛下空間、殿門で形成された殿廷と殿外空間、闕門で形成された宮城内空間と闕廷は前漢「朝」空間の上下・内外をはっきり区画している。すなわち、前漢の「朝」空間は、陛上の殿・陛・陛下の廷からなる上下三重の空間であり、「堂塗」によって形成した左中右の三重「殿廷」を持っていた空間であり、垣・門・闕によって形成した内外の三重「廷」を持っていた空間である。特に、「陛」の高大な「重軒三階」の建設様式は、皇帝の「威を重くす」る特徴を顕示している。この特徴は前漢「朝」空間のみ有しているものである。

第三章

後漢の「正宮」帝朝と「離宮」后朝

— 帝国「朝」空間の変容 —

1. 後漢「朝」空間の問題

皇帝「朝」空間とは、帝国「大朝会」を行い、且つ皇帝が親ら国政を執る空間ということである。太后「朝」空間とは、太后が少帝の代わりに国政を執る空間ということである。

草創期の秦代と異なり、形成期の前漢時代とも異なり、後漢時代は帝国「朝」空間が前漢に建てられた「朝」空間に基づいて変容した時期である。この変容の時期に、古代中国の帝国「朝」空間の完全な建設基準や、構築様式が形成されたと言える。その変容は後漢の「両宮制」、更に正確に言えば、後漢の両宮に現れた皇帝「朝」・太后「朝」空間という特徴に深く関わっている。

「朝」空間は宮城の一部であるため、後漢の「朝」空間について検討する際、後漢の宮城問題が避けられない問題である。しかし、学界ではまだ明らかにされていないのは後漢の宮城問題である。その最大の難点は、上述の「南北両宮制」である。後漢の「南北両宮制」に関しては、①歴代において、同一都城空間に「南北両宮」が存在していなかったが、なぜ後漢の洛陽に「南北両宮」があったか、②後漢の洛陽が周礼の王城制に従って設計されていたことは学界においてあまり異論がないが、周礼の王城制は「両宮制」ではなく「一宮制」であり、後漢の「南北両宮制」とは異なるのである、という2つの未解決の問題点がある。

さらに、「南北両宮」の存在により、学界には南宮と北宮の主従に関する論争がある。南宮と北宮の主従について、いくつかの異なる意見がある。一つは、現在の史料データから両宮の主従を区別することは困難であるというものである²²⁶。もう一つは、南宮が主宮城で、後漢の末までに北宮より重要宮城として存在していたというものである²²⁷。あと一つの意見はこれとは逆で、北宮の建設が完成した後、北宮が主宮城になったというものである²²⁸。このような主張をまとめて4点ある。①『後漢書』によれば、南宮

²²⁶ 周長山『漢代城市研究』（人民出版社、2001年）86頁。

²²⁷ 段鵬琦「漢魏洛陽城的幾個問題」（『中国考古学研究—夏鼐先生考古五十年紀念論文集—』、文物出版、1986年）

²²⁸ 傅熹年『中国古代建築史』第二卷（中国建築工業出版社、2000年）9頁。

の宮殿数は22、北宮の宮殿数は15で、南宮宮殿の方が多ということである。②洛陽の都城の正門の平城門が南宮の正門に近いこと、南宮を主宮城としたということである。③「大朝」の中樞である徳陽殿は北宮にあるため、北宮を主宮城としたということである。④考古学的分析によれば、北宮の宮城の面積の方が大きいということである²²⁹。

しかしながら、上述した南宮と北宮の主従の論争においては、「常朝」空間の所在が議論されていなかった。後漢の南宮と北宮は確実に主従の区別があるならば、皇帝の日常政務を執る空間として、「常朝」空間は「朝」空間の重要な部分であり、主宮城にあるべきである。換言すれば、南宮が主宮城である説によれば「常朝」空間は南宮にあるべきであり、北宮が主宮城である説によれば「常朝」空間は北宮にあるべきである。しかし、『後漢書』の「常朝」に関する記載により、南宮と北宮にはともに「常朝」空間があった。

したがって、後漢洛陽の宮城制度問題および南宮と北宮の主従の論争において、最も重要な問題は後漢の「朝」空間が明確ではないということである。すなわち、後漢洛陽の宮城制度問題および南宮と北宮の主従の論争を解決するために、後漢の「朝」空間の究明と復元は不可欠な一環であるに相違ない。「朝」空間問題に関連している政治空間の先行研究には、渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」という後漢の皇帝・太后・官吏の政治空間を検討する研究成果がある²³⁰。その中にある後漢皇帝・太后の執政場所と生活空間に関する検討が注目し値すべきと思われる。渡邊氏は、後漢皇帝の執政場所は北・南宮の前殿であり、太后の生活空間は南宮の禁中にあった長樂宮・長秋宮であり²³¹、執政場所は南宮の前殿であることを指摘した。しかし、渡邊氏の検討において、問題点がある。①後漢時代において、皇帝「朝」・太后「朝」空間の存在（「大朝会」と「常朝」の空間的差異、「朝」空間は政治空間であるのみならず儀礼空間でもあること）を意識していなかったことである。②禁中にある定策する空間を太后の政治空間から外したことである。禁中が確実に太后と外戚との議政の場であるため、単に太后の政治場所を禁中の外側に位置している前殿に限定する結論は妥当とは言えない。③後漢の皇帝・太后の政治空間の全体を究明していなかったことである。④太后「朝」空間の特徴および皇帝「朝」空間との差異を検討していなかったことである。よって、渡邊氏の検討は未だ従来の後漢洛陽の「両宮」論争を解決していなかった

²²⁹ この説は傅熹年が王仲殊の洛陽復元案に基づいて指摘されたのである。（傅熹年『中国古代建築史』第二巻（中国建築工業出版社、2000年）9頁を参照）

²³⁰ 渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』119巻（12号）、2010年）を参照。

²³¹ 後漢太后の生活空間について、『後漢書』皇后紀に「及帝崩、肅宗即位、尊后曰皇太后。諸貴人當徙居南宮、太后感析別之懷、各賜王赤綬、加安車駟馬、白越三千端、雜帛二千匹、黃金十斤」とあることにより、渡邊氏の結論が正確とはいえない。

と言える。

故に、本章では、先行研究を踏襲し、「殿」・「門」・「闕」・「垣」などの「朝」空間の諸要素から、後漢「朝」空間の構造と特徴について論じ、「朝」空間の復元を試み、後漢の宮城制度問題および南宮と北宮の主従の論争に対して、解決策を提供する。

2. 後漢の皇帝「朝」空間

皇帝「朝」空間は、帝国「大朝会」を行い、且つ皇帝が親ら国政を執る空間である。

『後漢書』礼儀志の朝会条には「月朔・歳首ごとに²³²、大朝と為して賀を受く（毎月朔歳首、為大朝受賀）」とあることから、帝国「大朝会」を行う場を有する空間が、皇帝「朝」空間と称されることがわかり、また、同条に引用される蔡質『漢儀』「正月の旦、天子 徳陽殿に幸し、臨軒す……徳陽殿の周旋 万人を容る……天子 正旦の節に、百僚を此に会朝す」との記載により、後漢の皇帝が、徳陽殿に行って臨軒し、諸官僚をここに参集させ、「大朝会」を行ったことがわかる。すなわち、後漢の「大朝会」は「徳陽殿」を中枢空間として行われたため、徳陽殿の所在の宮城が、後漢の皇帝「朝」空間の所在の宮城であることがわかる。

しかし、後漢の徳陽殿は、明帝の時期に建築されたものであるため、光武帝時期の「大朝会」は別の場において行われたのである。よって、以下、光武帝時期と明帝以後という2つの時期に分けて後漢の皇帝「朝」空間を検討する。

2.1. 光武帝時期の南宮皇帝「朝」空間

後漢の光武帝の建武元年(25年)、冬の10月になり、「(光武帝の)車駕 洛陽に入り、南宮の却非殿に幸し、遂いに都を定む(車駕入洛陽、幸南宮却非殿、遂定都焉)」（『後漢書』光武帝紀）その後、洛陽の帝都建設が始まった。これは、洛陽が帝国の首都として中国の歴史的舞台に登場した最初の記載である。南宮は光武帝の「朝」空間の所在地であるため、以下、光武帝時期の南宮皇帝「朝」空間を先に検討する。

²³² 『独断』に「旧儀三公以下月朝、後省、常以六月朔・十月朔旦朝、後又以盛暑省六月朝、故今独以為正月・十月朔朝也」とある。

表 3-1 光武帝時期の南宮皇帝「朝」空間要素史料表

年号 年数	西 曆	事情	記 載	出 典
(後漢 以前)			秦時已有 南北宮 。	『輿地志』
			高祖置酒雒陽 南宮 。	『史記』高祖本紀
			二月、更始自洛陽而西。初發、李松奉引、馬驚奔、觸 北宮 鉄柱門、三馬皆死。	『後漢書』劉玄伝
建武元年	25	定都	冬十月癸丑、車駕入洛陽、幸南宮 却非殿 、遂定都焉。	『後漢書』光武帝紀
建武三年	27	日常 政務	見於 雲台 。 引見 雲台 。	『後漢書』馮魴伝 『後漢書』樊曄伝
建武四年	28	大朝 日常 政務	正月、朝公卿・大夫・博士、見於 雲台 。 冬……引見於 宣徳殿 。	『後漢書』范升伝 『後漢書』馬援伝
建武七年	31	日常 政務	旧制上書……既上、詣 北軍 待報……奏詣 闕 、平旦上、其有當見及冤結者、常以日出時、騶騎馳出召入。 公卿・司隸・州牧举賢良・方正各一人、遣詣 公車 、朕将覽試焉。	『東觀漢記』光武帝紀 『後漢書』光武帝紀
建武十三年	37	建設 事業	南屯司馬主平城門。(劉昭注引『古今注』曰「建武十三年九月、初開此門。」) (平城門、正陽之門、 与宮連 、郊祀法駕所由從出、門之最尊者也。)	『後漢書』百官志 『後漢書』五行志注
建武十四年	38	建設 事業	春正月、起 南宮前殿 。	『後漢書』光武帝紀
中元二年	57	崩御	二月戊戌、(光武)帝崩於 南宮前殿 。	『後漢書』光武帝紀
		即位	二月戊戌、(明帝)即皇帝位。	『後漢書』明帝紀

2.1.1. 散在的な「朝」中枢の「殿」

後漢以前、洛陽には南北両宮があった。『輿地志』に「秦の時、已に南北宮あり（秦時已有南北宮）」とある。前漢初、「（高祖五年）高祖 雒陽の南宮に酒を置く（（高祖五年）高祖置酒雒陽南宮）。」（『史記』高祖本紀）紀元前 202 年、漢の高祖皇帝の劉邦が洛陽の南宮に住んでいた²³³。王莽の新と後漢の交替の時、劉玄更始二年（24 年）「二月、更始 洛陽よりして西す。初めて発し、李松 奉引するや、馬 驚き奔りて、北宮の鉄柱門に触れ、三馬 皆な死す（二月、更始自洛陽而西。初発、李松奉引、馬驚奔、触北宮鉄柱門、三馬皆死）」²³⁴という史料は、24 年 2 月に、更始帝が洛陽から西に向かい、出発しようとしたところ、馬が驚いて走り、洛陽北宮の鉄柱門に触れ、三頭すべて死んでしまったことを述べている。この史料には、24 年には、北宮も洛陽にすでに存在していたことが明白に記されている。これは北宮に関する確実な記載である。この三つの史料により、洛陽の北宮と南宮は後漢以前に存在していたことは確実である。

また、「南宮より北宮にいたるまで、中央に大屋の複道 三道を作り行く。天子 中道従りし、従官 左右を夾み、十歩ごとに一衛あり。両宮は相去ること七里（南宮至北宮、中央作大屋、複道、三道行、天子従中道、従官夾左右、十歩一衛。両宮相去七里）」²³⁵という記述がある。すなわち、両宮の間に複道がある。大きな屋根を持つ複道は 3 つの道に分けて作られる。天子は（三道のうち）中道を使用し、おつきの者は左右の道を使用する。この史料により、南宮と北宮は複道によって連結されていたことがわかる。

ここで注目するのは、後漢以前、洛陽の南宮が存在し、漢高祖の劉邦がかつて南宮で宴会を開いたことは、南宮には後漢の帝都になる前に数か所の殿²³⁶があったことを明示していることである。

「殿」は「朝」空間の不可欠な中枢であり、後漢南宮の「朝」空間中枢に関して、表 3-1 の示しているように、数条の記載がある。すなわち、却非殿・雲台・宣徳殿・南宮前殿が、光武帝時期の皇帝「朝」空間中枢とされたのである。

まず、光武帝時期の「大朝会」中枢について検討しはじめる。

表 3-1 に挙げた建武四年（28 年）「正月、公卿・大夫・博士を朝し、雲台に於いて見ゆ（正月、朝公卿・大夫・博士、見於雲台）」という「大朝会」を行った記載により、雲台が「大朝会」中枢とされたのは確実である。しかし、建武四年に南宮前殿が未だ建築されなかった。後漢以前、洛陽は、帝国の首都として存在していなかったため、帝国

²³³ 『史記』高祖本紀に「上居南宮」とある。

²³⁴ 『後漢書』劉玄伝より。

²³⁵ 『後漢書』光武帝紀の李賢の注に引用される蔡質『漢典職儀』の内容である。

²³⁶ 後漢洛陽の南宮にある宮殿について、王啓敏「東漢洛陽南宮史事考」（『洛陽師範学院学報』、第 34 卷第 6 期、2015 年 6 月）が検討した。本章は、この研究成果を踏襲した上に、南宮「朝」空間にある「殿」に限り、史料を補足して検討する。

の首都が有するべき空間的要素を持っていないことは確実である。南宮前殿が最初に建築された後漢「朝」空間の「殿」であり、南宮「朝」空間における最重要な「殿」とは言え、重要な儀礼や政治活動の場でもあったと推測できる。明帝の即位礼は南宮前殿において行われたことは一つの傍証である。中元二年（57年）、光武帝が南宮前殿において崩じた。『後漢書』礼儀志の記載により、後漢諸帝の即位礼が「枢前」で行なわれたため²³⁷、南宮前殿は明帝の即位礼を行った宮殿であることがわかる。よって、後漢の「前殿」は宮城の正殿で政務を執る空間施設であり²³⁸、建武十四年（38年）に南宮前殿が建てられた後、光武帝時代の「大朝会」は恐らく南宮前殿を中枢空間として行われたと判断できる。

さらに、後漢の「大朝会儀」に関して蔡質『漢儀』に、

正月の旦……公・卿・将・大夫、百官 各々位を陪して朝賀す。蛮・貊・胡・羌 朝貢す。畢はれば、郡に属する計吏を見るに、皆 陛で覲^{まみ}へ、庭燎す。宗室の諸劉 親会すること万人以上、西面に立つ。位 既に定まれば、寿を上る。群計吏 中庭に北面して立ち、太官食を上り、群臣に酒食を賜うに、〔西より入り東より出づ〕。御史四人 法を殿下に執り、虎賁・羽林 弓を張り 矢を挟み、戟を左右に陛べ、戎頭・偏脛し 前に陪い後ろを向く、左右中郎将は東南に位し、羽林・虎賁将は東北に位し、五官将は中央に位し、悉く坐して賜に就く。

（正月旦、天子幸德陽殿、臨軒。公・卿・将・大夫、百官各陪位朝賀。蛮・貊・胡・羌朝貢畢、見属郡計吏、皆陛覲、庭燎。宗室諸劉親会、万人以上、立西面。位既定、上寿。群計吏中庭北面立、太官上食、賜群臣酒食、〔西入東出〕。御史四人執法殿下、虎賁・羽林張弓挾矢、陛戟左右、戎頭偏脛陪前向後、左右中郎将位東南、羽林・虎賁将位東北、五官将位中央、悉坐就賜。）²³⁹

とあることから、「大朝会」を行うため、中枢としての「殿」のみならず、殿下の「廷」も必要なものである。したがって、光武帝時代の雲台と南宮前殿の下において、「廷」を設置されたと推定できる。ただ「廷」の領域は未だ不明である。

ところが、「大朝会」の空間以外に皇帝が日常的な政務をとる（「常朝」）空間もある。しかるに、後漢の「常朝」について、清代の秦蕙田『五礼通考』²⁴⁰に「秦漢以降、南北朝にまで、史志 朝防の儀注に詳し、常朝闕如なり（秦漢以降迄於南北朝、史志詳於朝防之儀注而常朝闕如）」という明確な検討結果がある。秦蕙田の述べたように、秦漢時

²³⁷ 金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、2001年）205頁を参照。

²³⁸ 渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』119巻（12号）、2010年）を参照。

²³⁹ 『後漢書』礼儀志の朝会条における劉昭注。

²⁴⁰ 『五礼通考』卷一百三十三・嘉礼六・朝礼より。

代の「常朝」に関する具体的な記載は、史料の制約のため、「大朝会儀」のような明白な直接的記載はないが、関連する記述があるため、「常朝」空間の中核所在を明らかにすることは可能である。故に、以下、光武帝の「常朝」中核所在について検討する。

『後漢書』光武帝紀に「(光武帝)毎に旦に朝を視、日 仄きて乃ち罷む。(毎旦視朝、日仄乃罷)」とあり、光武帝が毎日早朝から「朝」にて政務を執り行い、夕方になるまで止めなかったことを表している。すなわち、光武帝は毎日臨朝できる空間が必要とするのである。表 3-1 の示すように、却非殿・雲台・宣徳殿・南宮前殿は光武帝の「常朝」中核である。却非殿は、光武帝が洛陽に都を定めた際、既に存在していたものである。また、建武三年(27年)「雲台に於いて見ゆ(見於雲台)」と「雲台に引見す(引見雲台)」という光武帝が雲台において政を問った記述により、雲台は、南宮前殿が未完成の時期(建武十四年(38年)以前)に、光武帝の日常政務を執る空間として用いられたのである。宣徳殿は、建武四年(28年)に馬援を「宣徳殿に引見す(引見於宣徳殿)」とあることから、後漢初期に宣徳殿が南宮「朝」空間の中核としたのは確実である。中元二年(57年)、毎日臨朝する光武帝が「南宮前殿に崩じ」た。南宮前殿は南宮の主殿であることにより、光武帝の日常政務空間として使用されたと推定できる。すなわち、南宮が光武帝「朝」空間の所在地として用いられた状況は光武帝が崩じたままでに変化していなく、却非殿・雲台・宣徳殿、および新築された南宮前殿が、光武帝「朝」空間中核として使用されたのである。全体的な空間配置から見れば、光武帝の「朝」空間中核は散在的な形態を表している。

南宮には後漢以前の宮殿が数か所あったため、光武帝が以前の宮殿を「朝」空間中核として使用された可能性が高い。さらに、『後漢書』光武帝紀に記されているように、光武帝が、建武二年(26年)に「洛陽に高廟を起ち、社稷を建ち、城南に郊兆を立つ(起高廟、建社稷於洛陽、立郊兆於城南)」のであり、建武五年(29年)に「太学を起つ(起太学)」のであり、建武十三年(37年)に皇帝の南郊祭祀のために「平城門」を開き、中元元年(56年)になり、「明堂・靈台・辟雍、及び北郊兆域を起つ(起明堂・靈台・辟雍、及北郊兆域)」のであるため、礼制施設の建築を重視していた。すなわち、光武帝時代の帝都建設事業は、「朝」空間ではなく礼制施設の建築を主として行われたのである。光武帝の時期は洛陽を後漢の帝都として定めた直後の時期であり、洛陽にある「朝」空間施設は帝国の「朝」空間の要素として建築されたものではなく、光武帝時代の「朝」空間は皇帝の「朝」空間の要求に達していなかったことは考えられないことではない。光武帝の「朝」空間中核の散在的な形態は、一つの傍証である。

2.1.2. 朝垣・北闕廷を持つ南宮光武帝「朝」空間

上記において、却非殿・雲台・顯親殿・南宮前殿が南宮「朝」空間の中枢であることを分析した。そのうえに、南宮「朝」空間を明らかにするために、南宮「朝」空間の領域を究明するためには、「朝」空間の門・垣などについて検討する必要がある。

建武十三年（37年）の条に「南屯司馬主平城門」とあり、劉昭が『古今注』曰く、「建武十三年九月、初めて此の門を開く」と（『古今注』曰「建武十三年九月、初開此門」）とある注を附している。また、「平城門は、正陽の門にして、宮と連なる。郊祀の法駕の由り従いて出る所にして、門の最も尊き者なり（平城門、正陽之門、与宮連、郊祀法駕所由従出、門之最尊者也）」²⁴¹との蔡邕の話により、平城門は宮と連なっている城門であることがわかる。すなわち、光武帝時代の南宮の宮垣において南門があったことが確実である。そのうえ、『後漢書』百官志に「宮掖門、門ごとに司馬一人（宮掖門、每門司馬一人）」とあることにより、南宮の南門のところに掖門は設けられたのである。それにより、光武帝が南宮の元の宮垣を後漢南宮の宮垣として使用された可能性が高いと判断できる。しかも、前引した『後漢書』百官志の同条に「宮門蒼龍司馬、主東門。玄武司馬、主玄武門」とあり、南宮の宮垣に蒼龍・玄武の門があったが、東宮城門と北宮城門の建築時間が不明であるため、光武帝の時代に、南宮には確実に東宮城門と北宮城門およびそれらの掖門を設けられたとは言えない。南宮の南門およびその掖門を設置された宮垣は、光武帝「朝」空間の朝垣である。

さらに、前漢未央宮において、闕は「朝」空間の外垣に設置され、宮内・宮外の境界線として機能をしていた。特に、公車所在の北闕は朝の内・外に連なり、闕の政治機能を遂行し、漢代の帝・吏・民を直接に連結していたのである。ただし、公車所在の闕と殿（「朝」空間の中枢）の位置関係は、前漢において北に公車があり、南に殿があったが、後漢においては、どのような状態になったのであろうか。

『後漢書』張讓伝に「掖庭令の畢嵐をして銅人四を鑄し、倉龍・玄武闕に列せしむ。又四鐘を鑄し、皆な二千斛を受け、玉堂及び雲台殿前に懸く（使掖庭令畢嵐鑄銅人四列於倉龍・玄武闕。又鑄四鐘、皆受二千斛、懸於玉堂及雲台殿前）」とある。李賢は「倉龍、東闕。玄武、北闕」と注をつけた。洛陽南宮には北闕と東闕があることは確かであるが、光武帝時代に設置されたか。

『後漢書』光武帝紀の建武七年四月の詔に「公卿・司隸・州牧は賢良・方正各々一人を挙げ、遣はして公車に詣らしめよ。朕將に覽試せん（公卿・司隸・州牧挙賢良・方正各一人、遣詣公車、朕將覽試焉）」とある。公卿・司隸・州牧は賢良・方正をそれぞれ一人推薦し、公車機構に到らせるようにと光武帝に要求された。

²⁴¹ 『後漢書』五行志の劉昭の注より。

また、『後漢書』趙憲伝に、

時に鄧奉 南陽に反す。憲は素より奉と善く、数々書を遺りて之を切責す。而るに讒者は困りて言う、憲は奉と合謀すと。帝 以て疑を為す。奉 敗るるに及び、帝 憲の書を得、乃ち驚きて曰く、「趙憲は真の長者なり」と。即ち憲を徴し、引見して鞍馬を賜い、公車に待詔せしむ。

(時鄧奉反於南陽、憲素与奉善、数遺書切責之、而讒者因言憲与奉合謀、帝以為疑。及奉敗、帝得憲書、乃驚曰「趙憲真長者也。」即徴憲、引見、賜鞍馬、待詔公車。)

とある。鄧奉が南陽で反乱を起こしたため、鄧奉と親しい趙憲は書簡を鄧奉に送って責めてあげた。鄧奉が敗れたあと、光武帝はこのことを了解し、直ちに趙憲を徴召し、接見して鞍と馬を賜い、公車機構に待詔させた。

上記の『後漢書』光武帝紀の建武七年四月の詔、および『後漢書』趙憲伝の記述により、光武帝の時期にはすでに公車機構を設置したことがわかる。光武帝の「朝」空間の所在地は南宮であるため、皇帝に協力する尚書、侍御史などの政務機構も南宮に設けられたと考えられ、しかも、公車府は吏・民の上奏を受ける機構として、四方の貢献を受ける機構として、光武帝「朝」空間所在の南宮に設けられたとも考えられる。

さらに、『後漢書』百官志の衛尉条にある「公車司馬令一人、六百石。本注に曰く、「宮の南闕門を掌る。凡そ吏民 上章し、四方 貢献し、及び徴せられて公車に詣る者あり」と。(公車司馬令一人、六百石。本注曰「掌宮南闕門、凡吏民上章、四方貢献、及徴詣公車者」)」という史料により、南闕門は官吏と民の上章するところであり、朝貢を受けるところでもあったことがわかる。ゆえに、光武帝の公車府は南宮の南闕門に設置されるべきであるが、これは確実であろうか。

前述に述べていた通り、平城門は宮と連なっている城門であり、南宮の南宮城門に近い門であるが、建武七年には、平城門は未だ開かれなかった。つまり、「建武七年四月の詔」にかかわる公車府所在の門闕は平城門ではない。南闕門に公車機構を設置したのは明帝が北宮に移住したあとのことであろう。明帝が北宮に移住するまえに、公車機構は南宮にあったに相違ないが、南宮の南闕門に設置されなかった可能性もある。陳蘇鎮は南宮にある公車機構の所在について考証した。陳蘇鎮は『東觀漢記』光武帝紀の建武七年正月の条にある、

旧制上書……既に上して、北軍に詣す。報を待つ……奏して闕に詣す。平旦に上して、其の當見及び冤結者有り、常に日出の時を以て、驄騎 馳け出して召して入る。

(旧制上書……既上、詣北軍待報……奏詣闕、平旦上、其有當見及冤結者、常以日

出時、騶騎馳出召入。)

という記載に基づき、前漢長安の北軍は未央宮の北闕あたりに駐軍した状況と合わせて、詣闕上書の者は必ず「詣北軍待報」、その後「騶騎馳出召入」を待つのであると分析した。そのうえに、この記載によると、詣闕上書の闕門は北軍の駐軍場所に近く、南宮の北側にあるべきである。北宮が建設されていなかった光武帝のとき、公車機構が南宮北闕に設置されたと指摘した²⁴²。つまり、吏・民の上書する空間である闕廷は南宮の北闕下に設置されたのである。

光武帝「朝」空間の形態特徴を総括すれば、図3-1の示すように、散在的な中枢の「殿」をもち、朝垣および北闕廷を有するのはその特徴であろう。

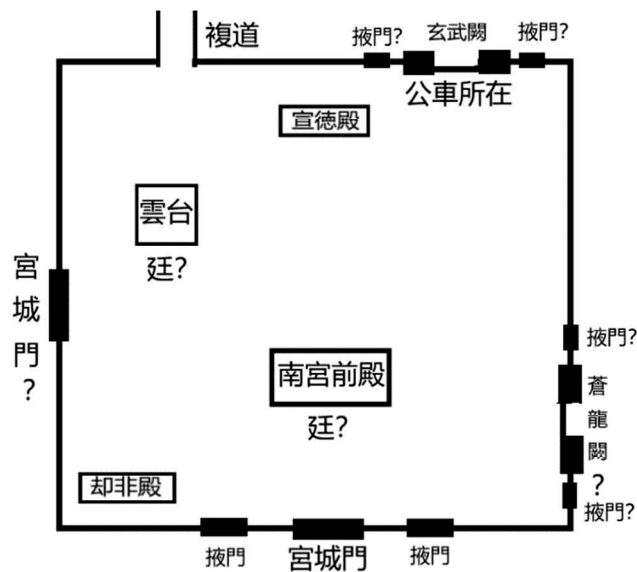


図3-1 光武帝南宮「朝」空間イメージ図

論者作成

光武帝時期の後漢皇帝「朝」空間が完備とは言えない。それは明帝時期に後漢皇帝「朝」空間を新たに建築する計画があったからであろう。

2.2. 明帝以後の北宮皇帝「朝」空間

『後漢書』明帝紀に永平三年(60年)に「北宮及び諸官府を起つ(起北宮及諸官府)」とあることから、後漢の北宮の「改建」²⁴³事業は明帝時期に行われたことがわかる。

²⁴² 陳蘇鎮「東漢的南宮和北宮」(『文史』、2018年第1期)

²⁴³ 「改建」という用語は渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」(『史学

表 3-2 明帝以後の北宮皇帝「朝」空間要素史料表

皇帝	年号 年数	西 曆 年 数	事情	記 載	出 典
明 帝	中元 二年	57	即位	二月戊戌、即皇帝位。	『後漢書』 明帝紀
	永平 二年	59	日 常 政 務	引見 宣明殿 。 北宮朱爵司馬、主南掖門。 (劉昭注引『古今注』曰「永平二年十一月、初 作北宮朱爵南司馬門。」)	『後漢書』 樊儵伝 『後漢書』 百官志
	永平 三年	60		起 北宮 及諸官府。	『後漢書』 明帝紀
	永平 八年	65	建 設 事 業	冬十月、北宮成。	『後漢書』 明帝紀
	永平 十八年	75	崩御	秋八月壬子、帝崩於 東宮前殿 ²⁴⁴ 。	『後漢書』 明帝紀
				大朝	德陽殿 成、百官大会、帝思意言、謂公卿曰「鍾 離尚書若在、此殿不立。」
章 帝	永平 十八年	75	即位	十八年八月壬子、即皇帝位。	『後漢書』 章帝紀
	元和 元年	84	日 常 政 務	召(黄香)詣 安福殿 言政事、拜尚書郎	『後漢書』 黄香傳
	章和 二年	88	崩御	壬辰、帝崩於 章德前殿 。	『後漢書』 章帝紀
和 帝	章和 二年	88	即位	二月壬辰、即皇帝位、年十歳。	『後漢書』 和帝紀
	永元 四年	92	親政	六月 自竇憲誅後、 帝躬親万機 。 帝移幸 北宮章德殿 。	『後漢書』 和帝紀 『後漢書』 清河王慶伝
	元興 元年	105	崩御	元興元年十二月、帝崩於 章德前殿 。	『東觀漢 記』和帝紀
殤 帝	元興 元年	105	即位	十二月辛未夜、即皇帝位。	『後漢書』 殤帝紀
安 帝	建光 元年	121	親政	鄧太后崩、 帝始親政事 。	『後漢書』 皇后紀
	延光	122	問政	召(孔)季彦見於 德陽殿 、帝親問其故。	『後漢書』

雑誌』119巻(12号)、2010年)を参照。

²⁴⁴ 『後漢書』楊仁伝に「(楊仁)補北宮衛士令……及帝崩、時諸馬貴盛、各争欲入宮。仁被甲持戟、嚴勒門衛、莫敢輕進者」とある。この記述により、明帝の殯宮は北宮に設置されたことが推定できる。北宮衛士の守る所は北宮の門に相違ない。外戚としての馬氏の人たちが入りたがる宮城は明帝の靈柩の設置場所(殯宮)である北宮と考えられる。したがって、この記載は「(明)帝崩於東宮前殿」の「東宮前殿」が北宮にあることを傍証している。しかし、東宮前殿の場所は、史料の限界により、未だ不明である。

	元年				儒林孔僖伝
	延光三年	124		九月、丁酉、廢皇太子保為濟陰王、居於 德陽殿西鐘下 。	『資治通鑑』卷五十
	延光四年	125	殯	三月……丁卯、幸葉、帝崩於乘輿。 安帝巡狩、從南陽還、道寢疾、至葉崩、閹后与兄衛尉顛、中常侍江京等共隱匿、不令群臣知上崩、遣司徒劉喜等分詣郊廟、告天請命、載入 北宮 。	『後漢書』安帝紀 『後漢書』天文志
順帝	延光四年	125	即位	十一月丁巳、京師及郡国十六地震。是夜、中黃門孫程等十九人共斬江京、劉安、陳達等、迎濟陰王於 德陽殿西鐘下 、即皇帝位、年十一。	『後漢書』順帝紀
	永建三年	129	日常政務	三年、大旱、瓊復上疏……書奏、引見 德陽殿 。	『後漢書』黃瓊伝
	陽嘉元年	132	納后	於 寿安殿 立貴人為皇后。	『後漢書』皇后紀
	陽嘉三年	134	問政	河南、三輔大旱、五穀災傷、天子親自露坐 德陽殿東廂 請雨……因召見舉及尚書令成翊世、僕射黃瓊、問以得失。	『後漢書』周舉伝
桓帝	建和二年	148	加元服	春正月甲子、 皇帝加元服 。庚午、大赦天下。德陽殿及左掖門火、車駕移幸南宮。	『後漢書』桓帝紀
	和平元年	150	親政	二月……甲寅、皇太后梁氏崩。 三月、車駕徙幸北宮。	『後漢書』桓帝紀
	延熹八年	165		十一月壬子、 德陽殿 西閣・黃門北寺火、延及 広義・神虎門 、燒殺人。 (注「広義・神虎、洛陽宮西門也、在金商門外。)	『後漢書』桓帝紀
	永康元年	167	崩御 殯	十二月……丁丑、帝崩於 德陽前殿 。 桓帝梓宮尚在前殿。	『後漢書』桓帝紀 『後漢書』皇后紀
靈帝	建寧元年	168	即位	建寧元年春正月壬午、城門校尉竇武為大將軍。己亥、帝到夏門亭、使竇武持節、以王青蓋車迎入 殿中 。庚子、即皇帝位。	『後漢書』靈帝紀
	建寧四年	171		建寧三年、選入掖庭為貴人。明年、立為皇后。 皇后初即位 章德殿 、太尉使持節奉璽綬、天子臨軒、百官陪位。 (漢)靈帝冊宋貴人為皇后、 天子御章德殿軒 、百官陪位。	『後漢書』皇后紀 『後漢書』禮儀志注 『通典』礼十八

2.2.1. 集中的な「朝」中枢の「殿」

後漢北宮の「朝」空間中枢の「殿」に関して、表3-2の示しているように、数条の記載がある。

すなわち、宣明殿・東宮前殿・安福殿・章德殿（章德前殿²⁴⁵）・徳陽殿（徳陽前殿）・寿安殿が北宮の「朝」中枢とされたのである。その中に最重要なのは徳陽殿である²⁴⁶。

『後漢書』鍾離意伝に、

徳陽殿成り、百官 大いに会す。帝 意の言を思い、公卿に謂いて曰く、「鍾離尚書の若し在らば、此の殿は立たざらん」と。

（徳陽殿成、百官大会、帝思意言、謂公卿曰「鍾離尚書若在、此殿不立。」）

とある。これは、徳陽殿が完成し、官吏らが大勢集まったとき、明帝は鍾離意の反対言葉を思い、公卿に「もし鍾離尚書がいたならば、徳陽殿は構築できなかった」と言った場面を記載している記事である。この記事により、徳陽殿の建設事業は明帝時期に完了したことがわかる。

そのうえに、前引した蔡質『漢儀』には、

正月の旦、天子 徳陽殿に幸し、臨軒す。公・卿・将・大夫・百官 各々位を陪して朝賀す。蛮・貊・胡・羌 朝貢す。畢はれば、郡に属する計吏を見るに、皆 陛で覲へ、庭燎す。宗室の諸劉 親会すること万人以上、西面に立つ。位 既に定まれば、寿を上る。群計吏 中庭に北面して立ち、太官食を上り、群臣に酒食を賜うに、〔西より入り東より出づ〕。御史四人 法を殿下に執り、虎賁・羽林 弓を張り矢を挟み、戟を左右に陛べ、戎頭・偃脛し 前に陪い後ろを向く、左右中郎将は東南に位し、羽林・虎賁将は東北に位し、五官将は中央に位し、悉く坐して賜に就く。

（正月旦、天子幸徳陽殿、臨軒。公、卿、將、大夫、百官各陪位朝賀。蛮・貊・胡・羌朝貢畢、見属郡計吏、皆陛覲、庭燎。宗室諸劉親会、万人以上、立西面。位既定、上寿。群計吏中庭北面立、太官上食、賜群臣酒食、〔西入東出〕。御史四人執法殿下、虎賁、羽林張弓挾矢、陛戟左右、戎頭偃脛陪前向後、左右中郎将位東南、羽林、虎賁将位東北、五官将位中央、悉坐就賜。）

とある。これは、正月のはじめ、皇帝が徳陽殿に行って臨軒し、諸官僚をここに参集

²⁴⁵ 前殿は基本的に皇帝の主たる執政場所として機能していたものである。玉堂殿のような前・後殿により構成された宮殿があったが、玉堂殿以外の宮殿には後殿があったことを示す直接的な記事は史書中に見えないため、検討の余地がある、ということは渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』119巻（12号）、2010年）に指摘される。渡邊氏の検討においては、章徳前殿は章徳殿を指し、徳陽前殿は徳陽殿を指している。本論ではこの検討成果を採用する。

²⁴⁶ 『芸文類聚』巻六十二に引用される後漢の李尤の「徳陽殿銘」には「皇穹垂象、以示帝王、紫薇之則、弘誕弥光。大漢体天、承以徳陽」とある。徳陽殿が漢の帝王を示すものであることを記載している。

させ、「大朝会」を行なったことを記載している。すなわち、後漢の「大朝会」の中樞は徳陽殿であり、しかも、徳陽殿が建築された後、後漢「大朝会」の中樞として固定されたのである。また、同条に「徳陽殿周旋には万余人を容る。陛高きことは二丈²⁴⁷、皆文石で壇を作る（徳陽殿周旋容万人。陛高二丈、皆文石作壇）」とあることから、徳陽殿においては前漢の未央宮前殿と同じ、「陛」（天子階）を設けたことがわかる。加えて、表 3-2 に挙げた『資治通鑑』に安帝の延光三年（124 年）「九月、丁酉、皇太子の保を廃して済陰王と為し、徳陽殿の西鐘下に居せしむ」と『後漢書』桓帝紀の延熹八年の条に「徳陽殿西閣」とあることにより、徳陽殿の領域に西鐘・西閣を設けられたことがわかり、さらに、徳陽殿は複合的な空間であることもわかる。

ところで、皇帝「朝」空間において、「大朝会」の空間以外に皇帝が日常的な政務をとる（「常朝」）空間もある。表 3-2 により、徳陽殿は皇帝の「常朝」空間の中樞として使用され、その以外に宣明殿・東宮前殿・安福殿・章徳殿・寿安殿も、皇帝「常朝」空間の中樞として使用されたのである。

『後漢書』桓焉伝に「宣明殿 徳陽殿の後に在り（宣明殿在徳陽殿後）」という李賢の注釈があることにより、また、『河南志』に安福殿が「徳陽殿の南」とあることにより、宣明殿と安福殿は、徳陽殿の近くにあることがわかる。東宮前殿が北宮にあったことがわかるが、その具体的な設置場所が不明である。ただ明帝が東宮前殿において崩じたことにより、加えて、『後漢書』明帝紀に「明帝 刑理に善く、法令 分明なり。日の晏るるまで朝に坐し、幽枉は必ず達す（明帝善刑理、法令分明。日晏坐朝、幽枉必達）」とあることから、明帝が毎日臨朝していたことがわかることにより、東宮前殿は、明帝の「常朝」空間中樞の一つとして使用されたのは確実である。

章徳殿については、『後漢書』礼儀志に「皇后 初て章徳殿に即位するや、太尉は使持節もて璽綬を奉り、天子は軒に臨み、百官は位に陪す（皇后初即位章徳殿、太尉使持節奉璽綬、天子臨軒、百官陪位）」という劉昭の注があり、『通典』礼十八の天子納后条に「（後漢）靈帝 宋貴人を冊して皇后と為するや、天子は章徳殿軒に御し、百官は位に陪す（靈帝冊宋貴人為皇后、天子御章徳殿軒、百官陪位）」とあることにより、章徳殿は皇后を冊立する場であり、皇后の空間としても使用されていたことがわかる。

さらに、『後漢書』皇后紀に「寿安は徳陽宮内殿の名なり（寿安是徳陽宮内殿名）」と李賢が注を附しており、『古今注』に「章帝の建初元年十二月、北宮の火 寿安殿を焼き、延きて右掖門に及ぶ（章帝建初元年十二月、北宮火焼寿安殿、延及右掖門）」²⁴⁸とあることから、寿安殿が、「徳陽宮」内にあり、右掖門の近くに位置していたことがわかる。

したがって、宣明殿は徳陽殿の後にあり、安福殿は徳陽殿の南にあり、寿安殿は「徳

²⁴⁷ 『通典』礼十三所収の蔡質『漢儀』に「陛高一丈」と記されている。

²⁴⁸ 『後漢書』五行志の災火条より。

陽宮」内にあることは、北宮皇帝「朝」空間の中枢が徳陽殿の周辺（李賢のいった「徳陽宮」）に集中していた形態を明示している。

2.2.2. 「三重」朝垣・南闕廷を持つ北宮皇帝「朝」空間

前述に述べていた通り、垣・門・闕は「朝」空間の要素である。したがって、「朝」空間の領域を究明するためには、「朝」空間の垣・門・闕を明らかにする必要がある。よって、以下、明帝以後の北宮皇帝「朝」空間の垣・門・闕を検討する。

『後漢書』礼儀志に「五官・左・右・虎賁・羽林五將は、各々部する所を將い、虎賁の戟を執り、殿の端門に屯し、左右の廂に陞ぶ。中黄門は兵を持し、殿上に陞ぶ（五官、左右虎賁、羽林五將、各將所部、執虎賁戟、屯殿端門陞左右廂、中黄門持兵陞殿上）」とある。この史料は徳陽殿の殿の端門の存在を明示している。

また、徳陽殿とその門について、張衡『東京賦』に、

乃ち崇徳を新たにし、遂いに徳陽を作る。南端の特闈を啓き、応門の將將たるを立つ。仁恵を崇賢に昭かにし、義声を金商に抗ぐ。雲龍を春路に飛ばし、神虎を秋方に屯す……其の内に則ち含徳・章台・天祿・宣明・温勅・迎春・寿安・永寧あり。
（乃新崇徳、遂作徳陽。啓南端之特闈、立応門之將將。昭仁恵於崇賢、抗義声於金商。飛雲龍於春路、屯神虎於秋方……其内則含徳章台天祿宣明温勅迎春寿安永寧。）

とある。

その中、南端・応門・崇賢・金商・雲龍・神虎は徳陽殿にかかわる門である。「南端」は徳陽殿の南の正門を指す。

『後漢書』五行志に「光和元年五月壬午、何人か白衣して徳陽門に入らんと欲し、辞するに、「我が梁伯夏、我をして殿に上り天子と為らしめん」と（光和元年五月壬午、何人白衣欲入徳陽門、辞「我梁伯夏、教我上殿為天子）」とある。178年に何者が白い服を着て徳陽殿の徳陽門に入ろうとしたことを記載している。徳陽門は徳陽殿の最も内側の垣に設けられた門であり、殿南端門を指す可能性が高い。

また、薛綜の『東京賦』に対する注釈には、「崇賢、東門の名なり。金商、西門の名なり……徳陽殿東門 雲龍門と称し、徳陽殿西門 神虎門と称す（崇賢、東門名也。金商、西門名也……徳陽殿東門称雲龍門、徳陽殿西門称神虎門）」とある。

さらに、『後漢書』順帝紀の李賢の注には漢官儀「崇賢門内徳陽殿也」と引用されている。崇賢門は徳陽殿に近い。加えて、『後漢書』に収録されている班固『東都賦』には戴延之西征記「端門の東に崇賢門有り、次ぎ外に雲龍門有り（端門東有崇賢門、次外

有雲龍門)」と引用されている。これにより、崇賢門が雲龍門の内にあることがわかる。

『河南志』に「金商門、神虎門の内に在り（金商門、在神虎門内）」とある。金商門は神虎門の内に位置することもわかる。

また、表 3-2『後漢書』桓帝紀の延熹八年条に「徳陽殿西閣・黄門北寺の火、延きて広義・神虎門に及ぶ」とあり、「広義・神虎、洛陽宮西門なり、金商門の外に在り」との注釈があることから、広義門は神虎門の近くにあり、洛陽宮の西門であることがわかる。

上記の分析に基づき、殿端門は徳陽門であり、崇賢門および金商門と殿垣に設けられた。雲龍門と神虎門はその殿垣の外側にあるもう一重の殿垣に設けられた。雲龍門と神虎門を設けた殿垣には「応門」もあるはずである。

薛綜は「応門、中門なり」と指摘した。張衡『東京賦』にある「其の内 則ち含徳・章台・天祿・宣明・温勅・迎春・寿安・永寧あり（其内則含徳章台天祿宣明温勅迎春寿安永寧）」という史料について、薛綜は「八殿 皆な……応門の内に在り（八殿皆……在応門之内也）」と注付けた。

すなわち、含徳・章台・天祿・宣明・温勅・迎春・寿安・永寧の八殿は全て応門の内に位置しているのである。応門は雲龍門と神虎門を設ける殿垣にあり、「徳陽宮」に属することは確実である。

さらに、『後漢書』百官志に「北宮朱爵²⁴⁹司馬、主南掖門」とあり、また『古今注』に「永平二年十一月、初めて北宮朱爵南司馬門を作る」とあることにより、明帝以後の北宮「朝」空間には司馬門を設けた垣があることがわかる。加えて、元の『河南志』に「朱雀蒼龍白虎元武闕北闕、洛陽故宮名曰北闕南宮闕曰武闕」とあることにより、四方の司馬門を設けた垣に闕があったことがわかる。このなかの朱雀闕は公車機構の所在地である。

『後漢書』第五倫伝に、

永平五年、法に坐して徴さるるも、老小 車に攀り馬を叩へて、嘯呼して相 随う。日に裁かに行くこと数里、前むを得ず……廷尉に詣るに及ぶや、吏民 上書して闕を守る者 千余人……帝 之を患う。

（永平五年、坐法徴、老小攀車叩馬、嘯呼相随、日裁行数里、不得前……及詣廷尉、吏民上書守闕者千余人……帝患之。）

とある。この記事は、永平五年、法に触れて洛陽に召還されたが、老いも若きも車にすがりつき馬を引きとめ、泣き叫んで、なかなか進めなく、廷尉に到着した時には、上書

²⁴⁹ 雀に通じる。

して闕につめかける属吏や民が千余人いたため、当時、明帝はこのような状況を思い悩んだことを記している。ここで注目したいのは、上書して闕につめかける属吏や民が千余人いた、ということである。

永平五年（62年）には、後漢の北宮の建設は未だ完成していなかった。その時に、明帝は北宮で政務を行った。千余人の属吏と民が明帝に上書したことは公車機構を通して行ったのである。この公車機構は「守闕」の闕門に設置したことは推定できる。

「守闕」の千余人の所在地は闕の下の廷である。

光武帝「朝」空間の南宮北闕に公車機構を設置したこととは異なり、明帝が北宮に移住した後、公車機構を北宮南闕に移して設置するようになった。

前引した『後漢書』百官志の衛尉条の記載を再読しよう。「公車司馬令一人、六百石。本注に曰く、「宮の南闕門を掌る。凡そ吏民 上章し、四方 貢献し、及び徴せられて公車に詣る者あり」と」との記載から、後漢の公車司馬が「宮の南闕門を掌る」ことがわかる。

さらに、『後漢書』馬融伝に「陽嘉二年、詔して敦樸を挙ぐるや、城門校尉の岑起（馬）融を挙ぐ。徴せられて公車に詣り、対策して、議郎を拜す（陽嘉二年、詔挙敦樸、城門校尉岑起挙融、徴詣公車、対策、拜議郎）」とあり、李賢の注に『続漢書』の「（馬）融北宮の端門に対策す（融対策於北宮端門）」とある。馬融の「対策す」る場所は公車機構であり、「北宮端門」でもあることがわかる。公車機構は「北宮端門」に近い「宮南闕」に設置されたことも推定できる。後漢北宮の南闕は朱雀闕とも称される。明帝以後、公車機構は後漢北宮の朱雀闕に設置した。

要約すれば、図 3-2 の示しているように、徳陽殿を中枢部とした後漢北宮の「朝」空間には三重の「朝垣」があった。第一重は徳陽門・重賢門・金商門を設けた垣、第二重は応門・雲龍門・神虎門を設けた垣、第三重は司馬門・闕を設けた垣である。第三重の垣に設けられた朱雀闕が明帝以後の公車機構の所在地である。

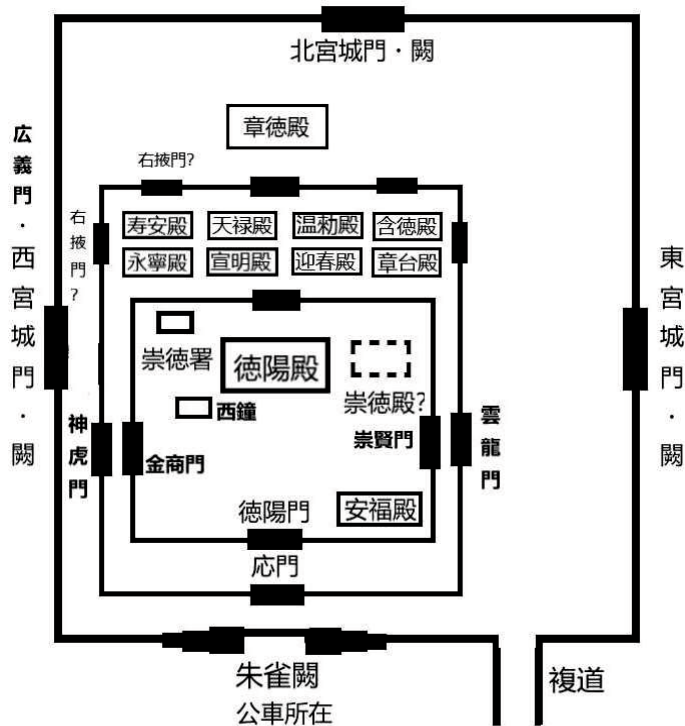


図 3-2 明帝以後の北宮皇帝「朝」空間イメージ図
論者作成

3. 後漢の南宮太后「朝」空間

太后「朝」空間は、太后が少帝の代わりに国政を執る空間である。

『後漢書』桓帝紀に「太后猶お朝政に臨む（太后猶臨朝政）」とあり、同書の皇后紀に「帝に政を帰す（帰政於帝）」とあることにより、太后が国政を執っていた際、皇帝は帝国の実権を握っておらず国政から離れ、太后の国政を執る時期が終わった後、皇帝は改めて帝国の実権を握るようになったことがわかる。また、『後漢書』皇后紀に「東京皇統しばしば絶えず、権は女主に帰り、外立されるものは四帝、朝に臨むものは六后（東京皇統屢絶、権帰女主、外立者四帝²⁵⁰、臨朝者六后）」とあるように、後漢において、太后が後漢帝国の国政を執って権力を握っていたことは確実である。『後漢書』がわざわざ後漢の皇后・太后の記載を皇帝と同じく全て「紀」（皇后紀）に収録していることは、後漢の皇后・太后が皇帝と同様な朝政地位を持っていたことを明示している傍証であろう²⁵¹。特に、「章帝竇太后、和熹鄧太后、安思閻太后、順烈梁太后、桓思竇

²⁵⁰ 後漢の安帝・質帝・桓帝・霊帝を指す。

²⁵¹ これは、『漢書』が呂太后以外の皇后・太后の記載を「伝」（外戚伝）に収録している

太后、靈思何太后」²⁵²が、「朝に臨」み、帝国の国政を執り、皇帝と同様に「陛下」と称されていた²⁵³。

『後漢書』に記されている後漢太后の国政を執った時間²⁵⁴は以下のものである。

- (章帝) 竇太后 章和二年 (88) 二月 至 永元四年 (92) 六月
- (和熹) 鄧太后 元興元年 (105) 十二月 至 建光元年 (121) 八月
- (安思) 閻太后 延光四年 (125) 三月 至 同年十一月
- (順烈) 梁太后 建康元年 (144) 八月 至 和平元年 (150) 二月
- (桓思) 竇太后 永康元年 (167) 十二月 至 建寧元年 (168) 九月
- (靈思) 何太后 中平六年 (189) 四月 至 同年九月

章和二年 (88 年) から中平六年 (189 年) までの 101 年の間に、後漢の国権は数回も太后によって握られていた。この国権が太后に握られていた時期は、太后臨朝期と称され、すなわち、後漢の蔡邕『独断』に「后 摂政し、則ち后 前殿に臨み、群臣を朝す。后 東面し、少帝 西面す。群臣の奏事上書は、皆な両通を為り、一は太后に詣し、一は少帝に詣す (后摂政則后臨前殿朝群臣、后東面、少帝西面、群臣奏事上書皆為両通、一詣太后、一詣少帝)」とあるように、太后が皇帝と同様に「前殿に臨み、群臣を朝」していたのである。太后臨朝期において、太后が政務を執る空間があった。言い換えれば、太后の「朝」空間があったのである。よって、太后の「朝」空間がどのような空間であろうか、皇帝の「朝」空間とは同様な空間であろうか、という問題を究明する必要がある。また、『後漢書』皇后紀に「父兄に事を委す (委事父兄)」とあることから、太后の父・兄等の外戚が、政治家族として、太后臨朝のため、長期的に朝政を握緊めることができるということがわかる²⁵⁵。したがって、外戚がどのような空間において「朝政を握緊める」のであろうか、という問を解ける必要もある。これに対して『後漢書』皇后紀に太后が常に外戚と共に「禁中に策を定む (定策禁中)」との記事があることにより、太后が国政を執っていた際、外戚と政務を議して「策を定」めていた必要があることがわかり、さらに、外戚と政務を議して「策を定」めていた空間は、皇帝の「朝」空間とは異なって禁中にあったことがわかる。つまり、太后「朝」空間には皇帝「朝」空間とは異なる部分があることは確実である。したがって、以下、後漢の太后「朝」空間の究明を試みる。

こととは異なっている。

²⁵² 『後漢書』皇后紀の李賢の注より。

²⁵³ 聶寧「先秦・秦漢「陛下」攷」(『山口大学文学会志』、第 68 卷、2018 年 3 月) を参照。

²⁵⁴ 『後漢書』によって纏めたのである。

²⁵⁵ 馬彪『秦漢豪族社会研究』(中国書店、2002 年) 136 頁を参照。

表 3-3 後漢の南宮太后「朝」空間要素史料表

太后	所在	年号 年数	西曆 年数	記 載	出 典
(章 帝) 竇太后	南宮	章 和 二 年 二 月	88. 2	和帝即位、尊后為皇太后。皇太后臨朝。	『後漢書』 皇后紀
		/		竇太后在南宮。	『後漢書』 五行志
		永 元 四 年 六 月	92. 6	(六月)(自竇憲誅後、 帝躬親万機 。)	(『後漢書』 和帝紀)
(和 熹) 鄧 太后	南宮	元 興 元 年 十 二 月	105. 12	十二月辛未夜、即皇帝位、時誕育百余日。尊皇后曰皇太后、太后臨朝。	『後漢書』 殤帝紀
		延 平 元 年	106	八月辛亥、(殤)帝崩。癸丑、殯於 崇德前殿 。 八月、殤帝崩、太后与兄車騎將軍鄧騭 定策禁中 。其夜、使騭持節、以王青蓋車迎帝、齋於 殿中 。皇太后御 崇德殿 、百官皆吉服、群臣陪位、引拜帝為長安侯……太尉奉上璽綬、即皇帝位、年十三。太后猶臨朝。	『後漢書』 殤帝紀 『後漢書』 安帝紀
		永 初 四 年	110	鄧太后以詔有將帥之略、遷武都太守、引見 嘉德殿 、厚加賞賜。	『後漢書』 虞詡伝
		建 光 元 年 八 月	121. 8	鄧太后崩。	『後漢書』 皇后紀
(安 思) 閻 太后	南宮	延 光 四 年 三 月 至 十 一 月	125. 3- 125. 11	及北鄉侯薨、車騎將軍閻頭及江京、与中常侍劉安、陳達等白太后、祕不發喪、而更徵立諸国王子、乃閉宮門、屯兵自守。 十一月……迎濟陰王於德陽殿西鍾下、即皇帝位、年十一。近臣尚書以下、從輦到 南宮 、 登雲台 、 召百官 ……遣使者入省、奪得璽綬、乃幸嘉德殿。	『後漢書』 順帝紀 『後漢書』 順帝紀
順帝	南宮	永 和 元 年	136	十月……承福殿火、帝避御雲台。 永和元年、災異数見、省内惡之、詔召公・卿・中二千石・尚書詣 顯親殿 。	『後漢書』 順帝紀 『後漢書』 周舉伝
(順 烈) 梁 太后	南宮	建 康 元 年 八 月	144. 8	八月……庚午、(順)帝崩於 玉堂前殿 。 建康元年立(沖帝)為皇太子、其年八月庚午、即皇帝位、年二歲。尊皇后曰皇太后。太后臨朝。	『後漢書』 順帝紀 『後漢書』 沖帝紀
		永 嘉 元 年	145	春正月戊戌、帝崩於 玉堂前殿 、年三歲。 沖帝崩、皇太后与冀定策 禁中 、丙辰、使冀持節、以王青蓋車迎帝入 南宮 。丁巳、封為建平侯、其日即皇帝位、年八歲。	『後漢書』 沖帝紀 『後漢書』 質帝紀

		本初元年	146	閏月甲申、大將軍梁冀潛行鳩弑、帝崩於玉堂前殿、年九歲。 会質帝崩、太后遂与兄大將軍冀定策禁中、閏月庚寅、使冀持節、以王青蓋車迎帝入南宮、其日即皇帝位、時年十五。太后猶臨朝政。（東觀記曰「太后御却非殿。」）	『後漢書』質帝紀 『後漢書』桓帝紀
		和平元年二月	150.2	和平元年春、歸政於帝、太后寢疾遂篤、乃御輦幸宣德殿、見宮省官屬及諸梁兄弟。 二月……甲寅、皇太后梁氏崩。	『後漢書』皇后紀 『後漢書』桓帝紀
（桓思）竇太后	北宮？	永康元年十二月	167.12	十二月……丁丑、帝崩於德陽前殿。年三十六。戊寅、尊皇后曰皇太后、太后臨朝。	『後漢書』桓帝紀
		建寧元年九月	168.9	（九月）遷太后於南宮雲台	『後漢書』皇后紀
（靈思）何太后	南宮	中平六年四月	189.4	四月……戊午、皇子辯即皇帝位、年十七。尊皇后曰皇太后、太后臨朝。	『後漢書』靈帝紀
				九月甲戌、董卓廢帝為弘農王。	『後漢書』靈帝紀
		中平六年九月	189.9	集群僚於崇德前殿、遂脅太后、策廢少帝……乃立陳留王、是為獻帝。	『後漢書』董卓伝

3.1. 禁中内外の「朝」中枢の「殿」

表3-3のまとめた通り、南宮が、後漢太后の「朝」空間の所在地である²⁵⁶。南宮の崇徳殿・雲台・却非殿・顯親殿・玉堂殿・嘉徳殿・宣徳殿が、後漢の太后「朝」空間の中枢として、機能を果たしていたのである。

まず、崇徳殿・雲台・却非殿に関する次の三つの史料を見よう。

『後漢書』安帝紀に延平元年（106年）「八月、殤帝崩じ、太后兄たる車騎將軍の鄧騭と与に禁中に定策す。其の夜、騭をして節を持ちて、王の青蓋車を以て帝を迎え、殿中に齋せしむ。皇太后は崇徳殿に御し、百官は皆な吉服し、群臣は陪位し、引きて帝を拝して長安侯と為す……皇帝の位に即く。年十三。太后猶お朝に臨む（八月、殤帝崩、太后与兄車騎將軍鄧騭定策禁中。其夜、使騭持節、以王青蓋車迎帝、齋於殿中。

²⁵⁶ 渡邊将智は「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』119巻（12号）、2010年）において、太后の執政場所が南宮にあったことを指摘している。後漢太后「朝」空間に関する史料のまとめに基づき、この結論が妥当であることが判断できる。

皇太后御崇徳殿、百官皆吉服、群臣陪位、引拜帝為長安侯……即皇帝位、年十三。太后猶臨朝」とある。これは（和熹）鄧太后が安帝の即位礼を行った際、崇徳殿に御して百官を召したことを記している。

『後漢書』順帝紀に延光四年（125年）十一月「徳陽殿の西鍾下に濟陰王を迎え、皇帝位に即き、年十一。近臣の尚書以下、輦に従いて南宮に到り、雲台に登り、百官を召す（迎濟陰王於徳陽殿西鍾下、即皇帝位、年十一。近臣尚書以下、従輦到南宮、登雲台、召百官）」とある。これは（安思）閻太后の時期に雲台において百官を召したことを記している。

『後漢書』桓帝紀に本初元年（146年）「会質帝崩じ、太后遂に兄のたる大將軍の冀と与に禁中に定策し、閏月庚寅、冀をして節を持ちて、王の青蓋車を以て帝を迎えて南宮に入らしむ。其の日 皇帝の位に即く。時に年十五。太后猶お朝政に臨む（会質帝崩、太后遂与兄大將軍冀定策禁中、閏月庚寅、使冀持節、以王青蓋車迎帝入南宮、其日即皇帝位、時年十五。太后猶臨朝政）」とあり、また、「東觀記に曰く、「太后却非殿に御す」と（東觀記曰「太后御却非殿）」との注がある。この『後漢書』桓帝紀の本初元年条には、百官を召したことの直接的な記載がないが、前述の安帝紀の延平元年条に記されている内容を比較すると、この条は安帝紀の条と同じ少帝の即位礼のことを記しているため、本初元年の少帝の即位礼を行われた際、百官を召したことは確実であるという推定が成り立つ。すなわち、（順烈）梁太后が却非殿において百官を召したことがある。

つまり、崇徳殿・雲台・却非殿は、太后「朝」空間において、「百官を召す」る「朝」空間の中核として使用されたのである。

さらに、前引した延平元年（106年）「皇太后崇徳殿に御す。百官皆な吉服す。群臣陪位す。引きて帝に拜し、長安侯と為し……太尉璽綬を奉上す。皇帝の位に即く、年十三。太后猶お臨朝す」と「八月辛亥、帝崩じ。癸丑、崇徳前殿に殯す」との記事、および中平六年（189年）「群僚を崇徳前殿に集め、遂いに太后を脅かして、策して少帝を廃す」との記事から、太后臨朝期の即位礼・殯礼・皇帝の廃位等の重要な儀礼は、崇徳殿²⁵⁷を主殿として行われたことがわかる。すなわち、『河南志』の「宮の正殿」との注釈の通り、清の顧祖禹『説史方輿紀要』²⁵⁸に「南宮……其の正殿 崇徳殿と曰う（南宮……其正殿曰崇徳殿）」との指摘の通り、崇徳殿が、南宮の正殿であり、太后「朝」空間の中核の一つである。加えて、建武十四年（38年）に建てられた南宮前殿が『後

²⁵⁷ 後漢洛陽の崇徳殿の所在に関して、学界において①南宮にある、②北宮にある、③南宮・北宮に共にある、という三説がある。論者が③南宮・北宮に共にある説に賛成する。本論において検討している後漢「朝」空間の崇徳殿の所在について、附録「後漢の崇徳殿所在に関する再検討」を参照。

²⁵⁸ 『説史方輿紀要』卷四十八・河南三より。

漢書』に記されている唯一の光武帝時期に建築された「朝」空間施設であるため、光武帝時期の南宮における最重要な「殿」とは言えるため、太后「朝」空間にある崇徳殿はおそらくこの南宮前殿を指すのである。

加えて、雲台において、光武帝時期の「大朝会」が行われたことがあり、却非殿において、光武帝が「都を定」めたことがあるため、雲台と却非殿が南宮における重要な空間施設であるに相違ない。よって、上述の崇徳殿・雲台・却非殿において、「百官を召」した記載により、崇徳殿・雲台・却非殿が、南宮太后「朝」空間における「大朝会」中枢の役割を果たしている施設であることがわかる。しかし、前引した蔡質『漢儀』の記述において、後漢の「大朝会」中枢は徳陽殿のみであるため、崇徳殿・雲台・却非殿は、徳陽殿の機能を果たしているが、本質的に言えば、「大朝会」中枢とは称されない施設である。そのうえに、ここで注目したいのは、これらの太后「朝」空間の最重要な部分は、後漢の開元の皇帝である光武帝の「大朝会」を行った場であるとのことである。

また、太后「朝」空間にある顕親殿・玉堂殿のことにも注目したい。顕親殿については、表 3-3 に挙げたように、永和元年（136 年）「詔して公・卿・中二千石・尚書を召して顕親殿に詣らしめよ」という記載がある。これにより、顕親殿は政務空間として使用されたことが確実であることがわかる。玉堂殿については、『後漢書』順帝紀に建康元年（144 年）「帝 玉堂前殿に崩ず」とあり、『後漢書』沖帝紀に永嘉元年（145 年）「帝 玉堂前殿に崩ず。年三歳」とあり、『後漢書』質帝紀に本初元年（146 年）「帝 玉堂前殿に崩ず。年九歳」とあることから、玉堂殿が太后「朝」空間に設置された少帝の使用空間であることがわかる。また、『後漢書』張讓伝に「南宮玉堂」とあり、『後漢書』靈帝紀の光和元年条に「南宮に玉堂前・後殿有る（南宮有玉堂前・後殿）」という李賢の注を附していることから、玉堂殿の建設様式は前・後殿となっていたことわかる。つまり、顕親殿・玉堂殿は、太后「朝」空間において少帝の場所として配置された特別な施設である。順帝が政権を握った後、この施設で日常政務を遂行したことは一つの証左である。

且つまた、延平元年（106 年）「太后 兄たる車騎將軍の鄧鷺と与に禁中に定策し」た記事、および永嘉元年（145 年）と本初元年（146 年）の太后が兄の大將軍の「冀と与に禁中に定策し」た記事は、「禁中」が太后と外戚と共に政を議した場所であることを明示しており、さらに、「禁中」は殿中・宮中の示す領域とは異なり、太后「朝」空間における一部分を示すのである²⁵⁹。太后「朝」空間の禁中は、宮城における后妃等の住居の後宮とは異なり、太后の日常的な政務を執る場としての機能を果たしており、後漢「朝」空間の一部である。その禁中にあった殿は、宣徳殿と嘉徳殿である。

²⁵⁹ 出土文字により、秦漢時代の「禁中」は従来の研究者に解釈された「宮中」ではない。（馬彪『秦帝国の領土経営－雲夢龍崗秦簡と始皇帝の禁苑－』、京都大学学術出版会、2013 年、39-40 頁を参照。）

『後漢書』皇后紀に「和平元年春、政を帝に帰し、(梁)太后 疾に寝ね、遂いに篤し、乃ち輦に御して宣徳殿に幸し、宮省官属及び諸梁兄弟を見ゆ(和平元年春、帰政於帝、太后寝疾遂篤、乃御輦幸宣徳殿、見宮省官属及諸梁兄弟)」との記述により、宣徳殿は、臨朝していない太后が親戚等を会見した場であることがわかる。よって、太后臨朝期に宣徳殿は太后と官吏・外戚等を会見する場として使用されることができるといふ推定が成り立つ。しかも、太后が「輦に御して宣徳殿に幸し」たため、宣徳殿は、太后の生活空間ではないこともわかる。また、嘉徳殿については、『後漢書』皇后紀に董皇后は皇太后になった後「南宮の嘉徳殿に居らしめ、宮を永楽と称す(居南宮嘉徳殿、宮称永楽)」との記述があるため、嘉徳殿が太后の住居とされた場であり、禁中にあったと推定できる。それゆえに、表 3-3 に挙げた永初四年(110年)「鄧太后(虞)詔の将帥の略有るを以て、武都太守に遷し、嘉徳殿に引見して、厚く賞賜を加う」との記述により、嘉徳殿が皇太后との会場の場として機能を果たし、皇太后の政務空間であることがわかる。さらに、「嘉徳殿は九龍門内に在り(嘉徳殿在九龍門内)」という李賢の注があるため、九龍門が禁門であると判断できる。

したがって、南宮の「朝」空間中枢としての「殿」は、却非殿・崇徳殿・顕親殿・玉堂殿および禁中にある宣徳殿・嘉徳殿であると推定できる。すなわち、南宮「朝」空間の中枢としての「殿」は、禁中および禁中の外に散在的に配置されていたのである。

3.2. 「二重」朝垣を持つ南宮太后「朝」空間

上記において、崇徳殿・雲台・却非殿・顕親殿・玉堂殿・宣徳殿・嘉徳殿が南宮太后「朝」空間の中枢であることを分析した。そのうえで、南宮太后「朝」空間を明らかにするために、「朝」空間の領域を究明するためには、「朝」空間の門・垣などについて検討する必要がある。

南宮「朝」空間の中枢である「殿」の中で最も重要なのは、『河南志』において主殿と称された崇徳殿のことである。崇徳殿が南宮において中心的な位置に占めていたことにより、以下、崇徳殿の門に検討の焦点を当てることとする。

崇徳殿の門については、まず『後漢書』孫程伝に「共に崇徳殿の上に会し、因りて章台門に入る(共会崇徳殿上、因入章台門)」とある。『河南志』は章台門について、「崇徳殿前あり」と注をした。

また、『東觀漢記』苗光伝に章台門と宜秋門の記載がある。

漏 尽き、光 尚席直事と為りて灯を通ぜんとし、劍を解きて外に置き、灯を持ちて章台門に入る。程ら 適々入る。光 走りて門を出で、劍を取らんと欲す。王康

呼び還すも、光 応ぜず。光 劍を得、還り入らんと欲するも、門 已に閉じられたれば、光 便ち宜秋門を守る。会々李閏 来りて光を出し、因りてともに濟陰王を迎へて南宮の雲台に幸せしむ。

(漏尽、光為尚席直事通灯、解劍置外、持灯入章台門、程等適入。光走出門、欲取劍、王康呼還、光不応。光得劍、欲還入、門已閉、光便守宜秋門、会李閏来、出光、因与俱迎濟陰王幸南宮雲台。) ²⁶⁰

上記の史料に挙げた章台門と宜秋門は遠く離れてはおらず、同じ宮城にあるのである。『河南志』の検討により、章台門と宜秋門はともに後漢の洛陽の南宮にあった。

さらに、『後漢書』明帝紀に「是の歳、始めて気を五郊に迎う(是歳、始迎氣於五郊)」とあり、また、「続漢書に曰く、「気を五郊の兆に迎う」と。四方の兆は各々其の位に依る。中央の兆未に在り、壇は皆な三尺。立春の日、春を東郊に迎う……立夏の日、夏を南郊に迎う……立秋の日、秋を西郊に迎う……立冬の日、冬を北郊に迎う……(続漢書曰、迎氣五郊之兆。四方之兆各依其位。中央之兆在未、壇皆三尺。立春之日、迎春於東郊……立夏之日、迎夏於南郊……立秋之日、迎秋於西郊……立冬之日、迎冬於北郊……)」という李賢の注を附している。

後漢時代、東・南・西・北は四季に対応していたことがわかる。秋に対応するのは西である。さらに、後漢の張衡『東京賦』に「雲龍を春路に飛ばし、神虎を秋方に屯す(飛雲龍於春路、屯神虎於秋方)」とある。この史料に対して、呉の薛綜は「徳陽殿東門 雲龍門と称し、徳陽殿西門 神虎門と称す(徳陽殿東門称雲龍門、徳陽殿西門称神虎門)」と注をした。すなわち、雲龍門は春に対応して徳陽殿の東にあり、神虎門は秋に対応して徳陽殿の西にある。張衡『東京賦』の記録は、後漢には確かに東・南・西・北に対応する四季によって門を名付けたとある。それゆえに、崇徳殿は南宮主殿であり、門の名ではこの方法で設定された可能性が高い。つまり、宜秋門は秋に対応し、崇徳殿の西に位置した可能性が高い。

且つまた、宜秋門と章台門は崇徳殿の殿門であることも判断できる。宜秋門は殿西門であり、章台門は殿南門である。宜秋門と章台門を設ける垣は崇徳殿の殿垣である。この殿垣は崇徳殿を他の「常朝」中枢から区別していた。

このほかに、却非殿・顕親殿・玉堂殿の門については、『河南志』のみに却非殿の却非門を記しているが、それ以外に門に関連する記載は見られない。玉堂殿には前殿と後殿があり、同じく玉堂殿の領域を区別する殿垣もあったと推定できる。さらに、『後漢書』皇后紀にある嘉徳殿に対して、唐の李賢が「嘉徳殿 九龍門の内にあり(嘉徳殿在九龍門内)」と注釈した。嘉徳殿にも空間を区別する殿垣があったに相違ない。しか

²⁶⁰ 『東観漢記』苗光伝より。

し、九龍門が嘉徳殿の殿門であるかどうかは、史料の制約のため、判断できない。

上記の門の記載と垣にたいする分析を要約すれば、南宮の「朝」空間の区別は主にそれぞれの殿垣を通して実現されたことがわかる。各殿の殿垣は殿垣内の殿廷空間と殿垣外の廷空間を分けていた。

それでは、南宮の「朝」空間の垣は何重であろうか。『後漢書』にある「大難逐疫」の関係記録はこの問題の回答の手掛かりを提供する。

『後漢書』皇后紀に「殤帝 崩ずるに及び、(鄧) 太后は策を定めて安帝を立て、猶お朝政に臨む(及殤帝崩、太后定策立安帝、猶臨朝政)」および永初三年(109年)「秋、(鄧) 太后 体安からず……大いに難して疫を逐う(秋、太后体不安……大難逐疫)」とある。この時、太后が南宮にいたため、「大難逐疫」は南宮で行われた。「大難逐疫」の次第について、『後漢書』礼儀志に、

大難、之を逐疫と謂う。其の儀……夜漏上水、朝臣 会するに、侍中・尚書・御史・謁者・虎賁・羽林郎の將に事を執らんとするは、皆な赤幘 陞衛す。乘輿 前殿に御す。黄門令 奏して曰く「俛子備はれば、逐疫を請う」と。是に於いて……嚙呼し、前後を周徧して三過に省み、炬火を持ちて、疫を送りて端門に出づ。門外の騶騎 炬を伝へて宮を出で、司馬闕門の門外五宮の騎士は火を伝へて雒水の中に棄つ。

(大難、謂之逐疫。其儀……夜漏上水、朝臣会、侍中・尚書・御史・謁者・虎賁・羽林郎將執事、皆赤幘陞衛。乘輿御前殿。黄門令奏曰「俛子備、請逐疫。」於是……嚙呼、周徧前後省三過、持炬火、送疫出端門。門外騶騎伝炬出宮、司馬闕門門外五宮騎士伝火棄雒水中。)

とある。

下線部の記述により、「大難逐疫」を行う際、群臣が集まり、天子は前殿にお出ましになる。「炬火」は最初に端門内から出され、端門外で待機している「騶騎」(衛士)によって受け取られて宮城外に渡された。ここの端門が宮城内にあり、前殿の端門だと判断できる。したがって、「炬火」は南宮前殿の端門から出て、その後南宮司馬闕門に出て、最後に洛陽城の南にある「雒水」の中に投げ込まれた。「炬火」は二重の垣を通過して宮城から出たため、南宮主殿である崇徳殿を中枢とした南宮「朝」空間も二重の垣を持っていたと推定できる。

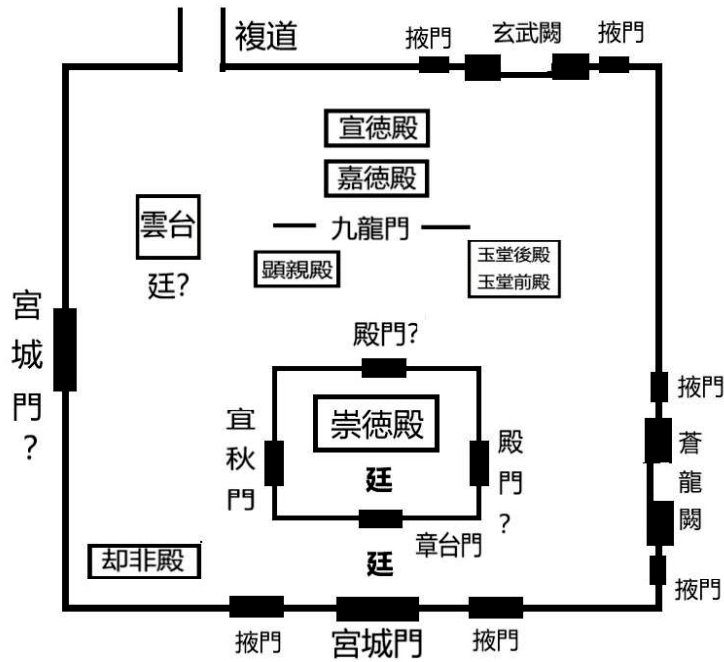


図 3-3 後漢の南宮太后「朝」空間イメージ図

論者作成

4. 北「正宮」皇帝「朝」・南「離宮」太后「朝」の空間特徴

上述の検討により、後漢の皇帝「朝」空間と太后「朝」空間がそれぞれの特徴を持っていることがわかる。よって、以下、皇帝「朝」・太后「朝」空間の特徴を究明し、後漢の宮城制度問題および南宮と北宮の主従の論争に対して、一つの解決策を提供する。

4.1. 後漢の皇帝「朝」空間の沿革と特徴

まず、光武帝時期の南宮皇帝「朝」空間の特徴について分析しよう。

『後漢書』礼儀志の朝会条の記載により、帝国「大朝会」を行う空間が固定され、徳陽殿を中枢としたのである。しかし、光武帝時期の南宮皇帝「朝」空間には、雲台と南宮前殿という2つの「大朝会」空間中枢があった。よって、光武帝時期の南宮皇帝「朝」空間は後漢帝国の礼制に相応しくない空間であることがわかる。

また、南宮の皇帝「朝」空間が前漢「朝」空間の建築様式を採用した傾向はみられる。具体的言えば、後漢南宮の皇帝「朝」と前漢「朝」空間は、①共に宮垣を朝垣として配

置し、②共に北闕に公車機構を設置し、吏・民の北闕廷を配置し、③共に諸官府を東闕の東側に設けていたのである²⁶¹。これは、後漢帝国の周礼を元に帝都を構築した原則とは異なっている。

さらに、明帝時期の北宮建築事業および皇帝「朝」空間を北宮へ移したことは、光武帝時期において、既に新たな皇帝「朝」空間を建築する計画があったことを表している。徳陽殿が永平三年（60年）から永平八年（65年）の間に建てられたものであり、永平八年以後、徳陽殿が後漢帝国の「大朝会」空間中枢として固定されるようになった。すなわち、明帝の時期において、「大朝会」空間は南宮から北宮に移され、最終的に北宮に固定されていたのである。また、明帝以後の皇帝「朝」空間は北宮に設置されるようになった。明帝は毎日臨朝していたため、永平二年（59年）徳陽殿の後ろにあった「宣明殿に引見」した記載により、洛陽北宮の新建事業はまだ始まっていない永平二年には、明帝が既に北宮において日常政務を執っていたことがわかる。つまり、明帝時期に、後漢皇帝の「常朝」空間も南宮から北宮に移された。

したがって、南宮の皇帝「朝」空間は、光武帝の時期に、初めて洛陽に帝都を定め、「朝」空間を必要としたため、一時的に後漢初期の「朝」空間を南宮に設置されたものであることがわかる。また、明帝の時期に、北宮において、新たに帝国「朝」空間を建築し、明帝の「朝」空間もこの北宮に移された。章帝の「朝」空間は続いて北宮にあった。「朝」空間の移転は北宮の「朝」空間が洛陽帝都建設計画の中にあるものであることを明示している。

次に、明帝以後の北宮皇帝「朝」空間の特徴について分析する。

上述に南宮の皇帝「朝」空間の参照相手は前漢の「朝」であることを述べていたが、では北宮の皇帝「朝」空間の参照相手は何であろうか。前漢と異なり、礼制を重視する後漢帝都構築の特徴はこの問題に手掛かりを与える。

前漢は帝都での軍事の防衛役割に一層の注意を払い、政権に対する軍事準備の基本的な意義を強調していたが、時間の推移に伴い、漢代政権は徐々に安定した。帝都としての長安は、もともと漢代初期に追求してきた防衛機能に対する要求はもはやそれほど緊急ではなく、長安の儀礼的意義が真剣に受け入れられ始めた。長安の礼制の方面では、咸陽ではなく、周礼を参照物とした。正確に言えば、前漢は「周制」に基づき、帝都という身分に相応しい建設プランを出してみた。それゆえ、前漢後期に一連の制度改革活動が登場した。元帝期の改革は前奏曲で、王莽期の改革はクライマックスで

²⁶¹ 後漢の三公府が、銭国祥「中国古代漢唐都城形制的演進—由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源—」（『中原文物』、2016年第4期）により、南宮の蒼龍闕の東に設けられたのであり、前漢の丞相府および諸官府が、宋傑「西漢長安的丞相府」（『中国史研究』、2010年第3期）により、未央宮の東闕の東に設けられたのである。

ある。その改革の理論の基礎は「是古非今を好む」ということである²⁶²。すなわち、現実にある礼制に相応しくないところを意識して、古の礼制を参照して改革してみた。その改革は前漢においても、新莽においても、最終的に実現できなかったが、後漢によって継承されて実現した²⁶³。

『後漢書』光武帝紀に建武二年、「洛陽に高廟を起ち、社稷を建ち、城南に郊兆を立つ（起高廟、建社稷於洛陽、立郊兆於城南）」とあり、李賢の注には『統漢志』「洛陽に社稷を立ち、宗廟の右に在り（立社稷於洛陽、在宗廟之右）」とあることにより、後漢の帝都建設が、『周礼』考工記の都城建設理念を採用していたことがわかる²⁶⁴。

すなわち、北宮の皇帝「朝」空間もおそらく帝都の建設に従って周礼を参照対象として構築された。次の3点がこれを証明している。それは、北宮「朝」空間に「応門」があったこと、朱雀闕に公車機構を設置したこと、および朱雀闕の南に「国門」があったことである。

張衡『東京賦』に「応門の将将たるを立つ（立応門之将将）」とある。

周礼において、応門は天子「五門三朝」に不可欠な部分である。

『尚書』康王之誥に「王出でて応門の内に在り。太保西方の諸侯を率いて、応門に入りて左す。畢公東方の諸侯を率いて、応門に入りて右す（王出、在応門之内、太保率西方諸侯入応門左、畢公率東方諸侯入応門右）」とある。この史料は西周初期の康王が即位したあと、「諸侯を朝す（朝諸侯）」ことを記している。

応門の位置について、後漢の鄭玄が、「周礼に、五門、一に曰く皋門、二に曰く雉門、三に曰く庫門、四に曰く応門、五に曰く路門、と。路門、一には畢門と曰う。外朝は、路門の外に在れば、則ち応門の内は、蓋し内朝の在る所なり（周礼、五門、一曰皋門、二曰雉門、三曰庫門、四曰応門、五曰路門。路門、一曰畢門。外朝、在路門外、則ち応門之内、蓋し内朝所在也）」と検討した。鄭玄の指摘のように、応門以内は内朝の領域である。ここで注目したいのは、周礼にある天子の路寝・路門・応門の空間構成と、後漢北宮の「朝」空間にある徳陽殿・徳陽門・応門の空間構成とは、同じであることである。

また、北宮の朱雀闕が南門に設置されたことによって、後漢北宮の「朝」空間の徳陽門・応門・朱雀闕門の三門の空間構成と、周礼にある天子の路門・応門、および闕を設けた雉門の三門空間構成とも、同じである。

²⁶² 馬彪「漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について : 新莽復古改革の由来も含めて」(『異文化研究』第12号、2018年3月)

²⁶³ 後漢によって継承された新莽制度についての考証は馬彪「光武の新莽に「因りて改めず」についての研究—「漢承秦制」と同じく「後漢承新莽制」も存在する説の提出」(『山口大学文学会志』第68巻、2018年3月)を参照する。

²⁶⁴ 馬彪「対戦国秦漢都城の文献探討」(仁荷大学校伽耶文化研究所編『Gimhae Bonghwangdong site Ancient East Asia (金海鳳凰洞遺跡と古代東アジア、김해 봉황동유적과 고대 동아시아)』、周留城出版社、2018年)449頁。

しかも、公車機構が朱雀闕に設置されることによって、闕下の帝・吏・民を連結する闕廷が闕門の南側に位置するようになったことは周礼を元に皇帝「朝」空間を構築したことを表している。公車機構が南宮北闕から北宮南闕に移された際、吏・民の上書する空間もそれとともに北宮南闕の下の廷に変わった。北宮の皇帝「朝」空間の朱雀闕門の下の「廷」は民の到達できる空間であり、周の「外朝」のような場になり、徳陽殿を中枢とした宮城内の「朝」空間の部分は、周の「内朝」に対応する空間的形態を形成していたのである。

さらに、後漢洛陽城には「国門」がある。『後漢書』馮緄伝に「已に有司に命じて国門に祖す（已命有司祖於国門）」とある。李賢の注に「祖は、道祭なり。鄭玄 礼記に注して云う、「天子は九門。路門なり。応門なり。雉門なり。庫門なり。皋門なり。国門なり。近郊門なり。遠郊門なり。関門なり」と（祖、道祭也。鄭玄注礼記云「天子九門。路門也、応門也、雉門也、庫門也、皋門也、国門也、近郊門也、遠郊門也、関門也）」とある。「国門」の存在は、鄭玄の指摘した天子九門が後漢に設けられたことについて、あるいは周礼に基づいて後漢の帝都・「朝」空間を構築したことについて、もう一つの証拠となった。

よって、北宮の皇帝「朝」空間の構成は、後漢が礼制を基礎にし、帝国の「朝」空間を修正し調整した結果であり、後漢の正式的な「朝」空間とはいえる。二位の少帝（和帝・桓帝）が親政した後、南宮から北宮に御したことは、北宮の皇帝「朝」空間の正式性を傍証している。

和帝の即位の初期に、太后が臨朝した。「竇太后 南宮に在り」という『後漢書』五行志の記載は、太后が南宮に居たことを明示している。永元四年（92年）和帝が北宮に行った記載から、それまでは、和帝の日常生活空間は南宮にあったことも確認できる。永元四年（92年）になり、和帝が親政のため、わざわざ北宮に行った²⁶⁵。和帝が北宮を拠点として、南宮にある太后の勢力と戦い、最後に勝ったのである。和帝が親政した後、南宮で政務を展開した記載は見られない。しかも、和帝の崩御の場所は北宮の章徳殿であったため、和帝親政後、「常朝」の中枢部は北宮に移されたことも推定できる。そのため、和帝の時期には、「常朝」の所在地は移動した。太后臨朝期の「常朝」は南宮にあり、和帝親政後の「常朝」は北宮になったのである。

桓帝が太后臨朝期の建和二年（148年）に元服礼を行うため、北宮に御した。元服礼は桓帝の人生における重要な活動の一つであり、後漢の中心、紫薇星を象徴する徳陽殿²⁶⁶で行われることになったと考えられる。加えて、和平元年（150年）の春に、太后

²⁶⁵ 『後漢書』天文志に「和帝幸北宮、詔執金吾、五校勒兵屯南、北宮、閉城門、捕举。举父長樂少府璜及豐、豐弟歩兵校尉磊、母元、皆下獄誅。憲弟篤・景等皆自殺。金犯軒轅、女主失勢。竇氏被誅、太后失勢」とある。

²⁶⁶ 『芸文類聚』卷六十二に引用される後漢の李尤の「徳陽殿銘」には「皇穹垂象、以示

は国政を桓帝に返した。『後漢書』桓帝紀の関係記録により、同年三月に、桓帝は北宮に行った。これは太后の「帰政」後、皇帝が南宮から北宮へと移ったことを明示している記載である。北宮へ行ったあと、桓帝の南宮に戻った記載はない。ちなみに、永康元年（167年）に桓帝は北宮の徳陽殿で崩御したことによって、桓帝親政後、「常朝」を北宮に固定したことも判断できる。

したがって、明帝以後の北宮皇帝「朝」空間は、後漢帝国の正式的な、礼制に相応しい皇帝「朝」空間であると断言できる。宋の程大昌『雍録』に「天子の居、正宮と為すべし、其の外皆離宮なり（天子之居、当為正宮、其外皆離宮也）」とあることにより²⁶⁷、すなわち、厳密に言えば、後漢の皇帝「朝」空間が北宮に移された時から、後漢洛陽の北宮は正宮になり、南宮は離宮になったのである。

4.2. 後漢の太后「朝」空間の特徴

前述で検討した通り、崇徳殿・雲台・却非殿は、太后「朝」空間において、「百官を召す」る「朝」空間の中核として使用されたのであり、顓親殿・玉堂殿は、太后「朝」空間において少帝の場所として配置された特別な施設であり、禁中にある宣徳殿・嘉徳殿は太后が外戚と議政する場である。太后「朝」空間の中核としての「殿」は、禁中および禁中の外に散在的に配置されていた。また、崇徳殿を中核とした太后「朝」空間が二重の朝垣を持っていたことは、これが前漢「朝」空間の特徴を継承した光武帝時期の南宮「朝」空間を元に発展してきたものであることを表していると考えられる。

南宮が太后「朝」空間の所在地であることは、太后が南宮を必要としたことを表している。つまり、南宮は太后にとって必要な朝政を執る場であるのである。その原因はおそらく礼制において、太后が正式的な皇帝「朝」空間を使用することは認められないことにあるのであろう。徳陽殿は皇帝の「大朝会」空間中核であり、皇帝の身分を表明している施設であるため、皇帝ではない太后が徳陽殿において「百官を召」することは礼制において認められないことである。しかし、臨朝している太后が、「百官を召」する場を必要とするため、後漢の開元皇帝である光武帝に使用された「大朝会」空間を択び、「百官を召」していたことは考えられないことではない。さらに、この選択は、太后が光武帝の威厳を使用して「朝」において皇帝代理人としての身分を顕示していることを実現していた。

且つまた、皇帝「朝」空間が、同時に実際には存在していなかった。太后臨朝期には、

帝王、紫薇之則、弘誕弥光。大漢体天、承以徳陽」とある。

²⁶⁷ 前漢の未央宮（正宮）・長楽宮（離宮）について、『雍録』に「自恵帝以後人主皆居未央、而長楽常奉母后。即雖長楽亦当命為離宮、而未央当為正宮也」との論述がある。

少帝が皇権の象徴となり、実際的に国政を執っていなかった。よって、太后臨朝期の北宮皇帝「朝」空間は象徴的な「朝」空間になり、「朝」空間の役割を果たしていなかったと言える。

したがって、長年の太后臨朝期がなかったと仮定すれば、後漢の「朝」空間は北宮に固定されるようになると考えられる。

新莽の存在により、光武帝は皇権に対する外戚の力の嚴重さを痛感していた。『後漢書』明帝紀に「(明)帝 建武の制度を遵奉し、敢て違う者無し。後宮の家、侯に封ぜられ政に与るを得ず(帝遵奉建武制度、無敢違者。後宮之家、不得封侯与政)」とあり、李賢の注に『東觀漢記』に「光武 前代の権臣 太だ盛んして、外戚 政に与り、上は明主を濁し、下は臣子を危くせしを閔傷し、后族の陰・郭の家は九卿を過ぎず、親属の栄位は許・史・王氏の半ばに及ぶ能はざるのみ(光武閔傷前代権臣太盛、外戚与政、上濁明主、下危臣子、后族陰・郭之家不過九卿、親属栄位不能及許・史・王氏之半耳)」とあることにより、長年の太后臨朝、および外戚専権は光武帝と明帝が全力で防ぐことであったことがわかる。後漢の長年の太后臨朝期は、光武帝と明帝の予想外の状況である。

皇帝「朝」空間を一時的に南宮に設置し、北宮において帝国礼制に相応しい皇帝「朝」空間が建築された後、後漢の「朝」空間を北宮に固定するというのは、光武帝と明帝の計画であろう。「朝」空間を北宮に固定すると、南宮は後漢の離宮になり、壊されて解体される可能性もあると考えられる。

4.3. 後漢の北「正宮」・南「離宮」

南宮の皇帝「朝」空間の構成は、前漢の「朝」空間を参照して築かれた。北宮の皇帝「朝」空間構成は、後漢が周礼を参照しつつ、既存の帝国「朝」空間構成を調整したものである。「大朝会」中枢の徳陽殿が北宮にあったことは、後漢の北宮が「正宮」であることを明示している。しかし、経済力の不足のため、長い太后臨朝期があるため、後漢の「正宮」は後漢末までにも未だ完成されなかった。

北宮皇帝「朝」空間の建設は大いに反対されたため、順調ではなかった。『後漢書』百官志の太尉条の注に引く『漢官儀』に「朝廷 新たに北宮を造り、官寺を整飭し、旱魃 虐を為さば、民 命に堪へず(朝廷新造北宮、整飭官寺、旱魃為虐、民不堪命)」とある。これは、朝廷が新たに北宮を造営し、諸官庁の庁舎を建て直し、旱魃が相続いていたので、庶民は新たな造営の負担にたえることはできないことを記している。つまり、北宮の建設は大いに反対された。人的資源と物質的資源のいずれをも浪費し、巨大すぎる建設プロジェクトだと言われた。しかも、北宮の主殿である徳陽殿の建設も

尚書の鐘離意に強く反対された。

さらに、後漢の太后臨朝期は最初から最後まで、101年わたったのである。太后「朝」空間に関する記載は後漢「朝」空間の関連史料の40%以上を占めることにより、太后臨朝の存在は後漢の皇帝「朝」空間の建設に深く影響を与えていたと考えられる。長い太后臨朝期があったため、離宮である南宮の政治的機能はかつてないほど拡大された。その結果、学界が南宮と北宮と共に皇帝の正式な「朝」空間の所在地として検討し、さらに、宋代においてすでに指摘された「正宮」・「離宮」を無視しているのである。

そのうえに、後漢洛陽は後世の帝都に従うべきモデルを提供していたと共に²⁶⁸、後漢の北宮の正式な皇帝「朝」空間の構成も後世の帝国「朝」空間に従うべきモデルを提供していたと言える。図3-2の示すように、徳陽殿の前には徳陽門・応門・朱雀闕門の3つの門があったという殿前の三門構築様式は後漢以後の帝国「朝」空間に受け継がれていたことは証左である。

2018年7月3日の『中国社会科学報』に掲載された銭国祥の「漢魏洛陽故城居中宮城制度考」において、「最も重要なことは、発掘調査の結果は北魏の太極殿と宮城が曹魏の太極殿および宮城の跡を元に再建されたことを示しているということである」とある。また、

2007-2010年、考古発掘機関は正門の閶闔門北側に、二号門と三号門の跡を次々に発掘した。閶闔門、二号門および三号門は規模と形が同じであり、宮城の南北軸線に位置する。この三門の構築時期は曹魏に遡れる。すなわち、考古学的研究において、曹魏から北魏に至るまで、宮城正殿の正面の建築軸線の上には、3つの門があることが確認される²⁶⁹。

ということも指摘された。北魏太極殿前の三門の位置関係は、図3-4のようである。太極殿と殿前の三門の空間構成は後漢北宮の徳陽殿と殿前の三門の空間構成と一致している。北魏以後の帝国の「朝」空間も、この空間構成を採用したのである。

²⁶⁸ 馬彪「対戦国秦漢都城的文献探討」（仁荷大学校伽耶文化研究所編『Gimhae Bonghwangdong site Ancient East Asia（金海鳳凰洞遺跡と古代東アジア、김해 봉황동유적과 고대 동아시아）』、周留城出版社、2018年）449頁。

²⁶⁹ http://ex.cssn.cn/zx/bwyc/201807/t20180703_4492702_1.shtml（2019年6月19日最終確認）に掲載される内容を論者翻訳。

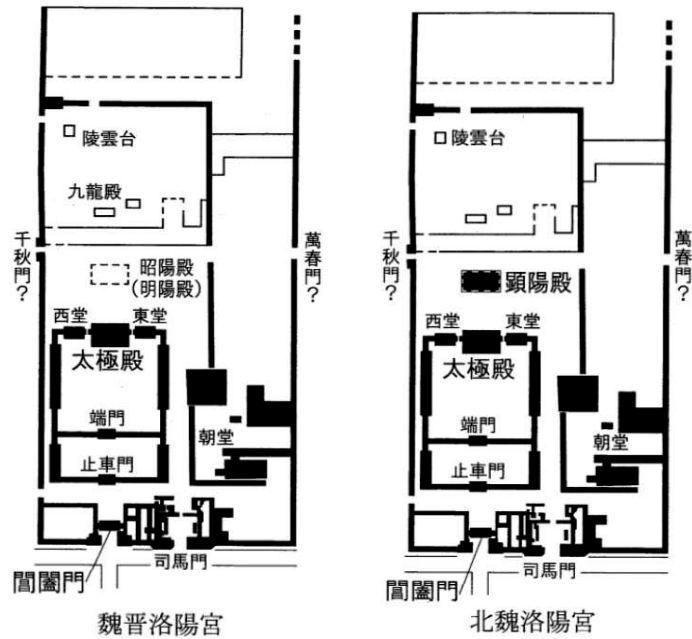


図 3-4 曹魏・北魏の太極殿と殿前の三門

出所：村元健一『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』（汲古書院、2016年）483頁より転載

さらに、後漢以後の曹魏・西晋・北魏が、洛陽に「朝」空間を構築した時には、後漢の北宮の「朝」空間を構築様式としており、南宮全体を廃除したことに注意する必要がある。

洛陽の南北宮はすでに秦代に存在していたが、後漢初期に使用された南宮は、元の南宮である。既存の南北両宮は帝都に相応しい空間配置を持っていなかったため、明帝期に修繕されたのである。後漢の洛陽は長期建設中の帝都であると言える。漢魏洛陽故城の考古学的調査結果により、洛陽の帝都建設の最終的な図面には南宮はなかったことがわかる。後漢洛陽の帝都建設が全て終了したと仮定すれば、北宮のみの帝都空間が現れるであろう。

漢魏洛陽故城の発掘結果および北魏洛陽城の発掘結果により、曹魏から北魏にわたり、洛陽で都を建てた帝国は、後漢北宮の跡を元に宮城を構築したことがわかる。北宮のみの跡は基礎とされたが、南宮は廃除された。すなわち、「正宮」の北宮を残し、「離宮」の南宮を廃除したことを表している。

5. 結び

後漢洛陽において、帝国「大朝会」を行い、且つ皇帝が親ら国政を執る空間である皇帝「朝」空間があり、また、太后が少帝の代わりに国政を執る空間である太后「朝」空

間もあった。

光武帝時代に、南宮に一時的に皇帝「朝」空間を設置したが、明帝以後、正式的な皇帝「朝」空間は北宮に固定されるようになった。この固定された際、後漢の南宮は「離宮」になり、北宮は「正宮」になった。しかし、後漢の長い太后臨朝期の存在のため、が「離宮」にある「朝」空間は保存されていた。後漢において、皇帝「朝」・太后「朝」空間の存在は、後漢の宮城制度問題および南宮と北宮の主従問題について学界で議論し絶えざる原因であると考えられる。

第一章・第二章・第三章では、「朝」空間の建築的な諸要素について検討した。しかし、「朝」空間には建築的要素以外にもう一つの要素がある。それは人々の位置、つまり「朝位」である。人は「朝」の不可欠な存在であるため、建築的空間と人をつなぐために必要なのは、建築的空間内の人々の位置であるため、次章では秦漢帝国の「朝位」空間について考察する。

第四章

秦漢帝国の「朝位」空間

— 「貴賤の等を辨ず」る「朝儀の位」²⁷⁰ —

『左伝』昭公十六年の条に「朝に位有り（有位於朝）」とあり、また、同書昭公十一年の条に「朝に著定有り（朝有著定）」、疏に「著定は、朝内列位の常処。之を表著と謂う（著定、朝内列位常処、謂之表著）」とある²⁷¹。

この3つの記述によれば、「朝」には定められた「位」があることがわかる。

また、『周礼』夏官司馬の司士条に、

朝儀の位を正し、其の貴賤の等を辨ず。王 南向し、三公 北面して東を上にする。孤 東面して北を上にする。卿大夫 西面して北を上にする。王族故士・虎士 路門の右に在り、南面して東を上にする。大仆・大右・大仆従者 路門の左に在り、南面して西を上にする。

（正朝儀之位、辨其貴賤之等。王南向、三公北面東上、孤東面北上、卿大夫西面北上。王族故士・虎士在路門之右、南面東上。大仆・大右・大仆従者在路門之左、南面西上。）

とあり、「朝」にある「位」は「朝儀の位」であり、定められたものであり、人の「貴賤の等を辨ず」るものであることがわかる。

『大戴礼記』朝事に「貴賤に別有り、尊卑に序有り、上下に差有るなり（貴賤有別、尊卑有序、上下有差也）」とある。古えにおいては、人々のアイデンティティは貴賤・尊卑・上下の区別があった。この区別が古代の社会システムの基盤となっていた。人々が同じ空間にいるとき、特定の位置場所を通して人々のアイデンティティを区別する必要があった。

「朝」空間内の人の位置が定められた。「朝」空間内の異なる位置は人々の異なるアイデンティティを表していた。貴賤・尊卑・上下の差は、可視的な「朝」空間において、「朝位」の差異によって表現された。この「朝位」は特定の場所を示す空間的概念である。

²⁷⁰ 『周礼』夏官司馬の司士条に「正朝儀之位、辨其貴賤之等」とある。

²⁷¹ 『漢書』五行志に収録された「朝有著定」（『左伝』昭公十一年）という記載について、唐の顔師古は「朝内の列位 定処有り（朝内列位有定処）」と注釈を附している。

「朝位」について、曲柄睿は「漢代朝位有広狭二義考」²⁷²で、漢代の朝位を朝官の位と定義している。鐘志輝は「漢末公車令朝位變動及「都官長史」考辨」²⁷³で公車令という朝官の抽象的な序列（「朝」空間における具体的な位置ではなく）の變動について検討している。また、朝位の制度や、朝位はどのように定められたか、との問題について、伊藤徳男は「前漢の九卿について」²⁷⁴で、阿部幸信は「漢代における朝位と綬制について」²⁷⁵で論述している。これらの先行研究において、朝位は、百官である封君・異民族であることを問わず、帝国の支配階層に属する全構成員の位階序列であることを指摘している。朝位に関する先行研究のなかで、官僚システムにある官吏の位階序列・官吏制度について検討を行ったことは特徴的であるが、「朝位」の根本的な意義・目的は「朝」空間にいる人々の「貴賤の等を辨」ずることであり、「朝」空間の不可欠な要素であるため、官僚システムにある序列のみを検討するのは不十分であり、君・臣の空間的な朝位についても検討する必要がある。

空間的な席次について、岡安勇は「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」²⁷⁶で、「君臣間の席次」「賓主間の席次」「皇帝西面について」などの席次関係を検討したが、「朝」空間を限定して「朝」空間にある位置場所を検討したとは言い難い。さらに、「朝」空間は朝政を行う空間であり、「大朝会」などの国家重大儀礼を行う空間であるため、「朝」空間における位置関係と一般的な空間における位置関係を区別せずに検討するのは妥当であるとは言い難い。特に、皇太后臨朝期の席次と皇帝親政期の席次を区別して再検討する必要があると思われる。皇太后臨朝期の「朝」空間には、二人の「陛下」が存在する²⁷⁷。二人の「陛下」が同時に存在するときの朝位の設定は皇帝親政期の設定と異なる。すなわち、親政期の皇帝の朝位と皇太后臨朝期の少帝の朝位は区別して検討すべきである。よって、「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」という席次に関する先行研究はあるが、「朝」空間の諸朝位（皇帝・少帝・臨朝皇太后・皇太子・官吏らの朝位）に関する専論がないことは先行研究の問題点であると考えられる。

したがって、本章では、皇帝の空間的な諸朝位を重点に置いた上に、「朝」空間における具体的な位置（皇帝・少帝・臨朝皇太后・皇太子・官吏などの諸朝位）を明らかに

²⁷² 曲柄睿「漢代朝位有広狭二義考」（『江海学刊』、2016年第6期）

²⁷³ 鐘志輝「漢末公車令朝位變動及「都官長史」考辨」（『南陽師範学院学報（社会科学版）』、第15巻第11期、2016年11月）

²⁷⁴ 伊藤徳男「前漢の九卿について」（『東方学論集』、1954年第1期）

²⁷⁵ 阿部幸信「漢代における朝位と綬制について」（『東洋学報』、第82巻第3号、2000年）

²⁷⁶ 岡安勇「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」（『史学雑誌』、第92巻第9号、1983年）

²⁷⁷ 聶寧「先秦・秦漢「陛下」攷」（『山口大学文学会志』、第68巻、2018年3月）を参照。

し、「朝位」によって反映される尊卑・儀度を検討する。

1. 「殿上」における帝位・太后位・臣位

人間世界の権力構造は、しばしば空間的なパターンで具象化される。「朝位」自体は権力構造を反映している。

「朝」空間の諸要素の中で、中枢的な位置にあるのは「殿」である。皇帝の「臨朝」する中枢空間として、「殿」は「朝」空間の中で最も高いアイデンティティを持っている人々のいる空間となった。「殿」において、「南面」する皇帝の朝位や、「東面」する臨朝皇太后の朝位および「西面」する少帝の朝位などは、「臨朝」する人物の異なるアイデンティティを反映している。

1.1. 「両楹間」の「南面」する皇帝位

『史記』夏本紀に「禹 是に於て遂に天子の位に即き、南面して天下に朝し、国号を夏后と曰う。姓は姒氏（禹於是遂即天子位、南面朝天下、国号曰夏后、姓姒氏）」とある。遅くとも夏王朝の最初の君主であった禹が即位したとき、君主の朝位は「南面する」ことは固定化された。この「南面する」君主の朝位は世世代代継承されて帝国時代に至っても変わらなかった。

『申鑿』時事に「天子 南面して天下を聴き、明に向いて治む（天子南面聴天下、向明而治）」とあり、『礼記』曲礼に「諸侯 北面して天子に見ゆ（諸侯北面而見天子）」とある。

この2つの記述には天子の位（南面）、および臣下としての諸侯が天子に拝謁するときの位（北面）が記されている。

また、『史記』魯周公世家に「周公 成王に代りて治むるや、南面して依を^{うしろ}倍にし、以て諸侯を朝せしむ。七年の後に及び、政を成王に還すや、北面して臣の位に就く（周公之代成王治、南面倍依以朝諸侯。及七年後、還政成王、北面就臣位）」とあるように、周公が周の成王の代行者であったとき、君主の位に立ち、政務を執り、のちに「成王に政を還し」て代行者でなくなったとき、北面する臣下の位に戻った。

故に、南面する位は「君位」であり、北面する位は「臣位」である。南面と北面の違いは君と臣の違いの表現だと言える。

秦代に至り、『史記』秦始皇本紀に「秦 海内を并して諸侯を兼ね、南面して帝と称す（秦并海内、兼諸侯、南面称帝）」とあることによれば、帝国において、同じく「南面」する位を皇帝の位とした。それに対して、『後漢書』竇融列伝に「且つて初めて本

朝に事え、稽首して北面せしば、忠臣の節なり（且初事本朝、稽首北面、忠臣節也）」とあるように、北面は臣下の位であった。

『後漢書』皇后紀に「中平六年……并州牧の董卓 徴され、兵を将いて洛陽に入り、朝庭を陵虐し、遂いに少帝を廢して弘農王と為し、而して協を立つ。是れを獻帝と為す。弘農王を扶えて殿より下し、北面して臣と称せしむ（中平六年……并州牧董卓被徴、将兵入洛陽、陵虐朝庭、遂廢少帝為弘農王而立協、是為獻帝。扶弘農王下殿、北面称臣）」とある。189年、後漢の実権は董卓によって握られた。野心を抱いていた董卓は、同族の董太后の孫である陳留王（のちの漢の獻帝）を皇帝に立てようとした。そのため、当時の少帝が廢位されて弘農王になると、代わって陳留王が皇帝に擁立された。少帝が廢位されたとき、「殿」から下りて、臣下として北面して獻帝に拝謁した。廢位された少帝の身分はこのときが変わり、弘農王となった。それに従って、「朝」空間における位置も変わった。「南面」から「北面」に変わり、また「殿」の上から「殿」の下に移動した。この位置の変化から皇帝の「朝位」は「殿上」にあることがわかる。しかも、君・臣の位置の異なりには方向の異なりのみならず、空間的な上下の異なりもあった。

且つまた、殿上の皇帝の専用空間は「帷幄」を設けることを通して表明された。そのため、皇帝の位が「帷幄」内に設置されたとも考えられる。さらに、『決疑要注』に「殿堂の上、ただ天子のみ床に居り、其の余皆な席を幅く（殿堂之上、唯天子居床、其余皆幅席）」とあることによれば、殿上の皇帝の位は「帷幄」内に設置される「床」（位の高い人が坐する台座）を通して表現されたと考えて間違いない。

そのうえに、皇帝の位は、「殿」のどの部分に設置されるか。この問題に対して、王莽の「撰に居て祚を踐む」ときの記載は手掛かりを与える。

『漢書』王莽伝には「安漢公（王莽）撰に居して踐祚するに、天子の鞞^{ひざかけかんまり}冕を服し、斧依を戸牖^{まど}の間に背にし、南面して群臣を朝し、政事を聴く（安漢公居撰踐祚、服天子鞞冕、背斧依於戸牖之間、南面朝群臣、聴政事）」とある。すなわち、安漢公である王莽が天子の代行となり、天子の服装を着用して、朝廷において戸の間で斧の模様の屏風を背にして群臣たちに南向きに対面して政治を行ったと記している。王莽のこの群臣を朝する位は周公と同位に設定された。前引した『史記』魯周公世家の記述は、この「倍依」が「斧依」を背にすることを示す。鄭玄はこれに「斧依、戸牖の間に斧文の屏風と為し、周公 前に立つなり（斧依、為斧文屏風於戸牖之間、周公於前立也）」と注釈を附している。さらに、『儀礼』覲礼に「天子 戸牖の間に斧依を設け……斧依を負う（天子設斧依於戸牖之間……負斧依）」とある。

以上の史料によれば、王莽の斧依を戸牖の間に背にして南面している朝位は皇帝の殿上の位と同位を指すと解釈できる。

しかし、「斧依」を設置する「戸牖の間」は殿上のどの領域を示すのであろうか。

「斧依」を設けたところは東西両階の間の殿上領域である。中央部に設置された可能性がある。なお、「南向する者 西を以て上と為す（南向者以西為上）」（『決疑要注』）という順次もあるため、「斧依」の位は確実に中央部を指すのであろうか、或いは中央の西側を指すのであろうか。この問題について、直接的な記載はないが、皇帝の即位礼の関係記録から回答を得ることができる。

即位礼は「柩前」で行なわれ、「柩前即位」とも称されるため、「柩前」は新しい皇帝の最初の朝位と言える²⁷⁸。したがって、「柩」の位置は「戸牖の間」に加えて、さらに皇帝の位を限定することとなると思われる。

皇帝が崩御した後、殯宮を前殿に設置して、「兩楹の間」²⁷⁹に「柩」を放置するのである。さらに、

史料 4-1

三公は尚書の顧命を奏し、太子は即日、天子の位に柩前に即く。太子の皇帝の位に即き、皇后の皇太后と為るを請う。奏 可とせられ、群臣は皆 出で、吉服して入り会すること儀の如くす。太尉は阼階より升り、柩の御坐に当たり、北面して稽首し、策を読む。畢われば、伝国の玉璽・綬を以て、東面し跪きて皇太子に授く。皇帝の位に即く。中黄門は兵を掌る。玉具・随侯の珠、斬蛇の宝剑を以て太尉に授く。群臣に告令し、群臣は皆 伏して万歳を称う。或た天下に大赦す。使者を遣はし詔して城門・宮門を開き、屯衛の兵を罷む。群臣・百官 罷り、入るに喪服を成すこと礼の如くす。兵官は戎る。三公・太常は礼の如くす。

（三公奏尚書顧命、太子即日即天子位於柩前、請太子即皇帝位、皇后為皇太后。奏可。群臣皆出、吉服入会如儀。太尉升自阼階、當柩御坐北面稽首、読策畢、以伝国玉璽綬東面跪授皇太子、即皇帝位。中黄門掌兵以玉具、随侯珠、斬蛇宝剑授太尉、告令群臣、群臣皆伏称萬歳。或大赦天下。遣使者詔開城門、宮門、罷屯衛兵。群臣百官罷、入成喪服如礼。兵官戎。三公太常如礼。）²⁸⁰

ということになる。「楹」は柱であり、「兩楹の間」は2つの柱の間を指す。

図 4-1 漢長安城の桂宮明光前殿の復元上層平面図、および図 4-2 福建崇安閩越王王宮前殿図の示すように、秦漢時代の前殿の柱の配置は、2種類ある。一つは図 4-1 のように、ほぼ殿の中軸線の上に柱を建てるもの、もう一つは図 4-2 のように、中軸線には柱を建てず、その両側に建てるものの2種類の柱の配置が存在することから、

²⁷⁸ 漢代諸帝の即位礼は初期の「廟」で即位することより、「柩前即位」することへ変化してきた。特に後漢諸帝は「柩前」で即位した。（金子修一『古代中国と皇帝祭祀』、汲古書院、2001年、205頁を参照）

²⁷⁹ 『後漢書』礼儀志の大喪条に「大斂於兩楹之間」とある。

²⁸⁰ 『後漢書』礼儀志より。

秦漢時代においては、中軸線を重視する意識が後世より薄かったと推測することができる。

総括すれば、殿上の皇帝の位は「戸牖の間」の前かつ「両楹の間」にある。この位は殿の中軸線に位置しており、または中軸線より更に西に位置している、という2つの可能性がある。ただ、この位は正階としての「東西両階」の間にあったことは間違いな

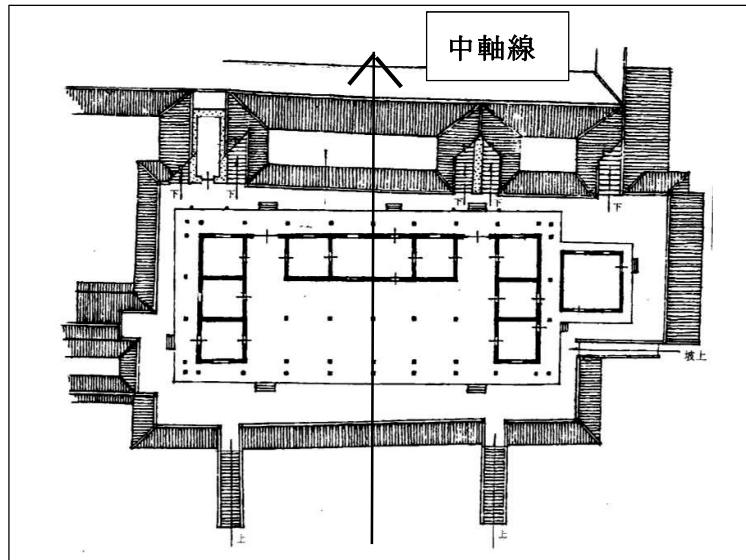


図 4-1 漢長安城の桂宮明光前殿の復元上層平面図

出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）247頁の原図を元に中軸線を論者加筆

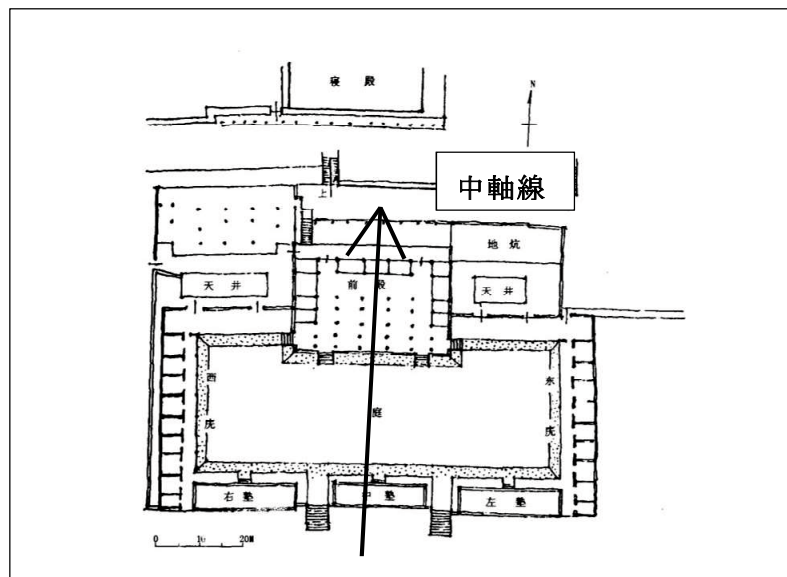


図 4-2 福建崇安閩越王王宮前殿図

出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）316頁の原図を元に中軸線を論者加筆

しかし、「兩楹間」にある「南面」する皇帝位は、皇帝が親政しているときの朝位である。皇帝が政権を握っておらない太后臨朝の時期において、少帝の朝位は「南面」するものではなかった。

1.2. 「東面」する太后位と「西面」する少帝位²⁸¹

太后位については、下記の『史記』季布伝の記載から検討をはじめめる。

孝恵の時、(季布)中郎将と為る。单于嘗て書を為^{つぐ}りて呂后を^{あなご}嬖り、不遜なり。呂后大いに怒り、諸将を召して之を議せしむ。上將軍樊噲曰く、「臣願わくは十万の衆を得て、匈奴の中を横行せん」と。諸将皆な呂后の意に^{おもお}りて曰く、「然り」と。季布曰く、「樊噲は斬る可きなり。夫の高帝兵四十余万の衆を^{ひき}いてすら、平城に困しみき。今、噲奈何ぞ十万の衆を以て匈奴の中を横行せん。^{まのあた}り欺くなり。且つ秦胡を事とせるを以て、陳勝等起これり。今に於いて創痍未だ瘳えざるに、噲又た面諛し、天下を揺動せんと欲す」と。是の時殿上皆な恐る。太后朝を罷む。遂いに復た匈奴を撃つ事を議せず。

(孝恵時、為中郎将。单于嘗為書嬖呂后、不遜、呂后大怒、召諸将議之。上將軍樊噲曰「臣願得十万衆、横行匈奴中。」諸将皆阿呂后意、曰「然」。季布曰「樊噲可斬也！夫高帝将兵四十余万衆、困於平城、今噲奈何以十万衆横行匈奴中、面欺！且秦以事於胡、陳勝等起。於今創痍未瘳、噲又面諛、欲揺動天下。」是時殿上皆恐、太后罷朝、遂不復議擊匈奴事。)

上記の『史記』季布伝の資料は、臨朝の呂太后が殿上で政務をとり、諸将と朝議を行った場面を記している。

また、『後漢書』杜根伝に、

²⁸¹ 「東面」と「西面」の席次関係は岡安勇「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」(『史学雑誌』、第92巻第9期、1983年)で検討されている。しかし、論者はここで、少帝と皇帝の「朝位」の差異は少帝と皇帝の身分の差異を反映していることを強調し、皇帝南面朝位が「空席」となったことを強調したい。聶寧「先秦・秦漢「陛下」攷」(『山口大学文学会志』、第68巻、2018年3月)において検討した通り、少帝が「南面」しないことは、皇太后臨朝期の「朝」空間には二人の「陛下」が存在するためである。臨朝している皇太后は少帝と共に「陛下」と称されており、これは皇帝親政期とは異なる状態であり、皇太后臨朝期において、「南面」する親政「真皇帝」位は「空席」となっている。すなわち、皇太后臨朝期の少帝は「南面」する「真皇帝」位に着席できなかったのである。よって、少帝と皇帝の朝位は同一視すべきではなく、区別して再検討する必要があると思われる。したがって、本節は上記の研究成果を踏襲して、少帝の西面朝位を改めて検討する。

時に和熹鄧后 臨朝し、権は外戚に在り。(杜)根 以えらく、安帝 年長なれば、宜しく政事を親らすべしと。乃ち同時の郎と与に上書して直諫す。太后 大いに怒り、(杜)根らを収執し、盛るに縑の囊を以てし、殿上に於いて之を撲殺せしめんとす。

(時和熹鄧后臨朝、権在外戚。根以安帝年長、宜親政事、乃与同時郎上書直諫。太后大怒、収執根等、令盛以縑囊、於殿上撲殺之。)

とある。つまり、永初元年(107年)、鄧太后が臨朝していたため、後漢の実権は外戚に握られていた。杜根らは、安帝が成長したので、親政す(国政を自ら執る)べきであると上書して直諫した。鄧太后は大いに怒り、上書した杜根らを殿上で殺そうとした。この「上書して直諫」したところは殿上であり、「撲殺せしめんとす」ところも殿上である。したがって、臨朝していた鄧太后の位は殿上にあったに違いない。

この2つの史料により、臨朝太后の位は殿上にあったと判断できる。

漢代において、少帝即位、皇太后が臨朝して少帝の代わりに摂政した期間は短くなかった²⁸²。ところで、皇太后臨朝のときに、太后と少帝の位は「南面」ではなかった。

『独断』に「后 摂政し、則ち后 前殿に臨み、群臣を朝す。后 東面し、少帝 西面す。群臣の奏事上書は、皆な両通を為り、一は太后に詣し、一は少帝に詣す(后摂政則后臨前殿朝群臣、后東面、少帝西面、群臣奏事上書皆為両通、一詣太后、一詣少帝)」とあり、太后臨朝期において太后と少帝とが共に前殿に出て政を聴いたことを明確に記している。「朝」空間では、殿上に坐す太后は東面し、少帝は西面していた。ここで注目したいのは太后と少帝の位は「南面」ではないということである。この時、少帝が南面しない理由は、少帝が母親の皇太后に対する尊敬の念を表す必要性があるということと関係があると思われる。すなわち、孝が重視される漢代では、「朝」空間において、母親に対する少帝の尊敬を反映する必要がある、それが尊敬は太后と少帝の位を通して可視化されているのである。しかし、太后は皇帝ではない。そのため、「朝」空間で皇帝の位に即いてはならない。故に、「南面」の皇帝の位は太后臨朝期に空席となった。そのうえに、太后の位は西にあり、少帝の位は東にある。西の位は賓位と称され、東の位は主位と称される。『説文解字』に「賓、敬ぶ所なり(賓、所敬也)」とある。したがって、太后が西位につくことは尊敬される身分を表現しているのではなかろうか。同時に、「朝」空間において、少帝が東位につくことも皇帝の「朝」の主人的身分

²⁸² 『後漢書』皇后紀に「東京皇統屢絶、権帰女主、外立者四帝、臨朝者六后、莫不定策帷帟、委事父兄、貪孩童以久其政、抑明賢以專其威」とある。「臨朝者六后」に対して、李賢は「章帝竇太后、和熹鄧太后、安思閻太后、順烈梁太后、桓思竇太后、靈思何太后也」と注を附している。

を反映していると考えられる。

上記に述べてきた内容において、もう一度強調したいところがある。それは、太后臨朝期の少帝の位は「南面」ではないことである。すなわち、太后臨朝期において、「南面」の皇帝の位は空席となったのである。

皇帝親政期の皇帝の位が太后臨朝期の少帝の位とは異なることは、皇帝と少帝の身分の差異を反映している。この差異は空間的な位置によって可視化されたのである。太后臨朝期の「南面」の皇帝位が空席となった状況は、「朝」空間に設けた「南面」皇帝位が親政皇帝専用のものである特徴を表現している。つまり、「朝」空間において、「南面」の帝位に着席できるのは親政している皇帝のみである。これは「朝」空間の「南面」帝位の特殊性の表現である。

この特殊性は、皇帝の身分がいかなる空間においても反映される。つまり、皇帝が「朝」空間以外のところで即位するとき、「南面」する位に即くことは、皇帝の身分を明示していたのである。

実情を考えると、表 4-1 のように臨時的に皇帝の即位空間を設置したことがある。

表 4-1 「朝」空間以外における漢代皇帝即位の事例

	皇帝（天子）位記録	出典
高祖	甲午、乃即皇帝位汜水之陽。	『史記』 高祖本紀
文帝	遂馳入代邸。群臣從至。（中略）臣謹請（与）陰安侯列侯頃王后与瑯邪王、宗室、大臣、列侯、吏二千石議曰「大王高帝長子、宜為高帝嗣。願大王即天子位。」……群臣皆伏固請。代王西向讓者三、南向讓者再。丞相平等皆曰「臣伏計之、大王奉高帝宗廟最宜称、雖天下諸侯万民以為宜。臣等為宗廟社稷計、不敢忽。願大王幸聽臣等。臣謹奉天子璽符再拜上。」代王曰「宗室将相王列侯以為莫宜寡人、寡人不敢辞。」遂即天子位。	『史記』 孝文本紀
光武帝	乃命有司設壇於鄗南千秋亭五成陌。六月己未、即皇帝位。	『東觀漢記』 光武帝紀

表 4-1 は、漢の高祖皇帝・文帝・光武帝の即位場所を記している。これらの臨時的に設置された即位空間において、皇帝（天子）位は帝位の「南面」という特徴によって表現されていた。

このほかに、皇帝の「行在所」²⁸³は「朝」空間以外に皇帝位を設置したもう一つの例である。

²⁸³ 『独断』には「漢天子……所在曰行在所」および「天子自謂曰行在所、猶言今雖在京師、行所至耳。巡狩天下、所奏事處皆為宮。在京師曰奏長安宮、在泰山則曰奏奉高宮。唯當時所在、或曰朝廷、亦依違尊者所都、連舉朝廷以言之也」とある。

皇帝の「行在所」は移動的な空間であり、「朝」空間の機能を遂行し、臨時的な政務をとる空間とみなされる。この空間においては、殿・陛・廷・殿門・闕などの「朝」空間にある空間装置は一切完備されていない。したがって、この空間において、皇帝と臣下の貴賤・尊卑・上下および身分の異なりは「南面」の君位と「北面」の臣位によって表現されると考えられる。これは「朝」空間の抽象的な意義が具象化された証である。

ところで、上で言及した太后臨朝期には、殿上で太后は東面し、少帝は西面したという歴史的記録は、南北面の君臣位のほかに、東西面の賓主位があることを表明している²⁸⁴。太后の位は西にあり、少帝の位は東にある。西の位は賓位であり、東の位は主位である。前述した通り、「朝」空間において、西にある賓位を尊としたという特徴もある。すなわち、「東面為尊」は朝位の特徴の一つである。

しかるに、「東面為尊」の朝位状態は、皇帝が不在の場合にはより多く現れる。

皇帝が「朝」空間にいないときは、「南北面」に反映される君臣の関係もない。そのため、皇帝不在の場合、「南面」の君位も存在する必要はなく、他の位置関係でこの空間にいる人たちの差を反映するのである。「朝」空間に在席する人物の身分や群臣の官位の高低などは、皇帝がその場に在席する場合、皇帝との距離によって表現され、皇帝から近いほど高くなるが²⁸⁵、皇帝がそこに不在の場合、別の位置関係によって表現される必要が生じる。その別の位置関係こそが「東面為尊」であった。

後漢の靈帝四年、司徒府での「熹平論暦」はその一例である。司徒府は宮城外に設置され、皇帝の日常的な政務場所ではないが、官吏の会議を行う場である。司徒府の百官朝会殿で官吏を参加主体とする朝議はよく行われた。

『後漢書』律曆志の熹平論暦の条に「乙卯、詔書もて三府に下し、儒林の明道なる者と詳議せしめ、務めて道真を得しむ。群臣を以て司徒府に会して議せしむ（乙卯、詔書下三府、与儒林明道者詳議、務得道真。以群臣会司徒府議）」とある。

その会議の位置関係については「百官 府に会す。公は殿下に東面し、校尉は南面し、侍中・郎将・大夫・千石・六百石は重なり行なりて北面し、議郎・博士は西面す。戸曹令史は坐中に当りて詔書を読み、公は議す（百官会府公殿下、東面、校尉南面、侍中・郎将・大夫、千石・六百石重行北面、議郎・博士西面。戸曹令史当坐中而読詔書、公議）」²⁸⁶との記載がある。

すなわち、「熹平論暦」の際、司徒府において、地位最高の司徒は西側に位置して東面している。「南面」は校尉の位となっている。

同向の位において、「東向する者 北を以て上と為し、南向する者 西を以て上と為

²⁸⁴ 岡安勇「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」（『史学雑誌』、第92巻第9期、1983年）を参照。

²⁸⁵ 『決疑要注』に「凡殿堂坐位、以近尊为上、無尊者則已」とある。

²⁸⁶ 『後漢書』律曆志の劉昭の注に引く『蔡邕集』の記載による。

し、西向する者 南を以て上と為し、北向する者 東を以て上と為すなり（東向者以北為上、南向者以西為上、西向者以南為上、北向者以東為上也）」（『決疑要注』）という順次で並ぶ。

また、皇帝の使者が皇帝の代理人として郡国に派遣されたとき、西にある「東面」する位につくこととなっている。例えば、『史記』南越列伝に「元鼎四年、漢安国少季をして往きて王・王太后を諭さしむるに、入朝して内諸侯に比するを以ってす……王・王太后……乃ち酒を置き……（漢）使者は皆な東向し、太后は南向し、王は北向し、相嘉・大臣は皆な西向し、坐に侍して飲す（元鼎四年、漢使安国少季往諭王・王太后以入朝、比内諸侯……王・王太后……乃置酒……（漢）使者皆東向、太后南向、王北向、相嘉・大臣皆西向、侍坐飲）」とある。この時の位の順次は西（東向）→北（南向）→南（北向）→東（西向）であり、「東向」を最高位とした。

その他、『東觀漢記』桓榮伝に「顓宗即位するや、桓榮を尊ぶに師の礼を以てす。常に太常府に幸し、榮をして東面して坐せしむ（顓宗即位、尊桓榮以師礼。常幸太常府、令榮坐東面）」とあるように、皇帝は君主のアイデンティティを強調しないとき、あるいは尊敬の意を表したいとき、「東面為尊」の順次にしたがって位につかせた。

この位の順次は鴻門の会の記録にも反映されている。『史記』項羽本紀に「項王・項伯は東向して坐す。亜父は南向して坐す。亜父とは、范増なり。沛公は北向して坐す。張良は西向して侍す（項王・項伯東向坐。亜父南向坐。亜父者、范増也。沛公北向坐、張良西向侍）」とある²⁸⁷。この条は、項羽・項伯は東に向いて上座に座り、范増は南向き、劉邦は北向き、張良は西向きにそれぞれ坐った場面を記述している。

「東面為尊」という位置関係は秦漢時代の「朝」空間のみならず、非「朝」空間にも用いられた。すなわち、「東面為尊」は「朝位」空間特有の位置関係ではなく、非「朝」空間にも広く用いられる普遍性を持った位置関係であった。したがって、「南面」の位を最上位とする位置関係は、「東面為尊」の普遍性とは異なる「朝位」空間に特有の位置関係であり、特殊性・唯一性を持った位置関係であると言える。

1.3. 「殿上」における臣位

『漢書』霍光伝に「群臣 次を以て殿に上り、昌邑王を召して前に伏して詔を聴かせむ（群臣以次上殿、召昌邑王伏前聴詔）」とある。この条は昌邑王の劉賀が廃位された

²⁸⁷ ほかに、『史記』陳丞相世家には「王陵者、故沛人、始為鼎豪、高祖微時、兄事陵。陵少文、任氣、好直言。及高祖起沛、入至咸陽、陵亦自聚党数千人、居南陽、不肯從沛公。及漢王之還攻項籍、陵乃以兵属漢。項羽取陵母置軍中、陵使至、則東向坐陵母、欲以招陵」とあり、『漢書』游俠樓護伝には「至王莽篡位、以旧恩召見護、封為樓旧里附城。而成都侯商子邑為大司空、貴重、商故人皆敬事邑、唯護自安如旧節、邑亦父事之、不敢有闕。時請召賓客……坐者百数、皆離席伏、護独東向正坐」とある。

際、官僚らが皇太后とともに廢位を行った記載である。すなわち、「殿上」には臣下の位も設けられている。この時殿上に上った群臣は、大司馬大將軍・車騎將軍・度辺將軍・前將軍・後將軍・宜春侯・当塗侯・随桃侯・杜侯・京輔都尉・司隸校尉と、丞相・御史大夫・太僕・太常・大司農・宗正・少府・廷尉・執金吾・大鴻臚・左馮翊・右扶風・長信少府・典屬國・諸吏文学光祿大夫・太中大夫である。

また、『漢書』叔孫通伝の漢七年十月の朝会に関する記述において、「功臣・列侯・諸將軍・軍吏、次を以て西方ににしがわ陳んで東向す。文官の丞相以下、ひがしがわ東方に陳んで西向す（功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東向。文官丞相以下陳東方、西向）」とあることによれば、劉賀が廢位されたとき、「殿上」における官僚らの位は、おそらく大司馬大將軍・車騎將軍・度辺將軍・前將軍・後將軍・宜春侯・当塗侯・随桃侯・杜侯・京輔都尉・司隸校尉が西側に立って東を向き、丞相・御史大夫・太僕・太常・大司農・宗正・少府・廷尉・執金吾・大鴻臚・左馮翊・右扶風・長信少府・典屬國・諸吏文学光祿大夫・太中大夫が東側に立って西を向いたと推定される。

しかし、上記に記されているのは皇帝廢位決行時の「殿上」における官僚らの位であり、廢位された昌邑王劉賀の位を含まない。その時点で、廢位により、劉賀の身分は皇帝ではなく、臣下であるべきであり、皇帝の位に着席するわけにはいかない。したがって、上記の「功臣・列侯・諸將軍・軍吏、次を以て西方に陳んで東向す。文官の丞相以下、東方に陳んで西向す」という「東向」・「西向」の臣下位の以外に、また「北面」の臣下位があった。この臣下位について、次の記述から関連する内容を見出すことができる。

『後漢書』礼儀志の朝会条に、

歳首 正月毎に、大朝を為して賀を受く……二千石以上は殿に上りて万歳をとな称う。
(毎歳首正月、為大朝受賀……二千石以上上殿称万歳。)

とある。李賢の注に、

蔡邕の独断に曰く、「三公 璧を奉り殿に上り、御坐に向いて、北面す。太常 贊して曰く、「皇帝 君が為にあ興つ」と。三公 伏し、皇帝 坐すれば、乃ち璧を進む。古語に曰く、「御坐すれば則ち起つ」と。此の謂なり」と。

(蔡邕独断曰、「三公奉璧上殿、向御坐、北面、太常贊曰「皇帝為君興。」三公伏、皇帝坐、乃進璧。古語曰「御坐則起」、此之謂也。)

とある。

ここで注目したいのは皇帝の御座に向かって北面する三公の位である。また、『周礼』夏官司馬の司士条に「王 南向し、三公 北面して東を上をす（王南向、三公北面東上）」とあり、三公の太尉・司徒・司空が「北面」する位にすることがわかる。「北面」する位は皇帝に拝謁する臣下の位である。前に言及した劉賀が廃位された際、廃位の詔を聴いているときの劉賀の朝位は、この「北面」する位であると判断できる。

総じていえば、殿上における臣下の位は、東に配置されている文官の位と西に配置されている武官の位および「御坐に向いて北面する位がある。「北面」するかどうかは、皇帝に拝謁するかどうかによって変わるのである。つまり、官僚らは皇帝に拝謁するとき、「北面」し、拝謁しないとき、「北面」しないのである。「北面」の位は、「南面」の皇帝と相対的な臣下の身分を強調する役割を果たす。

2. 「殿上」・「殿下」の「太子」位

上記の「殿上」にある諸朝位のほかに一つの特別な朝位がある。それは即位礼を行う時の「殿上」における皇太子の位である。史料4-1の『後漢書』礼儀志の大喪条を再読しよう。

史料4-1により、皇太子は先帝の「柩」の前で即位することがわかる。「柩」は「兩楹の間」に位置するため、このときの太子の位も「兩楹の間」に位置すると判断できる。「太尉は阼階より升起、柩の御坐に当たり、北面して稽首し、策を読む」という記述によれば、即位礼は「柩」の南側で行うことがわかる。そのうえ、「(太尉が) 伝国の玉璽・綬を以て、東面し跪きて皇太子に授く」という記述によれば、太子が伝国の玉璽・綬を受ける時点において、西面していたことがわかる。後に、「皇帝位に即く」時点において、太子は皇帝になったため、南面するようになったのである。

これは太子が皇帝の位に即く際の「殿上」における朝位である。しかし、「皇太子を拝するの儀(拝皇太子之儀)」を行う時、太子の位は「殿上」に位置しておらず、「殿下」に置かれるのである。

『後漢書』礼儀志の拝皇太子条に、

皇太子を拝するの儀。百官 会し、位 定むれば、謁者 皇太子を引き御坐の殿下に当たり、北面せしむ。司空 太子の西北に当たり、東面して立つ。策書を読み、畢はれば、中常侍 皇太子の璽綬を持ち、東向して太子に授く。太子 再拝し、三たび稽首す。謁者「皇太子臣某」と贊すれば、中謁者「制して曰く可」と称す。三公 階上の殿に升起、万歳を賀す。困りて天下に大赦す。供をば賜はり礼 畢われば、罷む。

(拝皇太子之儀。百官会、位定、謁者引皇太子当御坐殿下、北面。司空当太子西北、東面立。読策書畢、中常侍持皇太子璽綬東向授太子。太子再拝、三稽首。謁者贊皇太子臣某、中謁者称制曰「可」。三公升階上殿、賀寿万歳。因大赦天下。供賜礼畢、罷。)

とある。

ここで注目に値するのは、即位の礼を行った際、「皇太子を拝するの儀（拝皇太子之儀）」を行った際、太子の朝位が太子の身分の変化によって変わったことである。

まず、皇子が太子になったとき、その朝位は殿下に位置し、北面して皇帝に拝謁したのである。その時点では、「朝」空間において、太子が「北面」の位に即くため、太子の非皇帝の身分が表現されている。しかし、このときの太子の朝位は「御坐の殿下に当た」ところであり、官吏らの朝位の範囲外に位置していることにも注意する必要がある。この太子位は殿下にあり、皇帝位に正対している。さらに、皇太子を拝する儀を行うとき、「百官 会し、位 定む」。百官の位は両堂塗の左右に位置している。文官は東側に位置し、武将は西側に位置している。この文官が東に位置し、武将が西に位置することによって、東・中・西の区画が形成される。この朝位によって形成される「中」の区画にあるのは、皇帝の朝位と太子の朝位である。皇帝と太子の朝位の違いは、①皇帝の朝位が殿上にあり、太子の朝位が殿下にあること、②皇帝が「南面」し、太子が「北面」していることである。これは空間的な「朝位」が、太子の非皇帝身分・非文武官吏の身分を反映した表現である。

先帝が崩御した後、太子は準皇帝²⁸⁸となり、その朝位は殿下より殿上に変更された。しかし、準皇帝としての太子は未だ南面することはできなかった。さらに、太子は皇帝の「玉璽・綬」を継承した後、「真皇帝」になってはじめて南面するようになり、即位が完了するのである。

太子の朝位が殿下から殿上に変化すること、および「非南面」より「南面」に変化することは、朝位が身分の変化によって変わることを表している。それと同時に、朝位の空間的变化により、身分の変化が見られることも表している。

上記の太子の 2 つの朝位から、殿下にある太子位は太子の非皇帝の身分を表し、殿上にある太子位は太子の準皇帝の君主身分を表していることが見られる。

ところが、その殿下と殿上の間には「陛」（天子階）が存在している。ゆえに、「陛」にある朝位は無視できない。よって次節では、「陛」における朝位について考察する。

²⁸⁸ 準皇帝とは、もとの皇帝がすでに崩じたとき、未だ即位礼を完了していない皇太子である。本稿で、皇太子（皇帝が崩じなかったときの太子）・真皇帝（即位礼を完成した皇帝）・未だ即位礼を完成していない皇太子を区別するため、準皇帝という術語を使用する。

3. 「陞」における「臨軒」・「陞載」位

「陞」は「殿」と「廷」の間にある立体施設であり、「殿」と「廷」の上下の高さの違いを媒介し、両者を連結するものである。この施設には、皇帝の朝位および陞載の朝位がある。

3.1. 陞上における「臨軒」位

「殿上」の皇帝の位のほかに、「陞上」にはもう一つの皇帝の位がある。それは「臨軒」位である。

史料 4-2

正月の旦、天子 徳陽殿に幸し、臨軒す。公・卿・将・大夫・百官 各々位を陪して朝賀す。蛮・貊・胡・羌 朝貢す。畢われば、郡に属する計吏を見るに、皆 陞観し、庭燎す。宗室の諸劉 親会すること万人以上、西面に立つ。位 既に定まれば、寿を上る。群計吏 中庭に北面して立ち、太官食を上り、群臣に酒食を賜うに、〔西より入りて東より出づ〕。

(正月旦、天子幸徳陽殿、臨軒。公、卿、将、大夫、百官各陪位朝賀。蛮・貊・胡・羌朝貢畢、見属郡計吏、皆陞観、庭燎。宗室諸劉親会、万人以上、立西面。位既定、上寿。群計吏中庭北面立、太官上食、賜群臣酒食、〔西入東出〕。) ²⁸⁹

史料 4-2 は大朝会を行う時、皇帝が臨軒して群臣と会見する場面に関する記述である。これによれば、「臨軒」位は、皇帝が大朝会の際に、群臣の拝謁を受ける朝位であることがわかる。

第二章 (3.3. 「陞」の「重軒三階」) で検討したように、「軒」は軒欄で囲まれた陞の一部である。「臨軒」位の具体的な場所について、『鄴中記』と『晋起居注』にある「臨軒」に関する記載は考察の手掛かりとなる。

『鄴中記』に「石虎 正会するに、虎 正殿において南面して臨軒す (石虎正会、虎於正殿南面臨軒)」とあり、『晋起居注』に「御 臨軒し、太極殿前において大会せり (御臨軒、大会於太極殿前)」および「太始四年正月、上 臨軒し、群臣を太極前殿に朝せしめ、安平王に詔して、輿車に載りて殿に升らしむ。上 阼階に於いて迎拝す (太始四年正月、上臨軒朝群臣於太極前殿、詔安平王載輿車升殿、上迎拜於阼階)」²⁹⁰とあ

²⁸⁹ 『後漢書』礼儀志の朝会条における劉昭注。

²⁹⁰ 『太平御覽』卷二十九・時序部十四所収。

る。

ここで注目したいのは、「南面して臨軒す」ること、「殿前」、および「殿に升らしむ」ことである。すなわち、「臨軒」位は、「南面」して、「殿前」に位置し、さらに「殿陛」の上にあるのである。図で示すと、図 4-3 のようになるのであろう。

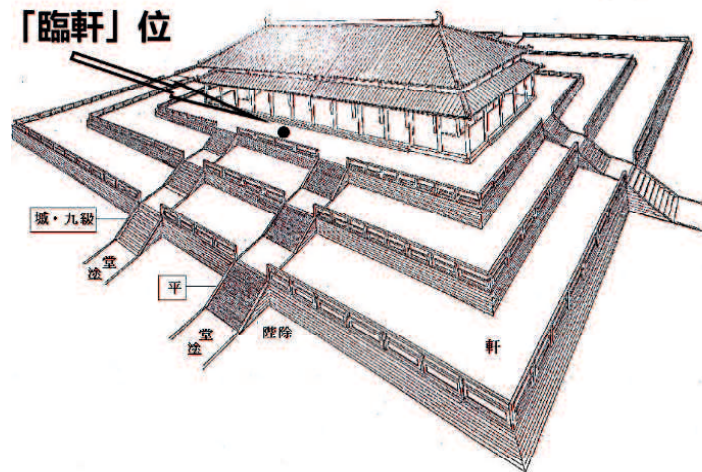


図 4-3 「臨軒」位イメージ図

第二章の図 2-7 を元に論者作成

3.2. 「陛側」・「殿下」の「陛戟」位

蔡邕の『独断』に「天子 必ず近臣有り、兵を執りて陛側に陳し、以て不虞を戒む（天子必有近臣、執兵陳於陛側、以戒不虞）」とある。

皇帝の朝位は「殿上」にあり、あるいは「陛上」の「臨軒」位に位置する。皇帝を守るため、皇帝の朝位に近い「陛」において、「陛戟」位が設けられる。

『漢書』霍光伝に「侍御数百人皆な兵を持ち、期門武士陛戟し、殿の下に陳列す（侍御数百人皆持兵、期門武士陛戟、陳列殿下）」とあり、顔師古はこれに「陛戟とは、戟を執り、以て陛下を衛るを謂うなり（陛戟謂執戟以衛陛下也）」と注を附している。つまり、侍御と期門武士は陛下を守るために、兵器を持ち、殿の下に並んだ。つまり、「陛戟位」は殿の下にあったのである。

『漢書』東方朔伝に「是の時、（東方）朔 殿下にて陛^{へいげき}戟す（是時、朔陛戟殿下）」とあり、顔師古はこれに「戟を持ち、陛側に列す（持戟列陛側）」と注釈している。よって、「陛戟位」は陛の側に位置すると考えられる。

上記の『漢書』霍光伝、東方朔伝および顔師古の注釈により、皇帝を守るために設置

される「陞載」位は殿の下・陞の側に位置することがわかる。すなわち、「重軒三階」の上下三重の軒に位置するのである。「陞載」位と軒との位置関係を図で示すと、図4-4のようになると推測される。

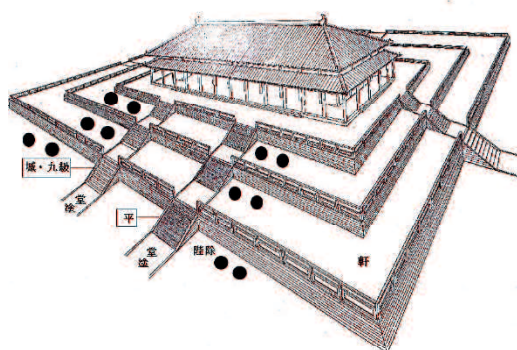


図4-4 「陞載」位イメージ図²⁹¹

第二章の図2-7を元に論者作成

4. 「廷」における「百僚」・「陞觀」位

4.1. 「左右廷中」の「百僚」位

『説文解字』に「中庭の左右に列し、之を位と謂う（列中庭之左右謂之位）」とある。また、班固『西都賦』に「廷中の左右に、朝堂百僚の位あり（左右廷中、朝堂百僚之位）」とある。

「廷」においては、「百僚」の朝位を設置するのである。そのうえ、ここで注意すべき点は「中庭の左右」と「左右廷中」である。つまり、「廷」には左廷・中廷・右廷の区画がある。第二章の（4.1. 「除」・「堂塗」に区切られた左中右三重「殿廷」）検討結果により、左廷・中廷・右廷は「廷」にある「堂塗」によって区分されたのである。「堂塗」の北端は階と繋がり、南端は門の下と繋がる。

「堂塗」全体は陞と廷の空間を総合的に西・中・東部に分けた。中部は皇帝に直面する空間であり、「朝」において儀礼を行なう中心空間である。また、「堂塗」で分けられた西・東部は官吏の位置である。

また、『漢書』叔孫通伝に「漢の七年、長樂宮成り。諸侯、群臣皆な十月に朝す……功臣・列侯・諸將軍・軍吏、次を以て西方に陳んで東向す。文官の丞相以下、東方に陳んで西向す。（漢七年、長樂宮成、諸侯群臣皆朝十月……功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西

²⁹¹ 黒丸が「陞載」位を示す。「陞載」位の確実な数は史料の制約のため、不明である。

方、東向。文官丞相以下陳東方、西向)」とある。「廷」にある「百僚」の朝位も武西・文東である。その武西・文東の領域は「堂塗」によって区別された。武西・文東の順次は表 4-2 と表 4-3 のようになる。

表 4-2 前漢の武西・文東の順次

武西	文東
太尉（大司馬）	丞相（相国、大司徒）
驃騎將軍	御史大夫（大司空）
車騎將軍	太常（奉常）
衛將軍	太僕
度遼將軍	廷尉
前將軍	典客（大行令、大鴻臚）
後將軍	宗正
左將軍	大司農
右將軍	少府
郎中令	
衛尉	
中尉（執金吾）	

出典：『漢書』百官公卿表より作成。

表 4-3 後漢の武西・文東の順次

武西	文東
太尉	太傅
大將軍	司徒
驃騎將軍	司空
車騎將軍	太常
衛將軍	太僕
度遼將軍	廷尉
前將軍	大鴻臚
後將軍	宗正
左將軍	大司農
右將軍	將作大匠
光祿勳	
衛尉	
執金吾	

城門校尉
屯騎校尉
歩兵校尉
長水校尉
射聲校尉
司隸校尉
北軍中候

出典：『後漢書』百官志より作成。

4.2. 「中廷」の「陞觀」位

「廷」において、「左右廷中」の「百僚」位のほかに、両「堂塗」の間に位置する中廷には「陞觀」位がある。前引した史料 4-2 によれば、「陞觀」という位が注目されるべきであると思われる。

『礼記』経解に「朝觀の礼は、君臣の義を明らかにする所以なり（朝觀之礼、所以明君臣之義也）」とある。すなわち、朝觀の礼の根本的な目的は、君主・臣下の身分を明確にすることである。そのうえ、『礼記』曲礼に「天子 依に当たりて立ち、諸侯 北面して天子に見ゆるを觀と曰う（天子当依而立、諸侯北面而見天子、曰觀）」とあり、『礼記』郊特牲に「觀礼、天子 堂より下りて諸侯を見ず（觀礼、天子不下堂而見諸侯）」とある。この曲礼と郊特牲の記述には注目すべきところがある。それは、①「北面して天子に見ゆる」こと、②「天子 堂より下」らないことである。

「朝」空間において、南面することは君主の身分を表し、北面することは臣下の身分を表すのである。「陞觀」位は北面して皇帝に拝謁する位である。その具体的な位置について、上記『礼記』郊特牲の記述によって推定すれば、拝謁を受ける皇帝は高いところに位置し、拝謁する人は低いところに位置すべきである。さらに、この時の皇帝が「臨軒」しており、陸上の「臨軒」位に位置しているため、「陞觀」位は陸下に位置し、北面して「臨軒」位に拝謁していると判断できる。すなわち、「陞觀」位はおそらく左廷・右廷には設置されず、中廷（両堂塗の間）に置かれて陸に近い殿下の場所に位置したと考えられる。図で示すと、図 4-5 のようになるのであろう。

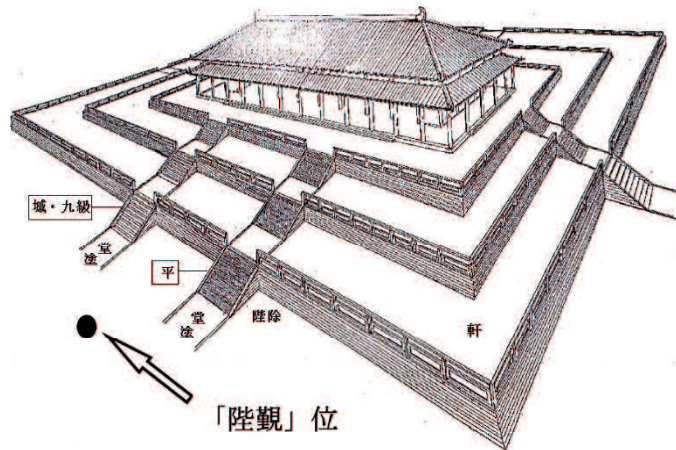


図 4-5 「陞觀」位イメージ図

第二章の図 2-7 を元に論者作成

5. 結び

空間位置はイデオロギーの次元において、概念を実体化するための基礎の一つである。人間世界の権力構造はしばしば空間的なパターンで具象化・可視化されている。空間位置そのものが権力構造を反映していると言える。かえって、空間の機能は人間を通して発揮されるのである。

人間がどのような社会的な価値があるか、どのような社会的規範に従うべきか、どのような身分を持っているか、どのような責任があるか、ということは全て空間的な位置によって確認されて認識されるのである。したがって、「朝」空間の役割を果たすために不可欠なことは、「朝」空間における人々の位置である。

『漢書』梅福伝に、

(梅福) 上書して曰く、「臣 聞く、「其の位に在ざれば、其の政を謀らず」と。政は職なり。位卑くして言高きは罪なり」と。

((梅福) 上書曰「臣聞「不在其位、不謀其政。」政者職也、位卑而言高者罪也。))

とある。すなわち、職務を担当していない者は、その職務に関する事柄に気を与ってはならない。自分の地位を意識することは、自分の身分・職務・責任を正確に了解することの基礎である。「朝」空間において、空間的な朝位は人々の地位の表れであり、人々の身分を反映しているものである。

「朝」空間における朝位の位置関係は上下・南北・東西・居中・内外がある。上下の位置関係は、立体的な「朝」空間にある上・中・下層の区画を表現し、南北・東西・居

中・内外の位置関係は、平面的な「朝」空間にある区画を表している。以下において、改めてそれぞれの特徴と意義について簡単に述べ、本章の結びとする。

第一に、朝位の上下について

「朝位」空間を検討するとき、朝位には上下の違いがあることがわかる。上層空間にあるのは皇帝位である。

前引した「殿堂の上、ただ天子のみ床に居り、その余皆な席を幅く」との記述により、殿上の皇帝位が床の上に設置され、殿上の地面に設置された官僚らの位より高い、とのがわかる。皇帝位が「臨軒」位に設置される際、陛上にあるため、廷にある「百僚」位・「陛觀」位より高い。皇帝の朝位は全て「天子階」（陛）の上に設置される。陛は「朝」空間の上下を区別し、皇帝の尊貴の身分を強調する役割を果たす。特に、「大朝会」を行う時、皇帝が「臨軒」しているとき、「朝」空間の上下の区分が特に際立っている。この時点で、皇帝は陛上に位置し、皇帝を守る侍従は陛に位置し、百官は廷に位置している。これは「陛」によって区別される君と臣の違いである。「朝位」空間に反映される上下の位置関係において最も重要な点は、皇帝位が諸朝位をしのぐことである。立体的な「朝」空間において、上層「朝位」空間にあるのは皇帝位である。これは皇帝が臣下の上に「君臨」していることを可視化しているのである。「朝」空間において、皇帝が絶対的に上位にいることを表現している。

第二に、朝位の南北について

君位は「南面」しており、臣位は「北面」している。朝位の南北は君臣の身分を表現している。「朝」空間では、「南面」という朝位は特別な存在である。太后臨朝期の「南面」空席、「東面」太后位および「西面」少帝位の朝位状態は、皇帝親政期と太后臨朝期の差異を表現している。すなわち、親政していない少帝は「南面」する皇帝位に着席できないのであって、「南面」する皇帝位は親政している皇帝専用の朝位であったのである。

「東面為尊」という位置関係は秦漢時代においては皇帝専用の位置関係ではない。皇帝の身分を強調しない場合、および太后臨朝の場合において、「東面為尊」という位が「朝」空間に採用された。

第三に、朝位の東西について

「殿上」の東西朝位は普遍的な「東面為尊」の順次次第を採用している。太后の位は西にあり、少帝の位は東にある。西の位は賓位と称され、東の位は主位と称される。太后が西位につくことは尊敬される身分を表現している。同時に、「朝」空間において、少帝が東位につくことも皇帝の「朝」の主人身分を反映している。

且つまた、「廷」における東西朝位は、周代の君主との親疎関係・宗族関係によって定められた朝位とは異なり、百官の職務によって文・武を区別して設置された。

第四に、朝位の居中について

「朝位」空間の全体を検討すると、諸朝位の中には「居中」位が実際に存在していることがみられる。まず、殿上の皇帝位は両楹の間にある。すなわち、「両楹」は左右であり、皇帝位は中位である。それから、陛上の「臨軒」位は両階の間にある。すなわち、東西両階は左右であり、その間にある「臨軒」位は中位である。さらに、「廷」における百僚位の間に、「中」の区画がある。皇太子を拝する儀を行う時、「殿下」の太子位は「中」の区画に設置される。両楹の間にある中位（「殿上」皇帝位）、両階の間にある中位（「臨軒」位）、百僚位を設置する左右廷の間にある「中」の区画は、「朝位」空間の「居中」区画（中央領域）を構成する。この「居中」区画には、帝国の君主位・帝国の準君主位・君主に拝謁する位がある。ここで注目したいのは、この「居中」区画に設置される「朝位」は全て帝国の君主に関連していることである。「居中」の諸朝位を連結して線にすれば、「朝」空間の中軸線は見られるようになった。この中軸線の上にあるのは帝国の君主に関連している「朝位」である。

第五に、朝位の内外について

また、「朝」空間には垣・門・闕がある。すなわち、垣・門・闕によって「朝」空間には内外区画が形成された。したがって、「朝位」も内外の位置関係がある。

『漢官旧儀』には「宮司馬の内、百官、籍を案じ、出でて入る（宮司馬内、百官案籍出入）」とある。このような門の出入りの禁制があるため、門内と門外を2つの領域に分ける。つまり、垣・門・闕があるため、垣・門・闕の以内と以外にある朝位は内・外の区別がある。例えば、第二章（4.2. 殿垣・宮垣に構築された内外三重「廷」）にも挙げた東方朔に関する記事はこのことを表す。最初に東方朔が「文辞不遜にして、高く自ら称譽す。上、之を偉とし、公車に待詔せしむる（文辞不遜、高自称譽、上偉之、令待詔公車）」²⁹²るのであった。前漢の公車機構は宮城の北闕に設置された役所である。すなわち、この時の東方朔は宮門に入れる権利はない。自分の才能を果たして待遇改善を訴えるため、その後、武帝に政策の意見を提出し、武帝の認めを得て、その結果、「金馬門に待詔せしめ、稍く親近せらるるを得（待詔金馬門、稍得親近）」²⁹³となった。金馬門が宮内にあるため、この時の東方朔は宮門に入る許可を得て、武帝に前より近くなる。すなわち、東方朔の朝位は最初に北闕の外にあり、その後、金馬門の外に変わった。この朝位の空間的变化は東方朔と武帝の親近程度の変化を表明している。それと

²⁹² 『漢書』東方朔伝より。

²⁹³ 『漢書』東方朔伝より。

共に、東方朔は帝国にとって前より重要になり、その身分が前より貴になったことも表現している。

「朝位」の内外の関係は、その「貴賤の等を辨」ずることに役立っていた。内と外は、人々が皇帝との遠近を示し、皇帝との親近程度を反映し、帝国にとっての重要性を表現していた。

「朝」空間において、皇帝と臣下の貴賤・尊卑・上下および身分の違いは「南面」の君位と「北面」の臣位によって表現されるのである。帝国の「朝」空間において、「帝の位に即き、南面して立ち、群臣を朝す（即帝位、南面立、朝群臣）」（『後漢書』劉玄伝）という皇帝の朝位は制度化されて後世にも伝えた。

「朝」空間内の朝位の制度化は、非「朝」空間においても朝位の役割を果たすことを可能にする。これは皇帝が巡幸するとき、帝都を去ったとき、その「行在所」は「朝」空間の機能を果たすことができる根本的原因である。帝都にある「朝」空間で決定された朝位は、君臣の上下関係を可視化し、人々にその上下関係をより深く認識させる。そのため、君臣は「朝」空間から離れても、「朝」空間と同様の施設を持たない空間においても、「朝」空間の政治儀礼に従い、政務をとることができ、朝礼を行うこともできる。これは、朝位の制度化を通して、巡幸途上に存在しない「朝」空間を人々の意識において視覚化して、存在させる表現である。つまり、朝位によって、「朝」空間以外の場で「朝」空間の機能を果たす臨時的な「朝」をつくることができる。換言すれば、非「朝」空間においても、朝の君臣関係を意識させ、朝の機能を果たすことを可能にすることも朝位の役割だったのである。

終章

秦漢時代「朝」空間の変遷と特徴

「朝」は朝政を行うところである。ここの政は①君主の日常的な政務、②「大朝会」を主とした国家行事・典礼・儀式を意味する。

「朝」空間は、草創・形成・変容の三段階を経て中国古代帝国の「朝」空間の標準的な建設様式を確立した。秦漢時代はこの標準的な建設様式の確立期である。本章では、秦漢時代「朝」空間の変遷と特徴を究明し、秦漢帝国においてどのような空間は「朝」と称されるか、という間に答えることを試みる。さらに、本論に基づき、将来の研究課題を提出する。

1. 「朝」空間構成の変遷と特徴

1.1. 「朝」空間構成の「承」

秦帝国は古の制度を変えて、新しい皇帝制度を構築した。それと共に、新たな「朝」空間も構築した。

空間は、何もないところから生み出されて構築されるものではないため、秦帝国は帝国の「朝」空間を築くとき、帝国時代以前の「朝」空間の空間構成を参照する必要がある。東周秦国の雍城の完備された「三朝」構成はその参照対象になった。雍城の「朝」空間は周天子の「朝」空間の「三朝」構成に影響されて築かれたものであった。雍城の「三朝」構成を参照したうえで、秦帝国は、渭水北側の咸陽宮と渭水南側の極廟・阿房宮を、帝国の新たな「朝」空間の「三朝」として構築し、秦帝国「朝」空間の中核部分を形成する建設プランを出した。

「朝」空間の方向性からみれば、東周秦国の雍城は「朝」空間の南向きを確立した。この「朝」空間の南向きの方向性は秦漢帝国にも継承された。すなわち、秦漢時代の帝国「朝」空間が南向きであることは確実である。

「朝」空間は単なる一つの建物ではなく、組み合わせた建築群で構成されたものである。その中で、君主の所在を表明する「帷幄」を設置する陸上の「殿」、「東西両階」で設ける「陛」（天子階）、陛下の「廷」、および「尊卑を別」し「教令を列」する「冀闕」は全て秦の「朝」空間の不可欠な要件である。

これらの要件は帝国の「朝」空間構成の要素となった。

秦漢帝国の「朝」空間構成の要素をまとめてみると、次のようなことがわかる。

秦漢時代において、殿は高台に築き、「朝」空間の中枢である。そのうえに、「大朝会」中枢と「常朝」中枢は区別されて構築された。殿と廷は「陞」（天子階）によって繋がっていた。さらに、「朝」空間の内・外は垣・門・闕に区画された。「闕」は宮城の城門とセットとなり、廷と合わせて民の入れる「闕廷」を構築し、帝・吏・民を連結する「朝」空間装置である。

上述した「朝」空間構成は、時間の移り変わりとともに変化していなかったものであり、中国古代帝国に継承されたものである。

1.2. 「朝」空間構成の「変」

ところで、「朝」空間構成には、時間の移り変わりとともに変化していなかったものがあるが、変化していたものもある。

東周秦国の「三朝」構成には、周天子の「三朝」構成とは異なるところがある。これは、「闕」が「外朝」の北側（「三朝」内）に設置されなく、「外朝」の南側（「三朝」の南側）に設置されたことである。

また、東周秦国の「朝」空間にも、秦帝国の「朝」空間にも、上古三代の「朝」空間とは異なるところがある。それは、堯舜時代からの「朝」空間には「先君」を祭る「廟」を建設したこととは異なり、東周秦国と秦帝国の「朝」空間には「先君」を祭る「廟」を建設しなかったことである。秦帝国の「朝」空間の一つの中枢である極廟は、「廟」と称されたが、「先君」を祭るところではない。ここで強調したいのは、東周秦国と秦帝国の「朝」空間は「先君」の空間ではなく、「生君」の空間であることである。秦は「先君」空間と「生君」空間を明白に区別した。「先君」を祭る「廟」は「朝」空間外に構築されたことは、秦の「朝」空間が「生君」の空間であることを明らかにした。

秦漢帝国は、「朝」空間が「生君」の空間であることを明らかにしたうえで、「朝」を構築した。これは秦漢時代の「朝」空間と上古三代の「朝」空間の異なりである。

上記の異なりのほかに、秦帝国・前漢帝国・後漢帝国の「朝」空間構成にも、時代の変わりにしたがって変化していたことがある。

秦帝国は、渭水北側の咸陽宮と渭水南側の極廟・阿房宮から、帝国の新たな「朝」空間の「三朝」を構築するプランを出した。前漢帝国は、「朝」空間の中枢を構築したとき、秦帝国の「朝」空間中枢の建設プランを参照したが、そのうえに大いに変更した。まず、前漢の「大朝会」中枢の前殿と「常朝」中枢の宣室は、共に龍首山を基にして、朝の内垣の中に構築された。前漢帝国の「朝」空間の中枢は、秦帝国の「朝」空間の中枢と比べてさらに集中していた。後漢帝国では、「大朝会」中枢が固定的であり、「常

朝」中枢が多元的であった。「常朝」の所在地は北宮あるいは南宮に固定していなかった。南宮は和帝以降の太后臨朝期の「常朝」所在地として多く使用され、北宮は皇帝親政（光武帝を除く）の「常朝」所在地として多く使用された。したがって、南宮にある「常朝」中枢は比較的散在し、北宮にある「常朝」中枢は徳陽殿を中心に、その近くに集中していた。

また、「陞」（天子階）によって、立体的な「朝」空間が形成された。殿と廷を連ねる「陞」は、秦帝国の「朝」空間において、「両正階」で設置された。前漢の「陞」は、秦帝国の「陞」と同様の「両正階」建設様式を採用し、正階に「東西両階」を設けた。「左城右平」・「重軒三階」の特徴を持っていた。後漢の「陞」はおそらく「両正階」を設けたが、具体的な構築状態は史料の制約のため、未だ不明である。さらに、皇帝が主階と称される東階を利用する動きは皇帝の「朝」の主人的身分を表現し強調していた。

且つまた、秦漢時代の「朝」空間の「変」には、もう一つの見どころがある。これは、垣・門・闕・廷の「変」である。

前漢では、殿垣（「朝」内垣）と宮垣（「朝」外垣）で「廷」の三重構成が出来上がった。第一重は殿門内の廷、第二重は殿垣外・宮垣内の廷、第三重は宮垣外の闕廷である。この三重構成は閉鎖的な空間と開放的な空間を組み合わせる存在である。第一重・第二重の「廷」は帝と吏を連結する空間であり、第三重の「廷」は帝・吏・民を連結する空間である。帝国の「朝」空間には、庶民に属する領域があることは、民を重視する政治理念を可視的にしたことであろう。

そのうえに、後漢では、長い太后臨朝期があったため、皇帝「朝」・太后「朝」空間があった。光武帝時代に、南宮に一時的に皇帝「朝」空間を設置したが、明帝以後、正式的な皇帝「朝」空間は北宮に固定されるようになった。この固定された際、後漢の南宮は「離宮」になり、北宮は「正宮」になった。しかし、後漢の長い太后臨朝期の存在のため、が「離宮」にある「朝」空間は保存されていた。南宮の光武帝「朝」空間は、前漢の「朝」空間と同じ、宮垣を朝垣として設け、北闕に公車機構を設置したが、「朝」空間中枢は散在的な状態であった。一方、北宮の皇帝「朝」空間の構成は前漢「朝」空間および南宮の皇帝「朝」空間の構成を採用しておらず、周礼を元に三重の朝垣を設置したのである。しかも、中枢の徳陽殿と殿前の三門の空間構成も、周礼を参照し築いたものである。公車機構を北宮南闕に移したことに伴い、民の入れる「闕廷」も北宮の朱雀闕の下に変更したことも後漢「朝」空間の変容点である。

ここまで述べてきたことにより、秦漢時代の「朝」空間の変遷史は中国古代帝国の「朝」空間の構築様式の確立史であることがわかる。

帝国「朝」空間の要素である陸上の殿・正陞両階・陛下の廷・外垣の闕は、全て秦帝国の「朝」空間構築プランにあるものである。つまり、秦帝国の「朝」空間は「草創」段階にあった。

前漢で、完備された帝国「朝」空間が見られる。秦帝国の「朝」空間の建設計画と比べ、完備された前漢の「朝」空間は、より明白に各装置の機能を表していた。前漢の「朝」空間は空間の「壮麗」によって皇帝の威儀を表現していたとともに、空間の実用性も強調していた。さらに、前漢の「朝」空間に「南闕」はなかったことは、秦帝国の提出した帝国「朝」空間構築プランとは異なり、「礼制」の欠陥を反映していた。これが、おそらく後漢の「朝」空間の構成が必然的に変化した理由である。

後漢の北宮皇帝「朝」空間は、後漢の「朝」空間建設計画にあるものであり、秦帝国によって確立された帝国「朝」空間の諸要素に基づき、前漢「朝」空間の構成を修正対象として、周礼にしたがって建設され、「壮麗」・「礼制」を持っていたものである。しかし、太后「朝」空間があったため、後漢時代において、最終的に礼制に相応しい帝都を完備することは実現できなかった。ただ北宮の正式的な皇帝「朝」空間の建設様式は後世に継承されたのである。

したがって、中国古代帝国の「朝」空間の構築モデルは秦漢時代において、草創・形成・変容の三段階を経て確立されたと言える。帝国「朝」空間の構築モデルの確立は、その後の「朝」空間の構築に標準的な空間構成を提供した。秦漢以降の帝国「朝」空間の建設は、秦漢時代に確立された「朝」空間構築モデルに基づいて行ったのである。

2. 「朝位」空間の特徴

陸上の殿・正陸両階・陛下の廷・外垣の闕などの建築的な要素以外に、「朝」空間にはもう一つの要素がある。それは、「朝」空間における人々の「朝位」のことである。

空間位置はイデオロギーの次元において、概念を達成するための基礎の一つである。人間世界の権力構造はしばしば空間的なパターンで具体化・可視化されている。「朝」空間にある位置そのものが権力構造を反映していると言える。さらに、「朝」空間の役割を果たすために不可欠なのは、「朝位」である。

「朝位」の上下・南北・東西・居中・内外の関係は、「朝」にいる人々の貴賤・尊卑を反映していた。

上層「朝位」空間にあるのは皇帝位である。これは朝位によって「君臨」を可視化する証しであると考えられる。「南面」・「北面」する朝位は君臣の身分を表現している。「南面」する皇帝位は親政している皇帝専用の朝位である。太后臨朝期の太后位は西にあり、太后が尊敬される身分を表現し、少帝位は東にあり、少帝の「朝」の主人的身分を反映していた。且つまた、百官の朝位は職務によって文東・武西を区別して設置された。「朝位」空間の全体を検討すると、諸朝位の中には「居中」位が実際に存在していることがわかる。この「居中」区画には、帝国の君主位・帝国の准君

主位・君主に拝謁する位がある。ここで注目したいのは、この「居中」区画に設置される「朝位」は全て帝国の君主に関連していることである。「居中」の諸朝位を連結して線にすれば、「朝」空間の中軸線は見られるようになった。この中軸線の上にあるのは帝国の君主に関連している「朝位」である。そのうえに、「朝位」は「貴賤の等を辨」じて人々の身分を表明する役割を果たしていた。「朝位」の内外の関係は、その「貴賤の等を辨」ずることに役立っていた。内と外は、人々が皇帝との遠近を示し、皇帝との親近程度を反映し、帝国にとっての重要性を表現していた。すなわち、「朝位」の上下・南北・東西・居中・内外の関係は、「朝」空間にいる人が他人との関係を表明していた。

しかし、諸「朝位」のなかには注目すべきものがある。これは「闕廷」における庶民の「朝位」である。「朝」空間の「闕廷」は開放的な空間であり、庶民の入れる空間である。周代の「外朝」空間の閉鎖状態とは異なり、秦漢帝国の「朝」空間の「闕廷」は開放的で、特定の境界線を設置していなかった。全帝国の人は「闕廷」に入れることができ、皇帝に上書することもできるのであった。つまり、帝国の「朝」は特定の人が入れる空間ではなく、全帝国の人が入れる空間である。これは、帝国の帝・民の身分に対する解釈であろう。

3. 秦漢帝国「朝」空間の定義および将来課題の提出

ここまで述べてきたことにより、秦漢帝国の「朝」空間は、皇帝が朝政を行うところであることがわかる。君主の所在を表明する「帷幄」を設置する陸上の「殿」を中枢にし、「東西両階」で「陛」（天子階）を築き、陛下に「廷」を設置し、外垣に闕を設けて庶民の入れる闕廷を構築し、「貴賤の等を辨ず」る「朝位」空間を持っているのは、秦漢帝国「朝」空間である。秦漢帝国の「朝」空間は漸次完備され、絶えず修正されたものである。

論者は秦漢帝国の「朝」空間に基づき、将来の研究課題を提出する。

①秦漢時代の「朝制」という課題である。

「朝」の関係史料は主に儀礼制度の記録と朝政の展開の場所に関する記録からなる。様々な成果が得られた朝会制度および儀礼の研究成果に恵まれ、これから「朝礼」と「朝」空間を合わせて考察すれば、秦漢時代の「朝制」問題の究明が期待される。

②「朝」空間に関するイデオロギーという課題である。

秦漢帝国の「朝」空間にある「闕廷」は開放的であり、全帝国の民衆の入れる空間である。これは秦漢時代のどのような帝・民、および「国民」意識を表現していたか。

秦漢帝国の「大朝会」の諸朝位は、全て露天的なところにあった。これは秦漢時代の

どのような天・天子意識を表現していたか。

秦漢帝国の「朝」空間に基づき、上述の2つの課題の究明は期待される。

③魏晋南北朝・隋唐時代の「朝」空間という課題である。

秦漢帝国の「朝」空間に基づき、魏晋南北朝・隋唐時代の「朝」空間の変遷と特徴を究明することは期待される。

附 録

後漢の崇徳殿所在に関する再検討

崇徳殿の所在に関しては、いくつかの説がある。

第一、崇徳殿は南宮にあったとする説である。

『後漢書』安帝紀に「八月、殤帝 崩じ、太后 兄たる車騎將軍の鄧鷺と与に策を禁中に定む。其の夜、鷺をして節を持し、王の青蓋車を以て帝を迎へ、殿中に斎せしむ。皇太后は崇徳殿に御し、百官は皆な吉服し、群臣は陪位し、引きて帝を拝して長安侯と為す（八月、殤帝崩、太后与兄車騎將軍鄧鷺定策禁中。其夜、使鷺持節、以王青蓋車迎帝、斎於殿中。皇太后御崇徳殿、百官皆吉服、群臣陪位、引拝帝為長安侯。）」とある。この史料の崇徳殿について、唐の李賢は「洛陽の南宮に崇徳殿あり（洛陽南宮有崇徳殿）」と注をつけた。また『洛陽記』にも「南宮に崇徳殿あり（南宮有崇徳殿）」とある。

『三国志』文帝紀の「十二月、初て洛陽宮を宮む（十二月、初宮洛陽宮）」に対して、南朝宋の裴松之は「明帝の時に至り、始めて漢の南宮の崇徳殿の処に太極殿・昭陽諸殿を起つ（至明帝時、始於漢南宮崇徳殿処起太極・昭陽諸殿）」と注をつけた。また、『水経注』穀水には「魏の明帝は洛陽の南宮を天の太極に象り、太極殿を漢の崇徳殿の故処に起つ（魏明帝上法太極於洛陽南宮、起太極殿於漢崇徳殿之故処）」とあり、太極殿を後漢の崇徳殿の場所に築いたことを記している。

清の顧祖禹『讀史方輿紀要』²⁹⁴に「南宮正門 即ち端門、旁に鴻都・盛徳・九龍及び金商・青鎖諸門あり。其の正殿 崇徳殿と曰い、旁は嘉徳殿と為し、崇徳殿の西 則ち金商門なり（南宮正門即端門、旁有鴻都・盛徳・九龍及金商・青鎖諸門。其正殿曰崇徳殿、旁為嘉徳殿、崇徳殿西則金商門也）」という検討結果がある。張鳴華の「東漢南宮考」²⁹⁵は南宮説に賛成し、崇徳殿が南宮の前殿であることも強調している。

第二、崇徳殿は北宮にあったとする説である。

後漢の張衡『東京賦』の「乃ち崇徳を新にし、遂いに徳陽を作る（乃新崇徳、遂作徳陽）」に対する呉の薛綜の注に「崇徳・徳陽、皆な殿名なり。崇徳 東にあり、徳陽 西にあり、相去ること五十歩（崇徳・徳陽、皆殿名也。崇徳在東、徳陽在西、相去五十歩）」とある。徳陽殿が北宮にあったことは『後漢書』に明証があるため、この史料は崇徳殿が北宮にあったことを示唆している。

²⁹⁴ 『讀史方輿紀要』卷四十八・河南三。

²⁹⁵ 張鳴華「東漢南宮考」（『中国史研究』、2004年第2期）。

銭国祥は北宮説に賛成している。南宮の主殿は「前殿」と称され、正門は平城門に直面する。北宮の正殿は徳陽殿と崇徳殿であり、正門は朱雀門と称される²⁹⁶。銭国祥が推定した徳陽殿と崇徳殿の位置関係は、下図のようである。

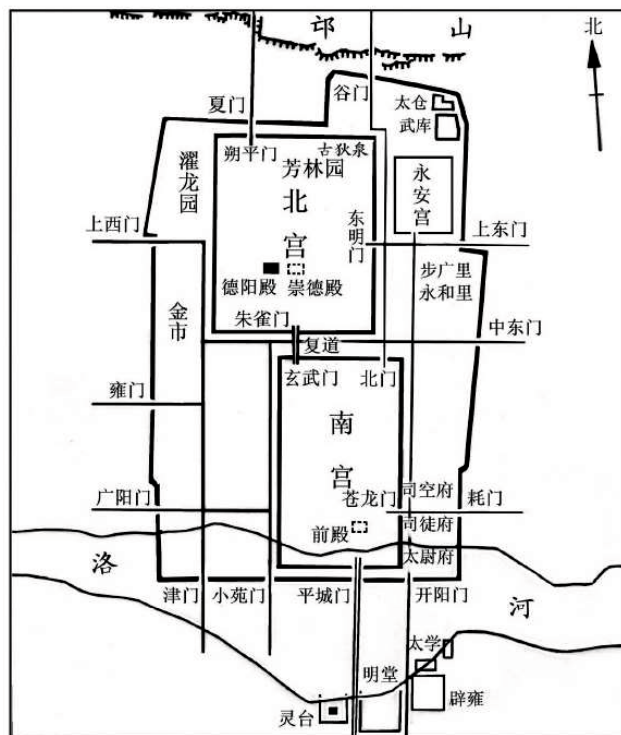


図 銭国祥の後漢の洛陽城南北宮平面布局復元図

出所：銭国祥「中国古代漢唐都城形制的演進—由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源」（『中原文物』、2016年第4期）より転載

外村中は、「魏晉洛陽都城制度攷」²⁹⁷において、Bielenstein が「後漢の崇徳殿は後漢の南宮ではなく北宮に位置していたらしい点をいち早く指摘したことにより注目される」²⁹⁸と言ったことを指摘し、北宮説に賛成している。

陳蘇鎮の「東漢的南宮和北宮」は、崇徳殿は徳陽殿の建設前の北宮正殿であると指摘した。すなわち、崇徳殿は後漢以前にすでに北宮の中に存在した宮殿である。後漢以前の北宮の正門（南闕門）も崇徳殿に直面していたはずである²⁹⁹。

第三、南宮にも北宮にも崇徳殿があったとする説である。

²⁹⁶ 銭国祥「中国古代漢唐都城形制的演進—由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源—」（『中原文物』、2016年第4期）

²⁹⁷ 外村中「魏晉洛陽都城制度攷」（『人文学報』2010年99号、2010年12月）

²⁹⁸ 外村中「魏晉洛陽都城制度攷」（『人文学報』2010年99号、2010年12月）より引用。

²⁹⁹ 陳蘇鎮「東漢的南宮和北宮」（『文史』、2018年第1期）

元代の『河南志』において、洛陽の南宮と北宮には同じ崇徳殿がある³⁰⁰。

李久昌は『国家、空間与社会—古代洛陽都城空間演變研究—』において、後漢の光武帝が南宮に南宮前殿を建てた。この南宮前殿は南宮の崇徳殿である。また、北宮の徳陽殿を建てたとき、北宮の崇徳殿はすでに存在していたため、両宮に崇徳と称される宮殿があることに言及した³⁰¹。

表 3-2 のまとめにより、崇徳殿は後漢の「朝」空間に関連しているところであり、元代の『河南志』は崇徳殿を正殿として記しているため、その所在の異同は直接に洛陽の「朝」空間の構成に影響を与える。この位置の異なりにより、全く異なる「朝」空間構成となるからである。そのため、下記において、後漢の「朝」にかかわる崇徳殿の所在について再検討する。

後漢の「朝」空間にかかわる文献史料における崇徳殿は、主に次の 5 つの時期の記載がある。

- I 張衡『東京賦』の（明帝）「乃ち崇徳を新にし、遂いに徳陽を作る（乃新崇徳、遂作徳陽）」という記載である。この条では、明帝の時、既存の崇徳殿を新たにしたこと、また徳陽殿を新しく構築したことを記している。
- II 殤帝の殯宮としての崇徳殿、すなわち安帝の即位礼の行われた場所である。
- III 順帝の即位前後の過程を記載している史料の中にある崇徳殿のことである。
- IV 楊賜・蔡邕らは霊帝の詔を承って、金商門内の崇徳殿（或いは崇徳署）で天象の祥異を討論した記載にある崇徳殿のことである。
- V 董卓が漢献帝を改立した記載にある崇徳殿のことである。

上記の 5 つの期間の記載は、百年にわたり、いずれも崇徳殿と称されているが、同じ宮殿を示すかどうかはわからない。そのため、次に、この 5 つの時期の記載を分析する。

①の張衡『東京賦』の（明帝）「乃ち崇徳を新にし、遂いに徳陽を作る（乃新崇徳、遂作徳陽）」という記載は、崇徳殿は明帝期以前にすでに存在したことを証明している。したがって、2 つの可能性がある。一つは、崇徳殿は後漢以前、すなわち秦代・前漢時代あるいは先秦時代に建てられた可能性がある。もう一つは、後漢の光武帝の時期に作られた可能性がある、ということである。

³⁰⁰ 『河南志』に「崇徳殿、（南）宮之正殿」および「崇徳殿、亦明帝造」とある。

³⁰¹ 李久昌『国家、空間与社会—古代洛陽都城空間演變研究—』（三秦出版社、2007 年）を参照。

②の殤帝の殯宮、安帝の即位礼の場所としての崇徳殿について、『後漢書』殤帝紀には「八月辛亥、帝崩じ。癸丑、崇徳前殿に殯す（八月辛亥、帝崩。癸丑、殯於崇徳前殿）」とあり、『後漢書』安帝紀に「皇太后崇徳殿に御す。百官皆な吉服す。群臣陪位す（皇太后御崇徳殿、百官皆吉服、群臣陪位）」とある。この2条の史料により、崇徳殿は重要な儀礼を行うところであることがわかる。

『漢書』武帝紀に「(前漢の武)帝 五柞宮に崩じ、未央宮の前殿に入りて殯す(帝崩於五柞宮、入殯於未央宮前殿)」とあり、また『漢書』霍光伝に「(昭帝) 大行³⁰² 前殿にあり(大行在前殿)」とある前漢皇帝の殯の場所(すなわち殯宮)の記載により、前漢の皇帝は未央宮前殿に殯したことがわかる。皇帝の殯宮は重要な場所に違いない。しかも、皇帝の殯の時間は短くないため(長いときは3カ月)(下表)、宮城の最も重要な宮殿を殯宮とするのである。

表 後漢諸帝の殯の日数³⁰³

皇帝	殯の日数	備考
光武帝	29日	
明帝	10日	
章帝	11日	
和帝	73日	
殤帝	92日	崩御し、2日後殯
安帝	38日	崩御し、4日後発喪(巡幸中に崩御)
(北郷侯)	27日	
順帝	36日	
沖帝	21日	
質帝	31日	
桓帝	44日	
靈帝	65日	

それにしても、後漢諸帝の殯した場所はどこであるのであろうか。『後漢書』広陵思王荊伝に「光武(帝)崩じ、大行 前殿にあり(光武崩、大行在前殿)」とあり、『後漢書』光武帝紀に「(光武帝は)南宮の前殿に崩じ(崩於南宮前殿)」とあるため、光武帝の殯した場所は南宮前殿と推定できる。『後漢書』桓帝紀に「(桓)帝 徳陽前殿に崩じ(帝崩於徳陽前殿)」とあり、また『後漢書』皇后紀に「桓帝梓宮 尚お前殿にあり(桓帝梓宮尚在前殿)」とあるため、桓帝の殯した場所は北宮の徳陽殿と判断できる。したがって、南宮と北宮には同じように皇帝の殯宮として使われた宮殿があった。

³⁰² 服虔曰「天子死未有諡、称大行。」(『史記』孝景本紀)

³⁰³ 後漢諸帝の即位・謁廟・大葬の順序と間隔(日数)(金子修一『古代中国と皇帝祭祀』、汲古書院、2001年、205頁)による計算する。

また、『後漢書』靈帝紀に「(靈)帝 南宮の嘉徳殿に崩じる(帝崩於南宮嘉徳殿)」とあり、『後漢書』何進伝に「(靈帝) 大行 前殿に在り(大行在前殿)」とある。靈帝即位後、生母を「孝仁皇后」と称した。靈帝の生母は太后になったあと「南宮の嘉徳殿に居らしめ、宮を永楽と称す(居南宮嘉徳殿、宮称永楽)」(『後漢書』皇后紀)。そのため、嘉徳殿は太后の住居とされた場所となり、宮城の正殿ではない。それゆえに、靈帝は嘉徳殿で崩御したが、その殯宮は嘉徳殿ではない。靈帝の殯した場所は北宮の徳陽殿、あるいは南宮前殿であると考えられる。ただし、皇帝崩御の日に新しい皇帝が即位するので、殯宮を崩御の宮城に設置した可能性が高い。

さらに、『後漢書』殤帝紀に「(殤帝) 崇徳前殿に殯す(殯於崇徳前殿)」とある。前の分析に基づき、殤帝の殯した崇徳前殿が北宮にあれば、殤帝の殯すべき宮殿は崇徳殿ではなく、徳陽殿であるため、殤帝の殯する崇徳前殿は南宮前殿であることは明らかである。

この崇徳殿は南宮にあるという唐の李賢の注釈は正確であると考えられる。(元)『河南志』の「宮之正殿」の注釈もこの記載に基づいたのであろう。

③ 順帝即位前後を記している史料にある崇徳殿はどこにあるか。

この崇徳殿の所在問題は、崇徳殿所在論争の一つの重点である。論者は村元健一『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』³⁰⁴における検討成果を踏まえ、関連史料を再検討する。ここで述べる必要があるのは、村元氏の議論において次の問題点があることである。第一、順帝が即位する前にどの場所に居していたか。第二、順帝を迎える宦官らは、順帝の即位前にどの宮城において務めたか。第三、順帝が北宮の正式的な皇帝「朝」空間において即位したが、なぜ即位後わざわざ南宮に御して雲台で「百官を召」したか。よって、論者が以上の問題点を意識しつつ、順帝即位前後の関連人物の空間的位置を究明することにもとづき、上記の問題の解決を試みる。

まず、即位直前、順帝の所在地について、『資治通鑑』に安帝の延光三年(124年)「九月、丁酉、皇太子の保を廢して濟陰王と為し、徳陽殿の西鐘下に居せしむ(九月、丁酉、廢皇太子保為濟陰王、居於徳陽殿西鐘下)」³⁰⁵とある。すなわち、順帝が即位する前に北宮の徳陽殿の西鐘下に居していたのである。

次に、『後漢書』皇后紀に、

(安)帝 道に疾みて、葉県に崩ず……皇太后 臨朝し、(閻)頤を以て車騎將軍と為し、(その)儀は三司に同じくす。太后 久しく国政を専らにせんと欲し、幼年を立てんことを貪り、(閻)頤らと禁中に定策し、濟北惠王の子たる北郷侯の懿を迎

³⁰⁴ 村元健一『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』(汲古書院、2016年)

³⁰⁵ 『資治通鑑』卷五十より。

へ、立て皇帝と為す……少帝 立つこと二百余日にして疾篤し。(閻) 頤の兄弟及び江京ら皆な左右に在り。

(帝道疾、崩於葉県……皇太后臨朝、以頤為車騎將軍儀同三司。太后欲久專國政、貪立幼年、与(閻) 頤等定策禁中、迎濟北惠王子北郷侯懿、立為皇帝……少帝立二百余日而疾篤、(閻) 頤兄弟及江京等皆在左右。)

とある。この記載により、北郷侯が二百余日在位したことがわかり、また、外戚の閻頤の兄弟および江京が北郷侯の左右にいたことがわかる。つまり、北郷侯が外戚と同一宮城にいたのであり、さらに、常に外戚と共に政を議する太后と同一宮城にいたと判断できる。この太后の所在地について、『後漢書』順帝紀に、「近臣の尚書以下、輦に従いて南宮に到り、雲台に登り、百官を召す……戊午、(順帝は) 使者を遣はして省に入らしめ、璽綬を奪い得るや、乃ち嘉徳殿に幸す(近臣尚書以下、從輦到南宮、登雲台、召百官……戊午、遣使者入省、奪得璽綬、乃幸嘉徳殿)」とある記載が手がかりを与える。順帝が即位後、南宮に御して禁中³⁰⁶にいた太后のところから璽綬を奪い得たのである。順帝が北宮で即位し、そのうえ、『後漢書』黄瓊伝に「大旱、瓊復上疏……書奏、引見徳陽殿」との記載により、即位した後、順帝が北宮で執政したことがわかる。つまり、順帝が北宮で即位し、北宮で執政したため、特別な原因がなければ、即位の直後にわざわざ南宮に御する可能性がないと言えるのであろう。その原因は、おそらく太后のところから皇帝の身分を明示する璽綬を奪うためであろう。逆に言えば、順帝が即位の直後に南宮に御したことは太后が当時南宮にいたことを傍証している。そのほか、順帝の皇権は北郷侯より継承したのではなく、太后より還したのではなく、太后のところから奪ったのであるため、太后の「朝」空間において、順帝が帝国に自身の皇帝の地位、及び太后臨朝期がおわることを明示する必要があるので、南宮に御したのであろう。

ところで、十月二十七日に北郷侯が薨じた。

十一月二日程 遂いに王康らと与に十八人聚まりて西鍾下に於いて謀し、皆單衣を截して誓と為す。四日夜、程(遂)らは共に崇徳殿の上に会し、因りて章台門に入る。時に江京・劉安及び李閏・陳達らは俱に省門の下に坐し、程(遂) 王康らと共に就きて京・安・達を斬る。李閏の権執 積しく省内の服する所と為るを以て、引きて主と為さんと欲し、因りて刃を挙げて閏を脅して曰く、「今 当に濟陰王を立つべし。揺動するを得ること無かれ」と。閏曰く、「諾」と。是に於て閏を扶えて起ち、俱に西鍾の下に於て濟陰王を迎へて之を立つ。是れ順帝為り。尚書令・僕

³⁰⁶ 渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」(『史学雑誌』119巻(12号)、2010年)は、後漢の「禁中は南宮にあった」ことを指摘している。

射以下を召し、輦の南宮の雲台に幸するに従はしめ、程らは留まりて省門を守り、内外を遮り扞ぐ。

(十一月二日程遂與王康等十八人聚謀於西鍾下、皆截單衣為誓。四日夜、程(遂)等共会崇徳殿上、因入章台門。時江京・劉安及李閏・陳達等俱坐省門下、程(遂)与王康共就斬京・安・達、以李閏權執積為省内所服、欲引為主、因举刃脅閏曰「今当立济陰王、無得揺動。」閏曰「諾。」於是扶閏起、俱於西鍾下³⁰⁷迎济陰王立之、是為順帝。召尚書令・僕射以下、從輦幸南宮雲台、程等留守省門、遮扞内外。) ³⁰⁸

との記載において、注目に値するところが数点ある。第一、時間のことである。十一月二日に十八人が徳陽殿の西鍾下に謀し、二日後の四日に、崇徳殿の上に会したのであることから、両宮の間に渡す時間が十分であることがわかる。第二、順帝を迎えることを「謀」することにおいて最も重要なのは情報の洩れを防ぐことである。よって、この謀する場所は太后所在の宮城ではない、という推定が妥当であろう。第三、省門のことである。江景・劉安・陳達が殺された省門は、太后所在の宮城の省門であるに相違ない。この省門の所在地は崇徳殿所在の解析に手がかりを与える。さらに、この省門は章台門と同一宮城に設置されたのであるため、章台門の所在地は省門の所在地を究明することに条件を提供している。この省門について、孫程は「長楽宮に給事す(給事長楽宮)」³⁰⁹る宦官であり、また、『漢官儀』に「帝の母 長楽宮と称す(帝母称長楽宮)」とあるため、孫程らの主要活動範囲は太后所在の宮城であると推定できる。これにより、孫程らの宮城と江京らの宮城は同一であることがわかる。この宮城は崇徳殿のある宮城である。且つまた、章台門については、『東觀漢記』に下記の記載がある。

漏 尽き、光 尚席直事と為りて灯を通ぜんとし、劍を解きて外に置き、灯を持ちて章台門に入る。程ら 適々入る。光 走りて門を出で、劍を取らんと欲す。王康呼び還すも、光 応ぜず。光 劍を得、還り入らんと欲するも、門 已に閉じたれば、光 便ち宜秋門を守る。会々李閏 来りて光を出し、因りてともに济陰王を迎へて南宮の雲台に幸せしむ。

(漏尽、光為尚席直事通灯、解劍置外、持灯入章台門、程等適入。光走出門、欲取劍、王康呼還、光不応。光得劍、欲還入、門已閉、光便守宜秋門、会李閏来、出光、因与俱迎济陰王幸南宮雲台。) ³¹⁰

³⁰⁷ 『東觀漢記』順帝紀に「中黄門孫程等十九人共討賊臣、以迎济陰王於徳陽殿西鍾下、即皇帝位」とある。

³⁰⁸ 『後漢書』孫程伝より。

³⁰⁹ 『後漢書』孫程伝より。

³¹⁰ 『東觀漢記』苗光伝より。

この記載により、章台門と宜秋門は遠く離れてはおらず、同じ宮城にあるのである。『河南志』の検討により、章台門と宜秋門はともに後漢の洛陽の南宮にあったのである。したがって、順帝即位の直前に、孫程らの集合する場所としての崇徳殿は南宮にあると判断できる。

④楊賜、蔡邕らは靈帝の詔を承り、金商門内の崇徳殿（或いは崇徳署）において天象の祥異を討論したときの崇徳殿はどこにあるか。

『後漢書』蔡邕伝に「時に妖異 数々見はれ、人相驚擾す。其の年の七月、詔して邕を召して光祿大夫の楊賜・諫議大夫の馬日磾・議郎の張華・太史令の単颺とともに金商門に詣らしめ、引きて崇徳殿に入る（時妖異数見、人相驚擾。其年七月、詔召邕与光祿大夫楊賜・諫議大夫馬日磾・議郎張華・太史令単颺詣金商門、引入崇徳殿）」とある。

しかし、ここの「崇徳殿」は「崇徳署」と記された記載も数条ある。同一事を記述するとき、『東觀漢記』楊賜伝に「楊賜ら 金商門崇徳署に入る（楊賜等入金商門崇徳署）」と記し、『後漢書』楊賜伝に「（楊）賜及び議郎の蔡邕ら 金商門崇徳署に入る（賜及議郎蔡邕等入金商門崇徳署）」と記し、『蔡中郎集』荅詔問災異篇に「金商門に詣る。引きて崇徳殿署門の内に入る（詣金商門、引入崇徳殿署門内）」と記している。また『後漢書』呂強伝に「議郎の蔡邕を召して金商門に対問せしむ（召議郎蔡邕対問於金商門）」とある。この数条の史料により、蔡邕らが討論を行った場所は必ずしも崇徳殿とは断言できない。崇徳殿と崇徳署の位置関係は、史料の制約によって現段階でははっきり考証できない。

また、この金商門の所在地も一つの重点である。『洛陽記』には「南宮に崇徳殿・太極殿有り、西に金商門有り（南宮有崇徳殿・太極殿、西有金商門）」とある。しかし、『洛陽記』の記載には問題がある。後漢の洛陽の宮城に関する記載において、太極殿の記載は全くない。太極殿は後漢後の時代に構築された宮殿である。そのため、西晋の陸機『洛陽記』に記された崇徳殿・太極殿は西晋の崇徳殿・太極殿を指しているのではなかろうか。さらに、『河南志』には、金商門は北宮内の神虎門の内側にあると記されている。この金商門の中にあるのは崇徳殿ではなく、崇徳署であることも『河南志』に記されている。

⑤『後漢書』董卓伝に「群僚を崇徳前殿に集め、遂いに太后を脅かして、策して少帝を廃す（集群僚於崇徳前殿、遂脅太后、策廢少帝）」とある。これは後漢末、董卓が漢獻帝を改立した記載の中にある崇徳殿である。

光熹元年(189年) …… (虎賁中郎将の袁術) 南宮の九龍門及び東西宮を焼く ……

太后、天子及び陳留王……複道より北宮に走る……（袁紹）北宮門を閉じ……帝と陳留王数十人 歩にて穀門を出で、小平津に奔る……尚書の盧植 夜に河の上に馳せ、王允は河南中部掾の閔貢を遣はして植の後に随はしむ。貢 至るや、劍を手にして数人を斬り、余は皆な河に投じて死す。明日、公卿百官 乃ち天子を奉迎して宮に還る。

（光熹元年……（虎賁中郎将袁術）焼南宮九龍門及東西宮……太后、天子及陳留王……從複道走北宮……（袁紹）閉北宮門……帝与陳留王数十人歩出穀門、奔小平津……尚書盧植夜馳河上、王允遣河南中部掾閔貢随植後。貢至、手劍斬数人、余皆投河而死。明日、公卿百官乃奉迎天子還宮。）³¹¹

（董卓）群僚を崇徳前殿に集め、遂いに太后を脅かして、策して少帝を廢す。曰く、「皇帝 喪に在るも、人の子たる心無く、威儀は人君に類せず。今 廢して弘農王と為す」と。乃ち陳留王を立つ、是れ獻帝為り。又 議すらく、「太后は永樂太后を蹙迫して、憂死せしむるに至る。婦姑の礼に逆い、孝順の節無し」と。永安宮に遷し、遂いに弑を以て崩す。

（（董卓）集群僚於崇徳前殿、遂脅太后、策廢少帝。曰「皇帝在喪、無人子之心、威儀不類人君、今廢為弘農王。」乃立陳留王、是為獻帝。又議太后蹙迫永樂太后、至令憂死、逆婦姑之礼、無孝順之節、遷於永安宮、遂以弑崩。）³¹²

少帝は元々南宮に住居し、南宮の九龍門及び東西宮が袁術によって焼かれたため、北宮に行った。その後、袁紹が北宮を閉じ、少帝たちは北宮から脱出し、洛陽城の北垣にある穀門から洛陽を出た。尚書の盧植らは河まで追いかけて、数人を斬った。その翌日、公卿百官は少帝を迎えて宮城に帰った。そのあと、董卓は崇徳殿で百官を召集し大会を開き、少帝を廢しようとした。

ここで重要なのは少帝の帰った宮城は南宮であるか、北宮であるかである。少帝は脱出前、南宮で生活していた。後に南宮の九龍門などが焼かれたが、火は宮城の中枢部には及ばなかった。そのため、南宮に帰った可能性が高い。皇帝の廢除・改立は帝国にとって最も重要な政治活動といっても過言ではない。故に、皇帝の廢除・改立は宮城にある最も重要な場所で行うべきではなからうか。北宮でこの大会を行うのであれば、徳陽殿で催すに相違ない。このような理由から、この崇徳殿は南宮にあったと考えられる。

上記の 5 つの時期の記載に関する分析を総括すれば、南宮には確実に後漢の「朝」空間に関連している崇徳殿があったが、北宮にはおそらく崇徳殿あるいは崇徳署もあ

³¹¹ 『後漢書』何進伝より。

³¹² 『後漢書』董卓伝より。

った。すなわち、論者は『河南志』の「南宮にも北宮にも崇徳殿があったとする説」は妥当であると思われる。換言すれば、北宮の崇徳殿は後漢帝都建設計画にある施設であり、南宮の崇徳殿は北宮に移されるべき施設であるが、太后臨朝のため、南宮において朝政を行う場所を必要としたため、南宮主殿である崇徳殿は自然に保存されたのである。かつまた、北宮の崇徳署が北宮徳陽殿の金商門の内にあるため、徳陽殿の付属建築の一つと断言できる。したがって、崇徳署と同名の崇徳殿は、おそらく徳陽殿の付属建築の一つとして後漢の帝都建設計画にあったのである。つまり、歴史的な記録からは、南・北両宮に崇徳殿がある原因は、後漢「朝」空間の建設計画と現実との衝突にあると考えられる。

謝 辞

「秦漢時代「朝」空間研究」と題した本論文は、一応終わったところになりました。本論文の作成にあたっては、多くの方々にご協力をいただきました。ここにおいて、心より、感謝の意を表したいと思います。

本論文を書くにあたり、終始暖かい激励とご指導、ご鞭撻を頂いた主指導教官の山口大学教授馬彪先生に心より御礼申し上げます。先生は高度な専門知識を教えてくださいたださるばかりでなく、研究の方法と思考の仕方も教えてくださいました。この3年間、めったにない学習機会が恵まれ、馬先生を師に仰ぎ、学問を修めることができ、これに勝る幸運と喜びはございません。いつも馬先生より研究を進めるための環境を整備いただき、再び、研究の道に導いていただいたことに心より感謝申し上げます。

学位論文審査において、貴重なご指導とご助言を頂いた副指導教官の山口大学人文学部高木智見先生と森野正弘先生、東京大学佐川英治先生に心より御礼申し上げます。

博士論文を完成させる過程において、いろいろ貴重なご助言とご意見をくださり、資料収集の面でご協力をくださった山口大学人文学部滝野正二郎先生と谷部真吾先生に心より御礼申し上げます。また、論文におけるイメージ図を作成してくださる山口市在住の篆刻家原田輝代雄様、論文の日本語を修正してくださる山口市在住の大谷泰子様に深甚の謝意を表します。

博士課程在学中、山口大学東アジア研究科の諸先生方にはひとかたならず大変お世話になり、熱心なご指導と数多くのご助言をいただきました。研究を進めていく上で、大きな励みとなったことをここに記すとともに、小林宏至先生、尾崎千佳先生、田中晋作先生、坪郷英彦先生、富平美波先生、更科慎一先生、高橋征仁先生、和田学先生、山本冨里先生に心より感謝申し上げます。

本論文を書く途中、私は知識の足りなさを痛感したり、自分の発想を論理的に述べられなかったりすることもよくありました。いつも励ましてくれた家族に対して、アドバイスをしてくれた友達に対して、ここで感謝の意を表します。

最後になりますが、2019年2月16日に永眠した指導教官の橋本義則先生に、歴史学の博士論文を完成したことを報告するとともに、心より深甚の謝意を表します。

再び心から先生方、友達と家族にお礼申し上げたいと思います。

参考文献一覽

史料：

- 『河南志』（中華書局、1994年）
『漢書』（中華書局、1964年）
『儀禮詁注』（上海古籍出版社、2004年）
『芸文類聚』（上海古籍出版社、1999年）
『後漢書』（中華書局、1965年）
『古今注』（商務印書館、1956年）
『古本竹書紀年輯校訂補』（新知識出版社、1956年）
『三國志』（中華書局、1964年）
『三輔黃圖校積』（中華書局、2005年）
『爾雅』（上海古籍出版社、1989年）
『史記』（中華書局、1963年）
『積名』（上海古籍出版社、1989年）
『周禮詁注』（上海古籍出版社、2004年）
『春秋左傳正義』（北京大學出版社、2000年）
『春秋公羊傳注疏』（上海古籍出版社、1990年）
『春秋穀梁傳注疏』（上海古籍出版社、1990年）
『尚書正義』（北京大學出版社、1999年）
『新書校注』（中華書局、2000年）
『新唐書』（學林出版社、2009年）
『說文解字』（中華書局、1985年）
『戰國策』（上海戶籍出版社、1985年）
『續資治通鑑』（上海古籍出版社、1987年）
『太平御覽』（中華書局、1960年）
『竹書紀年八種』（世界書局、1967年）
『通典』（中華書局、1988年）
『東觀漢記』（中州古籍出版社、1987年）
『讀史方輿紀要』（中華書局、1955年）
『獨斷』（台灣商務印書館、1966年）
『北史』（中華書局、1974年）
『墨子』（中華書局、2007年）
『墨子問詁』（中華書局、2001年）

『毛詩正義』(上海古籍出版社、1990年)

『雍録』(中華書局、2002年)

『礼記正義』(北京大学出版社、2000年)

研究文献(日文):

阿部幸信「漢代における朝位と綬制について」(『東洋学報』、第82巻第3号、2000年)

伊東忠太『支那建築史』(東洋史講座 第11巻)(雄山閣、1931年)

伊藤徳男「前漢の九卿について」(『東方学論集』、1954年第1期)

飯島武次『中国夏王朝考古学研究』(同成社、2012年)

岡安勇「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」(『史学雑誌』、第92巻第9期、1983年)

尾形勇『中国古代の「家」と国家—皇帝支配下の秩序構造—』(岩波書店、1979年)

小沢正人・谷豊信・西江清高『中国の考古学』(同成社、1999年)

金子修一『古代中国と皇帝祭祀』(汲古書院、2001年)

佐川英治『中国古代都城の設計と思想—円丘祭祀の歴史的展開—』(勉誠出版、2016年)

佐藤信弥『周一理想化された古代王朝』(中央公論新社、2016年)

白川静『白川静著作集第五巻 金文と経典』(平凡社、2000年)

白川静『白川静著作集別巻 金文通釈1下』(平凡社、2004年)

外村中「魏晉洛陽都城制度攷」(京都大学人文科学研究所『人文学報』99号、2010年)

高木智見「古代中国の庭について」(『名古屋大学東洋史研究報告』第16号、1992年)

田中淡『中国建築史の研究』(弘文堂、1989年)

鶴間和幸『秦帝国の形成と地域』(汲古書院、2013年)

松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院、2002年)

馬彪『秦帝国の領土経営—雲夢龍崗秦簡と始皇帝の禁苑—』(京都大学学術出版会、2013年)

馬彪「秦上林苑における構造とその性格についての研究—秦簡禁苑律による新視点からの探索—」(『山口大学文学会志』、第65巻、2015年3月)

馬彪「中国上古三代城郭制伝統の形成とその性格」(東アジア研究叢書3『東アジア伝統の継承と交流』、白帝社、2016年)

馬彪「漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について—新莽復古改革の由来も含めて—」(『異文化研究』第12号、2018年3月)

馬彪「光武の新莽に「因りて改めず」についての研究—「漢承秦制」と同じく「後漢承新莽制」も存在する説の提出—」(『山口大学文学会志』第68巻、2018年3月)

馬彪「王莽の長安都改造について」(『研究論集』第14集、2019年6月)

村元健一『漢魏晉南北朝時代の都城と陵墓の研究』(汲古書院、2016年)

渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』（校倉書房、2003年）

渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』119巻（12号）、2010年）

渡邊将智「政治空間よりみた後漢の外戚輔政—後漢皇帝支配体制の限界をめぐって—」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第4分冊、2010年）

渡邊義浩 等編『全訳後漢書』（汲古書院、2001—2016年）

研究文献（中文）：

曹旅寧「張家山 336 号漢墓『朝律』的幾個問題」（『華東政法大學學報』、2008 年第 4 期）

常玉芝「鄭州出土的商代牛骨刻辭与社祀遺址」（『中原文物』、2007 年第 5 期）

陳夢家『甲骨卜辭總述』（中華書局、1988 年）

陳夢家『西周銅器斷代』（中華書局、2004 年）

陳戌国『中国礼制史（秦漢卷）』（湖南教育出版社、2011 年）

陳蘇鎮「漢未央宮「殿中」考」（『文史』、2016 年第 2 期）

陳蘇鎮「秦漢殿式建築的布局」（『中国史研究』、2016 年第 3 期）

陳蘇鎮「未央宮四殿考」（『歷史研究』、2016 年第 5 期）

陳蘇鎮「東漢的南宮和北宮」（『文史』、2018 年第 1 期）

陳蘇鎮「東漢的「殿中」和「禁中」」（『中華文史論叢』、2018 年第 1 期）

段鵬琦「漢魏洛陽城的幾個問題」（『中国考古學研究—夏鼐先生考古五十年紀念論文集—』、文物出版、1986 年）

方原「東漢洛陽城的特点及影響」（『河南科技大學學報（社會科學版）』、2008 年第 5 期）

傅熹年『中国古代建築史 第二卷』（中国建築工業出版社、2000 年）

郭璐「秦咸陽象天設都空間模式初探」（『古代文明』、2016 年第 2 期）

韓偉「秦公朝寢鈔探因考釈」（『考古与文物』、1985 年第 2 期）

侯幼彬・李婉貞編『中国古代建築歷史圖說』（中国建築工業出版社、2002 年）

姜波『漢唐都城礼制建築研究』（文物出版社、2003 年）

孔凡敏・丁輝「曲阜魯国故城靈光殿北陛石」（『中国書法・書学』、2017 年第 3 期）

雷從雲・陳紹棣・林秀貞『中国宮殿史』（天津出版社、1995 年）

樂嘉藻『中国建築史』（團結出版社、2005 年、初版 1933 年）

梁思成『中国建築史』（百花文芸出版社、1998 年、初版 1944 年）

遼寧省文物考古研究所編『姜女石—秦行宮遺址發掘報告—』（文物出版社、2010 年）

李久昌『国家、空間与社会—古代洛陽都城空間演變研究—』（三秦出版社、2007 年）

李俊方「漢代皇帝施政礼儀研究」（吉林大学博士論文、2006 年）

李令福『古都西安・秦都咸陽』（西安出版社、2010 年）

- 劉敦楨『中国古代建築史』(中国建築工業出版社、1984年)
- 劉慶柱編『長安春秋』(人民出版社、1988年)
- 劉慶柱·李毓芳『漢長安城』(文物出版社、2003年)
- 劉慶柱主編『中国考古發見与研究 1949-2009』(人民出版社、2010年)
- 劉敘傑主編『中国古代建築史 第一卷』(中国建築工業出版社、2003年)
- 李毓芳「漢長安城未央宮的考古發掘与研究」(『文博』、1995年第3期)
- 樓慶西『中国古代建築』(商務印書館、1997年)
- 馬彪『秦漢豪族社会研究』(中国書店、2002年)
- 馬彪「対戦国秦漢都城の文献探討」(仁荷大学校伽耶文化研究所編『Gimhae Bonghwangdong site Ancient East Asia (金海鳳凰洞遺跡と古代東アジア、김해 봉황동유적과 고대 동아시아)』、周留城出版社、2018年、431-454頁)
- 聶寧「先秦·秦漢「陛下」攷」(『山口大学文学会志』、第68卷、2018年3月)
- 潘谷西主編『中国建築史(第六版)』(中国建築工業出版社、2009年)
- 錢国祥「中国古代漢唐都城形制的演進—由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源—」(『中原文物』、2016年第4期)
- 秦都咸陽考古工作站「秦都咸陽第一号宮殿建築遺址簡報」(『文物』、1976年第11期)
- 曲柄睿「漢代宮省宿衛的四重体系研究」(『古代文明』、2012年第3期)
- 曲柄睿「漢代朝位有広狭二義考」(『江海学刊』、2016年第6期)
- 任日新「山東諸城漢墓画像石」(『文物』、1981年第10期)
- 陝西省考古研究院·宝鷄市考古研究所·千陽県文化館「陝西千陽尚家嶺秦漢建築遺址發掘簡報」(『考古与文物』、2010年第6期)
- 陝西省考古研究院秦漢考古研究室「2008—2017 陝西秦漢考古總述」(『考古与文物』、2018年第5期)
- 陝西省雍城考古隊「秦都雍城鈔探試掘簡報」(『考古与文物』、1985年2期)
- 宋傑「西漢長安的丞相府」(『中国史研究』、2010年第3期)
- 田亜岐「秦雍城沿革与歴史地位研究」(『秦始皇帝陵博物院』、2013年)
- 田亜岐·王元·郁彩玲「秦雍城城郭形態与演變の新視察」(『秦始皇帝陵博物院』、2015年)
- 王健文『奉天承運—古代中国的「国家」概念及其正当性基礎—』(東大図書、1995年)
- 王其鈞『華夏营造：中国古代建築史』(中国建築工業出版社、2005年)
- 王啓敏「東漢洛陽南宮史事考」(『洛陽師範学院学报』、第34卷第6期、2015年6月)
- 王学理「以訛伝訛「咸陽宮」—掃蒙塵頭「冀闕」—対秦都咸陽1号宮殿遺址定性的匡正—」(『文博』、2011年第2期)
- 王学理「「阿房前殿」与「前殿阿房」」(『文博』、2017年第1期)
- 蕭默『中国建築史』(文津出版社、1994年)

- 謝肅「簡論商代的社」(『中原文物』、2008年第5期)
- 許宏『最早的中国』(科学出版社、2009年)
- 徐偉民『秦公帝王陵』(中国青年出版社、2002年)
- 楊朝明「『今本竹書紀年』並非偽書說」(『齊魯學刊』、1997年第6期)
- 楊寬『中国古代都城制度史研究』(上海古籍出版社、1993年)
- 楊鴻勛『宮殿考古通論』(紫禁城出版社、2001年)
- 楊鴻勛『楊鴻勛建築考古學論文集(增訂版)』(清華大學出版社、2008年)
- 于倬雲『中国宮殿建築論文集』(紫禁城出版社、2002年)
- 張法「上古儀式中心從宗廟到宮殿的演進」(『上海大學學報(社會科學版)』、2015年第5期)
- 張鳴華「東漢南宮考」(『中國史研究』、2004年第2期)
- 鄭傑祥「鄭州商城社祭遺址新探究」(『中原文物』、2010年第5期)
- 中國國家博物館編『文物中國史·秦漢時代』(山西教育出版社、2003年)
- 中國社會科學院考古研究所編『漢長安城未央宮1980-1989年考古發掘報告』(中國大百科全書出版社、1996年)
- 中國社會科學院考古研究所編『中國考古學·秦漢卷』(中國社會科學出版社、2010年)
- 中國社會科學院考古研究所漢長安城工作隊·西安市漢長安城遺址保管所編『漢長安城遺址研究』(科學出版社、2006年)
- 中國社會科學院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師商城發掘簡報」(『考古』、1999年第2期)
- 中國社會科學院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師商城宮城第五號宮殿建築基址」(『考古』、2017年第10期)
- 中國社會科學院考古研究所河南二隊「1984年春偃師尸鄉溝商城宮殿遺址發掘簡報」(『考古』、1985年第4期)
- 鐘志輝「漢末公車令朝位變動及「都官長史」考辨」(『南陽師範學院學報(社會科學版)』、第15卷第11期、2016年11月)
- 周長山『漢代城市研究』(人民出版社、2001年)